

512

273



始



10.3.6

R20333
TA



高島素之著

社會問題辭典

新潮社出版

大正
14.9.24
小冊

序

思想の普及といふものは恐ろしいもので、日本に社會問題の思想がやや科學的の意味で萌し初めてから、まだ三十年にもなるかならないのであるが、その當時と今日とを比較すると殆んど別世界の感がする。當時一二の先覺者に依り、單なる外來思想として、又は珍奇なる専門思想として主張唱道され、これに對して特殊の興味を抱く少數の共鳴者もただ他動的に先覺專家の説を聽いて、一般世人に通用しない知識の特權を獨占し享樂するといふ有様であつたが、今日ではそれが全く趣きを一變してしまつた。今日、社會問題といふ對象は、もはや少數專家の特殊研究にのみ屬するものではなく、社會的知識の水準となり、常識となつてゐるのである。

勿論、今日でも斯種の問題に殆んど何等の興味を感じない如く見える人々もある。然し少なくとも、多少の教養あり、讀書慾を有し、社會、政治、文藝、宗教その他高級の知識的精神的生活部に幾分の接觸を有してゐる人々で、社會問題に全然興味を感じないといふものはなく、この方面に於ける大體の概念を固め、知識資料を貯へずしては、時世の流れに掉して行くことはできない。嘗ては一部少數者の特殊専門的知識であつた社會問題の思想も、今や斯くして社會的知識の常識的水準となるに至つたのである。

尤もこの社會的知識といひ、常識的水準といふものにも、いろいろた意義がある。たとへば嘗て、社會主義者を以つて人も許し、みづからも任じてゐる人たちの間に、アダム・イヴの富國論を云々し、マルクスの人口論を喋々したものがあつて物笑ひの種を蒔いたことがあるが、富國論といへばアダム・スミス、人口論といへばマルサス、資本論がマルクスで、レニンは共産

主義——と、いふやうな程度の知識なくしては、今日まとも赤面なしの世渡りは出来ない。この意味に於いて、かかる程度の知識は今日の社會における常識的知識水準となつてゐるといひ得るのである。

然し常識は固定のものではない。知識が常識化すると同様に、常識そのものの知識水準が全體的に絶えず向上してゐることも事實である。富國論から聯想されるものがアダム・スミスであつて、アダム・イヴではないといふ程度の知識が常識的の水準を成してゐる時代もあつたが、その程度の知識を知識として表白することそれ自身が既に赤面の種となり、進んで富國論とは如何なる内容の書であり、アダム・スミスといふ人は如何なる経歴の人で、社會思想の潮流に對して如何なる位置を占めてゐるかといふやうなことを、専門的でないまでも大體は心得て居らなければならぬ。それを心得ることが特權でなくて、心得ないものが水準以下であるといふことになる。今日はもう其時代に入りかけてゐるのである。

私が『社會問題辭典』を編纂しようとして考へた第一の動機は、社會問題に關する斯種の常識——謂はば高級常識の指針を與へたいといふことであつた。この目的を以つて編纂された本書は、老幼男女を問はず、職の甲乙を論ぜず、學生にも、主婦にも、勞働者にも、資本家にも、政治家にも、文藝家にも、僧侶にも、學校教師にも、必らず一讀せらるべきものであり、一讀して大きな益はないとしても、少なくとも私の謂ふ高級常識の温室となり合財袋となるだけの効力は絶無でないといふと堅く信ずるものである。

だが、本書の目的は、單にそれだけに止まるものではない。私は本書を以つて更らにいま一步進んだ目的にも役立たせたいのである。それは専門家の立場にある人が、専門外から専門に關聯した言論をなし、文章を書き、行動を處理するといふやうな必要に迫られた場合、それに對して極めて手軽簡便に参考の用を辨せさせることである。議員の立候補演説にも、今日ではもう昔ながらの、既成政黨がどうしたの、舉國一致がどうしたのといふ事だけでは通用しない。一切の政治が社會化して來る

如く、社會問題も政治の重要な部分を占めるやうになるのである。そこで代議士の演説に於いても、舊來の形式的政論のみでなく、經濟問題や、社會問題が可なりに主要な範圍を占めて來なければならぬ。文藝家が評論を書き、宗教家が青年の間に傳道し、資本家が勞働爭議の對策する場合についても同様である。

これらの場合に對して、専門的に難解ではなく、輕便簡易にして而も相當根據ある指針と資料とを提供したいといふのが、本書編纂上の第二の目的である。

本書は私にとつて、第三回の試みである。私が初めて『社會問題辭典』の編纂に志したのは大正九年の頃で、助手も揃ひ或る程度まで起稿にも著手したのであつたが、種々なる事故のため著手後約半年にして中絶するの已むなきに立ち至つた。その後、大正十一年に至り佐野學氏との共同で再び此計畫に著手し、約一年間にして原稿も兎にかく整つたのであつたが、震災のため全部烏有に歸してしまつた。茲に刊行するものは、右の第二回のプランを基礎として、更に訂正を施し、その後生じた新たな事實をも追加して面目を一新させたものである。

本書は成るべく項目を多くし、廣い意味での社會問題に關聯した事項を出來得る限り多く包括させようとしたため、自然私自身にとつては専門外にわたつた對象にも觸れざるを得なくなつた。随つて夫々の専門家から見れば、随分不備な所も多々あるであらうと信じられるが、これについては各方面からの叱正を乞ふのほかはない。

また狹義に於ける私自身の専門に關した範圍内でも、錯誤、不十分、その他の缺點があり、且つ編纂上重要な項目を逸して比較的重要なものを採用したり、統計的事實に最近のものを収録し得なかつたといふやうな不手際も決して少くないであらうと懸念されるのであるが、此等の訂正は總べて將來に待つこととし、茲に一先づ現在の形で江湖に見える次第である。

本書の校正進行中、慶大教授小泉信三氏から最近ラッポルトなる人の『社會主義辭典』(Dictionary of Socialism by Angelo S. Rapoport) がイギリスで發行されたことを教へて下さつたので、参考にもと思ひ早速書肆に取寄せ方を依頼したのであつたが、遂に間に合はなかつた。茲に特記して、小泉氏の厚意を謝する。

大正十四年五月十二日

高 島 素 之 誌 す

凡 例

- 一、各項目はアルハベット順に編輯し、嚴密の假名使ひに依らず、通用の棒讀みに従つた。例へば『労働』は『ラウドウ』とせず『ロードー』とせる如くである。
- 二、歐米の地名は成るべく通用の漢字を使用することにしたが、便宜上片假名を以つてした所もある。
- 三、原語にてエルの頭字を有するものはアールの部に、ケーと同音のシーはケーの部に、キューはケーの部に、エーと同意のユーはエーの部に包含せしめた。
- 四、日本人名は故人にのみ局限し、現存の人物は總べて削除した。
- 五、ヴィの頭字を有する固有名は、大體『ヴ』の言を守つたが、通用のもので『バ』行音に従つた所もある。
- 六、書き洩らした事項で校正中氣づいたものは、アルハベット各部の終末に補遺として附け加へることに努めた。校了後新たに生じた事件や、死亡した人物については、如何ともすることが出来なかつた。普通選舉法や治安維持法が僅少の補遺を除き殆んど全部書き洩らされ、ゴムバースが存命中の人の如く書かれてゐることは是非もない。
- 七、本書の編輯については、第二回の共編者たりし佐野學氏(綴文)は言ふ迄もなく、知友小栗慶太郎、矢部周、神永文三宮崎市八諸君の助力を受けること少なくなかつた。此等諸君の勞に比すれば、著者の努力の如きは寧ろ至つて鮮少であつたことを明かにして置く。

總目次

A

アッペ……………一
 アヴェリング……………一
 アドラー(フィクトル)……………一
 アドラー(フリードリッヒ)……………二
 鴉片……………二
 アイ・ダブリュー・ダブリュー……………二
 アイコノクラズム……………六
 愛國主義……………六
 アイス……………六
 阿直岐……………七
 アカデミー……………七
 赤旗事件……………七
 アークライト……………八
 尼……………八
 甘粕事件……………八
 天草一揆……………八
 雨森芳洲……………九
 アメリカの獨立宣言……………九
 アナーキズム……………二

B

アナクロニズム……………二
 闇齋學……………三
 暗殺……………三
 晏子……………三
 安息日……………三
 青木昆陽……………四
 アポロ……………四
 新井白石……………五
 アリストクラシー……………五
 アリストテレース……………五
 アリストテレース説……………五
 淺見綱齋……………八
 足輕……………八
 足尾銅山……………九
 アスキス……………九
 字……………二〇

買買結婚……………二
 買辦……………二
 賈淫……………二
 パーディー……………三
 パクニン……………三
 萬國主義……………三
 婆羅門教……………三

馬政……………三
 バザール……………三
 部……………三
 ベーベル……………三
 米價調節……………三
 米國貨幣制度……………三
 米國工場法……………三
 米國救貧事業……………三
 米國労働聯合會……………三
 米國労働運動……………三
 米國社會主義運動……………三
 ベーコン……………三
 ベニームバグエルク……………三
 辯護士……………三
 辯證法……………三
 ベンナム……………三
 ベラミー……………三
 白耳義貨幣制度……………三
 ベルン協約……………三
 美……………三
 美學……………三
 美術……………三
 備荒……………三
 跛行本位……………三
 ビスマルク……………三

暴動……………三
 貿易權衡說……………三
 ボイコット……………三
 母系……………三
 母權……………三
 墨銀……………三
 ボリシエキー……………三
 ボリシエキズム……………三
 暴利取締令……………三
 母性保護論……………三
 紡績……………三
 紡績職工……………三
 物價……………三
 物價定率……………三
 物價と貨銀の關係……………三
 佛教……………三
 分益義……………三
 文藝復興……………三
 分業……………三
 文化……………三
 文化國家……………三
 文化生活……………三
 文化主義……………三
 文化運動……………三
 文明……………三

エベルト	一四三
江戸	一四三
營業稅	一四三
英國貨幣制度	一四三
英國勞働運動	一四三
英國社會主義運動	一四三
永小作制度	一四三
永小作權	一四三
演繹學派	一四三
演繹法	一四三
エンゲルス	一四三
憲法論	一四三
營利	一四三
營利資本	一四三
營利勸勵	一四三
エルフルト政綱	一四三
穰多	一四三

F

フアンシシテ	一四三
扶持	一四三
札差	一四三
フエビアン協會	一四九
夫役	一四九
フェミニズム	一四九
不具勞働者問題	一五三
不變資本	一五三
フイヒテ	一五三
回々教	一五三
フィジオクラット	一五三
フィリップボヴィッチ	一五三
婦人解放論	一五五
婦人問題	一五五
婦人勞働問題	一五五
婦人參政權問題	一五五
婦人職業問題	一五五
婦人運動	一五五
藤田幽谷	一五五
不換紙幣	一五五
不景氣	一五五
父系	一五五
父權	一五五
復興論	一五五
復興會議	一五五
富國論	一五五
服役結婚	一五五

復合國	一六八
複本位	一六八
複選舉制	一六八
福澤諭吉	一六八
複稅制度	一六八
フランクリン	一六八
フランス(アナートル)	一六八
佛蘭西貨幣制度	一六八
佛蘭西革命	一六八
佛蘭西工場法	一六八
佛蘭西救貧事業	一六八
佛蘭西勞働運動	一六八
佛蘭西社會主義運動	一六八
浮浪	一六八
不勞所得	一六八
フリエ	一六八
俘虜	一六八
不當利得	一六八
普通警察	一六八
普通教育	一六八
普通選舉	一六八

G

外交	一八四
外國郵便	一八四
外國郵便爲替	一八五
概念	一八五
街娼	一八五
藝術	一八五
藝術勸勵	一八五
藝術的社會主義	一八五
現物交換	一八五
原人	一八五
現實	一八五
限界效用	一八五
原告	一八五
言論壓迫	一八五
減債基金	一八五
原始狀態	一八五
原始期	一八五
原始社會	一八五
原始共濟制	一八五
元子論	一八五
現象	一八五
元首	一八五
元素	一八五
藝者	一八五
藝妓	一八五
ゲーテ	一八五
議會	一八五

文明病	一六五
分産主義	一六五
ブランドス	一六五
ブラン	一六五
ブランキ	一六五
ブラッセル會議	一六五
ブレントノ	一六五
ブルジョア	一六五
武士道	一六五
物資供給令	一六五
物質	一六五
ブリス	一六五
物々交換	一六五
物理學	一六五
部族	一六五
平等	一六五
ピュヒア	一六五
チアチスト運動	一六五
チアチズム	一六五
治安警察法	一六五
地代	一六五
地代學說	一六五
地代農地	一六五

C

地域團體	一七九
治外法權	一七九
地行	一七九
地方財政	一七九
地方稅	一七九
地上權	一七九
地價	一七九
知覺	一七九
治警十七條	一七九
治警撤廢運動	一七九
賃銀	一七九
賃金奴隸	一七九
賃銀基金說	一七九
賃銀鐵則	一七九
賃料	一七九
地主	一七九
地理學的社會學	一七九
知識階級	一七九
地租	一七九
懲役	一七九
徵發令	一七九
徵兵	一七九
徵兵保險	一七九
直接行動	一七九
直接稅	一七九

鑄貨	一八〇
中間階級	一八〇
中間階級運動	一八〇
中央集權	一八〇
仲裁裁判制	一八〇
中産階級	一八〇
中産階級運動	一八〇
中世ギルド	一八〇
中世手工業組合	一八〇
抽象	一八〇
中等教員	一八〇
大地主	一八〇
大英國鐵夫聯合會	一八〇
大逆事件	一八〇
代理商	一八〇
代替の法則	一八〇
男女同權主義	一八〇
ダンピング	一八〇
團體移民	一八〇
團體交渉權	一八〇
ダニエル(デ・レオン)	一八〇
ダイキン	一八〇
太宰春臺	一八〇

D

デブス	一八〇
デ・フリー説	一八〇
デモクラシー	一八〇
電氣工業	一八〇
傳來需要の法則	一八〇
電信	一八〇
田租	一八〇
電話	一八〇
デパートメントストア	一八〇
動物虐待防止事業	一八〇
同業組合運動	一八〇
同業組合制度	一八〇
獨逸革命	一八〇
獨逸勞働運動	一八〇
獨逸社會主義運動	一八〇
土人問題	一八〇
獨裁政治	一八〇
獨占	一八〇
同盟罷業	一八〇
同盟罷工	一八〇
奴隸問題	一八〇
動産銀行	一八〇
動産稅	一八〇
遺囑執行	一八〇
同族結婚	一八〇

保險政策	二二六
俸給	二二六
俸給生活者問題	二二九
本位貨幣	二二〇
本刑	二二〇
放任主義	二二〇
本能	二二〇
法王	二二〇
法理學	二二一
法理哲學	二二一
法律	二二一
法律行爲	二二二
保釋	二二二
法定貸銀法	二二二
法的社會主義	二二二
報德主義	二二二
百科全書派	二二二
ヒューマニズム	二二二
ヒューム	二二二
II	
帷帳上奏	二二七
市	二二七
舍人親王	二二八
英吉利貨幣制度	二二八
J	
英吉利勞働運動	二二八
英吉利社會主義運動	二二八
移住民	二二八
一揆	二二八
生田國秀	二二八
移民	二二八
移民制限	二二八
因果說	二二八
インターナショナル	二二八
一夫一婦	二二八
一夫多妻	二二八
イリ	二二八
伊勢商人	二二八
石田梅巖	二二八
意志哲學	二二八
一妻多夫	二二八
板垣退助	二二八
伊太利勞働運動	二二八
伊太利社會主義運動	二二八
伊藤仁齋	二二八
伊藤東涯	二二八
糸割符	二二八
異族結婚	二二八
ハンター	二二八
ハンザ同盟	二二八
犯罪	二二八
犯罪學	二二八
犯罪人類學	二二八
犯罪階級	二二八
犯罪社會學	二二八
犯罪心理學	二二八
犯罪種族	二二八
破産	二二八
發生學	二二八
發生的心理學	二二八
ハウプトマン	二二八
併合罪	二二八
平均利潤率	二二八
平行本位	二二八
平民圖書館	二二八
ヘンダーソン	二二八
ヘルツカ	二二八
ヘルツェン	二二八
平和主義	二二八
非賣同盟	二二八
罷業破り	二二八
非常徵發令	二二八
被告人	二二八
飛脚	二二八
祕密結社	二二八
貧民問題	二二八
比例代表制	二二八
ヒルデブランド	二二八
ヒルシュツンケル組合	二二八
被選階級	二二八
被選舉權	二二八
非職階級	二二八
被支配階級	二二八
法	二二八
保安警察	二二八
ホブソン	二二八
法治國	二二八
保護貿易	二二八
保護國	二二八
保護勞働者	二二八
法醫學	二二八
ホイットレー案	二二八
ホッヂスキ	二二八
補助貨幣	二二八
法貨	二二八
保險	二二八
保險業法	二二八
封建制度	二二八
寺社領	二二八
自足經濟	二二八
實踐社會學	二二八
實證主義	二二八
實物支拂	二二八
實業補習學校	二二八
實利主義	二二八
自由貿易	二二八
自由勞働者	二二八
自由職業	二二八
自由都市	二二八
デューチ(ヘンリー)	二二八
デューチ(ロイド)	二二八
慈善	二二八
常平倉	二二八
女權擴張論	二二八
ジョレス	二二八
條約改正	二二八
剩餘價值	二二八
十字軍	二二八
從價稅及從量稅	二二八
重農主義	二二八
純正社會學	二二八
殉死	二二八
住宅問題	二二八

議會政治	一九五
義務	一九五
銀本位	一九六
銀座	一九六
ギルド	一九六
ギルド社會主義	一九六
義倉	二〇〇
義勇兵	二〇〇
ゴッドキン	二〇一
五月一日	二〇一
合意結婚	二〇一
獄門	二〇一
合名會社	二〇三
ゴムパーズ	二〇三
五人組	二〇三
ゴリキ	二〇三
合理主義	二〇三
ゴールドマン	二〇三
合資會社	二〇四
ゴッセン	二〇四
軍人	二〇四
軍需品	二〇四
軍國主義	二〇四
軍政	二〇五
群衆心理	二〇五
H	
グレシム法則	二〇五
行政	二〇六
行政法	二〇六
行政權	二〇六
行政裁判	二〇七
ハーデー	二〇八
ハーゼ	二〇八
ハインドマン	二〇八
排日	二〇八
配當	二〇八
博愛主義	二〇九
博物學	二〇九
ハックスレー	二〇九
販賣組合	二〇九
飯場制度	二〇九
範疇	二〇九
班田	二〇九
班田收授法	二〇九
汎獨主義	二〇九
濼學	二〇九
版權	二〇九
煩瑣哲學	二〇九
藩札	二〇九
ハンター	二二八
ハンザ同盟	二二八
犯罪	二二八
犯罪學	二二八
犯罪人類學	二二八
犯罪階級	二二八
犯罪社會學	二二八
犯罪心理學	二二八
犯罪種族	二二八
破産	二二八
發生學	二二八
發生的心理學	二二八
ハウプトマン	二二八
併合罪	二二八
平均利潤率	二二八
平行本位	二二八
平民圖書館	二二八
ヘンダーソン	二二八
ヘルツカ	二二八
ヘルツェン	二二八
平和主義	二二八
非賣同盟	二二八
罷業破り	二二八
非常徵發令	二二八
被告人	二二八
飛脚	二二八
祕密結社	二二八
貧民問題	二二八
比例代表制	二二八
ヒルデブランド	二二八
ヒルシュツンケル組合	二二八
被選階級	二二八
被選舉權	二二八
非職階級	二二八
被支配階級	二二八
法	二二八
保安警察	二二八
ホブソン	二二八
法治國	二二八
保護貿易	二二八
保護國	二二八
保護勞働者	二二八
法醫學	二二八
ホイットレー案	二二八
ホッヂスキ	二二八
補助貨幣	二二八
法貨	二二八
保險	二二八
保險業法	二二八
封建制度	二二八
寺社領	二二八
自足經濟	二二八
實踐社會學	二二八
實證主義	二二八
實物支拂	二二八
實業補習學校	二二八
實利主義	二二八
自由貿易	二二八
自由勞働者	二二八
自由職業	二二八
自由都市	二二八
デューチ(ヘンリー)	二二八
デューチ(ロイド)	二二八
慈善	二二八
常平倉	二二八
女權擴張論	二二八
ジョレス	二二八
條約改正	二二八
剩餘價值	二二八
十字軍	二二八
從價稅及從量稅	二二八
重農主義	二二八
純正社會學	二二八
殉死	二二八
住宅問題	二二八

刑罰論	三三
經驗論	三三
景氣	三三
結婚	三三
檢見	三三
啓蒙	三三
刑務所	三三
檢地	三三
建築組合	三三
ケネー	三三
憲法黨	三三
犬儒學派	三三
健康保險	三三
憲兵	三三
憲法	三三
權利株	三三
權力關係	三三
憲政擁護運動	三三
警察國家	三三
警察廳	三三
結社	三三
血族團體	三三
契約說	三三
經濟學	三三
經濟政策	三三〇
經濟學派	三三一
企業	三三一
企業家	三三一
記述的社會學	三三一
歸化	三三一
機械	三三一
機會均等主義	三三一
機械的連帶	三三一
金銀比價	三三一
金本位	三三一
キニク學派	三三一
金爲替本位	三三一
筋肉勞動	三三一
歸納法	三三一
機能社會	三三一
勤勞所得	三三一
近世國家	三三一
禁酒運動	三三一
禁慾主義	三三一
金融	三三一
金融機關	三三一
金融市場	三三一
金座	三三一
カレノ學派	三三二
切米	三三二
基督教	三三二
基督教青年會	三三二
基督教社會主義	三三二
季節勞動	三三二
騎士	三三二
貴族	三三二
貴族政治	三三二
講	三三二
講壇社會主義	三三二
公田	三三二
鑛毒問題	三三二
公營保險	三三二
鑛夫	三三二
鑛夫履傭勞役規則	三三二
鑛夫勞動帳簿	三三二
小切手	三三二
小口保險	三三二
鑛業	三三二
工業簿記	三三二
工業動員	三三二
工業衛生	三三二
鑛業法	三三二
間接稅	三三三
管子	三三三
カント	三三三
官有地	三三三
關稅	三三三
關稅同盟	三三三
關稅制度	三三三
家屋稅	三三三
カーペンター	三三三
カーライル	三三三
假出獄	三三三
過勞	三三三
カルテル	三三三
家資分散	三三三
過小地主	三三三
寡頭政治	三三三
カウフハウス	三三三
カウツキ	三三三
家族	三三三
華族	三三三
家族經濟	三三三
家族經濟的工業	三三三
家族共產體	三三三
經營	三三三
經營協議會	三三三
鑛業警察	三三三
鑛業權者	三三三
工業立國	三三三
鑛業勞動者	三三三
工業裁判	三三三
工業政策	三三三
工業的封建主義	三三三
工業的社會問題	三三三
鑛業特設電話	三三三
職員	三三三
個人警察	三三三
個人主義	三三三
個人的快樂主義	三三三
工場	三三三
工場衛生	三三三
工場閉鎖	三三三
工場法	三三三
工場委員會制度	三三三
工場監督官	三三三
工場勞動者	三三三
工場制工業	三三三
工場的手工業	三三三
交換	三三三
膏血制度	三三三
公企業	三三三

姓	二六五
カペー	二六五
株	二六五
株券	二六五
株金	二六五
株主	二六五
株式	二六五
株式合資會社	二六五
株式會社	二六五
價值論	二六六
價值	二六六
家長政治	二六六
家長	二六六
家長政治	二六六
科學	二六六
化學工業	二六六
科學的實在論	二六六
科學的管理法	二六六
科學的社會主義	二六六
過激派	二六六
過激主義	二六六
貨幣	二六六
貨幣經濟	二六六
可變資本	二九五
貨幣數量說	二九五
貝原益軒	二九五
海外移民	二九五
戒嚴	二九五
海上保險	二九五
會計檢査院	二九五
閉鎖	二九五
階級	二九五
階級鬥爭	二九五
快樂經濟	二九五
快樂主義	二九五
替錢	二九五
廻船	二九五
會社	二九五
買占	二九五
會所	二九五
海底電信	二九五
海運同盟	二九五
海運補助金	二九五
海運政策	二九五
改善說	二九五
價格	二九五
革命	二九五
神	二九五
カムパネラ	二九八
家内工業	二九八
看護婦	二九八
監獄	二九八
監獄衛生	二九八
官業	二九八
官業勞動者	二九八
簡易保險	二九八
簡易食堂	二九八
簡易特別裁判所	二九八
感情	二九八
感化法	二九八
感化院	二九八
感化事業	二九八
感覺論	二九八
感覺及び感官	二九八
官憲	二九八
勸工場	二九八
觀念	二九八
官報	二九八
韓非子	二九八
官吏	二九八
官僚	二九八
官僚政治	二九八
官制	二九八
間接稅	三〇〇
管子	三〇〇
カント	三〇〇
官有地	三〇〇
關稅	三〇〇
關稅同盟	三〇〇
關稅制度	三〇〇
家屋稅	三〇〇
カーペンター	三〇〇
カーライル	三〇〇
假出獄	三〇〇
過勞	三〇〇
カルテル	三〇〇
家資分散	三〇〇
過小地主	三〇〇
寡頭政治	三〇〇
カウフハウス	三〇〇
カウツキ	三〇〇
家族	三〇〇
華族	三〇〇
家族經濟	三〇〇
家族經濟的工業	三〇〇
家族共產體	三〇〇
經營	三〇〇
經營協議會	三〇〇
鑛業警察	三〇〇
鑛業權者	三〇〇
工業立國	三〇〇
鑛業勞動者	三〇〇
工業裁判	三〇〇
工業政策	三〇〇
工業的封建主義	三〇〇
工業的社會問題	三〇〇
鑛業特設電話	三〇〇
職員	三〇〇
個人警察	三〇〇
個人主義	三〇〇
個人的快樂主義	三〇〇
工場	三〇〇
工場衛生	三〇〇
工場閉鎖	三〇〇
工場法	三〇〇
工場委員會制度	三〇〇
工場監督官	三〇〇
工場勞動者	三〇〇
工場制工業	三〇〇
工場的手工業	三〇〇
交換	三〇〇
膏血制度	三〇〇
公企業	三〇〇

國家	三九〇	國際道德	三九〇	耕種組織	四〇九
國家學	三九一	國際法規	四〇〇	公衆的快樂主義	四一〇
國家聯合	三九二	國際價值學說	四〇〇	コスモポリタニズム	四一一
國家社會主義	三九三	國際貨幣	四〇一	個體發生	四一二
國家有機體說	三九三	國際公法	四〇一	交代本位	四一三
國家庫	三九四	國際聯盟	四〇二	固定資本	四一四
國教	三九四	國際勞動會議	四〇二	古典學派	四一五
廣告	三九五	國際勞動規約	四〇二	高等警察	四一五
鑛區	三九五	國際勞働者保護法	四〇三	幸徳秋水	四一六
國語	三九六	國際私法	四〇五	交通	四一六
國號	三九六	國際調查	四〇五	交通政策	四一七
國法	三九六	國籍	四〇六	小賣	四一七
國民	三九七	國葬	四〇六	小賣商業	四一七
國民道德	三九七	穀倉院	四〇六	小賣大商店	四一七
國民保險	三九七	國體	四〇六	履備者責任法	四一九
國民經濟	三九七	國有林野	四〇六	鑛山勞働者	四二〇
國民經濟學	三九八	公共組合	四〇七	クバード	四二〇
國民性	三九八	米相場	四〇七	口分田	四二一
石壁	三九八	公民	四〇七	苦汗制度	四二一
穀物條例	三九八	コムニオン	四〇八	熊澤蕃山	四二一
穀物倉庫業	三九八	小物成	四〇八	組	四二二
國立保險	三九八	コンマーシアリズム	四〇八	組合	四二二
國債	三九八	小宮山昌秀	四〇八	動章	四二二
		鑛務署	四〇八	クラフト・ギルド	四二二
		コムニニズム	四〇九	クライオンズ	四二三

クラーク	四三四	局外中立	四四四	マクトナルド	四六〇	モラトリウム	四七四
君主政治	四三四	供給と需要	四四五	マンチエスタター學派	四六〇	モリス(ウキリアム)	四七五
君主特權	四三五	虛無	四四六	マニユファクチュア	四六〇	ムソソリーニ	四七六
栗田栗里	四三五	虛無主義及虛無黨	四四六	マノール	四六二		
クロボトキン	四三五	教理	四四七	マルチブル・ストア	四六三		
クルツール	四三六	共濟組合	四四七	マルク團體	四六三		
草間直方	四三六	共產主義	四四九	マルクス	四六四	中江兆民	四七七
空想的社會主義	四三六	共產黨	四四九	マルサス	四六五	南北戰爭	四七七
苦痛經濟	四三六	共產黨事件	四五〇	マルサス主義	四六六	日本文學史上の社會問題	四七八
キアピタリズム	四三七	強制保險制度	四五一	メイ・デー	四六六	日本法制史	四八〇
競賣	四三七	競争衝動	四五二	メンガー	四六六	日本經濟史	四八〇
協調會	四三七	供託	四五三	メニシエキキ	四六八	日本經濟史	四八〇
共同經營	四三八	協約労働	四五三	民本主義	四六八	日本工業史	四八六
共同經濟	四三九	共和政治	四五四	民衆藝術	四六九	日本農民組合	四八七
共同耕作制度	四三九	救貧負擔	四五五	民衆娛樂	四七〇	日本勞働總同盟	四八九
共同市場	四四〇	救貧收入	四五五	民主主義	四七〇	日本宗教史	四八九
共業	四四一	救貧稅	四五五	民族心理學	四七一	日本財政史	四九〇
協業	四四一	救助權	四五五	ミラボー	四七一	人間主義	四九一
協業運動	四四二	獨教社會運動	四五六	ミル(ジェームズ)	四七一	農奴	四九一
共變法	四四二	給料	四五七	ミル(ジョン・スチュアート)	四七二	農業	四九一
教育學	四四三	救世軍	四五七	モーア	四七三	農業保險	四九二
教育統計	四四三			模倣說	四七三	農業金融	四九二
教化	四四四			モンロー主義	四七四	農業勞働者	四九三
教權主義	四四四			モンテスキュー	四七四	農業政策	四九三
恐慌	四四四					農業資本	四九四
						農業信用	四九四

M

N

ルッソー(ワルテック)	五六八
ルーズベルト	五六九
サボターヂュ	五七〇
裁判所	五七〇
裁判官	五七一
歳計	五七一
最惠國條款	五七二
歳入	五七三
歳出	五七三
最低賃銀法	五七三
左傾	五七五
搾取階級	五七五
産業革命	五七五
産業組合	五七七
産業豫備軍	五七七
サンデカリズム	五七九
産兒制限	五八二
三權分立	五八三
産婦保険	五八三
サン・シモン	五八四
サン・シモン黨	五八四
生物學	五八五
政府	五八五
政治學	五六六
關	五六七
赤衛軍	五六八
實付	五六八
赤十字條約	五六八
赤十字社	五六九
節儉の令	五六九
生命保険	五七〇
セーニア	五七〇
選挙	五七〇
選挙權	五七一
選挙制度	五七二
戦闘員	五七三
製鍊業	五七四
セリグマン	五七四
生産	五七四
生産過剩	五七五
生産組合	五七六
生産力學說	五七八
生存保險	五七八
生存權	五七八
生存競争	五八九
生存最小限度	五九〇
政黨	五九〇
正統學派	五九〇
立法	五九二
リープクネヒト(カール)	五九三
リープクネヒト(ウケルヘルム)	五九三
利益分配制度	五九三
リカルド	五九六
臨時物資供給令	五九六
利子	五九六
労働保險	五九六
労働條件	五九六
労働會議所	五九六
労働階級	五九六
労働權	五九六
労働嫌惡	五九六
労働契約	五九六
労働組合	五九六
労働組合法	五九六
労働局	五九六
労働問題	五九六
労働及労働力	五九六
労働者	五九六
労働者保護法	五九六
労働者結社	五九六
資本家階級	五九七
資本集積	五九七
資本主義	五九七
資本主義	五九七
資本集積說	五九七
シーデー・テイ	五九七
市場	五九七
私刑	五九七
死刑廢止論	五九七
鳥田一郎	五九七
新聞紙法	五九七
新ダーキニ説	五九七
新ヘーゲル學派	五九七
シンデケート	五九七
新カント學派	五九七
進化說	五九七
神權政治	五九七
新マルサス主義	五九七
新プラトン説	五九七
新ラマルク説	五九七
心理學	五九七
森林	五九七
森林組合	五九七
信用	五九七
信用貸付組合	五九七
信用經濟	五九七

農業信用組合	四九八
農工銀行	四九九
農村問題	四九九
奴婢	五〇〇
王安石	五〇三
オーエン	五〇三
获生徂徠	五〇四
オイケン	五〇四
温情主義	五〇四
大安麻呂	五〇六
オッペンハイマー	五〇六
和蘭貨幣制度	五〇六
卸賣商業	五〇六
大鹽平八郎	五〇七
埃太利匈牙利貨幣制度	五〇七
オートクラシー	五〇七
パンカリスト(エメリン)	五二二
パンカリスト(クリスタベル)	五二二
パッテン	五〇八
ブラゲマチズム	五〇九
ブライス	五〇九
ブラトン	五二〇
ブレハノフ	五二〇
プロミスキイテイ	五二〇
プロバガンダ	五二〇
プロレタリア	五二〇
ブルドーン	五二〇
票	五二二
ラファルグ	五二三
ライン都市同盟	五二三
ラマルク	五二三
ラマルク説	五二三
ラルキン	五二四
ラッサレ	五二四
レヴィジョニズム	五二五
レイドラー	五二七
歴史	五二八
歴史派經濟學	五二八
歴史哲學	五二九
聯合國家	五三〇
レニン	五三〇
リ	五三二
立法	五九二
リープクネヒト(カール)	五九三
リープクネヒト(ウケルヘルム)	五九三
利益分配制度	五九三
リカルド	五九六
臨時物資供給令	五九六
利子	五九六
労働保險	五九六
労働條件	五九六
労働會議所	五九六
労働階級	五九六
労働權	五九六
労働嫌惡	五九六
労働契約	五九六
労働組合	五九六
労働組合法	五九六
労働局	五九六
労働問題	五九六
労働及労働力	五九六
労働者	五九六
労働者保護法	五九六
労働者結社	五九六
労働者教育	五九七
労働市場	五九七
労働植民	五九七
労働争議	五九七
労働取引所	五九七
労働運動	五九七
労働全收權	五九七
老後保險	五九七
勞兵會	五九七
ローチアース	五九七
ロック	五九七
ロックアウト	五九七
ロックフェラー	五九七
ロンブロー	五九七
ロンドン(ジアック)	五九七
勞農政府	五九七
論理學	五九七
ロリア	五九七
露西亞革命	五九七
勞資協同主義	五九七
ロツシアー	五九七
ロツス	五九七
ルクセンブルグ	五九七
ルロアボトリュー	五九七
ルッソー(ジャン・ジアック)	五九七

社會問題辭典

高 畠 素 之 著

アッペ (ヘルンスト)

エルンスト・アッペ (Ernst Abbe) は一八四〇年一月二十二日獨逸アイゼナハに生る。父は紡績職工である。實業學校を卒業後、イエナギッティンゲン兩大學で、數學、物理學、天文學、哲學を學び、一八六一年「ドクトル」の學位を受け、暫くフランクフルト物理學校の教師を勤め、同六三年イエナ大學の私講師となり、七〇年助教となり、七八年以後教授となり七七年以後天文臺長を兼ねた。是より先、一八六九年精巧器械製造業者カール・ツァイスの請を容れて事業に加はり、顯微鏡を改良して大に成功を収め、同工場の顯微鏡其他の光學器械は到る處に賞讃された。工場

は世界一流のものとなり、一八八八年以後ツァイスの死によつて、アッペの單獨經營に移る事となつたが、彼は全事業をカールツァイス財團なる法人の所有とし、純益は各種の幸福増進設備、大學其他の公益事業の費用に投ずることとした。彼がツァイス工場で試みた、勞働率の實驗は有名である。一九〇〇年四月より翌年三月に至る一年間に於て、從來九月間であつた同工場の勞働時間を八時間として試みた結果、勞働時間の短縮は反つて生産額の増大を來し、勞働者の收入を増すことが證明された。アッペは一九〇五年に死んだ。

アヴェリング (エドワード)

エドワード・アヴェリング (Edward Aveling) は、一八五一年英國に生る。ケンブリッジ大學に入り、ミハエル・ホスターの弟子となつた。卒業後單科大學の藥物學及生理學の教授となり、ロンドン病院に於て比較解剖學を教授し、而して一八八二年ロンドン學校會議の

議員となつた。その後彼は、公然無神論を唱へて「英國無神論者協會」の代表者となり、社會主義論說家、著述家、戯曲家、新聞記者等となつた。マルクスの末娘エレナは彼の妻である。著書には、マルクスの資本論第一卷の英譯を初め、スチューデンツ・マルクス、スチューデンツ・ダーウキン其他がある。

アドラー (フィクトル)

フィクトル・アドラー (Viktor Adler) は一八五二年德國ブライグ市に生れ同市の醫科大學を卒へた。一八九〇年頃より社會主義運動に参加し、八六年に至り社會民主黨の機關として「グライヒハイト紙」を創刊し、二年の後之を「アルバイテル・ツァイツング」と改稱した。彼は瑞西、佛、英等に歴遊して、勞働問題を研究し、是に關する著書も少くない。國際社會黨大會には、毎回德國社會黨を代表して出席した。一八八九年德國内の無政府主義運動に連座して、四ヶ月の禁錮に處せられた。彼

は屢々下院議員に選ばれ、有力の地位を占め
社会黨極和派の主張を代表し、歐洲戦争に際
しては主戦論を唱へた。

アドラー (フリードリッヒ)

フリードリッヒ・アドラー (Friedrich Adler) は
ライプツィヒ・アドラーの子、一八八二年の生れ
である。父と同じく社会主義の運動に加はつ
たが、父が極和派の代表者であり、主戦論者
であつたに反し、彼は社会黨小派の急先鋒
として、絶對的非戦論を唱へ一九一六年四月
の社会黨大會に於て平和問題に就き父と大激
論を戦はした。彼は社会黨左翼の機關カン
ブ紙の主筆であつた。一九一六年十月二十一
日、彼はワイナ街の一料理店で德國首相カ
ール・スチュルクを暗殺し、捕へられて死刑
を宣告されたが、その後無期徒刑に減せられ
革命後赦免されて自由の人となり、従前のこ
とく社会主義運動を繼續してゐる。

鴉片 (アヘン)

【性質】 罂粟の實から製するもので、罂粟殼
の切傷から流出する乳液を乾固させた褐色の
粉末である。特殊の臭氣を有する癖性性の毒
物である。鴉片の含有する諸種のアルカロイ
ドの中モルフィンが主成分で日本藥局方に従
へば鴉片百分中モルフィンは十乃至十二を占

めてゐる。鴉片の生理的作用は腦髓の痙攣で
あつて殊に知覺中樞を犯し、遂には呼吸の痙
痺を起して生命を斷つに至る。適量に用ひれ
ば、腹の蠕動機を止め下痢を停止し、且すべて
の疼痛を緩解させる效がある。支那人は之を
喫烟料として用ひる。世界で最も多く鴉片を
産する所は印度で、これに亞ぐものはベルン
グである。又最も多くこれを需要するは支那
であつて印度から輸入する額だけでも四千萬
兩に及び同國輸入品の第二位を占めてゐる。

【鴉片中毒】

阿片の毒に中つて發する病氣で
あつて、急性症は頭痛眩暈し、呼吸は遲徐不
整となり、昏睡に陥り、脈は小さく弱く、瞳
孔縮小して皮膚は蒼白となる。慢性症は鴉片
の慣用に依つて起り、身神の衰弱甚しく遂に
精神に異狀を呈するに至る。

【鴉片問題】

支那人は喫烟料として鴉片を嗜
好すること甚しく、肉體を害し精神を傷ぶも
顧みず、亦財を費す事も甚しいので、清國時代
から輸入を禁じたけれども、主としてイギリ
ス人の手に依つて盛に密輸入が行はれ爲に支
那と英國との間に政治及人道上に困難なる鴉
片問題が起つた。西曆一八四〇年には之れが
爲英清兩國の間に戦端が開かれた。鴉片戦争
は即ち之である。後、鴉片輸入禁止命令は稍寛

大になり、輸入年額を限つて許す事になつた。
鴉片問題は單に商工上の利害關係、諸國間の
政治問題たるのみならず、由々しい人道上の
問題として今尚未解決の儘に残されてゐる。

【鴉片法】

鴉片の製法買上事に關して其
手續、取締方法等を定めた法規を云ふ。
製造上注意すべきことは、まづ地方長
官の許可を要し、既に製造すれば一定の期日
に其鴉片を政府に納付して政府の試
験を経ることを要する。試験の上、モヒ含量
が所定の度に適するものには、賠償金を交付
し不適當品は無償で焼却される。買上に關し
て注意すべきことは、鴉片は醫藥用品を限り
政府が封緘を施して、賣下げるもの、外、買
買授等所有又は所持することを許されない。
犯す者は刑法第二三七條乃至第二四七條の處
分を受ける。其賣下げに就いては、地方長官
をして管内の藥劑師藥種商中にて相當の人員
を限り卸賣人を指定する。購求するには規定
の證書及醫師の處方箋を要する。其施行細則
は三十年三月内務省令第四號にある。

アイ・ダブリュー・ダブリュー

【概説】 アイ・ダブリュー・ダブリュー (I.
W.W.) は米國に於ける一労働團體である。
Industrial workmen of the world (世界産業勞

働同盟) の頭字をとつて通常斯く呼ばれてゐ
るのである。

米國最大の労働團體たる米國労働聯合會 (A.
F. L.) や是に次ぐ鐵道従業員兄弟組合に比す
れば I. W. W. は其數に於ても其勢力に於て
も、到底拮抗比肩するには足らない。殊に米
國の歐洲大戰參加後 I. W. W. の最高幹部は、
戦争反對運動の爲め、概ね獄に投ぜられ、今
日では殆んど實力を失つて了つてゐる。然し
乍らその主張に於て、其組織に於て、其運動
方法に於て、I. W. W. は A. F. L. と正に正反
對の立場に在り、兩者は米國に於ける労働運
動の兩極端を示してゐる。しかし兩者は漸次
接近の傾向がないでもない。

【其起原】

一九〇四年の秋、革命的労働運動
に従事してゐた六名の活動的な労働者が、一
會議を開き、當時米國の労働者が當面してゐ
た状態に對し、互に意見を交換し、討論した
後、彼等は更に大なる會合を開催する爲め召
集狀を發することに決定した。斯くて米國の
急進的労働運動及社会主義的政治運動に加は
つて活動してゐた三十六名の人員に向つて、
一九〇五年一月二日、シカゴ市に於ける秘密
會議に列席せん事を要求せる案内狀が發せら
れた。會議は指定當日を以て開かれ四日まで

繼續された結果、産業的組合の宣言書を起草
し其宣言書中に述べられた主義に従ひ一團體
を組織すべき目的を以て同年六月二十七日シ
カゴ市に大會を開くことを決議した。其宣言
中 I. W. W. の主義方針を示すと思はれる章句
を示せば次の如くである。其主なる内容は階
級闘争説、直接行動説、職業組合の排斥、産
業的大組合の組織等である。

「社会事情は産業状態の反映に過ぎぬ。近世
の産業は機械を以て人間の技術に代へ、且つ
富の生産並に分配機關の所有を資本家階級の
手に集中し其權勢を増大させた。
かゝる事實の爲めに、労働者間の職業的區別
と資本家間の競争とは、等しく減殺消滅しつ
つある。階級的分裂は益々甚しくなり、階級
的の反目は深酷となり、あらゆる労働者の機械
に對する共通的隷屬は以て職業的分界線を没
却して了つて居る。絶えず生産力なき機械
を廢滅させつゝある新機械は、職業の凡ゆる
區別を一掃し、労働者の多數をば、職業なく
希望なき失業者となし、失業者の群を絶えず
増加せしめる。
人間と人間の技術とは、機械的進歩に依つて
代られてゐる故に、資本家が労働者を需要す
るのは、神經と筋肉とが最も活潑に働く短い

期間だけに限られる。
土地と道具とから全く隔絶され、その手工業
的技術を不用に歸せしめられたる労働者は、
同一なる賃銀奴隷の集團に沈んでしまひ、其
賃銀は労働時間が益々長くなり、獨占價格が
益々上ると同時に、益々少なくなつて行く。家
主の誅求の爲めに、段々高くせり上げられて、
労働者の住める家は最早存在しない。かゝる
絶望的状态に在る以上、労働者は雇主が課す
る如何なる條件にも従はねばならぬ。往時の
ニグロ奴隷が、賣買黨の上で賣られた時より
も、もつと嚴重な身體検査及智識検査を受け
る、労働者は最早、職業的技術の差異によつ
て分類されるのではない。雇主はただ機械に
應じて、彼等を配置せしむるのみである。配
置上の區別は、労働者間の技術、又は利害上
の差異を表はさずして、只雇主が労働者を互
に競争せしめ以て工場内に於ける作業を促進
せしめ、且つ資本家に對する一切の抵抗をば
人工的區別によつて弱めしめんが爲に課せら
れたるものに過ぎぬ。
制限的な入會金は、職工をして意志に反して
裏切者たらしむる爲めに作られる。その男性
的意氣又は境遇の爲めに、一職業から放逐さ
れた職工は、彼等が新職業の組合に、その組

合権を移さんとする時、罰金を課せられる。職業的區別は、労働者の間に政治的無智を養成し、かくして労働階級を、工場、鑛山、及製造所に於けるが如く、又選挙場裡に於ても分離せしめる。

職業的組合は獨占事業を建設し、物價の騰貴を誘致することに利用されるであらう。事實また利用されて来たのである。一組合の労働者は、かくして他の組合の労働者の生活状態を益々困難ならしむることに利用せられて居る。

職業的區別は、労働者の階級的自負の發達を妨げ、雇主と労働者との間に、利害の一致が存するとの意思を育成する。資本家制度の永續と、賃銀制度を通して労働者の恒久的隷屬とを計畫しつゝある。公民聯盟に依る資本家と労働者の指導者との聯合を許す。

労働階級の改善に對する従来の努力は、範圍が制限されて居り、且つ、行動に聯絡が缺けてゐた爲め、竟に徒勞に歸するに過ぎなかつた。

労働階級を苦しめつゝある世界的の經濟的弊害は、世界的な労働階級運動に依つてのみ、之を根絶する事が出来る。斯の如き労働階級の運動は、別々な職業契約と賃銀契約とが、

同一産業内に於て相互排擠的に行はれ且つ組合役員の個人的權力を増すに過ぎざる無益な職業統轄權の争に精力を浪費しつゝある限り、到底不可能たるを免れない。

是等の條件を成就すべき運動は、地方的には職業の自治を圖り、國際的には産業の自治を圖り、而して一般的には労働階級の一致を圖れる、一切の産業を包括すべき一大産業的組合に依つて成立つものでなければならぬ。

それは階級闘争に基かねばならぬ。そしてその一般的行政は、資本家階級と労働階級との、抑へ難き闘争の承認と一致して行はれなければならぬ。

それは如何なる政黨とも關係する事なく、労働階級の經濟的團體として作られなければならぬ。地方的、全國的、一般的行政は、ユニオン・レーベル、ボタン、徽章、移轉券、入會金、及び一人當課税をひつくるめて、全然同一のもので無ければならぬ。

一切の組合員は、その從事せる産業に關係せる地方組合、全國組合、又は國際組合に籍を置かねばならぬが、然し地方組合、全國組合又は國際組合間の、組合員籍の移動は共通的のものである。

蓋し宣言書署名者は、かくして、反對者が此大會を利用して邪魔妨害を試むることを豫防せんとしたのであつた。彼等の先見は的中した。何となれば同大會に列席した代表者の多くは、第一回大會の終りより今日に至るまで猛烈にI.W.W.を攻撃して居るからである。新團體の構成分子として加盟せるは、團體數七、全國職員合計五萬六百餘人であつた。然し中には有名無實の團體もないではなかつた。右大會は十二日間繼續して、序言を附した綱規を採用し、且つ役員を選出した。その序言は『労働階級と資本家階級とは、何らの共通點をも有せず。數百萬の労働者の間には、飢餓と窮乏とのみ見出され、而して資本家階級を構成する少數者のみ、生活の幸福を悉く所有せる間は、平和は到底望むべからざる也』といふ文句で始つて居り、かなり戰闘的なものではあつたが、第一回大會に列席せる代表者中には極めて異なつた色彩を持てる者があつたので、勢、その綱規の序文に矛盾撞着が存してゐた事は止むを得ない。團體の第一年は、殆ど内争の爲に費された。然し此等及其他の障害にも拘らず、尙多少の進歩を遂げ、資本家階級と戦つて幾分の成功を得た。そして月刊の機關『I.W.W.』誌を發行するに至

つた。【第二回大會以後】第二回大會は一九〇六年九月に開かれ、約六萬の組合員を代表せる九千三人の代表者が列席した。この第二回大會は、議長を味方に有する保守派と、革命派との闘争であつた。が結局、多數派の革命派が勝利を得て議長を自派より選出した。第二年に入るや、團體は再び本部を設け(本部は從來保守派に占領せられてゐた)月刊の代りに週刊機關紙を發行するに至り、又その組合員は、條件改善の爲めに若干激烈な闘争を起した。第三回、第四回大會に至つては政治運動派と産業的組合主義者との反目益々激烈を加へて来た。そして其綱規の序言も改正せられて、『正當なる一日の労働に對しては、正當なる一日の賃銀』といふ保守的標語の代りに、『吾人の大旗には、『賃銀制度の廢止』といふ革命的言葉を記さざるべからずなどいふ文句を其中に見出し得る様になつた。【其構造】I.W.W.の構造は左の如く區分されてゐる。(一)團體の單位は、地方産業的組合である。地方産業的組合は、一定の都市、町、又は地域に於ける一定の産業の全労働者を包含する。(二)同一産業の地方産業的組合は、悉く全産

業的組合に結合される。(三)密接に關聯せる諸産業の全國産業的組合は、部門的團體に結合される。例へば食料品の製造と、其取扱とに従へる一切の全國産業的組合は、食料部門に結合せしめられ、運輸業の蒸氣、空氣、水上、及陸上等、各全國的區分は、運輸部門を構成するが如きものである。(四)産業的諸部門は、總同盟に結合せしめられ、それは又同一の國際的團體の一構成分子を成す。そして國際的團結を通じて、世界全土の労働者の間に、協同一致と相互扶助とが打ち立てられるのである。又便宜の爲め、國語支部、工場支部、部門支部、地域支部、地域評議會等が設けられる。産業的一地方の諸支部は、産業的組合を通じてのみ、雇主と交渉するものである。役員の仕事や總會に關する事は餘り長くなるから省略する。【其運動方法】I.W.W.の運動方法は、團體の勢力に依つて、其手段を有効ならしむるにあり、正邪善惡の問題には關係しない。雇主との講和は決して最後の講和でなく、賃銀制度の存在する限り、一切の平和は單に武裝せる休戦に過ぎぬ。故に機會だにあらば、産業

外國の産業的組合から、組合員券を持參せる労働者は、自由に團體に加入する事を得る。一般的行政部は、組合全體と其原則とを表はせる出版物を發行すべく、それは一定の期日に凡ゆる産業の組合員全體に配布される。中央防衛基金を設置維持して、組合員全體から平等に餉金を徴するを要する。

故に、茲に掲げたる主義原則に同意せる一切の労働者は、本宣言に則り労働階級の經濟的團體を組織せんが爲めに、一九〇五年六月二十七日、シカゴに於ける大會に出席せられむ事を求む。【第一回大會】指定當日の大會には、約九萬の組合員を代表せる州組合、地域組合、全國組合、及地方組合等の代表委員百八十九人の列席を見た。然しながら列席者は、必ずしも悉く信用するに足るものばかりではなかつたので、宣言書署名者たちは假設信任委員會を組織した。團體の代表權は、産業的組合の組織されたる際、該團體をその構成分子に加ふべき權能をばその代表團體より委任せられてゐる代表者に限り、各代表團體の組合員數に應じて増減せらるべく、此權能を委任せられざる代表者は唯一票を有するに過ぎざることを委員會は規定した。

管理に向つて一步を進むべき闘争を再開すると言つてゐる。I.W.W.は長期の同盟罷工よりも短期数回のものの方が有効であるとの見解の下に、如何なる部門に對しても雇主との期間的契約を結ぶを許されぬ雇主の抵抗力の最も弱し時を見圖らつて、産業の全部を□□させようとする。同盟罷工の際ビケツチング(罷工破り監視)をやり、スカブ(罷工破り)を防ぎ、若し失敗した時はサポーター(罷工破りをやる事は勿論であり、失業者救済の爲めには、労働時間の短縮、作業速度の制限等に努め以て雇主をして止むを得ず労働者の数を増加せしむる手段をとる。又多額の入會金や會費を徴収する事を禁じてゐる。一言にして之を悉せば、I.W.W.の主張する所は戰闘的直接行動に在る。

【I.W.W.の現在】組合員は殆んど全部、不熟練労働者を以て成り、其多くは織物業、製鋼業、木材採伐業、鑛業、農業、及び鐵道敷設に従つてゐる。従つて其職業の性質上、織物業者を除いては多く各地に移動するので正規に會費を拂ひ込むものは三萬餘に過ぎない。然し從來發行した會員券は十二萬以上に及んでゐる。米國が世界大戰に参加して以來それに反對したI.W.W.は極度の壓迫を受け

た。百六十六人は投獄され、フランク・リットルは暗殺され、シアトルの會員は獨逸軍隊の爲めに白晝公然と襲撃せられた。米國は近時平穩に過して來たから大した變化はないにしても、形勢は刻々に變化する故、現狀を以て將來を推することの出来ない状態に在る。

アイコノクラズム

ギリシア語から出た言葉で、偶像破壊の義。偶像を破壊する者を、アイコノクラスト(又はイコノクラスト)といふ。基督教の初期の頃、殉教者及僧正等の偶像を寺院に安置してその功徳を忘れざる記念とする風習があつたが、後世に至り次第に之を崇拜し偶像の前に燈を點じ香を焚きなどして尊崇する傾向を生じた。第四世紀の頃、東ローマ帝國に、此風習盛なる時、ローマ法王グレゴリー一世は、大に偶像崇拜を高唱したが、東ローマ皇帝レオが之を禁止した爲め、所謂偶像破壊事件が起つた。然るにローマ法王は皇帝の令に従はずして猶崇拝説を唱へたため基督教は遂にローマ正教とギリシア正教との二派に分離することとなつたのである。現代に於て此語は社會的意義を帯ぶるに至り、一切の舊き傳統に反抗して之を破壊せんとする傾向を示すことになつてゐる。

愛國主義 (アイコクシユギ)

國民各個の發展充實は一に國家の發展に依つてのみ成されるところの理論、及各個人の屬する國家に對する尊敬、依頼、矜持等の感情を基礎としてゐる所の主義であつて「己を捨て先づ國を愛せよ」と教へる。人類歴史上にかなり重大な役目を演じて來てゐる思想である。山川風物を同じうする事、民族を同じうする事、言語、風俗、歴史を共にし略、思想感情を等しうする事、政治、法律を等しうする事、宗教、道徳を等しうする事、或は國家により生命財産等の保護を受け居るものと感ずる事等は皆愛國心を喚起する原因といはれるだらう。それと同時に又排他心を喚起する原因ともなるのだから、愛國主義なるものは勢ひ排他主義を伴はざるを得ぬ。故に愛國主義は常に他との競争、戦争を豫想してゐるとも言はれるだらう。

アイヌ

日本の北部に住する一種族である。アイヌとはもと廣く「人類」といふ意を表はすアイヌ語である。昔は蝦夷又は蝦夷人といつた。現在北海道本島に存する者總數一萬七千、樺太に在る者は二千に足らず、千島にも多少棲息してゐる。アイヌの人口は次第に減少に傾いて

ゐる。皮膚褐色、目凹み、頭髮黒く、鬚髯多量にして且長きことは、世界の諸人種中稀に見る所である。性質は概ね溫和で、風俗には種々珍奇なるものがあるが、女子が入墨で肌を飾るが如きは、その著しいものである。常食としては現に穀物を用ひる者が多いけれども元來は百合の一種を用ひたもので副食物は主として魚肉である。耕作を知つてゐるが、漁獵を得意とする。嗜好品としては、酒煙草共に行はれてゐる。家は掘立柱と萱葺で周圍は萱を立て並べて造り、室内には萱の簀を敷く。中央に大なる爐を設け、家の傍には納屋を立てる。アイヌは往々熊の子を捕へ來つて二三年間飼育した後、これを殺して盛大な儀式を行ふ風習を持つてゐる。これが古來、熊祭又は熊送りとして甚だ有名なるものである。アイヌは日本に於ける主要な先住民であつたらしく、其職闘や、其征服や、俘虜に關する記事は多く古代史に記されてゐる。我が日本の石器時代住民の主なるものは、アイヌであつた。其使用した土器は考古學上原日本人の使用した彌生式土器と峻別されてゐる。而して其人種系統については、西部アジアに居たカウカジャン種に屬するものであらうといふ事に一致してゐる。

阿直岐 (アチキ)

阿知吉師とも響く。百濟の人、應神天皇十五年に來朝して、經典に詳しく皇太子菟道稚郎子の師となつた。又同國の學者王仁を朝廷に推薦した。日本に始めて支那文化を移植した媒介者として、文化史上最初の恩人である。その子孫は阿直岐史として永く朝廷に仕へて文教に携はつた。

アカデミー

この語はギリシアの上古アテネの市外にあつた遊園アカデマイアの名から起つた。プラトロンがアカデマイアの遊園に其學徒を集めて哲學を講じてから、此語は學術に關する種々の組織團體を呼ぶ名として用ひられるに至つた。現在では凡そ三種の意義に用ひられる。(一)プラトンの學説を祖述する學者を總稱してアカデミー學派といひ通例之を更に新中古の三派に分つ。(二)諸種の學校。ドイツ、オーストリア等では大學と同程度にして大學の如く數個の分科を有せず唯一種又は二種の専門に限る高等專門學校を呼ぶに用ひ、イギリス、アメリカでは多く中學校を指す。(三)文學技術及び科學に關する諸種の學會の稱として用ひられる。

赤旗事件 (アカハタジケン)

日露戦争後、日本社會主義運動が勃興の機運に向つた時、平民新聞紙上に「父母を賊れ」の一文を草し、且つ明治三十九年三月、東京電車賃値上問題の紛糾した際に、騒擾罪に問はれて下獄した山口義三(孤蟹)の出獄を歓迎する意味に於て、明治四十一年七月、神田錦輝館に演説會が開催された。その日大杉榮、荒畑勝三(寒村)等を始め、菅野須賀子、神川松子、小暮禮子、大須賀里子等の婦人も交へたる社會主義、無政府主義の二團が出席者中の溫和派たる西川光次郎一味に對する示威の目的を以て赤旗を押し立て、場内を練り歩き其餘波街頭に及ぼんとするや、忽ち警官隊と衝突格闘を演じて警視廳に拘禁された。そこで同志の堺利彦、山川均等は官憲に辯疏して大杉等を取り返さんとして反つて宇都宮、佐藤、村木等六名と共に一網打盡的に拘束收監され、後に前記の人々と同時に禁錮一年乃至二年の懲刑に會ひ、千葉監獄に送られた。これに名高き赤旗事件である。當時政府の社會主義的運動に對する取締壓迫は嚴酷の極點に達し、赤旗事件の前には瀧澤投獄される者相續き、石川三四郎、内山豊堂等も入獄した。かゝる事件は一部同志の反抗心を刺戟すること甚しく、後に起りし大逆事件の有力な

る一誘因となつたと云はれてゐる。

アーケライト (サー・リチャード)

アーケライト (Arkwright, Sir Richard) は一七三二年英國ランカシアのプリントンに生る。彼は若い時は理髪師であつたが、後年に至つて製糸機械を發明し、英國の木綿工業に大なる貢獻をなした。一七六八年、彼はプリントンに於てその機械を完成し、一七六九年特許を得た。同年頃からノッチンガムのニード及びストロップとなる者と協同し、一七七一一年クロムフォードのダーウエントといふ所に一つの水力製絲工場を建て、大成功を収めた。續いて他にも工場を經營し、數年の間は綿糸市場を左右した。一七九一年、發明權に關する争ひによつて彼は不利な判決を受けたが、その工場は益々榮え、一七八六年ジョージ三世は彼を勳爵士に列した。一七九二年巨富を遺して死んだ。

尼 (アマ)

尼は俗に比丘尼といひ、出家した女の稱である。梵語では一般に女を指す言葉である。その本義から言へば、五百戒を修する者にして初めて比丘尼といはれる。天竺では佛の嫡母摩訶闍波提を以つて比丘尼の始めとし、日本では敏達帝の十三年、司馬達等の女で島とい

ふ者が得度して善信尼となつたのが最初である。支那では漢の明帝が劉峻の女に出家を許したのが最初である。基督教では女修道士が尼に當るもので、男子と別離して寺院に入つて修道を専らとする。天主教會の内には女修道士の階級があるが、新教の方にはそれが無い。

甘粕事件 (アマカスジケン)

憲兵大尉甘粕正彦が我國無政府主義者の首腦たる大杉榮及び其妻伊藤野枝、甥橋宗一を殺害した事件である。蓋し大正十二年九月一日の關東大地震が、東京横濱に大火を惹起した時、これは不逞鮮人が地震に乗じて復讐的に放火するもので、其背後に之を煽動してゐるのは社會主義及無政府主義者だと云ふ流言が益々行はれ、市民は自警團を組織し至る處に鮮人や危険思想者の虐殺が行はれた。當時帝都の警備に當つてゐた憲兵大尉甘粕正彦は此機に乗じて危険思想者の巨頭を殺害して、國家に貢獻せんと決心し、九月十六日に大杉夫妻と橋宗一を發見し、取調べの件ありと稱して麹町區大手町の憲兵隊に引致し、大杉夫妻を甘粕大尉と憲兵曹長森慶次郎と共に謀して絞殺した。甘粕は宗一をば小兒の故に殺害に躊躇したが、森曹長の發意により、他の部下に

命じて殺害せしめた。大正十二年十二月八日、軍法會議に依つて甘粕大尉は懲役十年に森曹長は懲役三年に處せられ、宗一を殺害したる三名の部下は無罪となつた。此事件の發覺するや、戒嚴司令官、憲兵司令官及び所屬隊長は職を免ぜられた。

天草一揆 (アマクサイッキ)

天草一揆は島原一揆ともいふ。寛永十四年より十五年の始めにかけて、肥前島原に行はれた基督教徒の大一揆である。我が基督教史上、流血の惨事は少くないが、天草一揆は最大なるものである。慶長以來、基督教の漸く激しく、宣教師を國外に放逐し、基督教の書籍の舶載を禁じたるのみか、終には死刑を以つて脅かすに至り、該教の根柢強き九州地方には一層、その方針が勵行せられ、或は火刑に處し、或は島原温泉獄の噴火坑中に投ずるなど、迫害は漸次に峻嚴を増した。殊に肥前島原の領主松倉某はあらゆる慘酷の方法を以て迫害した。今日世に傳へられる地獄の圖なるものは松原の教徒迫害の狀を描寫したるものが多いと言はれてゐる。また農民に對しても租税の請求の激しかつたことが日本西教史に記されてゐる。寛永十四年十月、九州地方は時ならぬに諸樹悉く花を開き、天焼け

て丹の如くなること數日に亙つた。小西行長の浪人たる、矢野松右衛門その他のものが新に救世主たる神童現れて世を救ふべく、その時、樹々は一切に花をつくべしといふ當時の浮説を利用し、同じく小西浪人の子なる十六歳の美少年益田四郎時貞を首領に頂戴し、叛旗を翻し農民三萬七千人と共に原城の故址にたて籠るに至つた。幕府は尋常一機の百姓一揆にあらず事の重大なるに驚き、板倉重昌を遣はして攻めしめたが、其抄々しくないのを見て、更に老中松平信綱を遣はした。板倉は自己の輕視せられたのを憤慨し十五年正月に無謀の總攻撃を試みて死傷三千餘人を出し、自分も討死した。城中傷くものは僅かに十七人であつた。城山よりは領主板倉に對し「板倉殿は年貢をはたすには強けれども城攻めは弱し」などと嘲笑した。信綱到着後は兵糧攻めの策をとり、また盛に矢文を放つて降服を勸誘した。城中の山田右衛門なるものが内應した。二月二十七日信綱は總攻撃に出で、終に城が陥り、四郎時貞も討死した。城中の老弱男女は「サンタ・マリア」を高唱し、或は討たれ、或は自刃した。身首せられしもの一萬人に及ぶといふ。これより基督教の禁は愈厳しく、教徒の勢力も次第に殺された。天草一揆

はわが宗教史上、社會史上の一大悲劇である。討たるものは淳朴なる農民であり、討つものは虎狼の如き武士軍隊である。基督教は當時の社會に於て人を精神的に解放する新宗教であつたのだが、かくの如くにして發達を殺がれ、明治維新まで再起の機會を有しなかつた。

雨森芳洲 (アキノモリホシウ)

江州雨森の人、名は東、字は伯陽、年少江戸に赴いて木下順庵の門に入り刻苦勉強した。順庵稱して後進の領袖となした程であつた。對馬侯に仕へ文教を掌つた關係から、鮮人に交はる機會を得た爲め、文學者としてよりも朝鮮語及支那語學者として成功した。また一種の見識を有し、荻生徂徠の如きすら大に彼を推重した。漢學者流の偏見なく、儒佛道の三教を通ずる根本主義を執つて、同中に異を認め異中に同を認るといふ所に、彼の識見を窺ふに足るものがある。またグリーンンの倫理説と符合する所が多い。著書には橋窓文集、橋窓茶話、芳洲口授、たはれ草等があり、寛永五年正月八十歳の高齡で死んだ。

アメリカの獨立宣言 (ツセンドクリ)

北アメリカ東岸中部の英吉利移住民は、もと其祖先が多くは本國に於ける宗教上の迫害を

避けて移住したもので、彼等は獨力を以て困難を排し拓殖に従事して漸く繁榮に赴くを得た。アンナ女王の役及ジョージ王の役の際、植民地は本國政府を助けてフランスの植民政策に打撃を與へ多くの領土を獲得したから進んで自治制を得ようとした。然るに本國政府は之に應じないばかりか、植民地の爲に國力を枯渇せしめ課税に依つて本國の財政の困難を救ふべきものであると主張したので、兩者の間に利益及感情の衝突が起つた。一七六五年にイギリスの議會でアメリカ植民地に印紙税を課する法案と本國の兵若干を駐屯させ其入費を植民地から支出させる法案が通過した。十三州の代議士は相合して本國に此法案廢止を歎願したが、政府は印紙税法を廢止したけれども、屯兵をアメリカに置く事を決行し又少許の輸入税を課した。そこで植民地は税の多少によらず大に反抗し偶々一七七三年にボストン港内でインド會社所屬の茶船に對して一部の植民地人が暴行を働いた。政府は兵力を以て之を威嚇しようとした。一七七四年九月マサチューセツツ以下十三州が各代議士を出して、一の議會を組織し更に王に歎願したけれども本國政府は許さなかつた。一七七五年には植民とイギリス本國兵との間に、隨所

衝突が起り、フィラデルフィアの植民代議士會は防禦軍を募ることに決し、デューデ・ワシントンに總督に推戴した。翌一七七六年七月四日フィラデルフィアの國會は終に獨立の布告文を發表して其目的を遂行した。茲に全文を掲げる。

茲に人民あり。他の人民との政治的關係を絶ち、自然の法則の命ずるところに従ひ、世界列國の間に獨立平等の地位を占むるの必要生じたりとせば、其分離獨立の理由を宣言するは、正しく輿論に對し崇敬の誠を致す所以ならずんばならず。惟ふに、人類は平等にして天賦の權利を有す。生命自由幸福に對する權利の如き、その最も重要なものなり。政府はこれらの權利を褫奪せんが爲めに組織せられたるものにして、その權力の淵源は一に人民の合意にあり。故に政府にして、其目的を誤り其權能を全うする能はずんば、これを更革して更に人民の安寧を保持し、福利を増進するに好適なる主義組織を以て新政府を建設するは、固より人民の權利なりといはざるべからず。但し一旦政府の建設せられ年所を経る久しきに互るや、其更革は容易にこれを斷ずべからざるを以て、政府の施設

義に背き理に違はざるものあるも、勉めて隠忍して其統治を甘受するは、吾人の風々經驗するところなり。然りと雖も施設兇暴天道に戻り、民情を虐げ、專横壓制の横肆を恣にせんとするに至ては、蹶起して政府を顛覆し、以て人民の安康を將來に保維せんとするは、寔に人民の權利にして又其義務たらざるばならず。我植民地の忍苦して壓抑の弊を受けつゝありしもの正しく是なり。而して今や斷乎として政府の更革を必要とするもの、亦正しく是なり。抑も現代に於けるグレート・ブリテン國王の歴史は、横暴酷虐の歴史なり。彼の目的は我諸州をして專横壓制の下に屈服せしめんとするにあり。請ふ事實を擧げて公明なる天下に告白せん乎。

彼は公共の幸福を保持するに、必要なる法律に同意を與へざるなり。彼は緊急の必要に應ぜんがため、法律の制定せらるゝや、我諸州の知事に命じて、彼の同意を得るに至るまで、其施行を停止せしめ、其一度停止せらるゝや、これを閉却して、亦顧みるところあらざるなり。彼は人民にして立法に參與するの權利を拋棄するにあらずんば、其地方の爲にする法律に同意を與へざ

るなり。蓋し此權利や人民の最も尊重するところにして、暴君の最も畏怖するところなればなり。彼の立法議會を召集するや、違例にして不便、且公簿の所在を隔絶せる地方に於てして、人民をして奔命に疲れしめんとせり。彼は汝々として民權の擁護に勉むる議會を解散するもの一再に止まらざるなり。

彼は議會を解散して久きに互るも、亦議員の選舉を命ぜざるなり。茲に於て乎、立法の機能は其用を全うする能はずして、國家は内憂外患の危憂に陥らんとす。彼は外人の歸化移民の獎勵に關する法律の制定に反對し、土地獲得に關する條件を嚴密にし、以て我諸州に於ける人口の繁殖を阻碍したるなり。彼は裁判權の確立に關する法律に反對し、以て司法權の活動を阻碍したるなり。彼は司法官に對し、職司の保有、俸給の定額支給、一に自己の欲するところを縦にしたるなり。彼は多數の官職を新設し、官司をして收歛誅求飽なきの怨を縦にせしめたるなり。彼は議會の協賛を経ることなく、平時に於て常備軍を設置したるなり。

彼は軍隊に與ふるに、獨立にして文官を壓倒するに足るの權力を以てしたるなり。此宣言は近世民主主義運動上に於ける最貴重にして且最初の宣言である。有名なフランスの人權宣言を模したものであると言はれる。
アナーキズム

【意義】アナーキ(無政府)といふ文字は希臘語の「無」anarchiaと「支配」archeとの二語から成る。クロポトキンはアナーキを「政府なき社會」の意味に用ひ、オーウエンはアナーキストを定義して「支配せられざる人」と云つて政治及權力を□□してゐる。ブルドーンも亦凡ゆる政府及び一切の權力を等しく排斥してゐる。バクレーニンは「一切の現存する制度を□□する」必要を切論してゐる。即ち凡ての無政府主義に一貫したる思想は政治の□□、權力の□□、國家の□□である。「國家乃至一切の支配を□□することに依つて萬人の幸福を到來せしめる」といふことが、無政府主義の精髓である。

【沿革】權力□□、支配□□、國家□□は凡ての無政府主義に一貫した共通の思想であるに拘らず、各アナーキストが無政府主義を主張する根據に於ても、その無政府主義を理想とする所に於ても——無政府の社會觀に於て

も、凡てが一致してゐるといふ譯ではない。この點に就いて今少しく歴史的に考察を試みたい。アナーキズムの根本的特徴をなすは自由及び個性の二觀念である。權力を絶対□□し、何等の拘束なき自由社會を構成せんとする最終の標的は、一にこの二觀念を原動力としてゐる。この種の自由を愛し個性の發揚を重んずる思想は、社會文化が一定の階段により、個性の認識に基く文化内容が發生するや必然的に生じ来るものである。さればこの思想の發芽は歐洲に於ては遠く古代希臘哲學にまで溯ることが出来る。東洋に於てもその二大文化國たる印度及支那の文獻には古代よりアナーキズムに對するオリエンタル的憧憬の横流するのを見る。即ち印度にありては釋迦、支那にありては老子莊子の説に多くのアナキスチックな思想を見出し得る。アナーキズムの語は近世に及びブルドーン以來漸く明確な限定的意義を帯ぶるに至つたのであるが、漠然たる意味では、洋の東西に共通して古くより一個の思想體系として儼存してきたことは拒み得ざる所である。

のは近世に於ける人類解放精神の先驅をなす所の啓蒙思潮及び佛國大革命を聞した後の第十九世紀に於てである。十九世紀より自由博愛平等なる貴重の精神的遺産を相續したのであるが、同時に大多數の民衆を奴隷とする資本制生産方法に依つて、物質的文明の繁榮を招來した。アナーキズムが此世紀に於て其理論と運動とを展開した事は怪むに足りない。而してアナーキズムが旺盛となりその理論が發展するに従つて愈々多岐に互るに至れるも亦自然の勢である。アナーキズムの根本觀念は共通するところが有るが、その觀念の依つて立つべき基本概念、説明方法、實行手段に關する點に於ては、之を唱ふる人に依つて多くの根本的差異がある。例へば愛他的なるゴドソンに利己的なるスチルネルが對立し、一方には革命的なるバクレーニスが在ると共に他方には極端に平和的なるトルストイの存するが如くである。クロポトキンは、今日アナーキスト中の明星として最も指導的な地位に立つ者であるが、而も猶社會主義を統括するマルクスほどに統括的でなく、到る處に或はブルドーン或はバクレーニンは或はトルストイの説が高調されるのを見る有様である。從來、多くの學者がアナーキズムの定義を與へたが

一言にして多様なアナキズムを包括することは不可能の如く思はれる。或は之れを以て、國家廢止を要求するものとなし(ヘルンシュタイン)或は法律を否定するものとなし(シュタムラー)或は個人の幸福を最後の目的とするものとなし(レンツ)或は政治經濟上の系統となし(ヂール)或は個人の無制限なる權利といふ抽象的見地に依つて人類の行爲を規律するものとなす(ブレハノフ)のであるが、何れもアナキズムの全性質を一言に盡したるものとは言ひ得ない。故に諸種の無政府主義の根本概念、及びこれに依つて生ずる諸説間の差異については、各主張者に依つて研究するの外なく、吾人は唯「自由と個性の二觀念を組織とする無權力自由社會」の系統的説明といふ抽象的定義を以て満足する。

【分類】アナキズムは二種に分類される。即ち(一)自然科学的アナキズム(二)と觀念論的アナキズムとがそれである。前者を代表する者にクロボトキン及びバクレーニンがあり、其説明方法は全く發生的であつて、其實行手段は革命的威嚇的である。然しクロボトキンは純然たる共產主義者であるに反し、バクレーニンが集産主義者であるといふ重大な差異が認められる。觀念論的アナキズムに

屬するものは、ゴドキン、ステルネル、ブルドーン、トルストイ等であるが、彼等の一致する所は其説明方法が演繹的であることと、其實現手段が平和的(但しステルネルだけは反平和的)であることのみで、それ以外の細目に於ては種々なる差異がある。

第二の分類方法はアナキズムを(一)個人主義的無政府主義、(二)集産主義的無政府主義、(三)共產主義的無政府主義の三に分つものである。個人主義的無政府主義の唱導者はステルネルである。彼は極力「自我の本來自由なること」を主張し、自由を三種に區別し政治上の自由、社會上の自由、人道上の自由は凡て徹底的なる個人主義の下に於てのみ實現せられることを説いてゐる。

第二の集産主義的無政府主義を主張するはバクレーニン及び其の門下のブルース及びレクルス等である。彼等は元より革命主義者ではあるが、個人主義に反對し、且つ共產主義の分散團體的なるに反對し、其の根本原則として集中團體主義を採り、特に財産上の集中主義、即ち集産主義を骨子とするところに一大特徴を有するものである。彼が「人類を以つて集合的存在なり」とする點に於ては之を首肯し得るも之を財産の問題に演繹擴充し、以

て團體主義を主張することの矛盾なることに於てはマルクス、クロボトキン等より痛烈なる非難を浴びせられた。近世アナキズムの主流をなす共產的無政府主義の創設者は實にクロボトキンである。彼の所説は深き思想上の産物であつて、彼の功績は遠久に埋没せられないと稱せられてゐる。彼は社會を以つて、人力の最小限の消費に依つて、最大の幸福を齎すべく組織されたる偉大なる全部なりとし、社會成立の基礎を説くに共同利害觀念を以てせず、「人間は相互に同一である」との觀念を以てしたのである。随つて彼の社會觀の精髓となるのは「相互扶助」である。彼は一般生物界並びに人類世界の生活現象を精密に發生的及び進化的に論證し、更に相互扶助から共產主義論に進んでゐる。即ち生産及び社會の凡ての需要を充たすべき手段は、凡ての人々の共同努力によつて造られたものであるが故に凡ての人の處分の自由を委せらるべきものとし、凡ての人は富の生産者並に消費者として同一の立場に立つべきものなる事を主張し、之がためには自由共產主義が最も合理的なるものとし、而して共產主義は中央集權的支配から自由なるべき事を説いて無政府主義と共產主義とを結合したのであ

る。

如上、無政府主義の各派に互つて説明したが諸説各々盛衰ありて未だ全然統一的地位を占むるものはない。而して無政府主義説に對してはその反對論者によつて幾多の矛盾を指摘され非難されるのであるが、その主なるものは、無政府主義があまりに人間性に関して樂天的觀察をなすことを第一の誤謬とするもの、凡ての無政府主義が政治について失當に悲觀的なることを論難するものである。これらの論争を詳細に比較検討することは、茲に省略する。けれども少くとも無政府主義が現在に於て諸種の分派に分れ、歸一するところなき事夫れ自身が無政府主義の一大缺陷、煩悶を物語るものと見てよからう。現在の儘ではアナキズムは尙ほ空想的なりといふ非難を免れ難く、之に因つて現在の政治的、社會的、經濟的組織、及び諸制度を顛覆すべくあまりに合理的根據の薄弱なることを如何ともすべからざる有様である。さり乍ら時運は刻一刻アナキズムの無限に迅速なる發展を促しつゝあり、確固たる科學的體系を形成するの日の近きにあるを信ぜしむる。

義である。叙述描寫された事實が其時代の實情と合はないこと例へばシエクスピアが其戯曲ジョーン王に大砲を用ひたのは明にアナクロニズムである。大砲はジョーン王の死後凡そ百年にして初めて用ひられるに至つたからである。現代の如く變化と進化との急激な社會では思想上、生活習慣上、處世上、舊時代の事物に執着するを指して、アナクロニズムと呼ぶことが甚だ多い。

關齋學(アンサイガク)

山崎關齋の唱へた學説をいふ。關齋の學は南學より出で、嚴に朱子の學説を崇奉するものである。關齋は會津藩主保科正之の知遇を得て獻養する所頗る大なるものがあつた。晩年には神道を敬し出口延佳及吉川惟足から之を傳へて垂加神道の一派を開いた。これは宋儒の説を以て神道を解釋したものである。關齋の門下で最も卓越した者は淺見洞齋、佐藤直方、三宅尙齋の三人であるが淺見、佐藤は關齋が晩年に唱へた垂加神道説を排して信じなかつた爲めに門籍を削られた。其他の門下は皆よく關齋の説を奉じた。其後彼の門下にして水戸に入り彰考館に於ける大日本史編纂の業に従事した者が少くなかつたから關齋學は水戸派に種々の影響を與へた。そして關齋學は

時勢解釋の一潮流ともなつた。

暗殺(アンサツ)

欺計又は突然の襲撃を以て自らするか或は他人をして備なき人を殺害せしむる事をいふ。其原因は私怨にもとづくこともあり、或は公憤に出でることもある。就中政治上若くは宗教上の主義を異にする處から特に要路の人物を殺害する場同が多い。凡て社會狀態の轉換期混亂時代に多くこの現象を見るのである。維新前に於ける櫻田の變や、近くは原首相暗殺の如きである。

晏子(アンシ)

葵の夷難に生れた。名は嬰、字は仲、平は其の諡である。齊の靈公、景公の三帝に歴仕した。節儉力行を以て鳴り、身は一國の相であつて弊衣粗食に甘じると云ふ風であつた。濃厚謹嚴の資を以て能く民政に盡した。節儉力行の美風を養成するを以て治國安民の要件となした彼は、君主の驕奢を切諫して、ひたすら民力の休養に力めた。

安息日(アンソクビ)

昔時ユダヤ人が一週間の第七日、即ち土曜日を呼んだ名である。此日ユダヤ人は凡百の俗事を廢して宗教的な儀式を執行するを常とし、基督教徒にあつては第七日を變じて第一

アナクロニズム
アナクロニズム(Anachronism)は時代錯誤の

日即ち日曜日を以て安息日とした。基督が復活した日であるが故に新約書には主の日として聖別してある。遂にこの日が基督教の聖日となつた。しかし基督教徒の中にはなほ第七日を安息日として、これを聖日とする者がある。かくして安息日は初めは宗教的の意味しか持つてゐなかつたが、十八世紀頃から漸次宗教的意義から遠ざかつて来て、最近に至つては社會的意義を持つ様になり、労働者の要求すべき休日として、やかましい問題となつて來てゐる。

青木昆陽 (アヲキヨウ)

【略傳】攝津の神官飯倉末國の裔なりとも、江戸の商家の子なりとも傳へて居るが詳かでない。通稱は文藏、昆陽はその號である。伊藤東涯に學び大岡忠相の知遇を得て幕府の儒者となり、拔擢せられて書物奉行となつた。明和八年死す。享年七十二。

【事業】嘗て遠島流罪者の類々として餓死するのを嘆息した彼は、凡そ罪囚と云へども均しく人間である以上、彼等も亦天壽を全うさすべきが至當である。然るに今、遠島の多くは僅かに海産木實の他には流人の食むべき糧としてはない。これを知りつゝ、彼等に餓死を強ひるは不可、よし又豊饒の地といへども不測

新井白石 (アライハクセキ)

【略傳】名は君美、字は在中、白石は其の號である。明暦三年二月江戸に生れた。少年時代から大志を抱いて居たが、木下順庵の門に入るに及んで、盛名天下に鳴つた。夙に、將軍家宜の殊遇を享け召されて侍講となつた。大小の政務に献替頗る務め、從五位下筑後守に任ぜられた。享保十年五月、六十九歳で歿した。

【事業】正徳元年朝鮮使節接待の衝に當つた彼は、古制禮式の卑屈を捨て、大いに幕威の發揚に力めた。正徳三年上書して、當時の財政缺乏は上下驕奢の致す處となして速に戒むべきを説いた。四年再び上書して貨幣の國外流出を防止すべきを極論した。寛永六年勘定奉行次原重秀名を將軍御所の造營に籍り、或は擅に金貨の改造増鑄を名として私腹を肥やし、奸政至らざるはなかつた。白石起つて天下の醜を除くべしとなし、書を上つて彈劾した。ために重秀は職を奪はれた。貴金主義を標的となした彼は極端なる鎖國主義者であつたが、蘭學に関する采覽異言、西洋紀聞等は洋學唱道の權威をなすものである。家宜の卒するや亦昔日の意氣なく、晩年俗塵を厭うて古今の典籍に耽つた。博識多才、詩人史家と

の凶年に備ふべきであるとなし、甘藷の試作に熱中し、其効果を説いて幕府を動かした。即ち『蕃薯考』一卷を天下に流布して頻りに甘藷栽培の急務を宣傳し、遠く種子を薩南の地に求め諸國に向つて栽培を奨励した結果、數年ならずして培植の範圍は全國に治ね、悲惨なる多くの窮民を救済することが出来た。時人呼んで「甘藷先生」と言つた。然しながら、後世彼を自するに有数の經濟學者となすは當らない。陳套なる支那流の重農論者に過ぎず、何等系統ある學說を唱へてゐない。彼の長は寧ろ漢學者たるにあつた。夙に蘭學の恣にすべきでないのを觀破した彼は、自ら長崎に遊び蘭人と交り、爾來江戸に於ける蘭學勃興の濫觴をなした、久しく鎖國の夢に耽つて居つた祖國をして、發刺たる西歐の文化に向はしむる機運を促進した點に於て、彼の功績は永く没すべきでない。

【著書】經濟纂要前集。同後集。同續集。官職異記。刑法國字譯。昆陽漫錄。同續錄。國家食貨略。國家金銀錢譜。同續。答問小錄。奉使小錄。對客夜話。夜話小錄。一夕話。續一夕話。雜集。郡名考。和蘭勸酒歌解。和蘭櫻木一角説。長崎開書和蘭文字略考。和蘭語譯。同後集。直隸雜談。同續。秋夜談。職原して優に一家をなし、著述三百餘種の多きに上つた。

アリストクラシー

アリストクラシー (Aristocracy) とは本來、貴族政治を指す語であつたが今は汎く貴族を指稱する。此語は往昔ギリシアに於て或は血統或は財産或は才能によつて社會の上流に位する者又は國政の權を握つてゐる者を呼ぶに用ひた。アテネ、ローマ、カルタゴの政體はアリストクラシーであつた。今日では各國の政權は君主又は一般人民の手に歸して社會の上流者のみが政權を有するといふことはなくなつたから、この語は一般に貴族に列せられて爵を有する者の社會を意味するに至つた。貴族社會に政治の權力を委すべしと主張する論者をアリストクラット即ち貴族政治論者といふ。

アリストテレーズ

抄注。和蘭貨幣考。雜集。明官略記等。
アポロ (Apollo) とはユピテルとレトとの間に生れた神の名であつて、ギリシア、ローマの神話の中で重要なものである。もと古代ギリシア人が天然崇拜から太陽を神化したものである。この神は一面すべての暗黒即ち破壞的努力と戦ふ光明の神復活の神たると同時に一面怖るべき死の神である。それは日光が時として生物を枯死させることがあるのに基いてゐる。この光明の神は又道祖神、魔除けの神、身心の痛苦を醫する神でもあり音楽の神でもある。其他アポロがギリシア國民の生活上及政治上に至大な關係を及ぼしたのは豫言の神であつた爲めである。即ち至上神ユピテルの意を承けて豫言を與へる神であつた。歴史上及文藝上に有名なデルフィの豫言といふのが之である。美術上この神の表顯は初めは男性的の青年として表はされたが、後には次第に女性的性質を帯びて來た。其の神像の中 "A. Musgraves" "Aof Polvedere" は美術上有名な彫刻像となつてゐる。近世に於てニイッテエがアポロ的といふ言葉を使つたが、これは夢幻的、想像的、繪畫的、又は實地的等の意に用ひられる。

アポロ

アリストテレーズ (Aristoteles) は西紀三八四年トラキアの都市スタギラなるギリシア人の植民地に生れた。父ニコラスはマケドニア王アミンティオタスの侍醫であつたが、兩親とも早く死し、アリストテレーズはアルタノス人プロクセースの許に養育教導せられた。十八歳のときアデンに赴きプラトンの門下となり、師の歿する迄凡そ二十年間に事へた。三三四年、マケドニア王フィリップの太子アレキサンドロス(後歴山大王)の師となつた。三三四年アデンに來り、近郊リュカイオンに學校を起し諸生を教導した。彼れはもと自由民の下なる第三階級に屬する身分であり、奴隸の娘を妻として下流社會の事情に通曉すると同時に王の師である所から貴族社會の事情にも精しく、プラトンの貴族的な所を受けついでと共に、平民的な點を多くもつた。アレキサンドロス歿後アテネを去つてカルキストに赴き西紀前三三二年を以て生を畢つた。

アリストテレーズ (説一セツ)

【經濟學史上に於ける地位】古代希臘の學術史上に煌々たる光輝を發したソクラテス、プラトンと相並んで三大明星とせられたアリストテレーズは其師プラトンの後を承けて、希臘哲學綜合の偉業を完成したるのみならず、

其學相を改訂して凡ての學理を科學的に研究する事に於て一段の進歩を示した。蓋しプラトンの學系は之を理想派と稱し、主として希望を述べ、アリストテレスは現實派の祖であつて、實際問題を論議したから後世社會的諸科學の根柢は概ね彼によつて築かれたものと稱せられてゐる。加之歐洲中世の終りに於て、亞刺比亞と西歐羅巴との交通が開け、亞刺比亞の文明を西歐に輸入したとき、アリストテレスの希臘語の原本を歐洲に傳へ、之と共に有益な註釋書が數多傳來した。從來歐洲に傳はつたアリストテレスの書は拉典譯のものばかりで、隔靴搔痒の感があつたが、茲に於て彼の學説は大に流行し社會上、經濟上、及び學問上に影響する所頗る大なるものがあつた。故に彼の學説を知る事は一方に於て經濟學史の源泉を極めると同時に、歐洲中世の思想界の變動を明かにすることを意味する。

【學説】アリストテレスは富を定義して、「富とは、家族又は國家の要する資本の總額を稱す」と言つた。ミルはこの定義を哲學的には正當であるとした。蓋し如斯觀念の淵源する處は彼の社會階級説にあるといはなければならぬから先づ之を説述する。

(一)社會階級説 彼はプラトンの説に基いて社會階級は表面上三階級であるけれども其實二階級であつて治者及被治者の階級が即ち之れであるとした。惟ふにこの時代に於ては自己の收穫によつて生活した階級は滅亡して、政治の局に當るものと勞働するものとの二階級になつてゐたのである。此二者は各其身分に應じて經濟上の地位を有する。即ち上流のものは、専ら政治の點より經濟を見、下級のものは純然たる經濟の點より經濟を研究する前者は自然的の財産を以て經濟上の基礎となし後者は勞働交換即ち彼の所謂不自然的のものを以て經濟上の根據とする。右の如く治者と被治者の二階級に分ち、各其職分より經濟の觀察上も異つた方面から出發した。然るに彼はこの外尚ほ奴隷を第三の階級に數へた。彼と雖も、奴隷は天の命する所とはしなかつた。けれども經濟行爲には二種の道具を要する。一は生命ある道具即ち奴隷にして、他は生命なき道具即ち機械である。若しこの生命ある道具たる奴隷がなければ、前記二階級は自ら勞働しなければならぬ。是れは社會全體の福利から見ても大なる損失であるから奴隷を認めるのは、止むを得ざるに出づるものとした。是れ彼の分業論であつて、奴隷は身分及

あらずして、唯だ獨占の力を有するが故に、其の所有主より觀るときは無限の増殖をなすが如く見えるのである。即ち敢て價値を産出するものには非ずして、貨幣が轉々流通する間に、觸るゝ所のもの、價を悉く附着して、一人の所有主に集めるが爲めである。例へば當時ミレット島にターレスといふ學者がゐた。或る人が其の空論にして遂に實益なきことを説つた所が、天文學上から當年の橄欖果の豐熟すべきことを知り、直ちに橄欖油製造機械を買占めた。然るに秋收の時に至つて豫期の如く橄欖が豐熟したから、ターレスは製油機械を貸與して大利潤を得た。由是觀之、ターレスは人間社會全體の上に寸毫も福利を増殖したものではなくて、他人の所得たるべきものを自分の許に集めたに過ぎない。即ち獨占である。貨幣が轉々して無限に増殖するのと同様の理である。彼の貨幣を重要視した所以を知ることが出来る。

(二)經濟二分説 彼は總て人間の社會上の經濟行爲を、經濟方面の性質に依り自然的及不自然的の二つに分つた。その分類的標準は、交換價値と使用價値、即ち彼の用語によれば順用と逆用との區別によつて設けたものである。自然的とは例へば生物に對する自然的食物即ち小兒の母乳に於けるが如き天賦の資料を獲得するものを指して言ふ。何となれば、是れは、其の使用價値を發揮させることを、目的とするものであつて、即ち順用であるからである。是等の自然的獲得と不自然的獲得との中間に彼は林業及び礦業を置いた。穀物を耕作するものは自然的であるが、鋤鋤を製造するもの、又はその材料を獲得するものは自然から離れた階級にあるが爲めである。不自然的獲得即ち彼の所謂逆用とは交換を目的とする經濟行爲を謂ふのである。此論旨は後世アダム・スミスが使用價値と交換價値との區別をしたのと頗る類似してゐる。而して彼の順用逆用は、凡ての財貨についてののみならず、人間に就いても同じことが言へると唱へた。彼は分業論に於て政治は人間の自然の本性を治むるにあるから順用であるとした。經

法律上の犯罪によつて自由民の權利を失つたものを以てすることを至當とした。

濟に於ては、自ら養ふの經濟は順用であるが夫れ以上に貨殖することは、逆用であるとした。而して不自然的經濟は、所謂家計以上の經濟であつて、無限的であり、得るに従つて益々増殖するのである。然らば何故に無限的の増殖をするかと云ふに、是れ實に貨幣あるが爲めである。即ち貨幣の存在するものと否とによつて經濟に根本的の差別を生ずるものとして彼の貨幣論を構成した。

(三)貨幣論 貨幣の存在せぬ經濟に於ては人と財物上の關係は單純であつて人と物とが直接交渉するのである。然るに貨幣が存在するときは必ず貨幣を通過せねばならぬ。而して貨幣を通過する毎に、價格を増大し遂に無限に増殖するものである。然らば貨幣はその性質として價格を無限に増殖せしむる力ありやと云ふに「ニコマカイヤ倫理論」に説く所によれば、貨幣そのものは單に價格の尺度であつて、凡ての財物の價格を見積り得るもので最も便利な交換の媒介となり、需要の慣用的交換上の代表物にして、金及銀はこの職分を最もよく盡す。即ち其れ自身に於て有用なると同時に、運搬に便に、且つ價格の變動も亦他の財に比して少いけれども、其の使用價値は、麵麩に於ける、水の濁に於けるが如くに

其の所有主より觀るときは無限の増殖をなすが如く見えるのである。即ち敢て價値を産出するものには非ずして、貨幣が轉々流通する間に、觸るゝ所のもの、價を悉く附着して、一人の所有主に集めるが爲めである。例へば當時ミレット島にターレスといふ學者がゐた。或る人が其の空論にして遂に實益なきことを説つた所が、天文學上から當年の橄欖果の豐熟すべきことを知り、直ちに橄欖油製造機械を買占めた。然るに秋收の時に至つて豫期の如く橄欖が豐熟したから、ターレスは製油機械を貸與して大利潤を得た。由是觀之、ターレスは人間社會全體の上に寸毫も福利を増殖したものではなくて、他人の所得たるべきものを自分の許に集めたに過ぎない。即ち獨占である。貨幣が轉々して無限に増殖するのと同様の理である。彼の貨幣を重要視した所以を知ることが出来る。

(四)貨殖經濟論 貨殖經濟の不自然な種類には(イ)商業(即ち問屋、卸賣、店舗營業、行商、船主業、運送業等を包含するもの)(ロ)金貨業(是れは更に一層不自然なもの)としたのである。何となれば貨幣の使用たる交換の便宜の爲めではなくて金が金を産む爲に使用

するものだからである。彼の持論は貨幣は貨幣を産むものに非ずといふにあつたから、金を貸して其の利息を收むるを以て最も卑むべき事となしたのは怪しむに足らない。唯だ彼は、歐洲中世の學問思想界に至大の影響を與へ、實際上利息を禁じ、或は利息を收納するやうな業務を卑しめた。加之商業にも利潤を得ることは非として之を卑しめた。即ち商業と雖も、其の目的によつて之れを二分し、單に糊口の資を得るものは卑しむべきものではないけれども、利益を目的とするのは自然に反したものとし、之によつて獲得せられる貨幣も亦實に自然に反せるものとした。かくの如く貨幣が自然に反して所有主が其の糊口以上の利を收むる爲めに使用せられるのは最も不當な事とした。是れ後世マルクスの餘剩價値を主張するに至つた根柢である。(ハ)貨銀勞働に關して曰く勞働の爲めに奴隷といふ階級がある以上、精巧勞働者たる不精巧勞働者たるに論なく、自由民が貨銀勞働をなすは自然に反するとした。けれどもこれに反して、法律上には適當な論據を發見し得なかつたものゝやうである。

アリストテレスの經濟上の意見は、總て彼の倫理思想に其根柢を有するものである。即

ち人間最終の目的は人たるの行爲であつて、財の生産ではないといふにあつた。此理想並に奴隷の存在を認容せる社會に包容せられたる彼は、其の先入思想のため經濟上の權威につき、實相に通曉することができなかつたらしい。されば富に關する科學即ち經濟學の基礎を築く間に於ても、倫理的且つ政治的の觀念の桎梏を廢するを得なかつた。その「ニコマカイヤ倫理學」に於て、財の價格なるものは生産者の價值、即ち勞力によつて定めらるゝものと考へたものゝやうである。されば正當なる交換は、其の價格の割合によつて規制される相互の行爲でなければならぬ。例へば靴屋と農夫との間に交換の行はれる場合には、農夫は靴屋が彼から受取つた穀物と同等の價值ある靴を受取るものとするのである。しかして貨幣は貨物の價格を度量し得るが故に、單に其物の數重のみを以ては、其の價格を秤量し難い物資を交換するに當り、貨幣の數量によつて換算せられ、且つ相互に損益なからしむるやうな職分を盡すのである。是を以て見れば、彼の意は、生産に於ける各人の一定時間の價值(勞力)を以て換算率となし、以て交換すべき高を定めんとするものであることを了解するに難くない。

(五)政治觀 更に社會上政治上に關する彼の意見を見るに、彼は食物が動物をして群居せしむるか、散居せしむるかの慣習を養成せしむるが如く、人類社會も亦其の産業の如何によつて、組織形態を異にする主張した。即ち牧畜、狩獵、漁業又は農業、或ひはそれ等の組合せによつて其時代時代に異なる状態がある。而して牧畜を最初に置くは、是れ最も野蠻なりといふ意味ではなくして、最も閉放であるといふことに基いてゐる。その政治論には經濟條件によつて群居するに至つた場合、に於ては牧畜の共同團體は農民の共同團體よりも強固にあらざ、是れ牧畜業は農業に比して遙かに單純であるからである。又經濟條件の方面から言つても、人口の點から言つても都市は最も著しい經濟状態に發展するものとした。植民に關しては、彼は植民地は人口増殖のため、過剰の弊害を除く吐出場と見做した。彼は自由民の私有財産を均等ならしめ、國家の繁榮を永續せしむるには一國家は永久殆ど同一の人口を維持しなければならぬ、是れ經濟上に於ける彼の理想國家であるから、人口の過剰を防ぐために適度に植民すべしと唱へたのである。

山崎闇齋の門人、氣節の士である。近江高島の人、名は安正、若くして雪の苦を嘗め、赤貧の中にあつて成士を以て自ら任じ、諸侯に召さるゝを辱しともしなかつた。正徳二年六十歳で歿した。彼は楠公を讚美して至忠大功と稱し、尊氏を罵つて亂臣の魁となすといふ態度であつた。「靖獻遺言」は、忠孝節義の精神を宣傳した書で、後年の志士を奮起せしめた。著書には靖獻遺言、同講義、程子論、性諸説、聖學圖講義、六經編考、父母存説考、綱齋文集等がある。

足輕(アシガル)

昔の歩卒の稱で、輕裝して足輕くよく走るといふところからこの名が起つたものである。源平盛衰記や、太平記にも既にこの名が見える。室町時代に至つては漸く盛に用ひられたものと見えて土御門帝の明德三年の軍令に記されてゐる。永祿以後には大名がみな之を用ひたもので輕捷な斥候等の任務に當らせた。足輕を戰爭に用ひるには初は單に旗幟等を持たせたが、元弘の頃からは弓、長柄の類の武器を携へさせて交戦に用ひるやうになつた。鐵砲の渡來以後には之を銃兵とした。山嵐流では足輕で戦ふことを足輕合(あしがるあはせ)

といひ、之を率ふる者を足輕大將と稱した。足輕隊の編成は山嵐流では一隊を與力十騎乃至四十騎と足輕十名乃至百名とし、謙信流では十騎乃至二十騎と足輕五十名乃至百名を以て組織した。又戰爭の際には戰場の警固又は偵察等の任務に足輕を當らせたまものである。徳川時代に至つては足輕とは武士の最下級の稱となり諸藩みな之を設けて、平時には門衛既役その他の雜役に用ひ、事あるときには先陣の卒とした。足輕の隊を統べる者を足輕頭と稱した。明治維新に於ける藩制改革の際に一時足輕を卒と稱したが後に之を廢止して士分と均しく士族に入れられた。足輕が我國社會史上に現れたことは民衆の勞力の多少進んだことを意味する。即ち戰國は武士の一騎打的なるものより、平民をも参加せしめる散兵戰となつたのであつて、源平以後の戰爭には足輕を無視するを得なくなつたのである。

足尾銅山(アシタドーザン)

栃木縣足尾町に在る銅山で利根川の一支流渡良瀬川の上流と、其支流庚申川との間に横はる。地質は古生層とこれを貫く流紋岩とより成る。鑛床は鑛脈で主として流紋岩中を走り又流紋岩に接する古生層を貫いてゐる部分もある。鑛脈の延長二百尺乃至二千尺、其最長

なるものは六千尺に達する。鑛脈は其走向によつて二種の脈群に類別される、即ち第一類を六〇度鑛脈群と稱し大抵此六〇度東の走向にして主として北西に傾斜し、第二類を一〇〇度鑛脈群と稱し一般走向北八〇度西、主として南方に傾いてゐる。鑛脈の總數三百有餘其内開坑してゐるものは六〇度鑛脈群のもの六〇條、百度鑛脈群のもの四〇條あり、鑛脈を構成する金屬鑛物は黃銅鑛及黃鐵鑛を主とし少量の磁硫鐵鑛、硫砒鐵鑛、方鉛鑛、閃亜鉛鑛を隨伴す。脈石は石英を主とし時に方鉛石を産する。酸化帶には斑銅鑛、輝銅鑛、銅綠鑛、孔雀石、藍銅鑛、赤銅鑛、自然銅、自然銀を産することがある。又稀には藍鐵鑛、ラドラム鐵鑛、螢石、重晶石、磷灰石、自然蒼鉛、輝蒼鉛鑛、鐵、重石等を産する。鐵道足尾線は桐生に發し、足尾及間藤を経て本山に達す。電車は本山、古河橋間〇・八哩・本山高尾木間一・六哩及本山、製所間〇・七哩架空索道は十六條二七哩八(五、六、七)あり、大正七年に於ける鑛區數二、面積二九七八〇五〇坪、大正五年に於ける產銅額は約二千五百萬斤である。この銅山は慶長十四年に農民が之を開き、翌十五年日光座禪院の座主がこの事を幕府へ具申してから幕府の直轄になつた。

同十六年銅吹を開始し爾來連續として繼續してゐる。日光、芝、上野の諸廟及江戸城の銅瓦はみな足尾の産といふことである。又足鐵と稱する寛永鐵は、足尾で鑛造したものである。貞享年間一時年産額二百四十萬斤に達したことがある。明治初年日光縣の所轄となつたが、明治四年民業に移り同十年に古河市兵衛の經營に歸した。明治三十八年日光清瀧に電氣製銅所を設けて足尾産の煉銅を電氣分解法に依つて精製するやうになつた。

足尾銅山の勞働者は其盛時に於て一萬人にも及んだが、大戦後の不景氣のために漸減して近時四千餘人となつてゐる。而して同山は勞働爭議地としても有名であつて、近時二回の大同盟罷工が行はれて我國勞働界の耳目を驚倒せしめた。

アスキス(ハーバード・ヘンリー)

アスキス(Aquith, Herbert Henry)は一八五二年英國ヨーク州のモリーに生れ、幼時倫敦市の學校で教育を受け、次いでオックスフォード大學のペリヨル・カレッジに學び、一八七六年辯護士となり、一八八六年スコットランドの東ファイフ區より選ばれて國會議員となり、自由黨の花形となる。一八九二年グラッドストンの第四内閣に内務大臣となり雇主事

務令を議會に提出した。一九〇二年、ローズベリ卿を會長とする自由同盟の副總理となり、熱心に南阿蘭争の繼續を主張した。一九〇五年カンベル・パンナムの自由党内閣に大蔵大臣となり、勤勞所得税を減じ、相續税率を高めた。一九〇八年パンナムの後を承けて總理大臣となり、アイルランド自治法案を完了せしめんと努め、アルスター州の反對を受く。一九一四年大戦起り、アルスター問題は暫く影を潜めた。が、アスキス内閣は一九一六年十二月總辭職して後をロイド・ジョージ内閣に譲つた。

字 (アザナ)

(一) 實名の外に付ける一種の名である。交名の義にして人と交はるために呼ぶ名だからかく言ふとの説がある。本来支那の風に倣つて生じたもので、我國固有の習俗ではない。仁賢天皇紀に「傳計天皇諱大脚字鳥郎」とある。平安朝時代に學生が大學に入學の時、文章院の堂院が書き出す名籍に字を書いたから後には儒者たるものは必ず之を付けるに至つた。四季草に「字の事、唐土にては人を喚ぶに名乗をよぶをば不敬として字をよぶなり、字は人々たがひによびかはす常の名なり、日本にては古より人ごとに必ず字付けることはなし、

稀には字付し人も有りしなり古書の中に名乗の事を字と記したるものあり誤なり、何太郎、何次郎を字と記したるものあり、是も字に能叶ひたりとは思はれねども、常によぶ名なる故字に似たるが近世の儒者、或は書家などみな字をつくれども、人その字を以てよぶ事なればたゞみづから唐人のまねをしたるのみにて、その字は世に用ひられざるなり」とある。徳川時代に至り儒學の感なるに及んで漢風更に行はれて苟も文字に親むものは皆字を用ひるやうになつた。しかし後世に於て俗に「あざな」と「あだな」を混同するものが兩者の間には明かに區別がある。

(二) 市町村制に於て市町村内の更に狭い區域の稱である。通常單に「あざ」といふ。大字と字との別がある。大字は町村制の施行以前に町名又は村名であつたものが施行後に市制町村制の下に在ることとなつたものをいふ。例へば數村を合して一村とした場合に舊村名は大字とされるやうなものである。字は大字の下にあつて、更に狭い範圍の地をいふのである。

B

賣買結婚 (バイバイケツコン)

賣買結婚はまた購買結婚ともいひ、結婚の方法より見たる一形式をいふ。經濟生活の幼稚なる時代にあつては、女子が重要な勞働力を有する故に、その屬する家族に取つては、一種の財産の如く見做されてゐた。故に他群より女子を奪つて來てこれを妻とするか、然らずんば女子の屬する家族(父長)に報償を拂つて、これを購買する形式によるか、その何れかであつた。つまり妻を買ふといふ意味は女子をその年頃まで養育した費用と、今後その財産を失ふ損失に對する報償を意味してゐたものであつた。この形式は一個の儀式として各民族の間に遺風を傳へてゐるが、わが結婚の風習の如きも、また當然女子購買の形式を儀式化したものと認めざるを得ない。

買辨 (バイベン)

これは支那に於てのみ存在してゐるもので、頗る複雑な性質を持つてゐる。即ち、外國商人に代つて、支那人に對する一切の商取引を

總管し、代金及び諸雜費等を立換へて、一定の手續料と利息とを得る事を目的とする一種の仲介業者である。支那は昔、鎖國主義をとつて外國人の國內に足を踏み入れる事を禁じてゐたので、その後外國との貿易が行はれるに至つても外國人は支那の國情に通ずることが容易でなく、貿易を営むに甚だ不便を感じてゐた。そこで支那人の外國語に通じ、商務に熟達してゐるものを雇ひ、之を代理として總かに交易を行ふ事を得た。これが買辨の始めで、爾來米人の支那に通商する者は、舉つて此の買辨(歐米人はコンブラドルと呼んでゐる)を用ふるに至つたのである。然し乍ら、今日では支那も全く門戸を開放して、何れの國人とも商業取引を結ぶに至つたので、買辨の仲介による必要は次第に薄らいで來た。而も今日猶斯の如き仲介業者が盛に活動してゐるのは、支那官吏は餘大にして外國人に譲らず、官位を有せざる者に接する事を好まぬので、外國商人の支那官衙御用商人たらんとする者などは、是非とも官位を有する買辨を雇ひ入れる必要があるからである。買辨はいづれも支那人で、英語に通じ支那商務に熟達したものである。彼等は一般に財産を持ち、多かれ少なかれ支那人間の信用あるもので、中

には幾分品位を持つてゐるものも少くない。買辨は外國人の經營する商館、銀行汽船會社等の何處にも附隨して居つて、種々の外交的事務に當り、買買の直接支配人式の職務を帯びて苦力の使用、貨物の取引等に從へば、會計係となつて、幣制統一せず混用としてゐる貨幣の鑑別に當つたりしてゐる。彼等は單なる使用人ではなく身元保證を收め一切外國人の代理となつて働いてゐるので、その収入も亦僅少なものでない。俵給は五十兩乃至二百兩程のものであるが、これ等は彼等の車代を償ふに過ぎず、目差す處は何れも手續料と、立替金の利子である。而も種々の私収入も自然に伴つてくるので、高級なる買辨の収入は實に莫大なるものである。然し彼等は屢々市況の趨勢を看取して見込買を爲すもので一旦相場に狂ひが生じ、見込の外れた場合には、往々にして破産するものが少くない。

賣淫 (バイイン)

【意義】 賣淫とは歐洲語の Prostitution (自己を提供する) といふ意味であつて、その自己を提供するとは他人の要求に應じて相當の報酬を得て色情を賣ぐの義である。レイの定義によれば、淫行を目的とする婦人が、代價を得て自己を男子に提供するを意味するとい

ふ。即ちこの定義を分析すれば、淫行を目的とする事、男子を相手とする事、必ず報酬即ち金銭の授受がある事を以て特質とする。然しこの三條件を具備すれば何れも賣淫と稱すべきかといふに、それは更に常習的に反覆して始めて賣淫と稱するを得るのである。従つて親の難儀の爲めに唯だ一回代償を得て淫行をなしたのは、狭義の意味で賣淫と稱すべきものではなく、更にこれを繰り返す事によつて、始めて賣淫といふ事が出来る。故に賣淫とは營業として男子から代償を得て淫行をなすの意味と解すべきである。

【起源】 賣淫の起源には接待賣淫、祭禮賣淫、宗教賣淫の三種がある。然し前二者に於ては近時の特質たる金銭授受の關係はなく、宗教賣淫に於てのみそれを認める事が出来る。宗教賣淫は古代バビロンに行はれ、後希臘に傳はり、孟買には今も行はれてゐるといふ。寺院の殿堂で巫女もしくは舞妓が、參詣者の希望によつて肉體を提供し、一種の報酬金銭を得たものである。その金銭が轉化して玉代となり祝儀となつたのであるが、然し事實的には古代のそれと近代のそれとの間には差違がある。即ち古代賣淫は宗教的のものであり近代の賣淫は經濟的なものである。賣淫婦そ

のものが親の難儀を救ふためであると、彼女自身のパンを得る爲めであるとを問はず、その特質としては生活問題に起因してゐる。これ社會に貧困といふ事實を採消させざる限り、賣淫の事實を抹殺する事は出来ない理由である。精神病學の立場より、或は賣淫婦そのものが娼婦型とも稱すべき一種の精神的缺陷があると見做す議論もあるが、然しそれらは除外的な事例で、其の多くは貧困の爲めにパンを得る手段として身體を提供するのである。産業革命以來、新に無産階級が發生して以來、その特徴は著しくなつて來た。結婚によつて性的満足を得ざる男子が、安價にして且つ容易に性欲を満たし得る機關を必要とすればする程、この要求に應じて賣淫婦の數も増して來る譯である。故に賣淫なるものは、需要者に取つても供給者に取つても、共に貧困といふ事情に發生したものであり、従つて無産階級が新しく社會階級として發生して以來、殊にその特質を深からしめたものである。

史上の事實であるから、宮殿に雲霧があると同じく到底絶滅は望まれぬといつてゐる。國家も亦これを宗教道徳、又は社會衛生上のみの問題とすることを得ず、各國共に種々な對策を講じてゐる。

A. 禁絶主義 これは賣淫を絶對的に禁ずる制度で、理想からいへば適切なものであるが裏面には却つて怖るべき種々の害毒を流布すること從來の事實に徴して明白である。

B. 自由主義 賣淫に對して何等の制裁をも加へずに公許したものであつて、人智の程度の低いために放任されてゐる場合か、もしくは禁絶主義にも制限主義にも効果を認め得ずしてこの諸策を採つた場合である。

C. 黙許主義 賣淫に對して自由を與へず、さればとて禁止をも断行し得ず、已むなく黙許してゐる形で、文明諸國は賣淫禁止の困難と、開放の弊害とを鑑み、大抵已むなくこの制度を採用してゐる。

D. 制限主義 又は干渉主義ともいふ如く、賣淫を一種の營業と見做して公許したものである。即ち政府の規定したる命令の下に、賣淫業者は公然營業を許され、その取締の如きも政府自らこれを行ふもので、我國の制度の如きは即ちそれである。これを稱して公娼と

いふ。公娼を取締る制度には二種あつて、一は集娼制であり、一は散娼制である。集娼制とは日本の遊廓制度の如く、一定の場所を限つて營業を許す制度であり、散娼制とは何れの地に於ても營業が出来る代りに、ある一定の鑑札を携帯してゐて、新規の検査及び其他の制裁を監督官廳から受けねばならないものである。散娼は一名街娼ともいつて、獨逸佛の諸市に多くある。これ以外の賣春婦は、官廳の許可を得ない密娼即ち私娼である。歐洲の統計によれば、人口百萬以上の都會は百萬に對して三千の公娼を有し、これに對する私娼の數は十倍乃至二十倍に當るといふ。この比較から見れば明治四十三年以來の平均員數六千四百十一人の公娼を有する東京は、最少に見積つても尙六萬餘人の密娼を有する勘定である。

バーチアー (ヴィクター)

米國の社會主義者ヴィクター・バーチアー (Victor Berger) は一八六〇年、埃太利匈牙利のニードル・レーブに生れ、ブダペスト及ウキンに學んだが、家業に失敗を來した爲めに一家擧つてアメリカに移住し、彼はこゝで初め金屬磨きの勞働に従事して後、小學校の教師となつた。而して終には、米國に於ける

社會主義建設の卒先者として、社會民主主義及社會黨の闘將となり、社會民主黨の創立當時より引續いて執行委員會の委員となつてゐる。彼はミルウォーキー選挙區の市長及び上下院議員の社會民主黨候補者として選挙毎に推薦されてゐる。

バクーニン (ミハエル)

ミハエル・バクーニン (Michael Bakunin) は一八四四年五月八日トルツヨックに生れた。ペテルブルグで修學し、波蘭の一士官となる。一八三八年哲學を研究すべく官職を抛つてモスコに行く。一八四一年ベルリンに赴き、ヘーゲル、ショーペンハウエル、ステルネル等の學を修めた。一八四七年パリに赴いてブルドーンに逢ひ、一八四八年ブライトの汎スラヴ會議に出席した。一八四九年ドレスデンの暴動に参加し、捕へられて死刑を宣告されたが露政府に引渡されてペテルブルグに幽閉され後更にシベリアに流された。一八五〇年日本、亞米利加、英國を経て瑞西に逃れ、ここに革命黨本部を作つた。一八六三年ポルトガルの暴動に助力した。一八八五年インターナショナルに加盟し、極左黨を率ゐてマルクスに當り、伊太利其他に於て盛に革命を宣傳した。一八六九年のバーゼル會議に多數を率

ゐて参列し、一八七〇年のスキス會議に於てマルクス派を退かして新たに「ユラ同盟」を創設し、一八七一年リヨンのコムミュン一揆に参加した。かくて彼は益々極端な破壊主義者となり、無政府主義を鼓吹して社會主義に反對した。一八七二年マルクスがヘーゲルにインタナショナル會議を開いたときにはバクーニンは事故の爲に臨む事を得ず、所謂「無政府共產黨」は敗北した。マルクス派はその後本部をニューヨークに移した。バクーニンはユラ同盟に據つて争ひを續けたが、健康を害して瑞西ルガノ湖畔に引退し、一八七六年七月一日ベルンに於て死す。

萬國主義 (バンコクシギ)

「コスモポリタニズム」又は「インターナショナル」を見よ。

婆羅門教 (バラモンキョー)

【その發生】 約三千年の昔、中央亞細亞の遊牧民(アーリヤ人種)はアフガニスタンの山脈を越え進んで西北印度に入り、後東南に進んで遂に全印度に擴かつた。然るに印度の自然は中央亞細亞と異り、強烈の光線熱砂を射るかと思へば、季節風のモンスーンが時を誤らずに襲來し或は又暴風淫雨が時として大洪水となつて、人畜を奪ひ收穫を失はしめるなど

幼稚未開な彼等他郷人を脅威せしむべき天變地異の起ること頻々たるものがあつた。アーリヤ人は畏怖の念を生じ、自然現象は人間以外の何者かゞ爲すものであると爲し、遂には神の爲す業だと信ずるに至つた。彼等は暴風は風伯の起す所、驟雨は雨師の司る所とし、一々の自然現象を意味深きものとした爲め、従つて、多数の神なるものを假想する事となつた。アーリヤ人が假想し信じてゐた神の数は一々羅列するに堪へぬが、大體天上の神祇、空中の神祇、地上の神祇の三種に區別する事が出来る。曙光を神格視するウシヤス、神明星を神格視するアシユバ神、太陽の蘇利耶神、天のヴィシヤス神は何れも天上の神であり、暴風驟雨の神たる因陀羅配下の風伯師は空中の神に屬し、燃ゆる火の神の阿耆尼、酒の神の蘇摩などは地上の神である。これ等多数の神は、始めは何れも個々別々の神であり、個個別々の働きをしてゐるので、その間には何等の聯絡も系統もないものと考へられてゐたが、後に至つて人知が發達し、思考力が進んで來ると共に、之に系統を附し統一を造る傾向が起り、因陀羅、阿耆尼の如きは最も威力ある神とせられ、崇拜供儀を集中される事となり、他の多數の神は漸次之に吸收せられた。

然し時代の進むと共に人心の要求は、唯一神の排他崇拜に進んだので、遂に梵天なる唯一神が確立され崇拜されるに至り、茲に自然崇拜の多神教は一神教となつた。爾來數千年、印度の社會を支配してゐたが、後佛教が盛になると共に、一時衰退した。そののち更に八世紀頃に至つて佛教を驅逐し再び印度教として勢力を挽回した。

【經典及法典】 婆羅門教の經典は、大體根本經典と祭典との二種に分つ事が出来る。根本經典はリグ吠陀、サーマ吠陀、シュール吠陀、アタルヴァ吠陀の四吠陀で、吠陀とは神の啓示といふ意味であり、リグ吠陀はアーリヤ民族が印度に流浪して行つた當時の、偉大なる天然現象に對して讚嘆、驚怖した頌歌であり、日つ又、アーリヤ文明を語る最古の文獻である。サーマ吠陀は祭祀の際に唄ふ句で造られた詠歌集で、植物から搾つた神聖なる酒を、ソマ酒神因陀羅に供へて吟唱される。又、ヤシュール吠陀は、吾國神道の祝詞の如く、呪詛及祭文を集めたものであり、アタルヴァ吠陀は最も後世に出來、四吠陀中最も其容を有するものである。然し此の吠陀は祈願的悲觀的なものであり、且つリグ吠陀に比して通俗的なものであつたので後に至つて印度教なる

平民迷信的な宗教を成立せしむるに至つた。そして又祭祀經典にはブラッフマナ(梵書)、スートラ(修多羅)の二種があるが、前者は吠陀の深義を解説したものであり、後者は律法又は教條とも言ふ可く教義信條を簡潔に叙述したものであつて、ブラッフマナの成立後八百年程を経て出來上つたと云はれてゐる。

初め婆羅門僧は、祈禱祭祀を専門としてゐたが、後に誕生、婚禮、死亡等の儀式をも司どる事となり、その儀式の條項を一定した。これがスートラであるが、地方地方に依つて、何れも異式異様の有様で、事實に於いては決して一定されてゐなかつたのである。然るにその後、マヌと云ふ者の家に傳へられた法式に依つて出來たスートラが、漸次に發達して遂に婆羅門教の憲法となつた。即ちマヌの法典と稱するものがそれである。此の法典が完成して以來、婆羅門教は隆盛となり、社會制度も亦此法典に準據して確立し、政治は宗教と共に婆羅門教が掌る事となつた。婆羅門教は神政を布き祭祀を司り、僧侶は立法、司法行政の大事から、家庭の小事に至るまで干渉し、マヌの法典は之を裁判する法文ともなつた。然るにマヌの法典は印度の社會に、婆羅門族僧侶、刹帝利族(帝及武人)、毘舍族(農

商人)、首陀族(農工に從事する奴隷)の四種の階級制度を確立せしめ、異なる階級に屬するものは結婚は愚か、卓を同うして飲食する事をも禁じた。これは婆羅門僧が自己の權勢を擅にする爲に行つた事で、印度は爲めに腐敗と墮落の中に陥らねばならなかつた。僧侶は各處に播種して國家を形造り、王族を壓倒して西曆紀元前八百年頃に於ては、全く婆羅門の天下となつてゐるのであつた。此の階級制度は全く一個の傳説から現はれたもので即ち梵天の口より生じたものは婆羅門族で、刹帝利族は腕より生れ、毘舍族は膝、首陀族は脚より生じたものであるが故に、僧侶は三族の上に立ち、刹帝利族は政治及軍務、毘舍族は貿易商業、首陀は農工稼穡に従事す可きであると言ふのである。

【教理及修行】 婆羅門教は、世界を梵天なる一神より生じた者と爲すのである。世界の存在しなかつた太初には、自存のみが渾沌たる暗黒中にあつた。然るに自存は自己の大質より萬物を創造して見んと欲望を生じ、最初に水を造つて卵を入れ自存は梵天となつて卵より生じ、自ら卵を二つに割り上は天となり下は地となり、其の間は中空となつた。そこで梵天は自己の本質を二分して其の一半を

男とし、他の一半は女とし、女よりして一切の生物を生じ、且つ地、水、火、風、空の五個の物業と喜、憂、暗の三性質を以て世界を整理し、遂に人間の祖先たるマヌも出來上がれば、凡ゆる宇宙は成立したのである。と言ふのが即ちその宇宙創造論である。婆羅門教は又、萬象の原因は悉く業にあるとしてゐる。この業は三世に互つて必ず因果を受く可きもので、世界の萬物は必ず善徳、憂徳、闇徳の三性質を具有するが故に、善業には善徳が伴ひ、惡業には憂徳、愚行には闇徳が従ふとされてゐる。それ故に此の世に善業を行ひつゝあるものは、來世に於いて善徳に報いられ、惡業、痴業を恣にする者は退歩して動物に生れる、と言ふ事を説いてゐるのである。若しそれ、此の輪廻の苦行を解脱せんとするならば、

翫法と修行を爲し、愛慾を捨離して五官の束縛を脱し、知恵の光明に従つて我は即ち梵天なり、梵天は即ち我なりと遠觀すれば、業因感果の連鎖は斷たれ、梵天の劫波も輪廻の苦痛も超越し、梵我一如の無差別となり、遂に梵涅槃を得て牟尼となると云ふのである。然らば此の輪廻の苦行を脱す可き修業は、如何にして爲されるかと云ふに、粗食、節食、斷食をなし、甚しきものは糞を食し破衣を纏ひ

毛髮を斷たざるもの、裸形を爲すもの、或は樹上、露饑、水火中に起居するもの、或は爪牙を抜き皮膚を破り、四肢を傷つけ、呼吸を抑止するものなど、あらゆる手段を以て自己の身體を苦しめる事によつて、始めて達せられ得べきものと信じられてゐる。その一方如何なる不倫、悖徳も祭祀に依つて償はれるものとなす教義は、遂に印度の國家を亡ぼさしむるに至つたものである。

馬政(バセイ)

馬政とは馬匹を改良し、その供給と需要との關係を圓滑ならしめんとする國家の政策を言ふのである。多くの國家は、その爲に政府自身が種馬牧場、種馬場、種馬養成場等を設け、馬匹の改良、供給に從事してゐる計りではなく、又一般民間の事業をも保護し、獎勵政策として、畜馬獎勵法を設け監督畜馬共進會、馬籍整理畜馬調査等の規定、或は馬匹に關する市場の取締を行つたりしてゐる。

バザール・サン・アマン

バザール・サン・アマン(Bazard St. Amand)はサン・シモンの門下にして出藍の譽ありと言はるゝ人である。一七九一年九月十九日、巴里に生れ、一八三二年七月二十九日四十一歳で死んだ。

佛國に於ける所謂炭礦黨(Carbonist)の領袖であつて極端な共和主義を奉じ、一度はセヌ縣の一屬吏となつたが、共和主義協會を設立し暴動を企て、捕へられて死刑の宣告を受け、免されて出獄するや直ちにアンフアンタと共にサン・シモン主義の普及と確立に務め、社會主義村落の經營などを行つたが、婦人解放問題に關してアンフアンタンと意見を異にし、遂に分離した。

部(ベ)

部は日本の古代に於て存在してゐた部族團體であり又伴とも云ふ。その部には、中臣部、忌部、物部、鍛冶部、王作部、石作部等と呼ぶ特殊の部族的職業を有するものと、皇后、皇子等の名を後世に傳へる爲めに設けたもの、即ち與代名代などのごときものがある。前者は部の原始的なるものであり、後者は比較的後代に血縁的團結の形體に準據して造られたものである。又これを組織の上から見れば蝦夷、海人等の原住民族からなるものと、朝鮮、支那から渡來した歸化人から成るものと更に天孫民族に附屬して來た血族團體とに分つことが出来る。

當時は小さな血族團體、即ち部族が至る處に存在してゐた時代であつて(「部族」参照)

ストラスブルヒより再三選出せられて帝國議會に列すること四十餘年、一八八一年別にザクセン王國の議會にも席を得た。而して一方には、一八九〇年社會民主黨大會の牛耳を取り、翌年同黨の機關紙「フオールヴェルト」の幹部となり、一九〇三年の總選舉に百方奔走して社會民主黨議員八十二名を議會に送らしめた後は、社會黨運動には直接關與せず顧問の如き地位に立つて盡力する所があつたが、一九一三年病氣の爲めに瑞西チューリッヒに赴き、同年八月十三日近郊パスグに永眠した。齡七十二。

ペーベルの著として有名なる者に「婦人と社會主義」がある。元來ペーベルは、社會主義者中ベルンシュタイン派の所謂修正派に反對したマルクス主義正統派の驍將であり、民主黨の主腦者であつたが、リーブクネヒト及びエングルス等が、過去に於ける社會の變遷を究め、將來は必ず社會主義社會の實現すべき事を説くが、果して如何なる社會が來るべきかを詳論せず、詳論せぬことを以てその學說の科學的なる所以としたのであるが、ペーベルは右の著書に於て社會主義社會の状態を詳論し、その時には婦人も男子と同じく勞働し、一般の勞働時間は大に短縮されて、文化的生

天孫民族は、他の部族をも征服隨從せしめて渡來した。日本書紀の神代紀に天照大神が中臣の上祖である天兒屋命など五部神(イツトモノヲカミタチ)即ち五つの部の祖神を、天孫降臨の時に隨從せしめたとあるのは、即ちこの事であらう。古事記にも同じ記事がある故に部は、初めは他の諸國に於ける部族團體同様、血縁に依つて結ばれ、特殊の部族的産業を有してゐたものであるが、後代に至つてかゝる血縁形體に模倣する團體が造られた。

この事が部は血族形體でないとの説を生むに至つたもので、高橋氏文に隣大伴部の編成に當り、諸國の人民を集めて大伴部と名けた事を記されてゐるが、これは即ち比較的後世の出來事であつた。部には夫々首長となるものがあつて、伴造(トモノミヤコ)、伴緒(トモノヲ)等と呼ばれてゐた。部に屬する人民はこの首長に對して絶對的な尊崇畏敬の念を有し、極めて鞏固な社會的團結を作つてゐたのであつた。然し人類を結合する紐帶が次第に複雑となり、社會の廣大化が行はれるに伴つて、恰も他の諸國に於ける部族團體の如く、我國の部も亦自然に崩壞した。此部が大化新以前に於ける我國の最も主要の勞働組織であつた當時、「やつこ」と呼ばれる奴隷があ

活を享くるに至る事を論じた。本書は既に十四ヶ國語に譯され、原文の書のみでも十數萬を發行した。以て如何に廣く讀まれたるかを推知するに足る。

米價調節(ペーカチョーセツ)

日本人の如き米食人種に於ては、生活に關する直交問題として、米價の高低が重要な關係を持つてゐる。米價が餘りに高すぎる時は消費者としての國民に脅威を與へ、又これと反對の現象を呈する時は、生産者たる農民の困憊となる。然るに農民の疲弊は、直接に國家としての景氣に至大の關係を及ぼす事になる。茲に於て米價の定格を維持する事は政府としても特別の注意を要する點である。即ち大隈内閣當時に於ては、米價が餘りに安すぎたが爲めに米價調節を令し、寺内内閣は高すぎたが爲めに米價調節令を發した。原内閣は常平倉案を出して、大規模なる米價の調節機關たらしむべく策したが、これも一種の彌縫策に終つて、兎に角、米價の如きも他の諸物價と同様の關係に於て、その高低が變動してゐるのであるが、これを調節するが爲めには、煙草や鹽の如く、これを國營とせざる限り、眞の調節は行ひ得ないといふ議論がある。米を常食とする國民に取つて、米價の高低が直接

つたが、奴隷の勞働力は當時に於て主要のものでなく、次の奈良朝時代に至りて奴隷が最も主要の勞働者となるのである。

ペーベル(アウグスト)

アウグスト・ペーベル(August Bebel)は、一八四〇年二月二十二日獨逸ライン河畔のケルン近郊に生れ十三歳にして孤兒となり、自活の爲めに輾轉職工となり、二十歳の頃フライブルヒにて職工同盟に加入し大いに得る所あり、一八六〇年ライプツヒヒに赴いて職に就くや同僚と共に雇主に對して食物の改善、勞銀の増加、勞働時間の短縮等を要求し、彼が最初の勞働運動を試みた。翌年「勞働者改善會」に加盟し、幹事に選ばれ、一八六三年(此の時同會は「勞働者教育増進會」と稱した)會長となり、社會主義運動に奔走して、勞働者間に大なる勢力を得、リーブクネヒトと相識り、共に「民主週報」を發行した。一八六七年ザクセンより選ばれて北獨逸議會の議員となつたが、一八七〇年大逆罪の名の下に入獄し、出獄するや忽ち再び同罪名にて入獄すること前後合せて四年半、彼はこの期間を利用して經濟學、歴史を研究した。彼は一八七一年在監中にザクセンから選出せられたのを初めとして、以後ドレスデン、ハンブルヒ、及び

の關係を有する限り、米の國營といふ事は必要事項でなければならぬ。

米國貨幣制度(ペーセード)

【沿革】米國は一七七六年に英國の羈絆を脱して獨立するまで、英國の貨幣制度をそのまま用ひてゐたけれども、實際に流通するのは英國銀貨のみならず、佛蘭西、葡萄牙等の貨幣もあり、且つ主に用ひられたのは西班牙貨幣であつたので、通貨は全く混沌として不便極まる状態にあつた。そこで獨立宣言と同時に幣制は直ちに改められ、銀貨を本位とする十進法で、金貨も亦併用される複本位制となつたのである。然るに一八〇〇年頃より銀價格が漸次に低落して來た爲め、實際市場に流通するものは銀貨のみとなり、殊に英國が金本位制を採用するに至つて、金貨は悉く英國に吸収されて了つた。そこで金貨の流出を防ぐ可く、幣制上の改革が再度まで行はれたが一八五〇年、カリホルニア及び漢洲に大金鑛が発見されてからは、俄然として金價が低落し、反對に銀貨の流出が著しく、小銀貨の流通は殆んど杜絶の状態となり、日常の不便は一方でなかつた。その後、この難關を切り抜ける爲めに銀貨の量目を削り實質價值を低減せしめたが、而もこれによつて、何等複本位

制の効果を表はす事なく、實質に於いては全く金本位制と變る所なき有様であつた。其處で政府も亦不徹底なる復本位制を支持してゐるよりは寧ろ金本位制を採用することの利益なるを覺つて、一八七三年以來、金本位制を採用し、銀貨は東洋貿易に用ひる特殊のもの外は、半弗以上の補助貨幣のみに限つた。

かくて米國の通貨難は一と先づ片づくやうに見えたが、當時の米國市場には南北戰爭時代に發行された巨額の不換紙幣が積留して盛に流通してゐたので、折角の新制度も十分の成績を擧げる事が出来ず、正貨は不換紙幣に驅逐されて影を消すに至つたのである。それが爲めに、不換紙幣を回収す可く『回收條例』が實施されたが、その結果はたゞ物價を低落せしめ、財界の不況を齎らしたのみであつた。復本位制度論は、是に於いてか米國の上下に充滿し、一八七八年に及んで再び復本位制が復興したのである。一弗銀貨は再び鑄造されて本位貨幣となつたが、而も銀貨の自由鑄造は許されず、たゞ一箇二百萬弗より四百萬弗までの銀塊を購入し、造幣局をして鑄造せしめたのであつた。然るに此の際採用された金銀の比價は、一八〇八年當時と同様に一對十

六だつたので、米國の通貨は更に新しい難關に迫り込まれた。何しろ銀價の地金價格は、公定價格より著しく低廉であつたので、市場に於ける銀價の流通量を巧みに調節して置かなければ、金貨が銀貨によつて驅逐される事は暇かである。金貨と銀貨とを圓滑に流通せしめる爲めに、銀貨の大部分を國庫に保有して置くなどと云ふ救済策がしきりに行はれたが、これらの救済策も何の効果なく、通貨の不安は依然として止む時がなかつた。一八九三年に至つて、政府は遂に金、銀貨の併行を斷念し本位貨幣としての銀貨は鑄造を停止する事とした。一九〇〇年には遂に新貨幣法が制定された。これは現在發行する所のもので、比較的金本位制に近い跛行本位である。

【現状】米國の幣制は、かくの如き徑路を経て、現行の跛行本位に達したので、現在米國に流通するものは、金銀、白銅、銅の鑄貨と紙幣とである。金貨には二十弗、十弗、五弗二弗半の四種があり、銀貨には一八三七年の法律によつて鑄造された、一弗本位貨が残存してゐる外、五十仙、二十五仙、十仙の補助貨幣がある。また銅、白銅貨には、五仙白銅と一仙銅貨があり、共に支那制限高を二十四仙と規定されてゐる。紙幣には金貨證券、銀

貨、政府紙幣、國立銀行紙幣等があつて、何れも市場に流通して居る。

米國工場法(ニューヨーク)

米國の工場法は元來英國初期の工場法に倣つて制定されたものであつてその立法は各州の權限内に屬する。されば同じ合衆國內にあつても、州の異なるに従つて工場法を異にするのである。米國工場法の内容は普通、労働者の保健に關するもの、災害の防止に關するもの及び労働時間に關するもの、三部門に分けて論ぜられるのが常である。労働者の保健に關するものはまた次の如くに分類される。

- (一)工場内の通氣に關するもの。カリホルニア、マサチューセツツ、ニューヨーク其他十箇州にこの法規が存する。その規定に依れば、五人及び五人以上の労働者を使用する工場に於ては、作業に依つて生ずる埃やガスのために労働者の健康を害せざる設備をなすことが必要である。
- (二)光線及熱に關するもの。工場監督官に對して、箇々の場合に就て、衛生状態の可、不可を決定し得べき權能を委ねてゐる。かくの如き法規を有するのは、コネクテカット、ニューヨーク其他十州である。
- (三)研磨機、破砕機等より生ずる粉塵や、有

毒煙、ガス等をエキゾースト・ファンズ其他の十分なる装置によつて工場外に排除すべしとする法規は、カリホルニア、コネクテカット其他十五箇州に規定されてゐる。

(四)壁、天井等を一定の時間に於て清淨にし消毒をなすべき法規は、或る州に於ては總ての工場に適用され、他の州にはパン工場のみ適用された有様になつてゐる。インディアナ、ヅグーその他の四州にこの規定が存する。

(五)密集労働に關するもの。或る州では晝間労働は二百五十立方呎、夜間労働は四百立方呎を最少限度とする空間が、労働者一人づつに割當てらるべきことを規定し、或る州では工場監督官の判斷によつて、必要空間量を決定することになつてゐる。インディアナ、メリランドその他の大州に於ての如き法規が存する。

(六)最後に便所、着衣室、洗面所等を男女兩性の爲めに別々に備へるべきことを規定してゐる州と、鑄造工場だけに限つて洗濯室を設ける様に規定してゐる州とがある。前者にはカリホルニア以下十八州が屬する。労働に伴ふ災害の防止に關する工場法は普通どの工場にも適用されてゐるのであるが、特に婦人及小兒を使用する工場のみ適用されるものも

ある。これも亦次の如くに分れてゐる。

(一)機械掃除に關するもの。運轉中の機械を掃除することに關して設けられた法規は、婦人及幼少年労働者のみに適用されるのが常である。コネクテカット、イソフイス其他の十州にこの法規が行はれてゐる。

(二)危険のおそれある機械その他の設備に對して、周到なる防護方法を講ずべきことの規定。これはニューヨーク、コネクテカット其他九州に行はれてゐる。

右等の外になほ動力傳送用のベルトに關する特別なるエレベーター巻揚げ、堅坑等の掩蓋装置、爆発物を製造し又は取扱ふ場所に於ける豫戒、工場内より外部の景色を見得る様に窓を取付け、就業中閉鎖せざる事及び非常口等に關する法規が各州に行はれて居る。また或州には、工場内の階段に手摺をつけること、危険なる機械には標識を附すること、小兒による危険なる機械取扱の禁止等の法規が存する。

労働時間制限に就ては、大人に對するものはパン製造、藥品、鑄造、鑛山等の産業に於ける労働及び官業労働等に於て見得るのみである。カリホルニア州にては藥種商の雇人は一週六十時間に限られ、ニューヨーク州にては

七十時間に限られてゐる。またニュージャージー州のパン工場労働者は一週六十時間、ペンシルヴァニア州にては一週六日間と限定されてゐる。

工場法の最も重要な部分は、労働時間、及び婦人労働者、小兒労働者の労働状態に關するものである。これには夜業の禁止、一定休息時間の必要、一定年齢以下の小兒の雇傭禁止、完全なる洗濯室、併所及び女子の爲めに腰掛を設くべきこと及其他の條項が含まれてゐる。是等の條項に關しては何れの州にも規定する所あり、工場監督官を置いて法の實行を期するものが一般である。

パン製造所及菓干製造所に對して特に法規を設ける州も若干ある。それから又洗濯業の労働に對する法規を特に存する州、及び之を工場法の中に含まして置く州がある。

次に建築労働者を保護する法律がカリホルニア、インディアナ、カンサス其他の諸州で行はれてゐる。その保護法は工場監督によつて執行される所もあるけれど、通常は建築監督官か地方官憲によつて執行される。その法規は足場、網、ブロック、滑車、未完成建築の假床等を安全ならしむることを目的とするのである。以上に言及した「工場監督官」なるも

のは、二十七州に設置されてゐる。彼等の職務は、工場、手工場又或る場合には、商業用建造物、パン製造所、洗濯屋、菓子製造所及建築場などを見廻り、之を檢察し、適法の所置を爲すにある。工場監督官が、災害事故の統計を作成することになつてゐる州では、その管轄下にある總ての工場、手工場主が監督官に對して、自己の工場内に起つた事故を報告することを要するのである。若干の州に於ては、工場監督官は只工場法の規定を執行するのみでなく、通常は特設の官吏によつて監督される。エレベーター、ボイラー、建築、鑛山其の他の監督を兼ねてゐる場合がある。またカンサス、カリホルニア等の十五州の監督官は、労働統計局官吏の任命をも兼ねてゐる。

米國救貧事業(ベイクコクキョー)

米國は國家として特別に貧民救助の施設はないが、各州にはそれぞれの特長を有する救貧施設を行なつてゐる。元來、米國の救貧制度は、英國のそれに模倣したものであつて、南部諸州、ペンシルヴァニア、ミネソタを除くミシシッピ以西の諸州、中央太平洋沿岸諸州及びニューイングランドは、主として地方の役人を以て救護員たらしめてゐる。然し各州

は大體に於て貧民の流れ込み、又は移住に對して嚴重に取締り、浮浪人や無頼漢に對しては、規則を設けて夫れを處罰する方針を採つてゐる。浮浪人は特に監禁し、或は勞役を強制する事もある。これらに關する條文も各州に於て異なるは當然であるが、概して東部諸州は峻厳であつて、ある州の如きはこれらの浮浪人、無頼漢に對しては手錠を嵌める事さへある。その他往々にして役人が報酬を得るため、徒らに浮浪人を捕へて監禁するやうなこともあつた。然し此等は貧民といふよりも寧ろ暴民と稱すべきものであつて、眞の救貧施設はそれ以外の事に屬する。一般的に貧民と總稱する者の中にも、貧民たるの已むなかりし事情に於て三種に辨別する事が出来る。即ち勞働し得るも、家庭的なる種々の事情の下に貧困たる者、不具なるため勞働をなす能はざる者、及び孤兒の三種である。而してこの第一の貧民に對しては、慈善院と稱する救濟制度が各地に設けられてゐるし、各都市には慈善課と稱する特別なる機關もあり、各州には社會課と稱する一課も施されてゐるが、然しこれは直接に貧民救濟事業に當るといふのではなく、寧ろ救濟の諸機關を指揮監督し、救濟員といふものも他と關聯して、單

に義務的に事務を果たすに過ぎない。特に南部の諸州の如きは、一般に之が實効も擧げられてゐないやうである。第二種類の貧民に對する救濟制度は漸次發達し、盲人に對する教育施設の如きは、法律に依つて費用が給與され、且つ又生活も保護されてゐる。狂人に對してもオクラホマを除く諸州は相當の保護をなし、白痴に對しては三十三州が特別な施設をなし、癲病及び肺病患者に對しても完備した設備を施してゐる諸州もある。孤兒に對する救濟設備は、嘗て慈善院に收容する方針であつたが、夫は却つて惡結果を齎らす者として、ミチガン州の如きが率先して彼等を慈善から解放した。その他東部及び中部諸州には小兒保護に對して、頗る進歩した制度を採つてゐるのも數多に及んでゐる。ミチガンを始めこれらの諸州では、多數のこれらの孤兒を州の監督の下に教育を施し、悉くこれを學校に收容する方針を取つてゐる。以上は、州としての公的な設備であるが、その他米國には個人としての救貧事業は頗る發達してゐる。ハーガンスの統計によれば、國家、州、町、村、教會、布教團體の慈善事業に消費したる金額、及び私人の慈善事業にして五千弗未滿を要したる額を合計すれば、一

八九三年に於て二千九百萬弗に達し、一九〇三年には九千五百萬弗に及んでゐる。而してこれらの大團體の外に、尙ほ現在各市に存在する下宿屋組合、労働者宿泊所女工俱樂部、少年及男女合併俱樂部、婦人救護團、保母組合法規護議會、貯蓄組合、貯蓄銀行、施療院、圖書館、コーヒー店、小兒援助會、新舊兩教會の慈善事業等が存在してゐる。

米國労働聯合會(ベイクコクロード)

米國労働聯合會 American Federation of Labor は通常 A. F. L. と呼ばれるところの、世界最大の労働組合である。A. F. L. はその始め「北米合衆國職工労働者同盟」と呼ばれたもので、一八九一年の夏、各地に散在せる九十五の労働組合を結合して設立したに由來してゐる。これら九十五の組合は労働騎士會の態度に倣はず、職業本位の健全な運動者の基礎を作らんとして企てられたのであつたが、同年多その組織を變更して米國労働聯合會なる現在の名稱に改めたのである。而して労働聯合會の趣旨はその會則の序文の宣言に見る如く、全國各地に堅實鞏固なる労働組合を組織し、これが同盟聯合して労働者の適當なる分配を得んとするところにある。故にその事業の如きも労働統計局の設置、義務教育の實

施、小兒労働の禁止、八時間労働、外國契約労働者の輸入禁止等が、主要なる事項であるが、これらはその手によつて着々實現されつつある。今日に於てこれに加入せる組合は、中央に於て百十一、地方に於て數百に及び、會員の總數の如きは、既に二十萬を越えてゐる。尙ほその組織に就て見るに、これら數多の加入組合は各々獨立せる自治團體であつて、これを統轄管理するのが聯合會の職能であるが、その中樞機關には會長一人、副會長八人、會計一人、秘書一人を以て幹部となしてゐる。現在の會長はサミュエル・ゴンパースであるが、聯合會が今日の盛大を招いたに就ては、第一次以來の會長たる彼の努力が與つて力がある。この組合は、中央機關紙を有し、各地の支部との聯絡が密接であつて、そのストライキは世界の經濟界を震撼させる程である。それだけに組合員を選擧することも嚴密であつて、悉く熟練職工のみを集め、その組合の運動の如きも、多く自己組合の利益となることき労働條件の改善に對してのみなされるといふ有様である。只最近に於て(一)法律上八時間労働を是認する事、(二)市街鐵道、水道、瓦斯、電氣事業の國有、(三)電話電信、鐵道、鑛山の國有、(四)土地私有權廢

止及びそれに代る土地の使用收益權の實施の四大旗幟に向つて、立法的要求を出だしてゐる。左に會員増加の趨勢を示す。

一八九七年	二六四・八二五人
一九一一年	一七七〇・一四五人
一九一四年	二〇二〇・六七一人
一九一八年	一九四九・三四七人

米國労働運動(ベイクコクロード)

米國の労働運動並に社會主義運動の淵源は、速くロバート・オーエン及びフリーリエー派の理想郷建設のために渡來せる時、その共產主義的な思想を鼓吹された事に由來してゐる。しかし米國は南北戦争以前までは、少數の覺醒せられた労働者によつて組合が設けられても、政府の壓迫によつて大をなすことが出来なかつた。然るに南北戦争の結果奴隸制度が廢止せらるゝや、自由勞力の經濟界に於ける地位と、これに關聯する種々の問題が生じ且つ除隊兵に多數の失業者を出だしたのみならず、一方に於ては工場制生産が大規模に行はれ、貧富の懸隔も甚だしくなつてゐたので労働組合設立の希望は急轉直下の勢を以て進轉し、遂に米國全土に互つて各種の労働者が聯合を組織した。これが労働騎士會(Knight

れざる以前にも大規模の合同運動が起されて
 りた。例へば紐育の二十三労働組合は一八三
 三年、ボアトンの十六組合は一八三四年に、そ
 れぞれ結合し、更に一八六六年に成立せる國
 民的労働組合は事實上全國の組合を合同した
 が、戦争に熱したる結果、僅か二年にして解散
 したのである。これらに比して労働騎士會は
 最初秘密結社の形式を假り、費府の仕立職工
 ウィリアム・スチザンズが同志七人と共に起
 つたのが第一階である。騎士會は雖て秘密主
 義を棄て、會員を迎へ、一八八六年には二十
 萬の會員を有するに至つたが、次第に政治運
 動に組合が加擔するやうになり、且つストラ
 イキを續けて敢行した結果、遂にその存在す
 らも認められざる程に没落してしまつた。

これより先き一八八一年に於て、労働騎士會
 に據つたりし八十六の組合は、純然たる労働
 組合の組織を企て翌年の冬これを米國労働聯
 合會と名づけた。これが即ち現在百十一の中
 央組合と、而して數百の地方組合を包括し、
 會員總數二百萬を越ゆるA・D・Lの誕生に外
 ならなかつたのである(米國労働聯合會「エ
 ム・ベース」参照)。労働聯合會は、純然たる自
 治自助の職業本位的な結合團體であつたが故

に、その態度を快しとせざる労働者は、更に
 階級的なる自覺の上に立てる急進的なる組合
 を組織するに至つた。これが即ちI・W・Wであ
 つた。I・W・Wとは Industrial Workers of
 P. M. の頭字を取つたものであるが、こ
 の革命労働運動が判然と組織されたのは一九
 ○五年一月のことである。蓋し、労働騎士會
 が衰頹すると共に起れる聯合會は只管に職業
 を本位とし、組合員の資格に幾多の制限を加
 へるのみならず多額の入會金を徴する等のこ
 とがあつた故に、これに不平を抱ける者がI・
 W・Wに投じたのである。かくの如くI・W・W
 は飽くまでも組合を以て階級闘争の機關と見
 なし、聯合會とは正反對の方向に進みつゝあ
 る。I・W・Wはその後設立一年にして十萬の
 會員を數へたが、端なく職争の上で意見の相
 違が生じ、一部の社會主義者と温和派とが退
 會するに至つたけれども、一九〇九年に頻發
 した諸種の大同盟罷工に際して、再度勢力を
 挽回するに至つた。然し乍ら、世界戦争後の
 武斷的鎮壓策の結果、今や數の上では微力な
 ものとなつてしまつた。(「I・W・W」、米國
 社會主義運動」参照)。

社會主義者によつて、理想郷の建設を企てら
 れたところであるだけに、社會主義といふ言
 葉の入れられたのは古い時代である。(「オー
 エン」フリーリエ「ユトピア」フランドス
 テリー」参照)然し乍ら社會主義なる言葉は
 南北戦争までは一個の空想的社會主義としか
 理解されなかつたが、南北戦争以後それまで
 何らの統一のなかつた労働組合が結合され、
 一八七二年、其本部が紐育に置かれるや、ラッ
 サレ派及マルクス派の社會主義者が、これに
 投ずるやうになつた。この同盟が後年の社會
 労働黨の礎地をなしたのである(米國労働運
 動」参照)。此社會労働黨が組織するに至つ
 たのは、労働組合に投じた多數の社會主義者
 が、労働組合を社會主義化する目的のために
 一七八七年に至りそれまで合衆國労働黨と呼
 ばれてゐた團體を改稱したのであつた。大體
 米國の社會主義は一八七〇年に至るまで、マ
 ルクス正統の國際主義派とラッサレ系統を引
 く政治主義派との二者があつて、相互に抗争
 してゐたものである。この抗争は社會労働黨
 が成立して後も續けられ、革命派及び温和派
 として黨内の争議の中心となり、今日に及ん
 でも労働組合的社會主義者と政治的社會主義
 者の二派に分れてゐる有様である。それは兎

に角として、社會労働黨が微弱ながらも成立
 したる後、一八八六年に労働騎士會が起り
 一八九一年米國労働聯合會が起るに至つ
 た。社會労働黨はこの兩團體を社會主義化せ
 んとして努めたが失敗したるを以て、既に成
 立したる労働團體を社會主義化することの困
 難なる事情あるを悟り、この兩團體に對抗す
 る必要上「社會主義職業労働同盟」を設立し
 た。この同盟は一八九六年の總會に於て公然
 社會労働黨と提携する事を宣言し、政治運動
 に参加して來た。依つて茲に社會労働黨と社
 會主義職業労働同盟とが中心となり、その他
 の小社會主義團體及び労働團體をも加へ、一
 八九九年に米國社會民主黨とが成立した。そ
 の指導者はダニエル・デ・レオンに外ならな
 かつた。一九一四年彼が歿すると共に、社會黨
 内の左右兩派の分離は殊に甚だしくなり、黨
 内の左派はジョン・モスト、エム・マ・ゴルドマ
 ン等を中心とする無政府主義者と提携し、無
 政府主義者が露西亞に放逐されると共にI・
 W・Wと提携するやうになつた。これに反して
 社會黨内の穏和派は、同黨内のスバルゴを
 始めとして、ラッセル、サイモンズ、グイー
 ロード、ペンソン、ウォーリング等は米國が
 歐洲大戦に参加すると共に大いに主戰論を唱

へ、新に愛國的團體を組織してゐる(米國勞
 働聯合會」参照)。而して社會黨の黨員の増大
 の率は次の如きものである。
 一九〇七年 九、〇〇〇人
 一九一〇年 二四、〇〇〇人
 一九一四年 五二、〇〇〇人
 尙ほ米國の社會主義運動に特記するを要する
 はI・W・Wである。I・W・Wは現文明國に於
 て最も左傾せる労働團體であつて、ポリシエ
 キキはその職争をこれに學んだといはれてゐ
 る。この團體は佛蘭西のサンジカリストと似
 た立場を持つてゐるが故に、アメリカンサン
 デカリズム等と呼ばれてゐるが、その起りは
 米國特有のものであつて、寧ろ労働騎士會よ
 り發生したものである。(「I・W・W」参照)

理大臣となり男爵を授けられ、一六二一年子
 爵を與へられたが同年收賄事件の爲めに投獄
 された。在監數日にして皇帝の慈悲によつて
 免されるや、ハイゲイトに退き著作に没頭し
 一六二六年四月九日病を得て死んだ。
 ベーコンは元來法律學者であるが哲學の造詣
 深く、文學經濟學に通じてゐた。彼は經濟的
 正義を主張して金權主義に反對し、個人の手
 に集中した財産の全國的撤布、小農制度、救
 貧施設を提唱した。また利息制限法の必要を
 論じ、投機的商人に對する貸金利率は八分、
 その他の貸金利率は五分を以て最高限度たら
 しむべしと論じた。
 ベームバウエルク(オイゲン・フォン)
 オイゲン・フォン・ベームバウエルク (Eugen
 von Bohm-Bawerk) は、カール・メンガーと
 共に奧太利學派の柱石たる經濟學者で、數理
 的研究に加ふるに、心理學的研究を以てし、
 價值並に代價を論ずるに主觀的方法を以てし
 た。
 彼は一八五一年二月十二日、奧太利メーレン
 のブリュンに生れた。維也納大學で法律學及
 國家學を修業し、一八七二年大藏省に入つて
 財務官となり、一八七五年「ドクトル、デア、
 レヒテ」の學位を得、在官のまゝでハイデル

ベルヒ、ライプツヒ、イエナ諸大學に遊學して經濟學を研究すること二年、一八八〇年官を辭して維也納大學の講師となり、次にインスブルグ大學に赴任し、一八八一年正教授となり經濟學講座を擔任する事前後十年、一八八一年辭職し維也納に歸りて大藏省顧問に任官し、一八八五年大藏大臣となつて直に罷め、一八八七年再び藏相となつたが數月で退き一九〇〇年またも藏相に選ばれてその椅子に就き、一九〇四年退いて維也納大學の經濟學教授となり、一九一四年に死んだ。

辯護士 (ベンゴシ)

辯護士は當事者の委任を受け、又は裁判所の命令に従つて、法律上一定の仕事を行ふ者である。辯護士の仕事は頗る範圍の廣いものであるが、その重なるものは原告の委託を受けて訴訟代理人となる事と、民事、刑事に關する被告の爲めに、辯護の勞をとる事である。辯護士なる名稱は即ちその爲めに生じたのである。

辯護士は官吏乃至公吏ではない。彼等は單なる自由職業者である。一定の資格を有するものが、辯護士名簿に登録し辯護士會に入會すれば、直ちに開業する事が出来るのであつて官吏のごとく、任命乃至選挙に依つて其の

地位を得るものではない。辯護士となる資格は辯護士試験に合格した者、判檢事たる資格を有する者、帝國大學法律學科を卒業した者等に限られて居り、辯護士法に依つて一定の義務を負はされて居る。

辯證法 (ベンジョーホー)

辯證法 (Dialektik) なる語は、本來論辯によつて事物を論證することを意味する。論辯とは必しも他人と議論を交ふことのみではなく、又思想家の心中に見出さるゝ幾多の意見を比較して、其間の矛盾を暴露し其歸結を求むることを意味する。されどこの言葉の意味は、古代希臘のツエノン、詭辯學派、ソクラテース、プラトンを經て次第に變遷し、ヘーゲルにおいて全く獨特の新意義を有するに至つた。

ヘーゲルに依れば、一の思想は必ず其反對の思想を伏藏するものである。而して此伏藏的思想が顯在的となるに及び、茲に矛盾せる兩思想の對立を來たす。此兩思想は更に高級なる一思想に依つて綜合せられ、かくして右の矛盾は解決されるに至るのである。然るに、此三の思想は、又その正反對の思想をば自己の内より生み出して新たな綜合を促し、かくして更に高級なる思想に上進してゆくので

ある。即ち思想發展の常道は、「正」―「反」―「合」の行程を經て發展し、此行程を踏んで思想は、次第に低級より高級へ進みゆくのである。ヘーゲルの辯證法は實に斯くの如き徑路に依つて思想を展開しゆくものであるが、然し此辯證法は單に論理的の意義を有するのみでなく、又形而上學的意義をも有してゐるのである。なぜならば、ヘーゲルに依れば絕對者は理性即ち思想である。隨つて右に説く辯證法は單に人間思想の發展の徑路を示すに止らず、又宇宙思想の發展の徑路をも示すことになる。

ヘーゲルの一面を踏襲せる所謂ヘーゲル左黨なる一派は、ヘーゲルの辯證法中より右の形而上學的方面を廢棄し、「正」―「反」―「合」の行程を以つて専ら物質的發展の徑路を説明せんとするに至つた。此傾向はカール・マルクスに至つて、更に社會的發展の説明に應用せられ、その唯物史觀説(其項を見よ)、階級闘争説(其項を見よ)等の基礎をなすに至つた。例へば、經濟上の變遷に就て見るに、生産者が直接その生産機關を私有すると云ふ状態(即ち個人的私有)は資本制度の發達に依つて否定せられ、生産機關は直接的労働者の手から労働せざる人の手に移轉することとなつた。然

るに此資本制的私有は、更に自ら自己を否定して、今度は生産機關の共有に基く個人的所有を生ぜしむることとなるのである。社會の發達に對するマルクスの見解は、徹頭徹尾かくの如き「否定の否定」に立脚するものであつて、彼の階級闘争論や革命主義は總て此處から出發してゐるのである。

ベントム (ジェレミー)

ジェレミー・ベントム (Jeremy Bentham) は一七四八年二月十五日倫敦に生れた。彼は功利主義の哲學者で、スミス、リカルド、及ミル父子等の思想に大なる影響を與へ、マルクスによつて、勞銀基金説の創始者と呼ばれ、またロバート・オーエンの事業に参加した。一八六〇年十三歳にしてオックスフォード大學に入り一八六八年パチエラー・オヴ・アーツとなり、二年の後更にマスター・オヴ・アーツの學位を得、リンカーン法學院に入り、一七七二年辯護士となつたが、その後廢業して専ら法律學、政治學を研究し、一七八五年英國に赴き、滞在三年の後歸國し、一度は健康のためにメキシコに渡らんとしたが、斷念して一八一四年フォード・アッペーに移り、一八二三年巴里に赴いたが、一八三二年六月六日、八十五歳にして、ウェストミンスターに死んだ。

ペラミー (エドワード)

エドワード・ペラミー (Edward Pelemy) は一八五〇年ボストンに生れた。其名著「回顧録」を書いたのは一八八〇年であつた。回顧録は目下二十數ヶ國語に翻譯されてゐることを以ても想像し得る如く、世界に於て最も讀まれたる書物の一である。日本に於ても數種の翻譯がある。彼は當時紐育イヴニング・ポスト紙の主筆であつたが、その思想は一種の國家社會主義であつた。然し彼はそれを國民主義と呼び、自ら國民黨を組織して政界に乗り出したが、この運動は失敗に畢つた。一八九〇年に歿す。

白耳義貨幣制度 (ベルギーカ)

【概説】白耳義はその建國當時から政治上の援助者でもあり、且つ富有な國家であつた隣國佛蘭西の幣制を其のまゝに取り入れて白耳義の幣制としたのであつた。爾來白耳義の幣制は佛蘭西の幣制と相伴つて變遷し幣制上の雜關に逢着する毎に、此の兩國は扶け合つて來た。従つて今日でも白耳義は、佛蘭西が中心となつてゐる拉典貨幣同盟の參加國として佛蘭西同様の跛行本位を採用してゐるのである。【沿革】白耳義は和蘭の羈絆を脱して獨立すると同時に、從來行つてゐた和蘭の幣制を廢

止し、佛蘭西の幣制をそのまゝ模倣する事とした。これは一八三二年七月の事であつた。然し白耳義がかくして採用した幣制は、佛蘭西そのまゝの複本位制であつたが爲めに、金銀價格が動搖し、その差異が生ずる毎に、或は金貨が流出するといふ問題を惹起し、それが爲めに受けた損害は、實に莫大なるものであつた。その最も甚しかつたのは、一八四九年に北米合衆國に金貨が発見された當時である。政府はこれによつて金貨の低落する事を恐れ從來法貨として國內に流通せしめてゐた外國金貨、即ち和蘭のナフロリン金貨と、佛蘭西鑄造の四十法、二十法の金貨との禁止を行つたのである。従つて、これを補充する爲めに多額の新銀貨を鑄造して、國內に流通せしめた。然るに白耳義鑄造のものとは全く同一であり、白耳義に許されてゐた唯一の外國貨幣であつた佛蘭西の五法銀貨は金貨の下落するに伴つて盛にその本國から排出されるに至り、滔々たる勢を以て白耳義に流れ込んだのであつた。その中には、粗悪なものや、磨損してゐたものなども交つてゐたので、グレシャムの法則は明白に行はれて、白耳義の良貨は次第に國外へと驅逐された。政府が驚いて、此の不利な新鑄を停止した時には、最早回復

する事の出来ない損害を蒙つてゐたのであつた。斯の如き苦難を繰返す事は一再でなかつたので、政府でも民間でも、通貨救済策に就いて、熱心な研究が行はれるに至つたが、地理上、金本位國、銀本位國の間に在る白耳義では、仲々通貨政策の効果が擧らなかつた。これは白耳義のみではなく、等しく佛蘭西の幣制に則つた瑞西、伊太利の兩國でも早くから此の通貨政策に悩まされてゐたので、一八六五年に至つて、此の四國では巴里に委員を派して通貨會議を開く事とした。これが拉典貨幣同盟の始まりである。此の同盟會議に依つて、各同盟國は他の三國の金貨を銀制限上流通せしめ、補助貨幣たる二法以下の小貨幣には一定の制限を附し、その範圍内に於いてのみ流通を認め、發行國は他の同盟國に對して金貨又は五法貨幣を以て引換へる義務を持つ」と云ふ條約が結ばれた。これに依つて小銀貨の國外流出は防がれたが、この條約たるや、元來本位制の完全なる實施を目的とするものであるから、五法金貨を本位貨幣とし、その鑄造を自由にしたのであつた。然るに一八七〇年普佛戰爭が終結すると共に、獨逸は各聯邦の幣制を統一し、金本位とする事にしたので、然し中途で挫折したが、金

の需要は忽ち増加し銀の供給増加と相俟つて金銀比價の激變を來らしめたので、白耳義、佛蘭西に向つては奔流の勢を以て獨逸の銀が流入し、従つて金貨はこれに伴ひ流出してしまつたのである。斯くして折角の條約も何等の効果をも奏せず、寧ろ反對の結果を招致したので、白耳義の官民の間では、復本位制の得失が盛に論議される事となり、遂には單本位論が國內を風靡するに至つた。政府も亦佛國の幣制にのみ信頼したる過ちを悟り、單本位論に耳を傾けるに至つたが、同盟條約が存在するのみならず、他の事情も亦單本位制の採用を許さないもので、五法銀貨の鑄造を禁止し、一種の跛行制度とする事にしたのである。同盟各國に於いても、同様なる難關に遭遇したので、一八七八年の同盟會議に於いて、五法の金貨及び銀貨の鑄造を停止する事を決議し、單本位に近き跛行本位制度を採用する事としたのである。現在白耳義に行はるゝのは即ちこの制度で、拉典貨幣同盟もそのまゝ今日へ引續いて來てゐるのである。

として、參(サンチ)と呼ばれてゐる。現在流通する貨幣は左の通りである。
 (1)金貨は二十法、十法、五法の三種で、五法金貨は品位九百位の金一・六一二九瓦の總量を有し、他はすべて之に準ずる。
 (2)銀貨はまた(イ)五法銀貨、(ロ)補助銀貨の二種に分れる。(イ)五法銀貨は品位九百位總量二十五瓦である。但し一八七六年以來鑄造を禁止されてゐる。(ロ)補助銀貨は二法一法、五十三の三種があり、一法は品位八百三十五位で五瓦の總量を有する。他は之に準ずる。
 (3)白銅貨二十三、十三、五十三の三種で品位は九百位。
 (4)青銅貨二十三、十三の二種で、品位は白銅貨に等しい。
 (5)兌換券は一千法、五百法、百法、五十法、二十法の五種で何れも白耳義國立銀行の發行する所である。
ベルン協約(——キョーヤク)
 「國際労働者保護法」を見よ。
美(ビ)
 美とは如何なるものなるかを研究するのは美學の職分である。美は一方に於て現實美(即ち自然美、人事美、歴史美等)と藝術美とに

分れ、また一方に於ては優美、崇高美、悲壯美、滑稽美等に分類することが出来るが、最狭義に云ふときは優美を指すことになつてゐる。
 美が眞と善と共に三位一體となすと云ふ思想は、東西いづれの所に於ても古くから認められる所であるが、美とは果して何ものぞと云ふ問題は未だ解決されざる問題である。始め美は善といふこと、眞といふこと、分つべからざるものと考へられた。殊に美と善とは、『よし』といふ同一の言葉で言ひ現はされるのが常である。併し乍ら道徳的にいふ『よし』と美的にいふ『よし』との善は、如何なる原始民族、自然民族の間にも認められるのである。眞と善と美とを區別せんとする最初の考へ方は、美とは何等の理由なしに直接に満足と與ふるもの、善とは個人的又は社會的に與へられた所の規範に従ふもの、眞とは客觀的實在と考へられた或關係に該當する主觀的觀念を我々が有するといふこととして區別せんとするのである。斯くの如く考ふる場合には、眞や善が一々意識的に實在や規範に關係せしめられるのと異り、美は直接に満足と與へる故に、眞なりしもの、善なりしものが長期の經驗の後に美として感ぜられるに至ると云ふ學

説が出づるのである。美は直覺的な眞若くは善の意識であると云ふ説のほか、美の特徴として數へらるゝものは、美の假象性、無關心性である。如何なることかと云ふに、美は善や眞と異り事物が實在するか否かと關係がなく、従つて吾人の實際の必要とは没交渉であるといふことである。この學説に對しては議論が少なくないが、美と呼ばれるものが假象的であり、無關心的であり、又直觀的であることは何人も承認する所である。
美學(ビガク)
 美學(Aesthetics)とは、自然、人生、藝術に現はれる美に就て研究する學問、即ち美に關する學問である。自然美、人事美、藝術美とはいかなるものか、いかなる内的及外的條件に基いて美と呼ばれる現象が生ずるかを考察し、心理學的、社會學的、哲學的に研究を進めることが美學の職分である。而して眞、善、美は吾人の精神活動の三大要素をなすものであるが故に、美學の精神科學界に於ける地位もまた重要といはなければならぬ。殊に近代に於ては、藝術の人生に對する意味が認められ、他の文化要素の間に重要視されるやうになつて、藝術を當然その研究の主要題目とする美學も、學問として注目せらるゝものとな

つたのである。
美術(ビジュツ)
 美の最も顯著な特質は、實際の世界に對立すること、換言すれば實際の世界を離脱したところにある。茲に實際のと云ふのは吾人の生命を維持發展せしむる經濟的、政治的、其他の活動を指すのであつて、吾人はかゝる實際界の人たると同時に、他の一面には、實際的生活の爲めに拘束されない美の世界を有する。花月と親しみ、詩歌を賦し、音楽を愛することとは、吾人の實際上の生活維持發展には何の關係もないことである。美は大別すれば天然美と人爲美となる。天然美は云ふ迄なく花鳥山水の美を云ひ、人爲的の美とは人爲によつて作出された美の謂であつて、詩歌、音楽等が之に屬し、總括して藝術と云ふのである。然らば藝術とは何ぞやと云ふ問題に至つては紛々たる議論の存するところ、茲に手を着ける譯には行かない。たゞ注意すべきことは、藝術なるものは(廣くは美をも引き括めて)凡て感覺の上に成立すると云ふことである。換言すれば美の一特質は具體性にあり従つて藝術なるものは感覺を離れては存在しないと云ふことである。かく云へばとて藝術はこの精神的、抽象的方面を含まないので

ない。ただ哲學や科學は深遠微妙な思想感情を分析綜合して、論理的抽象的に取扱ふに反し、藝術は飽くまで之を感覺の内に、又は感覺を通して顯現すると云ふ相異があるのである。感覺は心理學上高級感覺と下級感覺とに大別される。視、聽二覺は前者に屬し、味、嗅、觸其他の感覺は後者に屬する。高級感覺は下級感覺に比して(一)外界を識別することが鋭敏で且つ明細なこと、(二)再生作用(記憶、聯想想像等の諸作用)が鋭敏で自由なこと、(三)生の實際上の目的以外に作用する餘力を存すること等の長所がある。是等の長所あるが爲めに視聽兩感覺は藝術上に重要な意義を有し藝術は主として此兩感覺の上に成立するのである。この點よりして藝術は次の如く分類することが出来る。



右の表の視覚的藝術とは視覚に訴ふる藝術のことであつて、美術と云ふのは即ちこれである。

る。而して視覚上の現象は色彩と形とに外ならぬものであるから、美術とは、要するに、色或は形を手段として美感を惹起する藝術であると解し得るのである。尙ほ表中に工業美術と云ふのは、實際上の生活に多少とも目的を有してゐる物品が裝飾せられるものであつて、應用美術とも云はれ、建築、繪畫、彫塑を總括して純正美術と云ふのと對立するのである。

備荒 (ビコー)

備荒とは凶年に際し、その災害を可及的に防備するため、事前にこれに對する政策を施す事をいふ。例へば農桑事業を奨励したり、植林政策を施したり、屯倉、不動倉、常平倉等の如き種々の倉儲を豊富にしたり奢侈浮薄を戒しめて貯蓄をなさしむるが如きは、これ悉く備荒と稱するものである。資本主義以前の封建時代には何れの國にも此種の思想と政策とが見られる。我國の備荒は思想を支那に學んだ(『荒政』参照)。

跛行本位 (ビッコウホンイ)

【概説】跛行本位とは、北米合衆國及び拉典貨幣同盟參加國に於いて、行はれてゐるもので、金貨と銀貨とに等しく無制限な支拂の效力を與へ、無限法貨たらしめてゐる點に於いて

制へと變遷して來たが、複本位制乃至は銀本位制より金本位制に變更する場合には、從來本位貨幣であつた銀貨を廢止して、之を地金銀市場に賣り出さねばならぬ。然るにこの銀貨の賣り出しは、銀價を著しく低落せしめ、且つ金貨を昂騰せしめるので、之が爲めに國庫の受くる損害は決して僅少でない事となる。よし銀貨を改鑄して、補助貨幣とするにしても、補助貨には一定の限度があり、濫りに之を増加する事は通貨の紊亂を來す事が明かである。そこで、本位銀貨の一部は地金銀市場に賣却し、一部は補助貨として改鑄した上、殘餘のものをそのまま流通せしむるに至つたのが、この跛行本位制の始めである。然しかくの如く銀貨の無限法貨たる特長を、そのまま存せしむるのみならず、且つ自由鑄造を許すならば、再び複本位制の昔に歸る恐れがある。現在行はる、如く銀本位貨の鑄造は嚴重に制限したのである。それ故にこの制度の發生は極めて近代の事であり、複本位制又は銀本位制を離脱し、金本位制に達せんとする、經濟的發達の進んだ國家に於いて、金本位制採用に伴ふ損失を避けんが爲めに行はれるものである。(沿革及び實例は『米國貨幣制度』『白耳義貨幣制度』『佛蘭西貨

幣制度』『伊太利貨幣制度』『瑞西貨幣制度』『英吉利貨幣制度』参照)

【得失】金本位制の採用に伴ふ銀價の低落と、金價の騰貴とに依る政府の損失を防ぐ爲に生じたこの跛行本位制は、金銀價格の激變に依る經濟界の動搖と、政府の損害とを防ぐ消極的利益計りでなく、また實に小價値の貨幣を有効に流通せしめる利益がある。貨幣は元來交換の媒介者であるから、實質價値が如何なるものであらうとも、交換の圓滑を計る事が出来れば事は足りるのである。實質價値がその名目價格の半ばにも及ばぬ場合は、佛蘭西その他に於いて常に見る所であるが、而も名目價値丈の職分を盡してゐるのは確かにこの制度の一特徴といふ事が出来る。

然し乍らかくの如き特徴は、その運用が巧みに行はれてゐる場合にのみ表はれるので、一度及び均衡がやぶれ、銀貨の供給が過多となつた場合には、その價値は著しく低落し金貨との間に比準の相異を來し、通貨の紊亂を齎らすのである。而も私鑄を盛んにし流通不便なる銀貨を、夥しく通用せしめる慮のある事は、この制度の最も甚だしい缺點である。銀貨はかつて自由鑄造を許されてゐた事のあるもので、今日これが禁止されてゐるにしても

て複本位制と類似してゐるが、銀貨に對しては金貨の如く自由な鑄造を許さず、一定の制限を加へてゐる所の一貨幣制度である。この制度の下に於いては、銀貨の鑄造が制限されてゐる結果、恰も金本位制の下に於ける補助貨と同様、銀貨はその實質以上の價格で流通してゐるが、而も金本位と異つて、銀貨は單なる補助貨である計りでなく、また本位貨幣たる特權を有してゐるのである。銀貨を本位貨幣たらしめてゐる點に於て、この制度は又金爲替本位制とも一致してゐる。金爲替本位が主として經濟的發達の幼稚な處に行はれ、金貨はたゞ標準貨幣として存在し、實際には通用されてゐないのに反して、跛行本位は、經濟上の發達の進んだ國に於いて採用され、その流通する銀貨は主として金貨であり、金本位制を採る事の出來ぬ事情の爲めに、止むなく銀貨の本位貨幣たる事を許してゐるものである。

【發生】社會の經濟狀態が、發達するに従つて、貨幣の流通は次第に頻繁となり、社會の銀貨に對する要求は、容積に比して價値の小なるものより、また次第に大なるものへと推移して來るのである。斯くて貨幣制度は、複本位制より金本位制へ、銀本位制より金本位

仲々容易に縮減する事が出来ない。而も實質價値の二倍以上で流通する銀貨を私鑄する事は、莫大な利益を収め得るものであるから、其取締宜しきを得ない時には、恐る可き通貨の紊亂が生ずる事を避ける事が出来ないものである。要するに此制度は完全なる貨幣制度ではなく、一個の過渡的的制度として、功罪相半ばするものと言ふ外はない。

ビスマルク (ビスマルク)

ビスマルク (Bismark Otto Eduard Leopold) は一八一五年四月一日獨逸ボンメルンの由緒ある家に生れ、初め柏林で教育を受け、一八三二年ゲッティンゲン大學に入つて法律を修むること二年、再び柏林に歸つて一八三五年國家試験に及第し、同三七年行政官に任官したが元來外交官となる望みを有したので、翌年一年志願兵として兵役に服したのを機として郷里に退いた。後再び中央に出で、一八四七年及び四九年の兩度柏林の聯合議會に議員として列席し頗る保守的な思想を代表し、一八五〇年エルフルト會議には、プロイセンを聯邦議會の下に立たせるに忍びずとて合併運動に反對し、一八五八年以來プロイセンの代表者として、フランクフルト聯合會議に列席し、駐在八年、大に外交手腕を發揮し、普墺の均

勢を承認せしめんとして果たさなかつたのに憤慨し、プロイセンを盟主とする小獨逸主義を擁護するに至つた。一八五九年駐露大使となり、一八六二年駐佛大使に轉じたが、間もなく召還されて一躍樞密院議長となり、外務大臣を兼ね、一八六五年伯爵となり、一八六七年プロイセン首相となつた。この時代前後十年間程は所謂帝國統一の時代であつて、佛、伊と結んで奧太利と戦ひ、北獨逸同盟の首相となり、普佛戦争に勝利を獲、一八七一年南獨逸諸國を併せて遂に獨逸帝國を統一し、其宰相となり、公爵を授けられた。翌年一たび樞密院議長を辭したが程なく復職し一八七八年プロイセン王國の商務大臣を兼ね皇帝の信任頗る厚かつたが、一八八九年皇帝が崩御するや忽ち變化が來り、新帝ウエルヘルムと意見合はずして退隱した。ラウエンブルヒ侯に封ぜられ、翌年帝國議會の議員に選ばれたが一度も出席せず、一八九八年七月三十日八十三歳で死んだ。

し、労働者に對してかなりの同情を有した。一八四九年には工場工業の壓迫より救はんために手工業者の組合を復興させ、時勢に適せざるを見るや更に近世的干渉に歩を進め一八六三年には労働問題調査及び結社法討議の爲めに委員會を組織し、一八六五年には、シュレージンの職工團體に、英國式の生産組合を組織せしめた。かくて一方に勃興し來つた社會主義は、彼の社會政策や、シュルツェ・デーリツチ等の産業組合に顧慮する所なく、逐年勢力強大となり、一八七七年には、社會黨の代議士は數に於て、十四政黨中第五位を占むることとなつた。而して、ビスマルクは是に對して格別目に見えた干渉もなさなかつたが一八七八年ウエルヘルム老帝に對して、二回まで暗殺が企てられるや、之を社會黨の責に歸し、彼等を撲滅する目的を以て同年社會黨鎮壓令を發布した。然し乍ら一方にかゝる強壓手段を振りかざすと同時に、彼れは熱心に社會政策を行ひ、兩々相俟つて離局を救はんと試みた(社會主義鎮壓策参照)。

收得を確保することを優れりとし、この目的のために、統一労働保險制度を確立し、經費は國家、雇主、労働者の分擔とし、國營をもつて強制的に行ふことを提議した。提議の全部は採用せらるるに至らなかつたが、一八八二年、労働者が三分二、雇主が殘部を負擔する相互責任主義に基く私營の強制疾病保險制度が議會を通過し、次ぎに傷害保險は一八八二年疾病保險と共に議會に提出され否決となつたが、ビスマルクは一八八四年、雇主をして強制的に「礦業組合資金部」「産業組合疾病資金部」「任意救助資金部」「建築業疾病資金部」「地方疾病資金部」「都市疾病保險」のうち何れか一つに加入せしめて保險掛金の全部を負擔せしめ、労働者の傷害に對して保險金を支拂ふの案を提出して通過を見、一八八五年より施行された。この保險は疾病保險に連絡し、疾病給與十四日以後は傷害保險に引續される組織であつた。その適用範圍は、工場労働者階級の全部、小官吏並に陸海軍に従事する者、農業労働者、商業用人、公私事務員等を包含してゐた。最後に老衰保險は夙よりビスマルクの企ててゐた所であるが、一八八九年に、製造業職工、日傭労働者、家僕、書記、助手、徒弟及び年所得二千馬克

以下の小官吏、船員、獨立小經營者を義務加入者とし、雇主と労働者と共に保險掛金を分擔せしめ、政府より年金に補給を添ふる案を議會に提出し通過した。

【意義】暴動とは政治的、社會的、經濟的、宗教的その他の抑壓迫害に對する反抗運動であつて、民衆が兇器暴力等を以て暴行に出でた場合をいふ。而してその特質とすべきは個人もしくは數人の暴行を指すものではなく、一種の組織を有する多衆の暴行を意味する。大正七年八月に於ける米騒動の如きは、その代表的なる一例である。

【原因】暴動は必ず原因を有するものである。原因と目的とを有せざる暴動といふものは、決してあり得ない。酔つた機嫌でやり出す暴動にした所で、必ず鬱積した潜在目的を伴なつてゐる。而してその原因を類別すれば次の六種と見ることが出来る。

(1) 飢餓の暴動 暴動の最も直接的な原因をなすものは、飢餓の力が最も有力である。佛蘭西革命に於ても飢餓が直接原因であり、大正七年八月の米騒動の如きも、亦飢餓がその直接的な動機であつた。然し飢餓に由る暴動とはいふものの、飢餓其者よりも、何らかの不

正手段によつて飢餓を招いた時に勃發する方が多い。古來の百姓一揆の跡を見れば、その點は殊に分明である。

(2) 政治的暴動 政治より起るものには、積極的なものと消極的なものと二種がある。積極的なものは民族暴動とも稱すべきもので、支那の義和團事件の如きがそれであり、消極的なものは各國の奴隷解放の暴動の如きがそれである。

(3) 經濟的暴動 經濟的暴動に於ても積極的なものと消極的なものと二種がある。積極的なものはストライキ等に伴ふものである。ストライキは必ずしも暴動を伴ふものでは勿論ないが、運動團體その物が組織體として完成されてゐなかつた場合、よく暴動を伴つて來るものである。最近に頻發するストライキ騒ぎの如きは、大抵多少なりとも暴動を伴つて來た。また消極的な暴動とは、新しき生産器具等が發明された時に起るもので、自己の職業の範圍を侵された労働者が、暴動を起して器械に突撃するといふ事が、殆ど無數にあつた。一例すればアークライトの紡績器械發明に際しては、かの有名なルダイト暴動を惹起した如きものである。

(4) 教育方面における暴動 教育制度から起る

暴動は、日本の如き國情に於ては殆ど見出し得ない。學校ストライキが暴動と化した早稲田騒動の如きもあるが、それは教育制度に發したものでない。然し外國にあつては、この教育制度に對する暴動は屢々繰り返されてゐる。たゞこれは日本名物の學校騒動とは面目を異にしたものである。

(5) 宗教的暴動 宗教上の軋轢、もしくは宗教的迫害の結果が、暴動を惹起した例は東西古今に珍しくない。ローマ時代のメシア暴動は遂に帝國を滅ぼし、基督教の傳播、佛教の傳來等は、幾多の流血事を見せてゐる。政治的暴動に次いで最もその數の多かつたのは、何といつても宗教的暴動であつた。

(6) 反社會性的暴動 犯罪者が獄内で暴動を起す如きは、これは反社會的の暴動と見る事が出来る。日本の如きはこの種の暴動の數は稀であるが、米國其他に於ては囚徒が群衆の力を以て破獄を企てるが如き事例が、決して少なくはない。殊に社會を自己が薄弱な司法力によつて執政されてゐる時は、殊にこの種の反社會性を帯びた暴動が多い。古來革命と監獄暴動とは不可分のものであつた。

【心理的特性】暴動に現はれた心理的特性には種々あるが、これを大別すれば、左の十種

に分類する事が出来る。
(1) 歡喜性 暴動には必ず歡喜性を伴ふ。暴動に際しての群衆は、決して義侠的にそれに參加するのではなく面白くてさうするといふべきである。米騒動に現はれた群衆は、自分の家の焼け落ちるといふ騒ぎにも萬歳の叫びを擧げてゐる。

(2) 表示性 群衆は、言語による思想の傳達が不完全なるものである事を知つてゐる。それ故にビラ、指物、廣告等の文字によつて思想の統一を計らうとする。「資本家を倒せ」「閥族を討滅せよ」といふが如きは、その代表的なものである。この政策を最も有効に利用したものはレニンであつた。暴動に際して紛々として流布される流言蜚語を統一するには、これが最も大事である。蓋し暴動は一個の意志表示であり、然も行動に移した意志表示である。

(3) 狂氣性 暴動は盲目的だとよくいふが、暴動は最初の標語に目的を失なつて、ヒステリイ状態に陥るのが通常である。それは暴動の盲目性を證明すべき有力なる證據であるが、一旦暴動がヒステリイ状態に陥れば思はざる人間が、思はざる突飛な事をやり出すが例である。その状態は發狂状態に置かれたものの

如くなる。憲政擁護運動の際無學の四十女が演説して捕へられた如きは、その代表的なものとする事が出来やう。暴動に狂氣性を附與する他の條件としては酒精である。景氣をつけるに稱して酔を借つた結果、暴動の發狂性は増大して行くのが常である。

(4) 極端性 暴動は極端が必ず勝利を占むるものである。思想に於ても、行動に於ても、暴動に際して中庸は決して勝利を占めた例はなかつた。暴民にも思想目的は元よりあるが、これを意志表示に移して暴行の形式を探ると、それまで思想によつて曳ずられてゐた行動は却つて思想を隨伴して進むやうになる。ロシア革命の跡を檢閲しても、ロヂアノフよりケレンスキーへ、ケレンスキーよりレニンへと、つまり最極端の頂點まで突進してしまふのである。茲に暴動の極端性を窺ふ事が出来る。

(5) 組織性 暴動は抑壓迫害に對する反逆が主因となつて現はれるから、どうしても強力意志が加はることになる。而して強力意志の目的は破壊である。然しそれを成し遂げるためには、どうしても一種の組織を必要として来る。茲に生ずるのはピケチング(守衛制定)である。暴動が起されれば警察權以外の警察

即ちピケチングが現はれて来るやうになる。一九〇五年のロシア憲法革命には數ヶ月間嶺山地方に於ける労働者が代理知事を勤めた實例、大鹽平八郎の暴動に際して、暴民が米屋を襲撃しても、決して米を盗み出さなかつた實例の如きは、よく暴動の組織性を證明するものである。民衆は組織された一個の良心を持つものと思つて好い。

(6) 殘忍性 暴動が發狂性を帯びて来ると、どうしても殘忍性を増して来る。斯くしてキエフ虐殺、セント・パルトロミオの虐殺等の如き非道なる殘忍性が働いて来る。更に佛蘭西革命は、溺殺、ギロチン等を以て人命を絶つたのは勿論のこと、少女を姦し、幼児を突き殺し、あらゆる殘忍性を發揮した。かくて佛蘭西革命は歴史家の記述によれば、百萬の人命を屠殺したといふ。一九一八年のロシア革命も亦然りであつた。

(7) 速急性 暴動は迅風の如く来たり去るものである。尤も組織ある暴動は永現くこともあるが、一般の暴動は速急性を有する。それは暴動が永續すれば恐怖時代が出現し、暴動が民衆に飽かるといふ政略からも來てゐるが、暴動それ自らの特質として、加速度的な速急性を有するものである。

(8) 迷信性 時代が變調を來たすと、いつの時代でも迷信が殖えて來るがこの理法は暴動に際して殊に甚だしい。これは暴動に際して民衆が理性批判を失ひ、一種異様な偶像を造り上げる。クロムウエルの亂の時に幾多の豫言者が輩出し、佛蘭西革命には民衆が多神教に走り、露西亞革命も亦邪教的雰圍氣を形成してゐる。暴行の取付騒ぎに際して行はれる誣言の如きも、この心理の一應用と見て好い。

(9) 傳播性と回響性 暴動には必ず傳播性と回響性とが伴ふのである。富山縣滑川に起された米騒動の如きは、僅々一ヶ月に滿たざる間に、三府三十八縣に傳播してゐる。ストライヤの同情罷工といふが如きは、この傳播性を教理化したものに過ぎない。百姓一揆、革命等、一として暴動に傳播性を有せざるものはない。暴動は斯くの如く傳播性を有すると共に、また他面に於て一種の回響性を有する。日露戦争後に於ける日比谷公園の騒擾は、日本に於ける示威運動の皮切りとなつたものであるが、以後事件さへあれば日比谷公園が其中心となつてゐる。これなどは暴動の回響性を説明し得べき證據であらう。

(10) 群衆性 暴動は群衆の後援がなければ起り得るものでない。従つて暴動は都會に起り易く、田舎に起り難い。従つて群衆を背景とするために現在では暴動は労働階級及び中級から起され易いことになる。而して暴動の結果を收める。斯くして巴里暴動は佛蘭西革命となりペトログラード暴動は露西亞革命となつた。

貿易權衡説(ポイエキケ)

貿易權衡説とは、一六一三年伊大利のアントニオ・セラが始めて唱導した學說であるが、マリーカンチリズムの貿易論の精神を、そのまま繼承し整理したもので、要するに、輸出價格を輸入價格に超過せしめれば、超過價格だけ金銀の輸入となつて、國富を増進せしむる事が出来ると言ふのである。然し、一國の貿易額のみによりて、財の出入が決定されると考へ、また貿易を以て正確に其國の金銀の出入を示すものであると云ふ貿易權衡説の前提は全く誤れるものであつて、よし貿易なるものが、其國の一切の財の出入を表現するものだととしても、輸出と輸入の價格は算定の標準を異にしてゐるので、貿易の差額を以て財の出入の差額だと云ふ事は出来ず、又金銀出入の原因は貿易差額のみによる者でない故に、貿易差額が金銀出入を決すると言ふのは、聊か

無謀なる獨斷だと言はねばならぬ。それ故、この説に對しては、其後諸國の學者からしきりに反駁が起り、貿易の差額と云ふ有形の輸出入のみならず、無形の輸出入、即ち國際債務の如きものをも計算し、且つ貿易統計を完全ならしめ、更に貿易以外の原因に依る金銀の出入をも加算しなければ、國際間の經濟上の一切の差額を知る事が出来ぬとの修正説が出た。殊にアダム・スミス以下の正統派經濟學者に至つては、全く此説を否定し、且つ貿易權衡説の中核たるマリーカンチリズム的思想に對して、根柢より之を破壊せんとを試みざるを敢てした。然し國民經濟の發達するに伴つて、信用取引は進み僅少なる正貨に立脚する信用貨幣が流通するに至つたので、金銀貨は更に重要な地位を有する事となり、今日の學者間には、この貿易權衡説、殊に修正されたる貿易權衡説には重大の意義ありと爲す者が多くなつた。

ポイコット

【概説】一八八〇年の事であつた。ポイコットと呼ぶアイルランドの農場管理者が、その小作人に對して、常に苛酷な處置をとつてゐたので、パアネルと云ふ者が、之に憤慨するあまり世人の同情に訴へて、爾今一切ポイコ

ットとは取引乃至交際の關係を絶つと云ふ同盟を造つた。これがボイコットの起源であつて、これ以來人を排斥する爲めに、その商品の購買、即ち取引を絶つ同盟をボイコットと呼ぶに至つた。非賣同盟とはこの事である。然るにこのボイコットは、排斥される者に對して非常なる打撃を與へ得るのであるから、農場管理者ボイコットは、かくの如き同盟を造られた結果、遂に其地を去つて終つた程である。約三十年以前から階級闘争の一戦術として、歐米の労働階級の間にも採用されるに至つた。現在では「日貨排斥」と言ふが如く、或る國家又は團體を排斥する爲めに行はるゝ場合と、労働運動の戦術として行はるゝ場合とが最も多い。労働争議の戦術として行はるゝものには、また組合標章がある。これは労働組合に屬する労働者が製造したのものには、一定の標章をつけて、この標章なき商品は購入しないといふ方法である（『ユニオン・レベル』参照）。

これは、その時の事情によつて、前の方法のみでは十分に目的を達する事の出來ぬ場合に行はれるもので、例へば新聞に對してボイコットを行ふ場合に、新聞を排斥するだけで十分に目的が達せられないならば、その新聞の廣告者に對してもボイコットを行ふと言ふが如きがそれである。斯の如きボイコットが行はるゝならば、排斥される者は實に甚大な打撃を受けなければならぬ。殊にそれが労働階級の日常必需品について行はれるならば、ボイコットの繼續中のみならず、其停止後に至つても長く影響が續くのである。それは一度ボイコットが行はれると、引續いて他の生産者のものを購入する習慣が生ずるからで、その爲にこの武器は更に偉大な効果を現し得るのである。斯の如く有効な排斥方法が容易に行はれないと云ふのは打撃を與へる事が甚しいと共に、また實行者自身にも非常な不便と困難とを齎すからである。生活上の必需品を排斥するとすれば、勢ひ他に之が代用物を求めねばならぬ事となり代用物の供給は非常に困難になつて來るのみならず、價格も亦從つて騰貴して來る。ボイコットの實行者はそれが爲めに高價な代用品を購入して必要を充たさねばならぬなり、少からぬ損失を覺悟

しなければならぬからである。
【實例】 人種的反感などの爲めに、他の國家の製品を排斥することは、吾々のよく耳にする所である。支那に於ける米貨排斥、日貨排斥と云ふが如きは、何れもこのボイコットの大きなもので、地方的、人種的に同盟を造り他國の製造品の購買を絶つのである。この人種的ボイコットは、何等かの事情によつて、他の人種、他の國家に對して反感を抱くに至るならば、反感の猛烈になると共に、この方法によつて反對を表明する事は、最も簡易なる方法として屢々行はれてゐる。斯くの如き場合には、一都市乃至一地方に於ける人種的感情が、忽ちにして一致し得るので、ボイコットは比較的容易に行はれ、其効果も少くないのである。然るに資本家に對する闘争として行はれる場合には、闘争の當事者たる組合員のみでは、十分に其効果を擧げる事が出來ず、他の労働者の同情を喚起しなければ行はれないので仲々困難なやうである。これを労働争議の爲めに、最も多く用ひてゐるのは北米合衆國、獨逸等の労働者であるが、獨逸では主として麥酒醸造業、麵粉焼業、仕立業、製靴業、煙草業等の労働者間に於て次の順序を以て行はれてゐる。先づ一地方の職工組合全

部の決議を経、且つ多くの場合には、労働黨などの政黨と交渉して其賛成を求め、愈々ボイコットが成立すれば、その成立を告知し、之が執行に伴ふ費用を悉く發金者たる組合が負擔し、労働者に不便を感ぜしめない爲めに、同盟に關係のない製造者からの物品の供給に注意して、組合員乃至はその關係者に非賣の義務を固く負はしめるのである。これに對する法律上の取締は、獨逸に於いても北米に於いても、猶甚だ緩慢である。獨逸ではボイコットの宣言、監視、通告等は違法と認められず、たゞ公衆を煽動する場合のみ、損害賠償の責任を負はされることとなつてゐる。蓋し自由主義に立脚する資本制度の下では、商品の賣買は當然自由であるから、之を禁ずるの理由がなく、よしボイコートを禁ずる法令を造つても、結局何等の効果もないからである。然し他人の信用を傷け、公然他人を誹謗する事は何れの場合にも許されてゐないことであるから、ボイコートの場合に制裁を加へられることも、亦當然の勢である。米國ではボイコートを禁じてゐる州もあるが、これとて偉力のあるものではない。結局何等の制裁も加へてゐない處と、事實に於て異ならない。ボイコートを禁ず可きか否かといふ事は、屢

問題とされてゐるが、實際に行はれてこそ有力なる排斥方法ともなれ、種々困難なる事實に妨げられて、徹底的にボイコットが行はれると云ふ事は、稀にのみ見られる所だから、之を制裁する爲めに、特別の法律を造るまでもないと言ふのが、今日普通に行はれる意見である。
母系（ボケー）
 生物學的推論と事實上の考證とによつて、歴史上プロミスタイテットの時代は否定されてゐるが、（『母權』参照）然らばその時代に、婚姻關係は如何に行はれてゐたか。勿論、その當時に於ては、今日の文明社會に見るが如き婚姻はなく、從つて、それに出發した家族制度もことなつてゐた。即ち原始時代の家族制度は、今日の如き小家族制ではなく、單に両親とその子女のみならず、その配偶者、兄弟、姉妹及びその配偶者、並にその子孫數代の血族者を含む所の大家族制であつた。この家族制度を支持してゐる時代に於ては、勢力として重用なる女子を、夫の家に引かせることは、生家に取つて經濟上の損失が重大であるが爲めに、夫が妻の家に通ふといふ習慣を取つてゐた。經濟生活の幼稚な時代にあつては妻が永く生家に止まつて、夫がこれに通ふと

いふことはあり得べき事であり、且つ事實上にも立證されてゐる所である。この事實は上古日本に於ても多く存してゐる。ただこれに就て問題となる事は婚姻の結果として生れた生子に關してである。然し生子は常に母の生家に止るのが習慣であつた。母方の生家に止まる結果、母方の姓氏を繼ぎ、母方の生家に屬する者として成育されてゐたのである。これを稱して母系といふ。然しこの時代に於ても生子に對して家系の支配權は確立されてゐなかつたのである。勿論生子が母方の家族として養育されてゐる關係上生子の父の權力は及ぶ筈はなかつた。其の生子は母方の家（大家族）の家父權によつて、支配されてゐたのである。この意味に於て、子が母の系統により尋ねられた時代、即ち母系時代は存在してゐたけれども、母權は確立されてゐなかつた。從つて母系は必ずしも母權を伴ふとは限らなかつたのである。
母權（ボケン）
 現在の家族制度の下に於ては、家族の支配者は家父であつて、家族の全員はその父權に服従するものである。この状態は原始時代以來引續いて來たものであるとは、數十年前以前までは一般的に信ぜられてゐた。然し婚姻に關

する歴史が研究され、現存せる原始氏族制が
 分明するに及び、従来の父權に對して母權説
 が現はれるやうになつた。この説によれば、
 一家が父權の支配の下に立つが如きは、全く
 一定文化の所産であつて、その支配が生ずる
 前に、必ず母權支配があつたと推論し得る。
 此假説の生ずる所以は、最原始の人類は、男
 女の關係が獸類と同様の時代があつたと假定
 する所から出發してゐる。即ちその時代に於
 ては人類には如何なる形式に於ても、婚姻と
 いふ事實が存在せずして、禽獸と同様の性慾
 生活をなしてゐたといふのである。然し、こ
 の假定に示さるゝが如き状態に男女關係が置
 かれてゐたとすれば、生物學上、人類は夙に
 絶滅に歸してゐなければならなかつた筈であ
 る。従つて生物學上の純理論から推す時は、
 事實に於て斯くの如き時代はあり得なかつた
 と云ふ結論に達せざるを得ぬ。其上、現在に至
 る迄、その時代の存在を示すべき確實なる證
 據を提示し得ないので、斯くの如き假説は、學
 理的にも事實的にもなかつたといふ事に大體
 決してゐる。従つて又この假説を基礎として
 立論されたる母權なるものは、理論的及び事
 實的にもあり得なかつたといふ事になつてゐ
 る。母權の理論的基礎は、原始人類が確定の

夫婦關係を有しなかつた故に、生子に對する
 母の存在は明瞭であるが、父は常に不確實な
 るを免れなかつた筈である。故に親子の關係
 は、母方の系統を追ふ事によつてのみ尋ね得
 べきものであり、従つて男子は子を有つこと
 が出来なかつたと見る事が出来やう。この時
 代に於ては、男子が子を有ら得ないのである
 から父權のあるべき筈もなく、全ての子は母
 に屬すべきものであり、従つてまた母の支配
 下に置かれてゐたものである。斯くの如く家
 族制度の發達を歴史的に見て、婚姻制度確立
 に先ち、即ち父權確立に先ち、この母權時代
 が存在せざるを得ないと推論するのである。
 然し生物學上からも、考古學上からも、人類
 の歴史に夫婦關係のなき時代（これをプロミ
 スカイテートといふ）が存在し得ないと観ず
 べきであるならば、このプロミスクイテート
 の假説に建てられた母權の主張も、當然に潰
 滅せざるを得ない筈である。この母權の説は
 一時盛んに行はれてゐたが、プロミスクイテ
 ートの假説が斥けられると共に、また母權説
 も權威を失なつた形となつてゐる。經濟生活
 の幼稚だつた時代に於て、婚姻關係の如何に
 拘らず、生子が母の家に止つてゐて、父の權
 力の及ばなかつた時代はあつても、これが母

權の行はれてゐた證明にはならない。
 墨銀（ボクギン）

墨西哥は甚だ豊富な銀鑛を有する國で、一四
 九三年から一九〇〇年までの約五百年間に於
 いては、世界銀産額の三割七分五厘を占めて
 ゐた程である。この多額の墨西哥銀は一五三
 五年墨西哥政府が造幣局を確立し、銀貨を鑄造
 する事となつてから、一種の重要産物として
 外國に輸出され、南北亞米利加、比律賓、佛
 領印度支那、支那等の廣大な範圍内に流通し
 その輸出額は今までに約三十億内外に及んで
 ゐる程であるから、一時は全く世界的貨幣た
 るかの觀を呈してゐた。この銀貨を墨銀と呼
 ぶのである。然し乍ら、斯くの如く旺盛を極
 めた流通も、外國政府が次第に貨幣の獨立を
 計るに至つて、漸次その勢力範圍を狭められ、
 今では海峽植民地及び佛領印度等に於いても
 殆んどその影を没し、たゞ支那に於いてのみ
 流通してゐる。それは、支那に於いては銀産
 額が少なく、銀貨に對する需要が極めて盛な
 るが故である。且つ支那市場には各國の銀貨
 が混沌として流通してゐるが、墨銀の品質は
 それらのものの中で、最も卓越してゐるので
 現在でも猶最も重要な貨幣として流通して
 ゐるのである。然し乍ら支那も漸次幣制の統

一を企てゝゐるので、墨銀が支那に於ける地
 位を失ふ事も、遠い將來の事ではないであら
 う。

ポリシエキキ

【意義】 ポリシエキキ (Polshewiki) とは單
 に語義的にいへば『多數派』の意味である。
 即ち露西亞に於ける『多く』(Bolshoi) の比
 較級形容詞たる (Bolshin) を名詞に替へ、而
 してこれを複數となしたるものである。英語
 に於ける (majority) は正しくその言葉に該當
 するもので、單純に『多數』といふ意味以外
 に何物をも含んでゐない。これが政治的社會
 的に重要な意味を持つやうになつたのは、一
 九〇六年ストックホルムに第三回の露國社會
 民主黨大會が開催された時、運動政策に關す
 る意見の相違から、ブレハノフ派とレニン派
 との二派に分裂した。その時レニンを頭目と
 する過激分子が多數を占めたので、それを普
 通にポリシエキキと呼ぶやうになつた。故
 に嚴密な意味に於ては『露西亞社會民主勞働
 黨多數派』といふ如きで、露西亞の政黨の名
 稱である。然しその分離當時は、假令露西亞
 人にして特別な興味を社會運動に注いで
 ゐた者の外、餘りに一般的に理解されてゐな
 かつた。所が世界大戰が開始されて以來、此

語の意義は著しく擴大され、嚴密の意味に於
 けるポリシエキキ黨員のみでなく、極左黨
 とか過激論者とかに對しては、一切これをポ
 リシエキキと總稱するやうな傾向を示して
 來た。現在の意味に於けるポリシエキキは
 斯くして在來のレニン一派を中樞として、ト
 ロツキ一派の勞兵會、マルトフ一派の國際
 主義論者や、チエルフ一派の敗北派 (Pisok-
 sentwa) 等を糾合したる一大勢力を指してゐ
 る。新聞記者に依つて輸入されたるポリシエ
 キキは所謂『過激派』であつて、今日一般的
 にはこの通稱を以て呼ばれてゐる。蓋しポリ
 シエキキの思想が急進過激であつて、英米
 紙の如きも之れを Russian extremists もしく
 は radicalists と呼んでゐる如く、その直譯的
 命名であつたらしい。然しポリシエキキの
 本來的な意義は、決してそれらの意味を含ん
 ではをらない。

【沿革】 露國は元來農業國といはれるだけあ
 つて、近世的大農業組織を採用したのは、十
 九世紀の中葉、即ち農奴解放令が發布された
 以後の事に屬する。外資の流入、政府の保護
 政策、鐵道網の普及等と相俟つて、昨日の農
 奴制度の國が一躍して大資本主義國と轉化し
 た。この急激突變的なる轉化は、やがて社會

主義的思想を培養する礎地ともなつた。然し
 當時に於ける露西亞の社會事情は一方に於て
 はこの資本主義的生産を採用すると共に、他
 方に於ては中世紀時代の農村經濟の遺風を傳
 へ、眞に難然混沌たる有様であつた。この基
 礎に立脚したる社會主義思想とても西歐諸國
 のそれと異なる露西亞獨特のものであつた
 事は當然である。彼の虛無主義、恐怖主義、
 無政府主義の如き一派があるかと思へば、ま
 た官許社會主義、警視廳社會主義などと稱す
 る偽的な一派も存在してゐた。これに對する
 政府の防遏壓迫も亦露西亞獨特のもので、シ
 ベリア氷原に悲風慘雨の憂を見る者、斷頭臺
 上の露と消える者は數知れずあつた。これら
 の運動の中樞となつてゐたものは、知識階
 級 (Intelligentsia) の青年であつた。彼等は正
 當の手段に依て主義の傳道を許されず、政府
 の極端なる迫害に備ふために直接行動を採る
 の已むを得なかつた。然しそれは更に倍加し
 て、政府の迫害を購ふに過ぎざる事を知つた
 時、純西歐流の社會民主主義が當時の黨政運
 動と提携して發生するに至つた。この傾向の
 先導者は、即ちブレハノフであつた。彼は同
 志と謀つて社會主義の新政黨を組織し、ミン
 スクに第一回大會を開催した。これが『社會

民主労働黨である。然し政府側の壓迫は依然として劇しく、経済派は労働運動を純然たる経済問題に局限すべしとの理由より反對を唱へ、當初氣勢が擧がつたに似ず成果を収むる事が出来なかつた。然し社会民主黨の政治派に屬する急先鋒たるウラヂミル・ニコラウイチ・レニンが現れるに及び、政治派の議を纏めて、遂に黨議を以て政權と争闘するに決した。「焰」曙光等の機關誌を發行し小冊子を刊行し労働者の赤化に努めた。一九〇三年第二回大會をロンドンに開催し政治派は愈々その綱領と組織約款とを完成し、一切の問題を政、治運動と連結せしめ、政争方法の如きも中央委員會の指揮命令を待つて、地方の支局に於て革命手段を講ずるといふ方法であつた。然しこの黨議の解釋に就ては、比較的温健な思想を有するものと、過激論者との間に差違が起つた。即ち委員制度を極端に強力なものとし、これが一切の權力を揮つて労働者を革命の前衛軍に當らしめ、直ちに政府及び資本家に向つて戦闘を開始すべきか、或は中央委員會をして労働組合を圓滿に纏める爲の一機關たらしめ、労働組合に経済的實力を與へて、中央委員會を單なる産務役たらしむるかといふのであつた。即ち前者の意見はレニ

ンの無資産者の専制主義であり、後者の意見はブレハノフの無資産者の共和主義である。この意見の相違は一九〇六年の第三回大會をストックホルムに開くに及び、遂に爆發を見るに至つた。この爆發は畢竟するにブレハノフの純學究的性格と、レニンの狂熱的性格との軋轢であり、更に兩者の唯物史觀的漸進主義と政治的直行動主義との衝突に外ならなかつた。レニンは直截簡徑なる理論を提げてブレハノフと闘ひ、遂に來會者の賛否を決するに際し、レニンが多數の投票を得て、茲に始めて「多數派」と「少數派」の兩派を對照的に命名するに至つた。その後ブレハノフは更に少數派よりも分離して、遂に多數派、少數派ブレハノフ派と三派の分離のまゝ、一九一七年の三月革命に及んだ。その間社會黨の名士闘士は悉く國外に放逐され、對獨宣戰に當つては社會黨の議員も少なく、名詮自稱、舉國一致の態度を採つてゐた。然るに宣戰後の露西亞の戰線と内治とは悲惨を極め、加之、食糧の缺亡は一九一七年の春に至つて飢饉状態に陥つた。茲に於てパンを求むる人民と警官との間に衝突は繰り返へされ、三月十日に至つてチヘイゼは労働者及びベトログラード守備の兵卒を糾合して労働者を組織し、ミリニコ

フ、ロヂァンコ、グチユコフ、ケレンスキーと共に皇帝に退位を強要した。新内閣は法相ケレンスキーの決断に依つて國事犯人の大赦を敢行した。それと共に續々として歸國したのはレニンを筆頭とするポリシエキエ其他の亡命客であつた。即ちレニンはジノグイエフ以下三十二名の同志を引率して獨逸戰線を通つて歸國し、トロッキエは米國にある過激分子を率ゐて入國し、瑞西よりはブレハノフ、コヴアレスキエ、西伯利よりはブレシユコウスカヤ女史等が續々として歸國した。この多くの亡命客の中にあつて少壯有爲の活動家たるレニン夫妻、カメニエフ、トロッキエ、リアザノフ等は忽ち握手し、軍隊及び労働者の赤化運動に着手し、その巧妙なる宣傳によつて勢力を得、遂に同年十一月ケレンスキーを首班とする内閣を顛覆し遂に政權を掌握するに至つた。

【施設】 一九一七年十一月十日ケレンスキー内閣を倒したレニンは、軍事革命委員會に依る内閣を組織し名付けて全露労働者兵卒及農民會内閣と命名した。これ即ち略稱して労働政府と呼ぶ組織である。而して在來の労働會を改めて人民委員會と變更し、内閣員はこの人民委員會によつて選舉する方法を採り、そ

の結果人民委員會總裁としてレニン、外務兼軍務委員としてトロッキエ、其他ルナチアルスキー、グーコヴスキー、グレボフ、スターリン、ヴァヒトフ等純然たるポリシエキエ黨員のみを以て組織する事となつた。一九一八年五月十四日首都をモスクワに遷し、ベトログラードには「ベトログラード共產委員會」なる別働隊を置くことになつた。レニンは労働政府の「ヂクタトーラ」を以て任じトロッキエは外務委員の職をチチェリンに譲り、自からはレニンの理想たる赤衛軍の編成に奔走し、ベトログラード共產委員會としてはジノグイエフが總裁として専らこれに當つた。共產委員會には新に新聞及び宣傳委員が設けられ、ウオロダルスキエが全世界的なる運動に着手した。ポリシエキエム宣傳學院「インスチテュート」もその目的の下に設けられた。主義宣傳のために用ひられた對外政策は斯くの如きものであるが、更にその一切の施設はマルクス流「社會主義國家」の現實的證明として、頗る注目に價するものがある。労働政府は政權を篡奪すると共に、即刻「土地民有令」を發布して皇室御料地、寺領地、貴族特權地を拂下げて細民に分配し、次いで十二月十日に至り、この命令を「土地國有令」と改め、一

切の土地私有を禁じて土地委員會に於て管理せしむる事にした。更に銀行國有令及び貯蔵金徵發令を發して復讐的手段を講じ、内外債の破棄を宣告し、外國貿易を官營となし、一切の産業を統轄して労働者に特權を與へ、商工人民委員會、國民經濟高等會議によつて管理管掌せしめた。

【組織】 労働政府に於ける執行の權力は、全政府委員會と總裁との掌中にある。而して労働政府の組織に參與する人民委員會は、純然たる兵卒労働者、農民、被傭人の契約に依れる全露労働會とその中央執行委員會の選舉によつて決定され、而してこの中央執行委員會は、全露労働會中より特に三ヶ月の期間を限られたる委員を以て組織し、その勢力は絕對權を許されてゐる。即ち労働政府の組織はこの意味に於て純然たる労働者の獨裁政治である。この傾向は單に行政方面のみでなく、産業の領域に於ても窺はれる。即ち外國貿易に關しては、内閣委員中の或者、産業統轄の中央委員會代表者、産業組合中央機關、商工業組合、輸出入業者中央機關を以て商工人民委員會を組織し、これを以て貿易事業を管理してゐる。又労働者の賃銀や労働時間に關しては、労働者の選出に係る工場委員會が管理

し、この工場委員會は、産業組合及労働組合と共に全露労働會議によつて統轄される。更に國民經濟高等會議なるものが設置されてゐて、これは全國の經濟生活を整理し、總ての支配團體を統一してゐる。従つてそれは農工業の生産を統轄し、國家財政の管掌、工業及商業機關の沒收、差押及合同等の事務に當つてゐる。尙ほ、國民經濟高等會議の職能は一村の公共經濟の整理に關する法案を人民委員會に提出する組織となつてゐる。これらの諸組織は、嘗てレニンが革命以前より企圖計畫してゐたところのものであつて、ポリシエキエの施設及組織は、この意味に於て、重要な試験時代に置かれてあると見るべきである。

ポリシエキエム

【意義】 ポリシエキエムとは社會主義の一派であつて、露西亞のポリシエキエに依つて實行された主義である。ポリシエキエの盟主たるレニンの言ふところに依れば、ポリシエキエムこそ眞正のマルクス主義である。即ち正統派社會主義はカウツキエの凡俗學究の手によつて換骨脱胎されたマルクスの殘骸であり、ポリシエキエムのみその革命的的精神を傳ふるものだといふ。この點に關する論議は

の買溜め買借しみをなして、故意に物價を吊り上げんとするに至り、政府は幾度か警告を發したけれども徹底せず、爲に時の農商務大臣仲小路廉は暴利取締令を發して、不自然なる物價昂騰を抑止せんとしたものである。然しこの人工的なる法令發布によつて、諸物價の低下を招く能はず、依然として買溜め買借しみをなす商人も少なくなかつた。

母性保護論(ボッセー・ケイ)

近世産業の發達は、從來温い家庭の裡にあつて、産兒とその教育とに従つてゐた婦人を、漸次に搾取と過勞の生産界に狩り出して終つた。今や彼等の多くは、男子と競争し營々として賃銀勞働に従つてゐる。かくて彼等の心身は疲れ、その母性は次第に失はれやうとしてゐる。かくの如き傾向に對して、子供を生み且つ育て、行く事が婦人の職分である事を高調し、その職分を守り、母性を傷けしめない爲めに、國家は當然婦人を保護しなければならぬ。これは主としてエレン・ケイ、ドール夫人及エフチ・デー・ウェルス等が主張する所で、エレン・ケイは「人の全生涯を決するものは、その年少時代にあるのだから、教育者なる者は兒童の性質を毎日に觀察する機會を有

し、その特質を助長し、不斷に善良な感化を與へ得なくてはならない。そして、かかる事は、家庭以外の仕事に従事する母には到底なし得ざる所である」と説き、婦人をして靈魂の教育者たる責任を果さしめ、其母性を完からしむる爲には、國家が相當の保護を加へるのには、當然だと言つてゐる。エフチ・デー・ウェルスも、若くして健全なる母たらんとする女が、或はタイピストとなり、或は工場労働者となつて、家庭外の勞働に没頭してゐるのは、婦人の天性に反くものであり、且つ子を生み育て、行く職分を果す能はざらしめるものであるから國家は子供の生れない前から婦人を保護し、子供の生れた後には健全な家庭に於いて適當に育て得るやうにしなければならぬ」と力説し、母は國家から權利として十分の年金を受けるのが當然であると主張してゐる。ウェルスは又、國家は母親に年金を與へるのみならず、兒童の教育にも任じなければならぬといふも説いてゐる。エレン・ケイは兒童教育は母によつてのみ完全に行はる可き事を主張する人であるから、國家をして兒童教育の任に當らしめると言ふウェルスの説には賛成しないやうであるが、然し國家が婦人に年金を與へる以上、國家は又婦人をして教育者と

しての任務を、完全に行はしむる爲に、強制的に(それは恰も軍隊に於ける軍事教育の如く)國民經濟學とか、家政調理上の根柢となる衛生上又は審美上の原理の理論的課程、衛生學、心理學、健康狀態並びに病的性質を持つてゐる小兒の教育に關する學理的課程、並びに婦人が母となる前及び母となつてからの生理學及心理學上の義務の學理的課程、或は又人種改良學上の根本原理の課程などを學ばしめなければならぬと主張してゐる。

紡績(ボーセキ)

英國を始めとして十九世紀に於ける歐米工業界の中心は、紡績事業であつたといはれてゐる如く、紡績機械の發明は、産業上に一大革命を與へた。紡績機械について最初の發明をなしたものはハーグレイブスであつた。然しこれは單に作業機と稱し得べき物のみであつて、これと同時に織機を以て紡績に應用せんとする者もあつたが、アークライトが人力に代ふるに、水力を以てすべき機械を發明し、次いで一七七九年クロムプトンが以上の諸式を折衷して新機械を發明した。更に一八二五年に至りケリー及びロバーツが、協力して自動紡績機械を發明した。然しこれは規模が小なるものであつて、大工業に使用する事は不

可能であつたが、遂に一七八五年エドマンド・カートライトが動力使用の機械を發明するに至つた。該機械は發明當時未だ一般的に使用されるに至らなかつたが、一八〇〇年以後、漸次在來の機械を驅逐して、遂に十九世紀の紡績中心時代を現出するに至つた。日本現在の紡績事業は、鐘淵、日清、日本絹毛、東洋、東華、同興、大阪合同、大日本、富士瓦斯、岸和田等の諸會社を筆頭として、一九三の工場がある。その職工總數十八萬六千八百一人を有する(大正八年末統計)。その内譯成年男工(十五歳以上)四三、二〇九人、成年女工一七、九四四人、少年男女工(十二歳以上十五歳)四〇、〇〇三人、幼年男女労働者一五〇人といふ勘定である。而してその平均賃銀は成年男工八十四錢、女工五十四錢、少年工四十錢、少女工三十三錢を算し就業時間には平均十三時間となつてゐる。統計に於ても分明なる如く、紡績工は多く女工なるが故に、勞働時間につき特に、子労働問題と一大關係を有してゐる。

紡績職工(ボーセキシヨウコウ)

物價(ブツカ)

【意義】物價とは市場に於ける商品の、一般

的價格を呼ぶに用ひられる言葉で、個々の商品の交換される場合の價格を言ふのではない。吾々は米一升の價格が五十錢だとは言ふが、米一升の物價が五十錢だとは言はない。又他のすべての商品が従前通りの價格を持つてゐるのに、一商品の價格のみ上騰した處で、吾々は物價が騰貴したとは言はないのである。物價が騰貴すると言ふ事は、單に米なり薪なりの個々の價格が騰貴するのではなく、多くの商品の價格が一般的に上騰することである。此際には一二價格の低落した商品があつてもそれが一般の上騰を打消すに足る程のものでない限り問題とならぬ。それ故に、物價の騰貴乃至低落と云ふ言葉は、價格平均の上騰又は低落と言ひ改めた方が、一層明瞭に事實を表はし得る事となる。然るに物價を價格若くは代價と同義に用ひてゐる人もあるが、これは誤だと言はねばならぬ。價格乃至代價なる言葉が、個別的、具體的なる場合に對して用ひられるに反し、物價なる言葉は總體的抽象的なる商品價格に對してのみ用ひられる可きもので、これ等の言葉の間には判然たる區別を附して置かなければならない。

【物價の基準】然らば物價は何によつて決定され、何によつて動搖せしめられるのであらうか。それは次の理由に基く。(一)商品の價値量 物價なる言葉が個々の商品價格の總體を抽象したものである以上、物價の基準を究めるには、個々の商品價格が何によつて決定されるかと言ふ事を調べねばならぬ。商品の價格はもとより、種々多様な原因によつて左右されるが、その最も基本的な原因は、商品に體現される價値量の大小にある。即ち、價値量の大きい商品價格が高く、價値量の小さい商品ほど、價格が低いのである。然らば價値量の大小は何によつて定められるかと云へば、それは商品の生産に必要な勞働の分量、即ち、社會的に必要なる勞働時間である(價値論参照)。個々の商品に於ける價格が、斯の如くその價値量によつて決定される以上、物價もまた商品の價値量に基く。それ故に、機械の發明、勞働組織の改良等が行はれる事に依つて、社會の生産力が進歩すれば、個々の商品に費やされる勞働量は減少し、商品個々の價格は低落する。物價も從つて低落せねばならない。然し乍ら、市場に於ける事實は必ずしも此法則のみに依つて左右されるものではない。物價の低落は必ずしも社會的生產力の増加に基かないのと同様に、騰貴も亦社會的生產力の減少にのみ依る

ものではない。商品価格随つて物價は尙他の理由にも支配されるからである。此事は商品價格が價值量の大小に依つて決定されると云ふ法則と矛盾するものではない。物體の落下するのは重力の理法に依る。然し事實に於いて、鉛と羽毛が同様の速さで落下し得ないのは、空氣の抵抗と云ふ他の理由があるからである。これに依つて吾々は重力の理法を否認する事が出来ない。價值量の理法も之と同様である。物價の基準が價值量にある事は重力の理法と同様に眞理であるが、他に之と抵觸する事實の存在する事も見逃す譯に行かぬ。然らば物價の場合に於ける抵抗物は何であらうか。その最も顯著なるものは、即ち需要供給の關係である。

(2) 需要供給の關係 資本制生産は全く無秩序、無統一に行はれる。商品の需要と供給とは、多くの場合一致してゐない。需要多くして供給の伴はない物もあれば、供給のみ多く需要の伴はない物もある。而も資本家は需要多くして供給の少い生産部門に投資する事によつて、多くの利潤を得ようと努めてゐるので、此の關係は常に、全く動搖、混亂の中にある。供給少く需要の多い商品は價格が高騰し、反對のものは價格の低落する事は自明の

理だと言はねばならぬ。例へば、白米を要求する者五名に對して、供給が五名の需要を悉く満す事が出来ぬならば、需要者間には自ら競争が起る。彼等は互に多額の代價を支拂ふ事によつて、その供給に與らんとするので、白米の價格は著しく騰貴する。若し白米の供給が多い場合には、供給者は價格を低減する事によつて、相手の需要を挑發するの外の無い。この場合に價格を決定するものは、決してその商品、例へば白米に體現された労働量ではなく、全く需要供給の關係である。この間隙に喰ひ入つて暴利を貪る投機業者の存在は、かゝる關係をして更に有效ならしめる。白米の供給が需要の全部を充たすに足りる場合でも、之を買占めて市場に出さず、價格を騰貴せしめる事は勿論、場合によりては之を燒棄して市場の供給高を渺ならしめ、これによつて利益を計らんとするのである。斯の如き場合に於いて、價值法則が暴風中に於ける重力の理法と同様、何等の偉力もない事は當然で、今日の生産、分配が何等の組織も統一もなく、全く無政府的に行はれてゐる限りまた止むを得ない現象なのである。生産の不足、買占めに依る供給不足が、一二の商品にのみ現はれる場合は、獨物騰貴、價格平準

の上騰とはならないが、若し生活必需品の多くがこの關係に置かるならばそれは物價騰貴となるのである。多くの必需品が、供給の不足に依つて一様に騰貴する事は、決して珍らしい現象ではない。天災等に依つて農作物の收穫が減るならば、白米のみならず、麥その他の穀物の供給は不足となり、これらのものを主要食料品とする労働者の生活費が膨脹し、従つて賃銀も高騰し、一般生産費が増加して、一般商品の價格が騰貴するに至るのである。この供給不足が、投機業者等の人為的手段によつて行はれる場合もまた同様である。(3) 貨幣價格の下落 以上二個の理由は、物價の高低を決する最も重要なものであるが、而もこれのみで物價高低の理由は盡きてゐる譯ではない。物價が年を逐うて漸次に騰貴すると云ふ動かす可からざる事實は、以上の説明を以つて解決されてゐるものではない。吾等は日常物價の騰貴する毎に、過去十數年、數十年間に於ける物價の急速な騰貴に驚かすにはゐられない。米一升幾錢と言ふ時代は、左程遠い昔ではなかつた。米が主要食料で、米價の高下が他の商品の價格を支配してゐる以上、當時に於ける一般商品の價格も亦従つて低廉であつた。然るに今日米價は、常に五

十錢内外を彷徨してゐるのは何故であらうか。すべての商品の價格が騰貴してゐるのは何故であらうか。商品の供給が年毎に不足する等もなければ商品に體現される價值量が増加して來る等もない。社會の生産力は年々に進んで來てゐる筈である。社會の生産力が進めば生産される商品の量が増す事は當然であり、個々の商品に體現される價值量は低減して來る。それにも拘らず斯の如く騰貴して來るのは、米産額が之に伴つて増加しない事と文明の發達に伴つて、社會一般の生活が向上し、労働者の生活も亦向上する結果、賃銀が一體に騰つて來たと云ふ事實を削引して考へて見ても、尙解釋する事の出來ぬ現象だと言はねばならぬ。然らばこれは何に基く現象であるかと云へば、實にそれは貨幣の相對的價值が低下して來る處にある。貨幣も亦一個の商品であり(『貨幣』参照)、他の商品同様にそれ自身價值を有し、價格を有する。然るにその價值は次第に低落し、價格も従つて低下して來てゐる。それは貨幣たる職分を附與されてゐる貴金屬の生産に要する労働量、即ちそれに必要な社會的労働時間が次第に減少して來たからである。隨つて現在の社會に流通する貨幣量は著しく多くなつて來た。一個の

五圓金貨に體現される價值量が、昔に較べて著しく少くなつて來たと共に、此處にも需要供給の關係は働いてゐるので、價格も亦その影響の下に低下して來たのである。價格測定の尺度たる貨幣の價格が、かくして下落し來つた以上、この尺度に現はされる他の商品の價格も勢ひ渺ない事となる。従つて他の商品の價格に變動なしとするも、相對物たる貨幣價格が低下するに従つて、一般商品の貨幣價格は次第に高騰するに至るのである。

物價定率(ブッカーリツ)

【概説】物價定率とは各種商品の價格を、その中には労働力の消費に對する賃銀も勿論含まれるが、買當業者の自由を任せず、政府又は公共團體の手によつて公定し、之を基準として取引を行はしむる所のものである。これは主として一般消費者の利益を保護せんとするもので、國家又は公共團體は、個人の生活を保護し、その物質的精神的幸福を計る可きものであるとの理由から來るものである。事實に於て、投機業者等の人為的手段による物價の引上げが、一般民衆の生活を傷ぶ事は鮮少でない。夫故に、一切の物價がこの定率によつて支配される事は、甚だ望ましい事なのであるが、自由主義に立脚する今日の社會

に於ては、一切の生産も賣買も、自由に不統一に行はれてゐるので、この物價定率は完全に行はれず、却つて自由競争の障害物と見做され、漸次に影を没して來てゐるやうである。従つてこれは消費、生産共に少數の分量に限られてゐた當時、又中世ギルドの時代に於ける獨占より生ずる生産業者の横暴を掣肘する爲めに行はれた當時に於ては、可成りに有力な意義を現したものであるが、現在では交遊業その他の少數獨占的職業に於てのみ行はれて居り、社會全般の物價に對しては、結局何等の掣肘力をも有しなくなつて終つてゐる。

【沿革及現状】物價定率の沿革は甚だ古く、古代希臘の都市國家、及び羅馬時代の昔にその端を發してゐる。當時、生活必需品を低廉に供給せしめる爲などに、國家がこれ等の商品の價格に一定の制限を附してゐた事は、明白にこの定率の濫用と見る事が出来る。羅馬では古くから契約の自由を認め、貨物の價格は當事者間の自由契約に委する事を原則として認めてゐたが、而も當時の社會状態は今日と違つて、消費者を保護せねばならぬと共に都市手工業者をして生活を営むに足る收入を得せしめる必要があつた事と、教會法學者等

が買手にとつて損失とならず、買手にとつて過重の負擔とならない處の公正なる代價、即ち定率を定むる事の必要を論じてゐた事とに依り、遂に物價の定率を定めるに至つたのである。然るに其後、手工業者の地位が次第に重要となり、彼等がギルドを結ぶに及んで、其獨占權を濫用して横暴を極むる事、實に甚だしいものが在つた。其處で各都市の當局者は消費者をしてこの苦思より脱せしめる爲に商品價格の決定權をギルドより收奪し、公定率率を定むるに至つた。先づ始めは貯蓄する事の出来ぬ必要生活資料、即ち麵粉肉類の如きものに之を適用し、漸次にその範圍を擴大して凡ゆる種類の商品價格を、この支配下に置く事としたのである。その制規は頗る綿密を極めたもので、麵粉製造の場合などの如きは、小麦代價の外に製粉費、製粉業者の利益、精選費、運賃、各種租税、燃料燈火の費用等をそれ／＼幾何と定め、此等を合せた處の金額を麵粉價格とし、且つ一定の價格に於いて販賣する商品は凡て同一の分量とす可き事を規定してゐたものであつた。この定率は事情の變動に應じて絶えず變動せしめられる一時的のものもあり、又原料品の價格が幾何の時時は生産物の價格は幾何にす可しと云ふ風

に、永久的に決定されてゐた處もあつて、何れも甚だ有力なものであつた。然るに十九世紀に入つて生産技術は急激なる發達を爲し、生産力は著しく増加し、商品の種類は殖えて價格の測定が困難になると同時に、自由主義の思想が次第に勃興し、生産の自由、交換の自由が強調されるに至り、物價定率の制定はこれに伴つて其偉力を失ひ、範圍は漸次に狭められて來た。それ故に、この物價定率は、或る特殊の部分のみに限られ、何等一般物價を左右する力とはなくなつて終つたのである。然るに之が現に行はれてゐる範圍は、例へば獨逸に於いて醫師、藥劑師、測量師、競取取扱業者、交通業者の報酬に限られてゐるが如く、極く僅かな種類のみである。日本に於いても、鐵道、人力車賃等の公共的性質を有する一二のものに行はれてゐるのが今日の有様である。要するに、此物價定率は一般消費者をして、取扱業者及商業資本家の専横より免かれしむる爲には、誠に意義あるものであるけれども、營業自由の資本主義社會に於いては、結局完全に行はれ得ない處のものである。

物價と賃銀の關係 (フノカトチンギ)

【概説】 物價と賃銀とは常に互に因となり果

となつて、離る可からざる關係を有してゐる。物價の構成される重要々素が賃銀であると共に、賃銀を決定するものは又物價だからである。それ故に、此兩者の關係を説明する爲めには、先づ物價と賃銀との構成を説明しなければならぬ。本來、物價は個々の商品の生産に費やされる労働量、即ち社會的に必要な労働時間によつて決定される可きものである。斯の如く商品の生産に労働力を消費するには、一定の報酬即ち賃銀を支拂はなければならぬ。此賃銀は實に、價格を又物價を構成する重大な要素であつて、需要供給の不一致等の事情が存在しない限り、此費やされた労働賃銀の上に、資本の利潤及一定の企業利得が加へられたものが、個々商品の價格とされ、従つてまた物價となるのが常である。一方労働力は、労働力それ自身が商品であるから、労働力を生むに必要な労働量、即ち労働者がその當時の社會的に普通とされる生活を営み、その肉體を保ち、且つ次第に失はれて行く自己の體力に代る可き子孫を生み育てて行く費用によつて決定される。即ち、労働者の生活費が、直ちに賃銀とされる事、恰も商品の生産費が、その價格を決定すると同様である。斯の如く、此兩者は相互に入り組んだ關係を

造つてゐるので、物價が變動すれば従つてまた賃銀が變動し、賃銀が變動すれば、又物價が變動すると言ふ結果を生むに至るのである。【物價及び賃銀鐵則(參照)】。かくの如く重要な關係を持つてゐる兩者が、何等かの事情に依つて變動する場合には、他の一方のもの如何なる影響を受けるであらうか。之を先づ物價の變動が賃銀に與へる影響より説明すれば次の如き事となる。

【物價の變動】 賃銀は實際上、労働者をして社會的習慣的に必要とされる生活を、營ませしめ得るものでなければならぬ。そしてその必要なる賃銀は、一定の貨幣價格となつて決定されてゐる。しかるに、若し何等かの理由に依つて物價が騰貴して來るならば、労働者は一定された貨幣賃銀のみを以て、従前通りの生活を營む事が出來ない。即ち貨幣賃銀と實際上必要なる賃銀との間には、差違が生じて來るのである。賃銀なるものは由來物價と相對してゐるものであるから、物價が上騰して來る事は、實際賃銀をして低下せしむる事となる。かくの如き場合には、多かれ少なかれ賃銀も亦上騰するのであるが、賃銀の上騰が物價のそれに伴はない場合には、貨幣賃銀、即ち名義上の賃銀が如何に増加して來ても、

實際賃銀は矢張り下落してゐるのである。また反對に物價が低落すれば従前通りの名義的賃銀を受けてゐても、同一賃銀の實際上の購買力は増加するので、實際賃銀は上騰した事となるのである。賃銀低廉にして物價が騰貴してゐるならば、労働者の生活は著しく困難となり、即ちその労働力を再生産する事が苦しくなるので、労働者自身の自衛的運動や、或は又、轉業、移住等による労働力の供給不足を齎し、結局賃銀は物價に伴つて上騰するに至るのである。物價が下落する場合に、労働賃銀が従前通りの貨幣價格に停つてゐるならば、労働者の生活は向上し、餘裕を生ぜしめるに至るけれども、企業家の利益は是に伴つて減少するので、經營難事業縮小等を生む事となつて、自然に労働力の需要を減せしめ結局貨幣賃銀も下落するに至るのである。然し此場合、如何に物價が下落して實際賃銀が上騰するにせよ、労働力の供給不足して、その需要が大なる場合には、貨幣賃銀は低下しない。従つて労働者の生活は著しく向上して彼等の社會的經濟的地位は改善される。然るに物價は上騰しても労働力の供給が増加するか、生産技術の發達によつてその需要が激減するならば、労働者 受ける貨幣賃銀は毫も

増加しないのである。此場合には、労働者の實際賃銀は下落し、労働者の社會的、經濟的地位は、著しく低下する。即ち原則としては、物價の高低は直ちに賃銀の高低を伴ふきであるが、然し時によつては、貨幣賃銀の増減を齎らざぬ事もある譯である。

【賃銀の變動】 賃銀の變動も亦直ちに物價に反映する。労働階級が賃銀増加の要求を起す結果、物價が是に伴つて上騰し、結局飽こつこの觀を呈する事は、吾々が常に目撃する所である。何等かの事情に依つて賃銀が増加する結果は、生産費の膨脹を齎らすので、従つて物價が高騰するのは當然である。然し乍ら茲に注意す可き事は、物價の騰貴は他の事情が是に伴ふので、その低下の場合に於ける程容易には行はれない。それは習慣乃至社會的個人的勢力が之を妨げるからで、若し一企業家のみが商品價格の値上げを斷行するならばその賣行きは減少して終ふ。それ故に同一産業部門の企業者間に、無意識的にでも値上げの要求が一致する迄は、之は結局行はれ得ない。然しこれ等の事は些々たる障害であつて、賃銀が上騰する事による物價の騰貴を防ぎ得る程のものではない。是に反して、何等かの事情に依つて賃銀が下落するに至るなら

ば、生産費の減少する結果生産は増加し、従つて供給は潤澤となり、忽ち物價を下落せしめる事となる。ただ例外的現象として、賃銀が假りに増加するとしても、機械の發明、生産方法の改善等の結果、生産費を増加せしめる事なしに、従前通りの生産が行はれるならば、物價は爲に何等の影響も受けぬ事があり、又新機械の採用等によつて不變資本が増加し、可變資本、即ち勞働力の購買に宛てられる資金が減少するならば、特殊の勞働者に對しては賃銀が増加するけれども、一般の勞働賃銀は上騰せず、物價も亦變動しない場合がある。然しこれ等は何れも極めて特殊な現象で、賃銀の變動が直ちに物價に反映すると云ふ一般の原則に影響する程の物ではない。また賃銀の増加は漸次物價を高騰せしめ、資本の貯蓄を困難ならしめ、遂には一部勞働力の需要を減ずる傾向があると共に、一面には勞働階級の購買力を増進せしめ、それに應ず可き供給の爲めに、新たな勞働力を要求するに至らしめる傾向もある。それと同時に、賃銀の下落はまた結局物價をも下落せしめ、購買力の増進と資本の貯蓄を容易ならしめ、遂には一部勞働力の需要を多からしめる事もあり、物價の下落がこれに伴はない場合には、

購買力を減少せしめて、勞働階級の消費物に對する需要を減退せしむるに至る事もあり得るのである。

佛教(ブッキョー)

【發生】 佛教とは釋尊によつて創められた宗教で、印度を始めとして支那、日本等に廣く行はれ、日本に於いては今日でも猶ほ、最も勢力あるものとなつてゐる。釋尊は、西曆前五百六十四年、中印度迦毘羅城主の一子として生れ、極めて幸福な月日の下に生長したが、常に出家得道の志篤く、二十九歳の暮に至つて、遂に一切の名譽と財寶と妻子とを捨てて入山の途に上つた。當時婆羅門教の苦行僧が至る處の深林に瞑想をこらしてゐたので、釋尊は道々彼等を訪れて法を問うたが、何人の教へにも満足する事が出来なかつたので、遂に象頭山の麓に赴いて、樹下石上を座とし草根木皮を食してあらゆる難行苦行を積んだ。かくの如き事六年、三十五歳の春を迎へるに及び、彼は豁然として大悟する所があつた。そこで彼は自ら體得した教へを擴める爲めに、山を下つて諸方に行乞したが、彼の教は忽ち婆羅門教を逐うて全印度を征服し、遂には支那日本にも及ぶに至つたのである。

【教理】 佛教の教理は大小二乘に分たれてゐる。

る。これは始め釋尊が人の器の大小を見て、小器には小乘を大器には大乘を説いたとの説もあり、又釋尊の眞弟子に二派あつて各々その説く所を異にしたからだとの説もある。何れにせよ、小乘は自己の得度を目的とせし寂靜的、空無的であるが、大乘は自他共済を目的とし、活動的、救濟的である。然し乍ら、宇宙の萬有を論じて時間的には無始、無終とし、空間的には無量、無邊と説き、因果應報の理を基礎として萬有の生起を論じ、迷を轉じて悟に入らんとする根本目的に於てはこの二乗とも全く同一である。次に大小二乗の大意を説き、佛教の未來觀を述べて見よう。

(1) 小乘 小乘は四諦、十二因縁、七覺支、八聖道等に分れてゐるが、何れも宇宙の森羅萬象を過去、現在、未來の三世に渉る因縁によるものとし、地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上の六道輪廻説を立て、惡人は惡に墮落し上人は善に向上するもので、時間的には無始、無終、絶えず輪廻してゐるものであるから、この輪廻の苦を遁れんとするならば、四諦の法を修養しなければならぬ。四諦の法を修養すれば有餘涅槃に入る事が出来、死ねば肉體も凡夫の精神も共に亡んで終つて、全く無餘涅槃に入ることが出来ると云ふのであ

る。尚、小乘の三世因果論は、人には事物に迷ひ理に迷ふ惑なるものがあり、惑が因となり業を造り、業に依つて果を生じ、其惑に見惑、修惑の二があると云ふ。見惑とは因果の理に迷ふを云ひ、修惑とは事物に迷ふ事を云ひ、修惑の中に根本惑と枝末惑とがあり、貪、瞋、痴、慢、疑等は根本惑で枝末惑は根本惑に隨伴して起る放逸、不信、懈怠、無慚、無恥、煩惱等である。人は是等の迷によつて業を作り、(業の中に善と惡と無記とがあり無記とは善とも惡とも付かざる業のことを云ふ)果を招くに至る。この業によつて果が報いられる時は、必ずしも一定してゐず、順現、順次、順後、順不定の四に分たれてゐるが、遅かれ早かれ、その果を與へられねばならぬといふのである。(2) 大乘 大乘は小乘に比べて更に深奥、精緻なもので、これには權大乘、實大乘、華嚴教等の種類がある。華嚴教によれば、宇宙の森羅萬象は一々眞如であり現象界の活動はすべて皆眞如界の波瀾と觀せられ、これを四法界に分類してゐる。一は事法界で、宇宙の萬象中に現はれてゐる事物の現象を云ひ、一は之を理法界とし、宇宙界の事物は如何なる微細なるものと雖も合理的理法を有してゐる事を説き、三は事理無碍法界で、宇宙

の事物の現象はその理法と合一し、秩序的に統一的に事理相即して事は理を妨げず理は事を妨げざる合理的宇宙の存在を云ふ。更に第四のものは華嚴教中の最も深奥の教義で之を事々無碍法界と云ひ、事理相離れず相即する以上は事の内に理を含み理の中に事を含み、之を分つ事が出来ぬものである故に、事物の現象と現象とは相提携して衝突す可らざるものである事を説いてゐるのである。(3) 未來觀 佛教の未來觀は他の宗教と同様に、無限に世界が續くものとしてゐる。靈の存在は地球の一面面に止らず、その活動は朝露のごとき一生に限られたものでない。無限の時間を繰返して進化して來た人間の太歳は、身體の滅亡によつて消ゆることなく、更に連續し進化して行くものであるから、來世なるものは必ず存在し地獄極樂があり、地獄に百三十六の別があり、極樂に二百十億の種類があると云つてゐる。これは宇宙が空間的時間的に無量無邊であるごとく、善惡苦樂の世界も亦無量無數だと云ふ處から來るのであらう。それ故に萬人は、現世の爲許りではなく、來世の爲めにも、信仰を篤くし修養を積み、理想的佛身を受けて極樂に住むように努めねばならぬ。若し信仰なく修養が淺かつたならば、來

世に於いては地獄の境界に彷徨しなければならぬ——と云ふのである。

【派別及現狀】 佛教は一時印度の國教として頗る盛な勢ひを示し、支那日本にも擴つて東洋に於ける最大の宗教となり、東洋思想の基調を爲してゐるが、その後漸次に勢ひを失ひつつある。然し日本に於ては現在も猶最も盛な宗教として、國民の大多數をその信者としてゐる。試みに日本に於ける宗派の別と寺院數を擧げて見れば次の如くである(大正七年夫現在の調査による)。

- 一、天台宗、寺門派、眞盛派等。寺院四四八。
- 二、眞言宗(高野派、御室派等。寺院六六九八)。
- 三、眞宗(本願寺派、佛光寺派、卍雲寺派、誠照寺派 三門徒派。寺院一九七六三)。
- 四、臨濟宗(天龍寺派、相國寺派、建長寺派、圓覺寺派等。寺院六〇六三)。
- 五、曹洞宗(總持寺派、永平寺派。寺院一四二二八)。
- 六、淨土宗(寺院九四五〇)。
- 七、新義眞言宗(智山派、豐山派。寺院五七二四)。
- 八、黃檗派(寺院五三三)。

- 九、眞言律宗（寺院六〇）。
- 十、律宗（寺院二三）。
- 十一、日蓮宗（寺院三七〇三）。
- 十二、顯本法華宗（寺院四三五）。
- 十三、本門宗（寺院二一七）。
- 十四、本門法華宗（寺院三三四）。
- 十五、法華宗（寺院一六四）。
- 十六、本妙法華宗（寺院八二）。
- 十七、日蓮正宗（寺院七〇）。
- 十八、融通念佛教（寺院三六一）。
- 及其他の寺院八十二と、境外佛堂三六一〇九とがある。

分益農（ブネキノ）

分益農はまた分益小作ともいられ、土地所有者が總收穫の一定部分を得て、土地及び附屬物に加ふるに、農業用資本改良費用の二分の一に相當する資本をも合せ、これを他人に使用収益せしむる土地管理法をいふ。この制度が代表的に行はれてゐるのは、伊太利中部地方である。此處では大抵、十二町歩位の一の分益農場が設定せられ、分益農夫は地主に對し、農業用の資本及び土地改良費の半額に相當する價格を拂込み、茲に始めて小作關係に入る事が出来る。その契約は大抵一年限りで、總收穫物を地主と小作人とが等分に分配

する事になつてゐる。蓋し、この制度は資本と労働とを同一の地位に置き、その損益は共同經營による平等の負擔となす趣旨である。しかし契約期間乃至分配方法は必ずしも以上に限られてゐるといふのではなく、何れかが四分六分の場合もあり、數年乃至數代の間小作關係を續けてゐる場合もある。現在かかる分益小作の方法を採る所は、伊太利以外に餘りその例を見ないけれども、これを普通小作に比すれば、資本家と労働者が共力して農業經營乃至土地改良を行ひ得る點、凶作に際しても普通小作の如く困難せざる點等の利益を教へ得るものである。しかしそれだけにまた他の反面には農業經營の方法を障害する點、地主から諸種の干渉を受くる點等の短所をも含んでゐる。

文藝復興（ブネゲーフクコ）

『ルネサンス』を見よ。

分業（ブンギョ）

【意義】分業については、學者に依つて種々なる定義が與へられてゐるやうだが、要するに一個の仕事の各部分が、異なる人々に依つて、分擔遂行される事である。即ち早晚統合されて初めて完成する仕事、それぞれ分離して行はれる事である。分業に對する諸學者

の定義の中で、最も要を得てゐると思はれるものは、カール・ビュッヒアーとフキリボヴィッチとのそれで、ビュッヒアーの説く所は「分業とは人間が有意的に（本能的、衝動的でなく）作り出した經濟發達上の組織で、それに依つて從來一人でやつてゐた經濟上の仕事を、多數の人に當らしめ、各人が全體の仕事に就いて、それ／＼異つた部分を擔任する事である」と云ふにあり、フキリボヴィッチのは「共同の目的の爲めに別々の労働に従事する事が分業である。それ故に一の單位の上に立つて見るならば、各人の労働はそれだけで完成し存立するものでなく、一の大なる全體の一部と看做す可きものである。この單位は社會全體たることもあり、又社會の部分なる一組織であることもあり」といふにある。前者は經濟的、後者は聊か社會的であるが、更にも肯綮を穿つてゐる者と言ふ可きである。

【類別】

分業の内容は複雑である。政治家、學者、實業家、官吏、労働者と言ふ風な萬般の職業的分業も分業であれば、一本のペンを作るに必要な異なる人々の異なる労働も、亦分業なのである。それ故に分業は、社會内に於ける分業、即ち社會的分業と、一作業内に於ける分業、即ち作業的分業（或は技術的分

業）の二つに大分することが出来る。ビュッヒアーの所謂職業分業、專業分業、生産分業等は皆この社會的分業の中に含まれる。職業分業とは家族乃至氏族經濟が崩壊して、交換を目的とする生産が盛になると共に生じて來た者で、農業、工業、商業等の職業がそれ／＼分離獨立してゐる事であり、專業分業とは同じ鍛冶屋あり刀劍専門の鍛冶屋があるといふやうな分離のことである。又生産分業とはかゝる專業の更に細別されたもので、例へば従來は麻布製造といふ一の生産單位であつたものが、紡工、織工、練屋等に分れることを言ふのである。然しこれ等の分業は、それ／＼獨立の企業となつてゐるものであるから、恰も官吏あり、宗教家あり、實業家ありと言ふ分離のごとく、社會的な分業であると言ふ可きものである。然るに作業分業は、一かゝる分業が更に細別されるに従つて行はれて來たものであるが、社會に於て生産の一單位である仕事の、一部分を爲してゐる處の一労働單位が分離するのであつて、その個々の労働は、社會的に獨立し得るものではないのである。アダム・スミスが富國論の中で擧げてゐる有名な留針製造の實例などは、この作業的分業の事で、經濟的に問題とされるのは主と

して此種に分業である。これは例へば、針製造と言ふ一種の作業が、多數の異つた労働者に、分擔遂行されるもので、必ず協業と關聯して來るものである。一作業の異つた一部面に從業してゐる労働者があつたことは他の部面の労働に従ふ者なしには許されない事で、かく力を合せて一作業を完成すると言ふ事は、個々の労働から見れば、協業であり、作業全體の上から見れば分業となるのである（「協業」参照）。

【發生】

分業の最も原始的なものは男女の性別に依る仕事の分擔であつた。男子は外に出て狩獲戰鬪の任に當り、女子は内にあつて調理や農耕に従事してゐたのがそれである。これは生産方法が進み生産物の種類が複雑になつて來るに従つて、次第に細分されて來たもので、現存の未開民族の間に行はれてゐるやうに、遂には原始民族團體の中にも高級な分業が成立し得たのであつた。然し乍ら種族團體のみが鞏固な社會單位であつた時代には、すべての生産も消費も社會的統一の中に於て行はれたものであり、従つてそれ／＼の分業も獨立であつた譯ではない。然るに生産が次第に交換を目的として行はれ、生産物が商品化して來るに従つて（「商品」「交換」參

照）、種族團體は崩壊して、終に其内に芽ぐんでゐた分業が社會的に獨立して來たのであつた。これは總ての生活資料が交換に依つて得られることを條件としてのみ、可能なことであつたのである。個々の企業者は社會的に見れば分業である處の、自己の專業に従事してゐる事に依つてのみ、他の生産物を得る事が出来るやうになつた。それ故に、生産方法が進み生産物が殖えて、個人の消費生活が複雑となるに伴ひ、分業は益々盛になつて來た。職業の單位、生活の單位は次第に分化されて來、一生産乃至一職業に於ける労働の階級はそれに反比例して縮小されて來たのである。この傾向は、産業の發達が止まざる限り、決して阻止されるものではない。今日の社會の雖然たる職業別は即ちこの分業に依つて生ぜしめられたものであり、更に今後益々進んで行く可きものである。作業的分業も亦かかる社會的分業を隔した處の、生産技術の發達が生んだ現象であつて、十六世紀の中葉から十八世紀の終りまで、歐洲の生産界を支配してゐた工場手工業（「マニユファクチュア」の項参照）の中に發足したものである。工場手工業の下では、同じ生産物を作る作業の爲に、多數の労働者が一作業場の内に集め

られてゐた。始めの中こそ、生産物例へば針の製造に必要とされる作業の全部が、それぞれ一人の労働者に営まれてゐたのであるが、この種の作業場に集められる労働者の数が殖えたと共に、それぞれの作業が異つた労働者に受け持たれる事となつて来る。即ち針製造なる一単位の労働は幾種かの部分に分たれてそれらの労働者に受け持たれるのである。この作業の分化は生産技術の發達と共に、次第に複雑となつて来るのである。アダム・スミスの擧げた例に依れば、當時に於ける留針製造は十八種の労働に分割され一日一人よく五千本を作る割合であつたが、同一の針を製造することも、今日では幾十種と云ふ多數の仕事に分割され一日一人百二十萬本を作り得るに至つてゐる。

【結果】分業は生産方法の進歩發達に伴つて生じて来たものであり、且つその發達はまた生産の進歩發達を助勢してゐる。故に今日の資本主義社會が成立したことに就いて、分業も亦一半の責任を頌たなければならぬ。經濟的發達が尙甚だ幼稚であり従つて分業の發生しなかつた當時の社會では、如何なる生産も消費も社會の統制の下に行はれてゐた。然るにかかる社會團體が崩壊して、それらの生

ルト等の獨逸西南學派の新カント派哲學者等は、自然と文化とを區別する事によつて、その哲學上の發足點を決定してゐる。例へば『草木が生長する』とか、『水が流れる』とかいふ思想は、對象の存在を考量したところの思想であつて、單にその思想の對象が『如何にあるか』を言ひ表すだけであつて、それ以外の何物をも語るものではない。これは即ち自然科学の對象となる世界であつて、どこまでも存在するものとしてあるが儘に叙述するより仕方のない世界である。然し思想の型としてこれに對立すべきものがある。それは『如何にあるべきか』といふ世界である。『人間は如何に行爲すべきか』、『眞理は如何に眞なるべきか』といふのが夫である。『如何にあるか』と『如何にあるべきか』とは最後まで原理的に異なつた質問である。『如何にあるか』を問ふものを事實原理といふべくんば、『如何にあるべきか』と問ふものを、價值原理といふ。斯くして事實原理といふものが自然科学であり、『如何にあるべきか』を問ふものが哲學である。さて斯くの如く存在と價值とが峻別されたとなれば、第三にはこの價值と存在との間に存在する思想が考へられる事となる。その思想は一面から見れば存在であるが、然しそれは

産、それらの職業が社會的に獨立することとなると、これらのすべては社會的統制から免かれることになつた。そして獨立の職業者を關聯せしむるものは單に生産物のみとなつた(『商品交換』参照)。この社會的分業、即ち僱侶、軍人、商人、手工業者、大地主、農民、労働者、自由職業者などの分離獨立は同一の職業に従事してゐるものの中に一の社會群を成立せしめ、それらの群は社會的地位所得及び經濟的、政治的權力等を異にするこゝとなり、それらの群の間に『身分』を生ぜしめ、延いては社會の中に搾取被搾取、征服被征服の階級的對立を生ぜしめたるに至つたのである(『階級』参照)。即ち今日の社會の階級的對立、身分、職業の差異等は皆分業に起因し、それに伴つて發達して来たものである。社會的分業の罪禍かくの如し、作業的分業の齎らしたものは、又、實に労働階級今日の貧困、窮迫である。これは一面生産技術の發達、生産關係に起因するものであるが、分業の然らしめた處も決して尠少ではないのである。同一の業を繰返すことは労働に習熟する時間を減少せしめ、且つ作業の細分は個々の作業部分を單純ならしめる。其結果は實に労働者の技術的發達、従つて身心の發達を偏頗なら

自然科学の取扱ふ世界ではなく、ある價值を負荷せられた世界である。この世界を稱して『文化』といふのである。即ちこの意味に於て文化は文化として存在する點では一種の存在世界であるけれども、又存在が文化として取扱はれるためには、それは人生の價值によつて、染色されねばならないものである。例へば『草木』『水』はその儘では自然科学の取扱ふ單なる存在に過ぎないけれども、これらのものは、ある時に法律上の物權となり、ある時に經濟上の貨物となつてゐる。然らばこの物權の目的といひ貨物といふは、單なる存在に、何らかの價值が加はつたものである。學問上ではこれを價值關係と呼び、または價值が存在に内在するといつてゐる。従つて文化とは價值が存在に内在した一の意味的存在である。それは時空的、又は自然科学的存在をなすものではなくして、それとは離れた、その立場より超越した所の現象價值的存在をなすものといふことが出来る。さらにそれを例證的に説明すれば、茲に一本の樹木がある。その高さが六尺あつて、青い葉と赤い花を持つてゐるといふのは、單なる存在に就ての見方である。而して其樹木が拾圓の價格を有するものであり、彼の所有物としてその所有權

しむるのみならず、少年婦女をも家庭から狩り出して労働人員たらしむる事となつた。而も此事は、二重の原因から労働階級の一般的賃銀を低減せしむるのである。その第一は修業期間の短縮に依つて、労働力の再生産費即ち一人前の労働者を作り出す費用を減じ、労働力の價值を減ずるからで、賃銀が主として労働力の價值に左右されるものである以上、亦避け難いことである(『労働及労働力』『價值論』『賃銀』参照)。又第二の理由は労働人員が増加されることである。從來は父又は夫の扶育に待つてゐた少年婦女が、労働の供給者となることは、需要供給の關係から労働の價格を、即ちその賃銀を低下せしむるに至るのである。夫と妻と父と子とが、労働市場に於ける競争者となつて、各々パンの争奪に努めねばならぬ悲惨な現象は、全く分業に基くものである。

文化(ブンカ)

文化とは獨逸語の Kultur の譯語であつて、英語の Civilization に該當すべき語義ではない。獨逸語に於けるクルツールも、通俗的には種々の用無例もあるけれども、學問的に殊に哲學的にこの語を使用する時はある特定の意義を有する。ヴァンデルバンド及びリッケ

を第三者に主張し得ると考へることはこの樹木を文化の一物として考察した見方である。而して又この樹木の花は美しく、その花は愛護すべきものであると考へるのは價值を考慮してゐるのである。斯くの如く文化とは單なる存在ではなく意味的存在である。法及び經濟等に就いていへば、社會的議論としての法及び經濟は存在の世界であり、文化學としての法及び經濟は、どこまで意味的存在の世界であり、兩者は區別すべからざるものとされてゐる。

文化國家(ブンカコクカ)

文化國家(Kultur-Staat) 又は形而上學的國家とも呼ばれ、ヘーゲルによつて樹立された國家觀である。彼の觀察に従へば、國家といふものは個人のを超越した客觀的の意志であるといふ。即ちそれは個人の意志のやうに有限なものでもなく、不純なものでもなく、不合理なものでもなく、相對的のものでもなく、全く無限にして眞理、合理的にして絕對的存在である。従つて國家は自由である。國家の法律とはこの自由の發現に外ならない。故に個人は國家に絕對服従する事に依つてのみ、客觀的、無限的、合理的、絕對的眞意志に合致し得るのである。ヘーゲルはこの國

家觀に出發して、遂に文化國家の觀念を創生した。即ち彼は斯くの如くして國家をば文化の擔任者と認め、世界を擧げて、この文化國家の下に光被せんとしたものである。然しヘーゲルの斯かる國家哲學は、當時のプロイセン國家を理論的に肯定すべく興へられたといはれてゐる。即ちウォルフが絶対主權説の理論の代表者となつた様に、カントが法的制度としての國家の辯護者となつた様に、彼の法理哲學は、國家を道徳力の最高代表者と認めることによつて、プロイセン國家の發生及完成を説く哲學であつた。この觀念が、やがて歴史の回顧説と結び、ベルンハーディーの軍國主義と結んで、獨逸の世界統一策が妄想的に突き上げられたといはれてゐる。

文化生活(ブンカセーカツ)

文化生活とは森本厚吉博士の主唱にかゝり、吉野作造博士、有島武郎等によつて贊助された主張である。その主張によれば、我々が生活上種々の享樂を、高尚に、上品に充たして行くことが、謂ふところの文化生活らしい。その意味に於て森本博士の如きは、西洋にはずつと以前から文化生活があつたが、日本もそれを取り入れて、よりよき衣食住の享樂を充たすべきであるといふやうな論を述べてゐる。

これに對して彼等の文化生活とはブルヂオア的理想であるといふ意味から、大山郁夫權田保之助其の他の諸氏によつて一矢酬いられた。然し文化の語義そのものが斯くの如き通俗的概念決定を許されない以上、『文化』及び『文化主義』(参照)、斯かる所説は學問的には存在し得ない。ただ通俗的に、會話語として使用される所に從へば、生活上の享樂を豊富に満たし得る生活を意味してゐる。それと共に、其の主張が餘りに高尚で、餘りに上品であるため、無産階級に對しては何らの感興をも與へてをらない。

文化主義(ブンカシユギ)

文化主義とは一言にしていへば新理想主義の謂である。十九世紀末の自然主義に對しての二十世紀初頭の新理想主義をその對立的な意味から通例文化主義と呼んでゐる。蓋し新カント派たる新理想主義者の見解によれば、自然と文化とは明瞭に區別されるべきものであり、『文化』(参照)從つて自然の上に立脚した世界觀を自然主義と呼び、文化の上に立脚し且つまた文化價値の實現を目的とする世界觀を文化主義と呼ぶのである。従つて嚴密なる學問的用語としての文化主義とは、嚴密なる純粹形而上學上の一主張である。通俗的の用語

によれば、文化生活とか文化運動とかの造語は、よりよき生活またはよりよき生活へ到るの道と考へられてゐる。然し文化とは價值關係の所産であつて、決して價值判斷の所産ではない。この點は文化主義の概念決定に關して、最も重要な焦點である。その點からいへば、嚴密な意味に於て、文化を生活理想となす事は、何らの意味もない事になつてくる。然し文化生活者に於ての生活の理想とは、意味的存在としての文化ではなく、その本源に交つてゐる文化價値である。換言すれば文化そのものを生活理想となすのではなくて、文化價値の實現に努める主張を稱して文化主義と呼ぶのである。何となれば文化とは價值判斷の所産ではなく、單なる價值關係によつて生じたる意味的存在であるが故に、直言すれば善い文化も悪い文化もあり得る譯である。例へば茲に甚だしい悪法があつたとしても、一個の文化たるに相違ないのである。文化そのものが斯くの如き性質を有する限り、これを生活理想とする主張は存在し得ない筈である。斯くて文化主義とは文化價値の實現に對する主張とならざるを得ない。文化價値の實現に努むる事は、いふ迄もなく價值を顧慮しての主張であるが故に、新理想主義の哲

學は沒價値的の生活理想論を指して自然主義と呼び、これに對して新理想主義哲學を稱して文化主義と呼ぶのである。この意味で純哲學上の用語としては、民衆文化主義、プロレタリア文化主義等の造語は存在し得ない。それは文化そのものが價值判斷の所産でないといふ一點によつて明白に術語としては拒否されるべきものである。

文化運動(ブンカウन्दウ)

文化運動も亦文化生活の如く、至極通俗的に理解され、使用されてゐる言葉である。その理解に從へば、よりよき生活を招來するための一切運動は、總稱して文化運動といふ名目に總括する習慣となつてゐる。従つて社會主義運動も、普通選挙運動も、治警撤廢運動も、共にその名目の下に總括されてゐる。雜誌『文化運動』、結社『文化學會』等も、此通俗的理解の下に附せられた名稱であるやうに思はれる。然し『文化』『文化主義』の條項に設ける如く、文化には斯くの如き通俗的使用を許さぬとすれば、文化運動とは究極するところ文化價値の實現に努力するための運動のみに限定されるべきものである。

文明(ブンメイ)

文明(Civilization)とは元來學問上の術語とし

てはなく、通俗的な用語として一般的に使用されて來たものである。英語の civilization は語義的には、拉典語の civis(都會)より出たもので、單に都會化するといふ程度の意味のものである。この單純な意味の言葉が後に至つて種々な内容を持つやうになつて來たのである。ウォードが『純正社會學』に於て述べた定義に從へば、文明とは自然的なる物質及び力の利用であるといふ。即ち自然力及び物質に人工を加へて、人間の利益に適應させるといふ事であつて、その性質上人工的なものである。斯くの如く、文明とは所謂物質文明に外ならぬものであるが、現在に於ては文明の概念中に自然の支配といふ事はばかりでなく、更に精神の向上をも含むやうになつてゐる。

文明病(ブンメイビョウ)

文明病とは正確な意味に於て、生活の各様相が個々に分裂してゐて、その統一的地地が立つてゐない事をいふ。その原因は社會文化の各様相が支離滅裂となり、甲文化と乙文化と相即せられるところの、その球高關節が失はれてしまつてゐるからである。一例すれば日本人は政治生活に於て、國力充實して五大國の一となり、經濟生活に於ては、生産が増

大し、輸出は増加し、その財力は戰前夢想だにしなかつた程膨脹してゐる。その他藝術生活、思想生活を顧みても、一として向上せられてゐないものはない。然し畫家は自分の勞力と手腕の値打に顧慮せず、成金といふ分裂生活の經濟家を利用して法外の高値に賣り付ける事の中に腐心し、成金はまたそれを藝術品として鑑賞する感覺はなく、ただ廣告代りとして、斯る高價なものを持つてゐる事を誇示せんとする。斯くの如きは皆嚴密な意味に於ての文明病に冒されたものである。然し一般的な理解に從へば、文明病とは近代人のデカタンのな生活に對して、特定の用ひられてゐるやうである。即ち意識が無限に分裂し、興味は無限に錯綜してゐる近代人の一時性たるデカタンを稱して、文明病と呼んでゐる。然しその名稱の生れた所以は近代人の生活の各様相が錯裂してゐて、相互の文化に對する統一的見地を失なつてゐる事から出發してゐるのである。

分産主義(ブンスンシユギ)

【概説】分産主義(Distributionism)たるものは集産主義(Collectivism)に對比して用ひられた言葉で、この文字が一般的に使用されるやうになつたのは最近の現象である。従つて分

産主義なる語義の内容は、これを解釋して二様の意義に分類する事が出来る。即ち一は共産主義であり、而して他の一は私有財産主義である。即ち集産主義は経済上の富を國家に集中すべしと主張するに對し、共産主義は個々の社會團體の共産に移すべしといひ、私有財産主義者は之に對して各人に分配すべしといふ、個人たる團體たるを問はず、資本の國家的集中に反對して分産を主張する點から見てこれを分産主義者と見做して好い。然し今日の一般的概念によれば、共産主義に對してはこれを分産主義に數へてをらない。その是非は兎に角として、分産主義といへば現在の資本主義を否定した後の社會組織に對する提案に關し、財産を各自に均等に分配すべしとなす一派を指してゐる。私有財産主義の内容に就て分析して見ても、ある一派は現在の社會組織を肯定した上での私有を認め、更に他の一派は現在の組織を否定した上での私有を認める。この意味に於て、私有財産主義にも二面的な意義があるけれども、茲で分産主義と呼ばれてゐる所のは、特定の以後者に對する所の概念と見做して好い。斯くの如き分産主義の主張の是非は度外視しても、現在社會の經濟的缺陷は少數者が大部分の富

を壟斷する事に依存してゐるが故に、これを匡救せんがため、各人の富に何らの兼併なき均分状態を來たさしめよといふ主張も存在し得る。分産主義とは正にその道を選んだ異色ある社會思想である。

【理論】 分産主義が頻りに主張されるのは英國であつて、その代表的闘士はヒレニア・ベロック (Hirer Bellio) である。然しそれは實際社會運動としての勢力も持たず、且つまた一個の社會理論としても、一般的な注意を引いてをらないやうである。ベロックの代表的著作たる『奴隷的國家』に於て明らかに説かれてゐる如く、現在の國家をもつて搾取階級と被搾取階級の對立と見なし、而して現行の社會制度を否定する點に於ては、他の新しき社會思想と異なる點はない。只だ然し分産主義者は、これに經濟的平等の基礎を與ふるために、社會主義者各派の理論の如き、生産器具の集中と社會的所有を排斥して、一般的な分産と分産との形式を採るのである。彼等の見解に従へば、社會主義——殊に國家社會主義(集産主義)は非個性的、器械的であるが故に更に個性的にして、有機的なる社會形態として分産主義社會を主張するのである。ベロックに従へば集産主義とは、生産手段が共同社

會の政治的役人の手にあるべき社會であつて、これは再び資本主義に見たと同様の奴隷國を再建する道だといふ。蓋し資本主義はある少數者による財産の所有なりしに反し、集産主義は一の大なる財産所有者を設立するに過ぎないのである。成程生産者は集産主義の國家によつて、彼等の安全性は與へられるであらう。然しそこでは人間の多衆が法律の強制によつて少數者の儲の爲めに勞働を強制される事になる。彼等は國家より賃銀を支拂はれ、且つまたその境遇は改善されるかも知れない。けれども彼等生産者が、これによつて精神の安定性を得る代りに受けるものは奴隷的精神そのものである。而してこの奴隷的精神の上に築かれた社會は、現在の資本主義國家よりも、更により鞏固なる奴隷的國家である。その精神的墮落を防ぐためには、分産主義の形態及び方法を採るべきだとなすのである。以上の理論に於ても明らかなる如く分産主義の使徒達は、ベロックを初めとして悉く中世紀への復古論者である。資本主義によつて損はれた人間の靈魂を、中世紀への復古によつて救済しようとするのである。此點はギルド社會主義の諸論者、殊に地方的ギルドの首唱者(ペンティ)との共通性が窺はれる。

ただギルド社會主義者は富の所有を全體の共同社會に移し産業の支配だけを所謂産業自治論によつて、ギルドの掌握するものとなしてゐるに反し、分産主義者は産業の支配のみならず、富の所有をもそのギルドの各成員間に分有せしめんとするのである。然しこれは決して程度の差違ではなく、寧ろ根本的な種類の相違であつて、看過すべからざる重要事項である。これを要するに、分産主義者が資本主義の排撃者として、他の如何なる社會主義諸派に比しても遜色を有せずして、然も尙ほ私有財産主義を固執するのは次の如き論據を執るからである。即ち第一は心理的原因とも目すべきものであつて、財産欲は人間に固有する欲望であるといふ考へである。而して第二は經濟的原因であつて、これには二つの推論方法が樹てられてゐる。即ち『自由』なるもの、經濟的基礎は財産なるが故に、先づ財産の恢復が必要だといふ考へ方と、更に現代社會の經濟的照原因は、少數者への財産の集中なるが故に、これが救済策としては直ちにその逆を取り財産の分散を主張しなければならぬといふ考へである。而してこの理論の背景となつてゐるものは、ベロックもいふ如く一種の傳統主義であり、而して復古主義であ

る。然り中世紀への復古主義である。彼等は奴隷的國家制度下より、奴隷的精神の解放を企圖してゐると見るべきである。

【方法】 分産主義は前述の如く、その理論に於ても、一般的な興味を喚起してゐないと共に、その實際運動としては何等の形態をも備へてをらない。それは畢竟分産主義の唱導者が、單なる理論的指導者といふ域にも至らざる、一個の理想的解説者に過ぎないといふ所に、その重要な根據を求めざる事が出来る。元來ベロック自身が一個の歴史家であつて、將來社會の詳しい機相や、これに到達する細密の方法を提示してゐないのである。然し彼の見解によれば、財産それ自身が有害なのではなく、只だこれが少數の使用者に専有されてゐるから弊害が起るので、これを救ふには先づ、所有者の數を可及的に増大する事である。而してこれが最大の増大された状態が即ち分産主義の時代である。然らば即ちこの理想を實現するためには、如何なる方法を採用らんとするのであるか。これに就てはベロックは何等言及する所はないが、その門下なるマンの説明によれば、強力を以て財産を悉く没收しこれを平等に分配せよといふのではなく、第一に分産主義の理論の宣傳によつて興

論を喚起する方法を採り第二には立法的救済方法に據るといふのである。而してその方法の標準なるものは、飽くまでも所有權が少數者より多數者へ移るやうに、念願すべきもので、これが不平衡を防がなければならないといつてゐる。これによつても推察し得ることく、分産主義に於ては消費よりも生産に重きを置いてゐる。ベロックの他の門下生シオダースによれば、消費者の組合は賃銀制度の存続を前提としてゐるが故に、眞のデモクラシーは産業的デモクラシーでなければならぬといふ。この産業デモクラシーに立脚した國家こそ、資本主義及び集産主義のそれの如き奴隷的國家ではなく、各人の自由の上に建設された國家である。彼はこれを『聯合的國家』(アソシエチヴステート)と呼んでゐる。ベロックはこれを單に『自由社會』(フリーソサイティ)と呼んでゐるが、彼の信念によれば、確かなる實例と、直接の宣傳によつて、それが奴隷的國家への傾向を破壊するに相違ないと考へて居る。然しそれ以上に如何なる手段と方法とを以て、彼の所謂自由社會を招來せしむべきかに就ては、何等の言葉をも發してをらない。斯くの如き態度が體て分産主義に

對する一般的注目を減殺せしむる所以となつてゐるのである。

フランテス(ゲオルグ)

フランテス(Georg Lantke)は一八四二年、丁抹の首都コーペンハーゲンに生れた。彼は純粹の丁抹人の子孫でなく、猶太人の出であるがために、少年時代から人種的な偏見に苦しめられてゐた。十七歳の時に首都の大學に入り、始めは法律を勉強したが、後に文科に轉じ、ゲーテ、ヘーゲル、スピノザ、キエルクゴルド等の研究をなした。一八六二年に『古代運命論』なる一文を草して金牌を受け、やうやく文壇に知られるやうになつた。一八六六年巴里に遊び、六八年には柏林、七〇年には巴里、倫敦、羅馬に遊び、テューム、ルナン、ミル等と交友を深くした。『聖學の研究』『批評と描寫』等の著書を公にしたのはこの頃であつたが、哲學博士の學位を得て七一年に母校の教授に擧げられた。彼の名著『十九世紀文學の主潮』はこの講演を後に纏めたものである。コーペンハーゲン大學では一八七七年まで急進的な主張を述べてゐたが、やがて辭して柏林に行き、一八八三年には四千クラウソンの年金を受くる國家の學者として迎へられるに至つた。かくして彼は『十九世紀文學の

主潮』を始め、『近代歐洲文學の人物と事業』『近代精神』『沙翁論』『回想録』等を出し、一八八七年に露西亞に遊んで、『露西亞印象記』『露西亞文學印象記』及び『波蘭印象記』の收穫を擧げ、數年前に死んだが、他にも尙幾多の著作を残した。

フラン(ジャン・ジョセフ・ルイ)

サン・シモンとフリーリエとは、佛國社會主義の元祖たる最高地位を占め、ルイ・フラン及びブルドーンはその次ぎに現はれた最大の社會主義者である。而して、さきの二者が、宗教的、道德的、感情的、一言でいへば空想的の社會主義者であつたに反し、ルイ・フランは、社會主義を科學的現實的なものとなし、政治と連結し、マルクス、ロドベルトス、ラッサレ等の所謂科學的社會主義の先驅をなした人である。フラン(Brine Jean Joseph Louis)は、一八一三年十月二十八日スペインの首都マドリッドで生れた。父は佛蘭西人で、一時其地に住居し居たのである。フランは少年の日を母の生地コルシカに送り、一八三〇年學問の爲めに巴里に上つた。父が革命の爲めに死んだので彼は自活せざるを得なくなつた。で、初めは寫字や教師をなし、次いで文筆をもつて立つに至つた。一八三四年民主主義新聞ポン・サ

ンに入り、同三七年主筆となつたが、新聞の持主と意見に相違を來にため、三八年に至つて辭職した。彼はその前から種々の民主主義、急進主義の新聞雜誌に寄稿してゐた。一八三九年『進歩雜誌』を創刊し、これに載せた『勞働組織論』は彼の名を高からしめた名著である。また一八四一年に著した、『十年史』(一八三〇—四〇)は彼の歴史研究として最も有名なもので、此等の書は多大の反響を惹起し、革命を促進するに與つて力あつたものである。一八四八年二月、革命の結果出來た假政府に、彼は重要な地位を占めた。勞働委員會を招集してその議長となり、又國民投票場を設けて、勞働者の幸福を圖らんとしたが、その計畫は失敗に了り、勞働者及び一般の反感を買ひ、一八四八年五月遂に白耳義に逃れ、次いで倫敦に渡り、一八七〇年巴里に歸つた。歸國の後、巴里より選出されて國民議會の議員となり、一八八二年十二月六日カンヌに死んだ。

フランキー(ルイ・オーギュスト)

フランキー(Louis Auguste Blagny)は一八〇五年二月七日ブゲテニールに生れた。巴里に於て法律及び醫術を研究したが、夙に革命運動に興味を有し、一八三九年には、遂に暴動

に参加し處刑を受くるに至つた。二月革命の際漸く出獄したが、一八四八年また暴動を起して再び十年の禁錮に處せられた。一八七一年三月十八日の『コム・ミュン』一揆に際しても、大に劃策する所があつたが事敗れて終身刑に處せられた。一八七九年、赦免されて出獄し、一八八一年一月二日巴里で死んだ。彼は頗る過激な思想を有し、その理想實現の爲めに、一つの過激な政治團體を組織した。人は彼の名を取つて『フランキー』黨と呼んだ。此團體は一八七一年倫敦に開かれた國際勞働會議、その翌年のヘーゲ會議で所謂自主黨及び『バクーニン』の一派と共に、『マルクス』主義に支配された萬國勞働會議を覆さんと謀り、畫策大に努めたのであつた。

アラッセル會議(—カイギ)

歐洲戰爭終結後、國際財政會議をブラッセル市に於て開催した。これを通常アラッセル會議といふ。この會議の決定がどの程度まで有力なものであるか、または眞剣味を有するものであるか、それは未だ明白に知る由もないが、兎に角、各國の代表者が商議して財政に關する討究を交換した。その中に於て最も重要なものと認むべき一項は、次の決議と見て好い。曰く、物價の低落及び繁榮の恢復は

生産の増加に依る。而して政府の經常費が常に收入に超過し、豫算に不足を生ずる事は、(A)信用並に通貨に今日以上の膨脹を來たし、(B)内國通貨の價値の今日以上の低落を招き外國爲替に大なる變動を惹起し、(C)今日以上に物價と生活費を上騰させる所以である。是等の諸事象は生産に對する多大の妨害とならざるを得ないのである。豫算に於て收入不足を告ぐる國は、一般的に廢類に誘はるる危道を歩むものであつて、各國は如何なる犠牲を拂つても、此危地を脱するに骨を折らねばならぬ。故に各國政府は社會的並に財政的改革に於ける第一歩として、左の諸政策を實行するの義務に服しなければならぬものである。

- (1) 經常費を削減して經常收入と均衡を保つに至らしむること。
 - (2) 軍事費の削減は國家の安全を保證する程度と兩立する限りに於て、嚴重にこれを實行せらるべきこと。
 - (3) 總ての不生産的臨時費を廢棄すること。
 - (4) 生産的經費及物品は事情の許す限り最低限度まで低減すること。
- 尙ほこれと共に外國爲替に關する委員も通貨收縮の必要を決議し、各國は通貨の基礎とな

フレンタノ(ルイ)

ルイ・フレンタノ(Louis Brulant)は一八四四年十二月十八日獨逸アシアフエンブルグに生る。獨逸にて修學後英國に渡り、特に其地の職工組合制度を研究して歸つた。一八七一年柏林大學の講師となつたが、翌年再び英國に赴き歸來直にブレスラウ大學の教授となつた。一八八二年轉じて維那高等學院教授となり僅か一年にしてライプチヒ大學の國家學教授に轉任した。一八九一年ミュンヘン大學に移り、國家學教授の主任となり、傍ら經濟學、經濟史及び財政學の講座を受持つた。現在は教職を退いたが、獨逸に於ける社會改良主義經濟學者として、世界的に有名であり、また社會政策學會に籍を置いてゐる。

アルチャア

ブルジョア(Bourgeois)とは語義的に見れば、burg(城堡)なる文字に發してゐる。即ち城堡を圍んで形成してゐるのがburg(都市)でありブルジョアとはその市民町人を指したものに過ぎなかつた。封建時代に於ける階級的類別は、僧侶を以て第一階級となし、國王、貴族、諸侯を第二階級となし、この貴族僧侶を

包含せる兩階級が當時の上流階級に屬してゐた。次に當時の中流階級 (middle class) に所屬する一團は、ブルヂアと呼ばれる市民町人の一團であつて、これが第三階級と稱してゐた。最後の第四階級は勝民奴隷の一團であつて、これは輕蔑の意味からプロレタリア (proletariat) と呼ばれてゐた。この意味に於てブルヂアとは、本來の意義に於て中間階級を指すものである。従つてブルヂオアなる言葉の語源は單純なる一般市民を表示するに過ぎなかつたものである。然るにブルヂオアが封建制度を倒した後産業革命の結果として複雑高價なる機械を使用するやうになり従來のブルヂオアは茲に分化せざるを得なくなつた。即ち産業革命以前の家内工業時代にあつては單純なる器具道具を使用し、多くは自宅に於て、而も二三の職業を兼ねてゐたブルヂオアが、到底斯くの如き單純なる形式を持續する事を許されなくなつた。動力機械を最も有利に使用する爲には、可及的多くの職工を同一工場内に收容し、一定の時間、連續的に使用する必要も生じ、而も証文を俟つて始めて生産に従事するといふやうな緩慢な方法を探つてゐられなくなつた。それがためには巨大なる資本を必要とするやうになつたのであるが、斯

る巨額の費用を各人が自辨する譯には行かないために、その出資を目的とする一種の社會階級が形成されて來た(『産業革命』參照)。勿論斯る出資をなし得る者は當時のブルヂオアに於ても富裕なものであつて、その費用を自辨し得ざる者は、已むなく自己の勞力を提供して賃銀を得、而してそれを以て生計を立てて行かねばならぬやうになつたのである。斯くして比較的貧乏なブルヂオアは金持のブルヂオアに支配されるやうになり、従來のプロレタリアと同一の地位に墜落されてしまつたのである。

武士道(ブシドー)

武士道なるものは古往今來日本民族の歴史を貫いて顯現した固有の尊むべき道徳なりとする説は、屢々唱へられる。されど武士道といふからには武士の間に發達した道徳であつて武士が最も隆盛を極めた時代に、その道徳も頂點に達したるべき筈のものである。然れば武士道は單に日本のみで獨占すべき性質のものではなく、何處に於ても武士の存したる所には存した道徳である。抑も武士なるものが隆盛を致したのは何處の國に於ても封建時代に於てである。日本で云へば鎌倉時代より徳川時代の終末にかけて、

武士は社會の全階級の人民を支配したのである。この時代には直接に社會を支配する最高權威者は大名であつて、多數の武士が是に附屬し、平時にあつては階級の勤勞を提供することなく、十分なる職、即ち扶持を受けて農工商を驅使し、萬一その大名が兵力を要する場合には直ちに君侯の馬前に立つて戰場に馳せ向ふのを本分としたのである。されば武士は平常生活を保證された故に何等貧乏に奔走するの必要なく、武を磨くを最も重要とし、平常の恩顧に報ずるためには、生命を鴻毛よりも輕しとするを理想としたのである。抑も社會の成員を拘束する道徳は、その社會が小であつて、成員相互の間を結ぶ紐帶が緊密なる程、有力なものとなるのであるが、封建社會は之を現代國家に比するときは頗る狭小な社會であつて、その社會内に一角を形成する武士階級なる社會は勿論更に小なるものであつた。この小なる武士社會の道徳が甚だ嚴格たるものであることは驚くに足りないことである。今武士道の内容に擧げられるものは、忠義、武勇、節義、廉潔等の諸徳である。前述の事實を念頭に置いて一々是等の徳を検するならば、武士道なるものは畢竟封建社會の產物なることが會得されるのである。西洋で

武士道を代表するのは騎士である。騎士は武士と同じく封建社會に於て王侯を守護し、庶民を擁護した人々である。

物資供給令(ブッシュキョーキョーレー)

『臨時物資供給令』を見よ。

物質(ブツ)

過去幾世紀の間、哲學者や科學者は宇宙の根本的實在を發見しようとする努力、その結果近世思想家を二派に對立せしめた。實在は力から成ると主張するのが其一であり、物質の中に終極の實在を求めようとするのが他の一である。前者を代表する者にはスペンサーがある。彼の見解によれば、物質とは力の中心に過ぎないといふ。是に對して他の一派を代表するウォードの如きは、物質を以て根本的實在と見做してゐる。彼の言によれば、物質の定義を與へる事は不可能であり、物質は他の總ての定義に於ける終局的な限界であるといふ。即ちもし物質に對して、物質とは見える通りのものであるならば、それは定義を許す範圍内に於て定義してゐるに過ぎないものである。然し物質といふ言葉は定義されなくとも物質の終極的な構成に就ては何事かを語り得るのみであると。

ブリス(ウヰリアム)

救世軍の創立者ブリス (William Booth) は一八二八年英國ノッチンガム市に生る。十三歳の時父を失ひ母の手で二人の姉妹と共に育てられた。十五歳の時、深く感ずる所があり同志の少年數名とノッチンガム市の貧民窟に入り貧民窟傳道を始めた。二十歳の時倫敦に入つて實業に従事したが、傳道事業こそ一生の事業なれと決心し、二十四歳の時再度決心を定め、メソヂスト派の巡迴傳道者となつて稀有の効を奏したが、後事情あつてその派を去り、夫人と共に獨立傳道に従つた。彼はかくして一八六五年七月東倫敦の貧民窟に特別傳道を企て、東倫敦傳道會なるものを組織した。これが即ち救世軍の濫觴である。彼が特に傳道政策に軍隊制度を採用した所以のものは、規律節度を重じ、歩調を一にして前進する必要あるを思ひ、聖書の句を取つて救世軍と呼ぶに至つたのである。彼の救世軍はかくして効を奏し行つたが、これに加へらるゝ迫害も甚しかつた。一八九〇年その妻を失ひたる年、彼は『最暗黒の英國及其救濟法』なる著書を公にして傳道方針を一新し、更に世界的なる運動を起した結果、一九〇四年の救世軍大會には各國人七萬人の示威運動参加者を算するに至つた。一九〇七年には日本へ傳道に來た。一

九一一年八月、八十三の高齡を以て逝いた。(『救世軍』參照)。

物々交換(ブツブツコカ)

【意義】 貨幣或は信用貨幣に仲介せられることなく、直接に勞働生産物が交換せられることを、物々交換または直接交換と言ふ。これは人類の經濟的發達が猶甚だ幼稚であり、交換が偶然的にのみ行はれてゐた時代に於ける現象であつて、何等かの生産物例へば家畜、寶石、穀物の如きものが一般的等價物となり多くの種類の生産物の交換がこれ等の等價物を通じて、間接に行はれる事が普通となると共に、その影を潜めて終つたものである。物々交換と云ふ意味は、決して生産物と生産物との交換と云ふにあるのではない。それはただ、等價の仲介を経ない所の生産物の交換にのみ用ひらるべき言葉なのである。若しこれを、生産物との交換と云ふ意味に解するならば、上古の日本に行はれた、米を等價とする間接交換は勿論、現在行はれる貴金屬を介する交換も、更に金屬貨幣の支拂なく爲替手形等によつて相殺する信用取引も、皆物々交換の一種だと言はねばならぬ事となる。然し乍ら、米と云ふ生産物と他の生産物とが交換されるからと云つて、これを物々交換とは云ふ

事が出来ない。この場合の米は一般的等價物として、恰も今日貴金屬貨幣が帯びてゐると同一の役目を、即ち貨幣としての職分を盡してゐるのであつて、それは明かに間接交換であり、賣買である。信用取引が物々交換だと云ふ事は、全く誤謬で、貨幣の代表者たる爲替手形等の信用貨幣は、明白に交換の仲介をしてゐるのである。即ち物々交換とは、交換が不規則的に、甚だ稀に行はれてゐる場合にのみ存在するものであつて、一度び一般的等價物(如何なる種類の生産物がその役目を受持つにしろ)現はれてからは、全く廢れて終つたものである。

【發生】物々交換は、交換の最も原始的な状態であるから、物々交換の發生を尋ねるには是非とも交換(發生)のあとを尋ねなければならぬ(交換「参照」)。交換は原始種族團體の間に於いて、その生産力に餘裕が生じ、その種族内の要求を充し得る以上の生産が行はれた場合に於いて、始めてその萌芽を發したものである。かくの如く餘利勞働力を持つ種族團體が、互に接觸する機會を得ると共に、自ら生産し得ざる若しくは他に優つて生産し得ざる生産物と、自團體に於いて有り餘つてゐる生産物を交換したのが、恐らく交換の行はれ

た最初のものである。當時の交換が多く相互的な贈與の形式を踏んだ事は、現存未開人間の風習によつても推定することの出来るもので、それが物々交換であつた事は論ずるまでもない。然るに、偶發的な交換が繰返されてゐる間に、それは次第に秩序正しくなり、一般的となり、交換を希望する者は一定の場所に集合して、市場を造るに至つたのである。今日猶、到る處に見る市場の起源はかくして發生したものである。市場に依る交換も矢張り物々交換であつた。交換は此處で互に己の要求する生産物の所有者を探ね、これと交換する外はなかつたのである。甚だ困難な事であつた。假りに甲の要求するものを乙が持つてゐたとしても、乙の欲するものは甲の持つ生産物ではないかも知れぬ。彼等が適當な相手を見出す事は仲々容易でない。よし相手方を見出したとしても、その生産物の交換比列を決定する事が、また厄介な問題であつた。この問題は生産が次第に交換を目的として營まれ、生活資料などの必要な消費物が、交換によつて得られる事が多くなるに従つて、益痛切に感じられるに至つたのである。かくて、此不便と困難とを救ふものが現はれた。それは、一般的に等價となり得る生産物であ

る。即ち一般的等價物である。それは直ちに他の生産物の價値を體現するもので、何れも生産物とも一定の標準で交換される。それ故に、此職分を帯びた生産物は、何人も希望する事となり、交換は次第に、此等價物の仲介に依つて行はれる事となつたのであつた。等價としての役目は、始めには種々たる生産物に、一時的に與へられたものである。牛が等價物である事もあれば、貝殻などの裝飾品がそれである場合もあつた。然しその中に、此役目に最も適した生産物が、規則的に等價物の役目を演じ、遂には此役目と密着して離れ難くなつて来る、鑄貨の媒介なくして行はれる交換は、すべて物々交換であるかに考へられるのは、現在この等價物となつてゐる貴金屬が、全く其職分と密着してゐるからなのであつて、牛であれ、米であれ、一般的等價物として働くものが出来てからは物々交換、直接交換は漸次に驅逐されて終つたのである。即ち、物々交換は、交換の最も原始的なる形式であつて、交換の發達が或る段階に進むと共に全く終焉を告げて終つたのである。

物理學(フツリガク)

物理學は希臘原語にて「フエーゲー」と云ひ、「フエーリス」即ち自然といふ意の語より

起つたものであつて、「自然」の學と云ふのが元來の意味である。物理學の意味は古來非常な變遷を重ねて來てゐる。初め希臘の學者はこれを一般事物の性質の學であるとし、有機心意の兩界に通ずる知識を包含せしめたが、其後に至り第一に自然と云ふ考よりして心意界を除き物理學は單に物理界を研究するのみのもとし、心意生活の科學としての心理學は物理學の圈外より脱して、獨立の科學となつた。然るに其後に至り、其領域は益々縮小され、物理學は僅かに物理界の研究の一部分に過ぎざるものとなつた。即ち、化學、礦物學、生物學等の如き物質の特殊の顯現を研究の對象とする諸科學は今日では皆物理學より分離して、物理學は唯だ(多少の例外はあるが)主として一切の物質に通有の性質及び作用のみを研究するものとなつた。

部族(ブツク)

同一地方に生活するところの氏族は同一の人類である、同一の言葉を話し、同一の傳説を傳へるものである。これは同一地方に異人種の生活し得ない事と、同一地方に同一人種の増殖して行つたことに因る。故に天災地變等他の特殊な事情がある時これらのものは結合して大團體を成すのである。これを稱して

部族といふ。部族としての經濟上の條件は、耕作に従事するものと、牧畜によつて生活するものとの二種に分れる。牧畜をなすものが良好の地を發見する時は定住して耕作に従事するものが例である。然し、これを發見し得ず遊牧の生活を續くる者には滿洲西藏の漂遊部族の如きものもある。これを呼んで漂遊部族といひ、農耕に従事するやうになつたものを定住部族といふ。漂遊部族と定住部族とに就て、その相違を見るならば、前者は主として肉食し、山野を跋渉してゐるが故に、性悍猛なるを免れないが、後者は一般に温和である。また漂遊部族は斯くのごとく遊牧し歩くに際し、もし定住部族に遭へばこれと闘ひ、多くはこれを征服してゐる。この際もし被征服部族が異人種であつた場合は、放逐するか、或は賤役に従事せしめるのが常である。奴隸制度の起つたのは、畢竟するにその結果であると思はれる。

平等(ヒュード)

平等には大體において二種の解釋が行はれてゐる。即ちその一は天賦人權説に由来したる觀念上のそれであり、他は政治上、社會上、經濟上、その他一切の權利に對して、これを獲得參與する機會の平等を要求するものであ

る。觀念としての平等説はギリシア時代から既に存してゐたものであつたが、これが一般化したのは、十八世紀に至り天賦人權説なるものが説かれるやうになり、自然法説が傳へられるやうになつてからである。即ち當時に於ては國家が制定したる制定法以外に、寧ろそれを超越して自然法なるもの存在する事が認容されてゐた。従つてこの自然法が存在する限り、これに對して自然に享有するところの權利即ち自然權なるものがなければならぬと考へられてゐたのである。換言すれば人は生れながらにして天賦の權利を有するものとされてゐた。而してその天賦の權利なるものは如何なるものであつたかといふに、それは各人の自由と平等とである。北米合衆國の獨立宣言、佛蘭西立憲議會の人民及公民權宣言の如きは、この人間天賦なる自由と平等との確立に外ならなかつた。かくの如くして平等説なる物は唱へられたものである。然しながらその平等説は抽象的、觀念的であつて人は何人も貴賤貧富の別なく、平等なる權利を以て生れ出でたものだとなすにあつた。元よりかくの如き説は當時の封建主義、父老主義、教權主義に對照して起された主張であつて、これを打破するに於ては重大な貢獻をな

したものであつた。然しながら事實の示すところは、人生ながらにして具有する能力の上に、賢愚長短の差違あることが語られてゐるを以て、人生ながらにして平等であるとの觀念は、單に一個の架説に過ぎない事が立證されたのである。かくして、かゝる觀念に基いて唱へられた平等説なるものは、やがて一般から顧みられないやうになつた。斯くして新に唱へられたものは、各人が社會上、經濟上政治上等の各般の「機會」に對しこれに參與する權利を享有する上に於て平等たるべしといふ説である。これ即ち新しき意味に於ての平等の觀念であり、従つて新しき意味に於ての平等主義の立場であつた。この説によれば、元より各人生れながらにして、能力の差違が與へられてゐることを認めてゐる。然しながら現在の社會に於ける不平等は、決してその生れながらの能力の差違のみでなく、平等なる參與權を奪はれてゐる結果として生ずるものが、特に多いことを力説するのである。即ち現在の社會に於ては、一般に平等なる權利が分配されてゐない事が、幾多の悲劇を生むと解するのである。政治上に於ける普通選舉の要求の如きその一例と見做し得る。這是畢竟するに十九世紀以來の自由放任主義より

生ずる不公平と不合理を匡救せんとして、即ちそれが反動として近來殊に論ぜられる主題である『自由主義』『放任主義』(參照)。社會主義の諸主張の如きは、この意味に於て絶對的平等主義に立脚する者とも見るべく、自由競争ならびに私有制度を破壊して、新社會を建設せんとするに外ならない(『社會主義』參照)。即ち各人が一切の機會に對して、これに參與するに平等なる權利を許されたる新社會を、建設せんとするものと解すべきである。かくの如きは何れにもせよ、新しき意味での平等説を基礎としたものである。然しながらかゝる主張も、決して今日に至つて初めて論ぜられたのではなく、既にプラトンの如きが理想國家の説を唱へてゐた事實を見ても、ギリシア時代から存在してゐた事が明らかである。

ビュッヒャー(カール)

ビュッヒャー (Karl Bucher) は一八四七年二月十六日獨逸國キアベルヒに生れ、一八六六年より一八六九年までボン及びゲッティンゲン大學で歴史、哲學、及び國家學を學び、一八七二年ドルトムントの高等學校の教授となり、次でフランクフルト・アム・マインの「ウォーエーラーシュユール」に教鞭を執り、一八七八

年辭職して「フランクフルテル・ツァイツング」社に入り社會及び經濟を擔任すること二年、一八八一年ミュンヘン大學の經濟學政治學講師となり、翌年統計學教授としてドルバト大學に招かれ、一八八三年バーゼル大學の經濟學財政學教授となつて在職七年、一八九〇年カールスルーエ高等工業學校の經濟學教授に轉じ、一八九二年更に轉じてライプツヒヒ大學の教授となり、その翌年からは經濟統計學研究室の指導を擔任した。ブュッヒャーは經濟の歴史的研究家として有名である。人類經濟の發達階段を、生産及び交換の過程より見て自足經濟、都市經濟、國民經濟の三階段に分つて論じた其著「國民經濟成立論」は諸國に愛讀され、英、佛、露、伊、ポヘミア等の國語に譯されてゐる。



チャーチスト運動(—ウインドー)

チャーチスト運動とは、一八三八年より一八四八年にかけて英國に起つた所の急進的な改革運動である。普通我國ではこれを「券狀黨」と稱してゐる。チャーチスト(Chartist)もしくはチャーチズム(Chartism)なる語源は、彼等が六箇條の「人民憲章」を提示したるに由来してゐる。然らば即ち彼等が如何にして此要求をするに至つたかといへば、一八三二年の議會改革法案を通過せしむるに先ち、中等階級は政略として労働階級にも政治上の權利を與ふべしと揚言し乍ら、何等の満足をも與へなかつたので、茲にチャーチストの運動が開始された。尤も該運動が起された直接原因はこの不滿に發したのであるが、その副因とも見るべきは、産業革命の結果、生産者たる労働者に失職の不安を與へてゐたこと、當時の經濟界が不振を極めてゐたことにも、間接的動因が存してゐた。ゾムバルトの記述によればチャーチスト運動はプロレタリア・スピリッ

トの充溢したもので、近世に於ける社會主義運動、もしくは労働運動の先驅だといふ。斯の如くチャーチスト運動は假令それが政治的方面によつてなされたものとしても、近代の運動の濫觴とされてゐる。斯くの如き諸原因を包蔵して起されたチャーチスト運動は、一八三八年六ヶ條の要求を掲げて議會に迫つたが、遂に成功を収める事は出来なかつた。この六ヶ條より成る政治的宣言は、下院議員六名と労働協會を代表する八名との協起草案になつたものであつた。(一)男子にして二十一歳に達したる者は何人も選舉權を有す、(二)選舉地方が同様なる事、(三)選舉は投票による事、(四)議會は毎年開會する事、(五)議員たるに財産上の資格を要せざる事、(六)議員に報酬を支給する事。——これが起早された宣言であつた。チャーチストの運動はこの憲章を土臺として起されたものであつた。斯くしてチャーチストの大會は全國到る處に於て催され、會衆の多い時は二十萬三十萬の人数が集る程の盛會であつた。同時にチャーチズムは指導者オーコンネルの主宰する「北星」によつて宣傳せられてゐた。一八三八年に至りて、該運動は盛んに壓迫を加へられ捕縛されたり投獄されたりする者を出だした。翌年バ

ーミンガムに開かれた大會に於ては、同市駐在の軍隊と衝突するの慘事をすら現出する程に及んだ。次いで同年六月該運動の主張實行に關する百二十八萬人連署の願書を下院に提出した時、下院が議事に附すべき日を秘密にしたので紛争は更に増大して、遂に同年十一月ニューボートの暴動となり、多數の死傷者をさへ出すに至つた。これをチャーチスト運動の第一期とする。其第二期は穀物條令廢止の反對を中心としたもので、前者がより多く政治的であつたに比し、後者は聊か社會的なものと見られる。チャーチストの見解によれば穀物條令の廢止は穀物の市價を引下げ、従つて労働賃銀の低落を來すべしとなし、その反對に全力を盡した。恰もその時(一八四八年)佛蘭西革命が起されたので、チャーチズムの運動は猛烈を極めた。三月グラスゴーに起された騒擾は全スコットランドに及び、中心はその後ロンドンに移された。四月一日の大示威運動は五十萬の大衆を以て開催され、當局はこれに對して二十萬の警官を備へたといはれてゐる。然るに指導者たるオーコンネルは示威運動が禁止されるに及び會衆を鎮撫して漸やく事なきを得た。然しこれを最後としてチャーチストの組織的運動は断つて

しまった。それは穀物條例が廢止されて目標を失つたこと、政治上の要求の如きも少し宛採用された事等が原因である。要するに第一期第二期を通じてチャーチスト運動の特色は、労働階級の地位を進めんとして爲されたる議會改革運動であつて、その目的を達するために起されたる、議會への示威運動に過ぎなかつた。然し近代的な社會運動の濫觴である意味に於て注目すべきものである。

チャーチズム

「チャーチスト運動」を見よ。

治安警察法(チアンケーサツホー)

治安警察法は國家及び公共團體に對する危險を防止するといふ目的のために、明治三十三年三月に制定された法律である。治安警察法には、結社、集會、演説、多衆運動、屋外運動、及び同盟罷業その他公安を害する處ある行爲を取締る規定が設けられてある。從來、保安條令を以て治安警察に關する事務を扱つてゐたのであるが、自由思想の瀰漫、社會主義思想の浸入、労働爭議の蒸起等漸やくこの種の事件が繁雜となるにおよび、治安警察法なる法律が制定されたのである。この法律が制定されると共に、警察權の活動に大なる威力を加へたが、それだけに政治的及び社會的

な諸運動は、この法律によつて阻止せられる傾向もあつた。(『治警十七條』『治警撤廢運動』参照)。

地代(チャイ)

「地代學說」を見よ。

地代學說(チャイガクセツ)

【沿革】地代とは土地の賃借料を指す言葉であり、それが何に依つて生ずるかと言ふ事を論究するのが地代學說である。地代の發生に關する研究は、一七七七年ジェームス・アンダーソンに依つて始めて行はれた。其後エドワード・ウェスト、マルサス等の學者に依つて、それ／＼異なる研究が發表されたが、デット・リカルドが出づるまでは、尙、學說としての體系を興へられたものと言ふ事が出来ない。リカルドの地代學說はアダム・スミスに負ふ所が多く、『地代』とは土地に固有する、且つ不減なる力の使用に對して支拂はれる代價であり、當該土地から生ずる生産物價格の、市場までの運送費をも含む全生産費に超過する部分がそれに當てられる』ことを説き、土地の肥度の相違及び位置の何否、收穫漸減の法則、人口の増加等が地代を發生せしむるに至るものであり、且つ異なる土地に對する地代の差異をも生ぜしむるにいたると言つてゐる。

る。何人も最も豊饒な土地で自由に耕作する事の出來た時代には、何れの土地にも地代はなかつたのであるが、收穫漸減の法則や人口の増加に依つて、次第に劣悪な土地までも耕されることとなり、従つて最も優良な土地を耕さんとするには、その所有者に地代を支拂ふ事となつた。劣悪なる土地は同一の資本を投じて耕作しても優良な土地と同様の收穫を得る事が出來ない。それ故に優良な土地と劣悪な土地との收穫の差異に對して地代が拂はれその額が決定されるのである。最も劣悪な土地の生産費が一般生産費である。されば最低土地の劣悪さが進むに伴つて優良な土地の地代は漸次に騰貴して行くと言ふのが、リカルド説の大意である。これに對しては、パスチア、ケリー、ジョン等の學者が、猛烈な反對論を唱へたけれども、遂にその根柢を衝く事が出來なかつたので、リカルド説は今日も尙、經濟學上の定説として一般に支持信奉されてゐるのである。

マルクス説

然るにマルクスが出づるに及んで、地代説の上にも全く異なる解釋が與へられて來た。マルクスの剩餘價值論に依れば、放下總資本の額は同一であるにしても、資本の組成——労働力の購買に宛てられる可變資

本と、生産機關の設置に費やされる不變資本との比率——が異なる場合には、その資本に依つて生ずる剩餘價值、即ち利潤の額は異つて來なければならぬのである。それは價值を抽出するものが、不變資本の投ぜられる生産機關ではなく、可變資本に依つて購入される労働力なるが故である。生産技術が比較的發達してゐて、機械の使用される事が多く、又大規模の工場建築物等の必要が多い生産部門では、不變資本の額が大きく、可變資本の比率は低いのである。即ち一人の労働者に對して比較的多数の機械價值、建築物價值等が配分されるが故に、總資本額の大きい割合に可變資本額即ち賃銀額は少ないのである。

マルクスは之を『高位組成の資本』と言つてゐる。反對に生産技術が比較的後れて居り、機械の使用や大建築物やらの必要が比較的少ない生産部門に於ては、一人の労働者に配合される不變資本額は少く、總資本額の割合に可變資本額は多大である。『低位組成の資本』とは之である。それ故に資本の組成が高い時には利潤率が低く、資本の組成が低い場合には反對に利潤率が高い事となるのである。これは利潤を生むものが労働力である以上、當然の事なのであるが、かゝる利潤の相違がある

爲めに、利潤を得る事のみを最高の目的としてゐる資本階級は、資本組成の低い生産部門にのみ投資せんとするのである。その結果はかゝる種類の生産物の供給は需要を超過することとなり、その商品の價格が著しく低下し、利潤も亦従つて低下して來る。一方、資本組成の高い生産部門は投資者が少なく、従つて生産の量も少なくなるので、供給は減少して需要に伴はず、商品價格は高騰し利潤率は増加し、來る。斯くの如き需要供給の作用が働いたために、高位組成の資本と低位組成の資本との間には、漸次に利潤の平均が行はれて來る。同じ百の資本を投下しても甲の生産部門では可變資本と不變資本との比率が四と五であり、乙の生産部門では六と七であると言ふやうな資本組成の相違があるとしても、利潤額は次第に均一的となつて行く傾向を生ずる。之を利潤平均化の傾向と言ふ。然るに農業の場合に於ては資本の組成が頗る低いのである。それは生産技術の發達が猶甚だ後れてゐるからで、機械など不變資本の投ぜられる必要が甚だ少く、資本の大部分は賃銀として労働者に支拂はれて終ふ。即ち農業に於いては可變資本の率が極めて高いために、利潤率も亦著しく高い事となるのである。故に若し

農業だけが、此利潤平均化の傾向に加はらぬものとすれば、その利潤率は工業方面の利潤率に比べて、常に高くなければならぬ筈である。然るに農業は實際この利潤平均化の傾向には加つてゐないのである。それは、土地が獨占されて居り、需要供給の作用に支配される事がないからであつて、恰も工業方面に於けるトラストが需要供給の作用に超越してゐると同様の現象である。それ故に若し等しく百の資本が放下されるならば、農業の利潤率は工業方面のそれに比較して、著しく高い事となるのである。假りに工業方面では百に對して十パーセントの利潤が得られてゐるものとすれば、農業の利潤率は十五パーセントにも上らねばならない。かくの如き場合には農業の利潤は工業方面のそれよりも五パーセント高い譯である。かく農業の利潤丈が他の企業の平均的利潤を超越してゐるならば、多くの企業者は何れも競つて農業にのみ従事しようとする事となるが、然し農業企業家は多くの場合耕地を借り受けなければならぬ。土地所有者が自ら企業家として耕作に従ふと言ふ事は歐洲各國に於て殆んど例外的の現象である。彼等企業家は恰も日本の農村に於ける小作人の如く、耕地を賃借して企業

するのである。然し日本の小作人が純然たる労働者であるのと異つて、彼等の多くは大企業者で多数の労働者を雇入れて農事に従はしめてゐるのである。何れにもせよ、耕地を借り受ける以上、これに對して一定の賃借料即ち地代を支拂はなければならぬ。それ故に農業の利潤が他の均一的利潤と同額であるならば、農業企業は地代を拂ふだけ、他の企業よりも利潤が少い事となる。農業の利潤が十五パーセントであり、他の平均利潤が十パーセントであるとしても、この平均利潤に超過する處の利潤は地代として支拂はなければならぬので、假令利潤平均化の傾向に加らなるとしても、農業の利潤は矢張り他の平均利潤と同一の處に止つてゐるのである。この場合の五パーセントの超過利潤は地代の最も原始的な形態であり、マルクスに依つて『絶対的地代』(Absolute Rent)と呼ばれてゐるのである。かゝる地代は土地が豊せてゐても、不便な處にあつても、必ず存在するものであり、耕地を借り受ける事に依つて行はれる企業には、必ず附屬するものである。然るに又、此相對的地代を生ずる土地よりも豊饒便利な土地があるとすれば、同一の資本を放下しても、より以上の利潤を上げる事が出来る。

かゝる場合には或は二十パーセントの利潤が得られるかも知れぬ。此場合平均利潤率に比べて十パーセントの過剰利潤が生ずる。夫故に、此の十パーセントは地代として支拂はれるのである。即ち地代に差異が生ずるのは、土地の肥度及位置に依つて利潤率が異なるからで、如何なる場合にも地代として支拂はれるものは、この平均利潤に超過する額でなければならぬ。斯様な土地の肥度及位置に依る種々なる段階の地代を、マルクスは『對差地代』(Differentialrente)と言つてゐる。即ちリカルドの説く處は、土地の差異に依つて地代が生ずると言ふにあるが、マルクスは平均利潤と農業利潤の差異より生じ、土地の差は地代に種々なる差異を與へると説くのである。尙地代は必ずしも耕作地のみ支拂はれるものでない。他のすべての企業の爲めの借地、或は住宅地としての賃借にも伴つてゐるものである。企業の爲に借り受けられる場合は耕作地の場合と同様の理法に依つて決定されるが、單なる住宅地として用ひられる場合には他のすべての独占貨物の場合と等しく、需要供給の關係に作用される外は、たゞ独占者の任意に決定されてゐるのである。

貨幣又は穀物より成る一定の地代、及び償還金を附せられたる特定の農場に對して、一定の期間その支拂をなす事により、該農場の所有權が債務者に遷る制度を地代農地といふ。故にこれはある意味に於ける永世地代制度の下に成立する農場であるが故に永世地代制度が廢止されると共に、一般に廢止せられたところである。然るに最近プロイセンを始め奧太利丁抹等の諸國に於て農業労働者を土着せしむる手段として、又は地方に於ける小農者の繁榮を計るためにこの制度を復活させるに至つた。プロイセンにては十九世紀前半に於て、自由貿易主義の農業立法を行ひたる結果、從來の土着農民が滅び、單なる農業労働者乃至日雇人の數を増し、加ふるに大工業主義が確立された結果、農業労働者にして工業労働者に轉ずる者多く、ために益々土着の農民は其數を減ずるに至つた。茲に於て農業會の代表者は土地と關係の深い農民を地方に留め、而して土地保有の道を講ぜんとし、往時の永小作制度の再興を政府に迫るに及んだ。其結果一八九〇年所謂地代農地法なるものが發表されるに至つた。その後幾度か改正されて、實質に於ては昔の永小作と變らざる制度が採用されるやうになつたのである。奧太利及び丁

抹等の諸國の該法案も、プロイセンと同様な因由を以て成案されたものである。

地域團體(チキダンタイ)

地域團體とは、或地域に集合せる人間の團體をいふ。群、氏族、部族、家族、村落、都會國民等は、悉く地域團體である。地域團體の特質として擧げ得べきものは、自然的に發生して來た事、男女兩性を含む家族集合なる事、主としてその團體内の出生を以て維持繼續される事(但し近世の發達したる都會及び國家の如く移入の盛んに行はるゝは例外とする)等がある。故に地域團體はこの特質により自然的社會、または歴史的社會とも呼ばれてゐる。斯くの如く地域團體に包括すべき範圍は極めて廣汎なるものであるが故に、その大小は一定してをらない。その大なる者に至つては、その中に種々の社會機關たる機能團體を生ずる(『機能團體』參照)。古代の氏族にあつては、地域團體が同時に機能團體であつた。

治外法權(チガイホーケン)

治外法權とは他國に滞在する時、その統治權の全部または大部分に服従せざるの權利あるをいふ。元首、使臣、軍艦等は國際普通公法によつてこの權利を享有して居る。また支那

地行(チギョー)

地行とは國語の『シル』と同義であつて、本來目的物の何たるかを問はず、總て事物に主宰する事に用ゐられたものである。然し普通地行といふのは、單に土地に關して用ゐられたものである。土地に關して用ゐられる地行にも、本來の語義によつて土地の支配を意味する場合と、その意味から轉化した封建制度に於ける采地を意味する場合とがある。地行が土地を支配し領掌する意味に用ゐられたのは、平安朝時代からであつて、當時の土地に關する觀念は、土地そのもの、下地及びそれに附帶せる所當をも含んで居た。故に當時に於ては莊園の領家領主の如く、土地用益權と所有權收權を併有する地行と、本家職地頭職などの

如く、單に、一定の所當徵收權のみの地行とがあつたのである。斯くの如く地行とは、本來私法上の支配の目的たる土地に就てのみの名目であつたが、武家時代に入りて封建制度の發達するに伴ひ、領土權の客體たる土地そのものを地行と呼ぶやうになつた。即ち幕府よりある土地に對して、所當の徵收權とそれに附帶する公法上の支配權の行使を許された封士を稱して、これを地行と稱する様になつた。江戸幕府の如きは、萬石以下の旗下に給與した石高を地行といひ、その采地を地行所と稱してゐた。この采地は決して土地そのものの所有權を意味するものではなく、その土地を支配し、一定の租税を徵收する權を幕府から與へられてゐたに過ぎなかつたのである。この意味に於いて、江戸時代に意味した地行とは、下地の地行、即ち土地の用益權を含まずして、單に所當徵收權から轉化した石高そのものに對して呼ぶやうになつてゐたのである。

地方財政(チホーザイセー)

【概説】地方財政とは、地方自治體の政治を運用するに必要な費用を徵收し、これを支出する全體を稱するの意義である。國家に國家財政あるに對し、地方自治體の財政を指し

ていふのである。この意味に於て國家の財政機關が中央政府なる如く、地方の財政機關は地方自治體の政治機關である。斯くして國家が財政權を有する如く、地方自治體も財政權を有するが、國家の支配權の下にその機能を行はざるに過ぎない。換言すれば地方自治體は一面に獨立して行政及び財政の事務を有するが、他の一面に於ては國家の重要な成立分子として、國家の職分を盡くすのである。斯くの如く、地方自治體は行政及び財政の事務を行ふに就て、また國家の職分を具す上に就て、何程かの費用を必要とする。かかる費用をば地方費と稱し、この地方費並に國費負擔の財政事務を取扱ふを稱して、これを地方財務といつてゐる。而して國家財政機關の一分派としての地方自治體は、それらの諸費用を負担し、更に國家の命令する強制事務に必要なる費用(例へば教育費)の如きをも負擔せねばならない。以上の意味に於て明らかたる如く、地方公民として負擔すべき自治的費用と更に國民として負擔すべき義務的費用との二種に分つ事が出来る。而してこれらの諸經費は何れから抽出するかといふに、(A)地方自治體が地方財政權を行使して、その行政區劃内に於ける自治公民に對して、課税する

ところの「公的收入」と、(B)地方自治體が私人の如き經濟行爲によつて取得する例へば市町村の財産、又は企業等より取得する収入の如き「私經濟的收入」と、(C)而して「補助金」の形式を取つて國家より給付せられる所の收入(例へば市町村への教育費の補助の如き)の三財源である。

【機關】地方自治體は府縣、郡、市町村の三級に分れてゐて、地方財政の機關はそれに從つて三種に分類する事が出来る。

(一)府縣 府縣の收入となるべき財源は是を分類して四種となす。(A)府縣税、これも附加税と特別税に分れる。前者は地租割、營業税割、所得税割の三種で、後者は營業税、雜種税、戸數割又は家屋税である。(B)營造物又は公共財産の使用より生ずる使用料、手数料及び過料。(C)國庫よりの補助。(D)府縣が負債償還の目的のため、又は永久的私益となるべき事業のため、又は天災地變等のために借り入れる府縣債。

(二)郡 明治二十三年に公布されたる郡制により、國家の行政機關たると同時に自治體となつた郡の財源はこれを分ちて同じく四種となす。(A)郡費分賦金、郡にあつては直接課税する事なく所要の郡費は各町村に分賦する。

而して此分賦の割合は、その豫算に屬する年度の、その前々年度に於ける各町村の直接國稅府縣稅の徵收額に依るものである。(B)郡は郡費の外に、必要の場合には夫役及び現品を、郡内の一部町村に賦課する事が出来る。(C)營造物又は公共用財産の使用に對する使用料、手数料、又は過料。(D)郡債。

(三)市町村 市町村自治體にあつては市及町村との間に格別なる相違はなく、且つまた市町村組合及び町村組合も亦ほほ同様と見做して差支へはない。(A)市町村税にもまた國稅府縣稅の關稅割、及特別税の二種がある。市町村の特別税とは別に税目を起して課税する必要がある時に賦課するものである。(B)夫役及び現品の賦課徵收。(C)市町村有財産より生ずる收入、使用料、手数料、過料、過意金等。(D)府縣及び國庫よりの補助。(E)市町村債。

【地方稅(チホーゼー)】
文明の進歩と共に國家が種々の設備を要求すると同じく、各地方團體も亦同様の理路の下に、種々の設備を要求してゐる。この要求を充さんがためには收入を必要とする。この費用の財源に關しては、私經濟的收入に依る事もあるが、其大部分はこれが財源を租稅の徵收に置いてゐる。これを稱して地方稅といふ。

地方稅の理論は國稅と同じであるが、然し地方稅の徵收に關しては、地方政府は中央政府の指揮を受け、その租稅の如きも國稅と衝突せざるやうになすべきは勿論、更に國稅の幾割かを地方稅として徵收するやうになつてゐる。この場合、國稅の課税せざる方面に對しての徵稅は特別稅と呼び他の幾割かを賦課するものに對しては、これを附加稅と呼んでゐる。日本の地方稅は特別稅と附加稅とを併用する主義を採り、明治十三年四月八日、太政官布告第十六號によつて地方稅規則は決定されてゐる。これによれば(一)租稅、營業稅、所得稅に對する附加稅。(二)營業稅並雜種稅(この營業稅とは國稅を課せられざる商工業に對する課稅である。)雜種稅とは飯食店、湯屋、理髮人、藝人、興業場等に課する稅。(三)戸數割の三種が即ち夫である。この規則は明治四十一年三月三十一日、法律第三十七號地方稅制限に關する件によつて制限を設けられてゐる。尚ほ市町村稅に至りては、市制及び町村制によつて、(A)國稅及び府縣稅の附加稅、(B)特別稅の二種となし、府縣稅と雖も國稅の附加稅たるものに對しては、市町村稅を附加し得ざるものと規定されてゐる。

【地價(チカ)】
地價とは他人の土地に於て工作物又は竹木を所有する爲め、其土地を使用する物權をいふ(民法二百六十五條)。——これによつても明らかなる如く、地上權とは他人の土地に存する工作物または竹木を所有する權利にあらずして、その工作物又は竹木を所有するがために、他人の土地を使用するの權利である。換言すれば地上權の物體は工作物または竹木にあらずして、土地そのものをいふのである。斯くの如く地上權の本體は土地の使用權であり、その使用目的は工作物及び竹木を所有するにある。従つて建物の如き地上の權利も、隧道、地盤等の如き地下の權利も、共に含まれたるものと見るべきである。

【地價の成立】
總べての商品價格は價值を基準としてゐるもので、唯需要供給等の關係が作用する爲めに此基準を中心として上下に動搖してゐるものである。然るに土地には價值がない。商品の價值とはその商品の生産に支出された社會的勞働の總量を言ふのであるが(價值論參照)、土地は人間の勞働に依つて生産されたものではなく、天與の自然物なのである。それは他の商品と均しく使用價值ではあるが、商品價值ではないのである。即ち

全く無價值なるものである。然し乍ら、この無價值なる従つて無價格なる可き土地は、事實に於いて明かに價格を有してゐる。他の商品と、一定の比率を以つて、交換されるも受授されてゐる。即ち他の交換價值を有する商品と同様に、一定の價格を與へられてゐるのである。價值のみが價格の基準となり得ると言ふ理法は、土地の場合には適用する事が出来ない。然らば此理法に従はずして、土地に價格を賦與してゐるものは、果して何であらうか。

土地には商品價值は含まれてゐないが使用價值のある事は事實である。故にこの使用價值を消費する事に依つて、吾々は一定の土地利潤即ち地代を得る事が出来るのである。この地代は恰も利子と同様に、土地を所有する限り必ず生じて来る。それ故にこの土地より生み出さるゝ地代を利子と見做し、斯かる利子を生み出すに足る資本と同様の或る一定の價值が存在してゐると假想する事に依つて、是に對する價值即ち地價が決定されるのである。土地は嘗て何人にも自由に耕作され、必要な丈けその使用價值を享受することが出来た。此時代には、土地が占有されてゐると言

ふ事もなければ、従つて價値を有してゐる事もなかつた。然るに社會の發達が進み人口が増加して來ると共に、限りある面積の土地が何人にも自由使用され得ると言ふ事は、事實上行はれなくなり、土地には私有權が認められる事となつて來た。而して土地の使用價値は、その占有者のみが獨占する事となり土地所有者は恰も一定の財産を所有する者と同様に、常に地代を得て行く事が出来るやうになつて來たのである。かくして他の、土地を所有しない者がその使用價値を享有せんとするには、之を購買し若くは賃借する外は無くなつた。斯くの如き状態の下で、土地所有者がその占有に依つて得る事の出来る地代を、何等の報償なしに放棄すると言ふ事は、あり得ない事だからである。彼等は當然その代償を求めた。即ち土地を交換する場合には、その土地と同一の利潤を生むに足る貨幣商品とのみ代へられたのである。この交換の對象となり得る商品が即ち土地の價値であつて、これは土地に依つて與へられる利潤の如何に從つて相異なるものである。

【地價の變動】地價は土地より生ずる利潤に依つて測定されるものであるから、地價を變動せしむる最も大なる原因は、この土地より生ずる收益の如何にある。然し、他の商品が價値のみに依つて價格を決定されないと同様に、地價もその收益のみに依つて變動せしめられるものでない。需要供給の關係、金利の高低、土地に對する投機、土地に關する法制等種々なる事情が常に土地の價格の上に變動を齎らしてゐるのである。需要供給の關係が價格の上に甚大な影響を與へる事は、今更ら言ふ迄もないが、地價が土地と貨幣商品との交換に際して行はれる價格である以上、金利の上下に依つて動搖せしめられる事も亦避ける事が出来ない。金利が低下するならば一定の土地の收益と同様の利潤を得る爲めには、金利の高い當時に比べて、必ず多額の貨幣商品が必要とするからで、即ち金利と地價とは反比例する事になるのである。又射撃心の爲めに土地を買ひ占め、人爲的に地價を高めんとする投機的買買も、地價を動搖せしむるに力あるものである。これは多く都會に近く且つ比較的廉價な耕地に於いて多く行はれる處で、或は蔬菜地として牧場として、其當時は收益が僅少であるにしても、所有してゐて地價の高騰すると共に、賣り放つのである。此種の投機買買は、近來到處に行はれるもので、その結果は地價及地代を高め、借地人

借家人を苦しめるに至るのである。尙、國家の土地に對する法制の如何(即ち地租の如何、公有地の大小、賣買制度の如何)等も、地價の高低に與つて力あるものであると言はねばならぬ。

【法律上の地價】法律上の地價とは地租負擔の標準として、土地臺帳に記入されてゐる土地の想定價格を言ふのである。實際の地價は上述の如き種々の原因に依つて、常に變動極まりなきものであるが、法律上の地價は單なる限稅標準として假想されるもので、實際上の土地價格を表示する事なく、一定の年限内は變更せしめられる事がない。我國の地租負擔上の地價は、明治四、五年頃に査定されたのが嚆矢であつて、明治六年布告の第二七二號地租改正條例に依れば、地價は毎年の作益を見積つて査定し、各町村地目毎に、其地位等級を定め、更に一郡内に各町村の村位を定め、各縣内に郡位を定めて各地目各等級毎に一反當りの地價を算出する事とされてゐる。

又同條例は地價の算測法として平均檢高を定め、相當利率に換算して之を土地の總收入高とし、種籽肥料代として收穫の一分五分、村入費として地租の三分の一及地租を控除し、その殘額に相當の利潤率を乗じて元金に換算

したものを自作地價とした。小作地に就いては、小作米を相當の利率に換算し、その内から地租地方費を引き去り、殘額を換算して地價としてゐるのである。地價の修正はその後再三行はれたが、この法例は今日も尙存續して、法律上の地價を決定する爲めに用ゐられてゐる。

知覺(チカク)

往時は知覺と云ふ語を廣く認識若くは認知と同義に用ゐ、狹義に於ける觀念即ち自由表象(現實の刺激なくして起る表象)及抽象的思考等の作用に至る迄をも其中に含ませた。而して今日と雖も、或る心理學者等は此の用法を用ゐてゐる。

然し乍ら今日廣く行はれる用法は、知覺を以つて感覺と觀念(自由表象)との中間に位するものとするのである。感覺は現實の刺激により起るものであつて再生の要素を含まず、觀念は現實の刺激なくして起る過去の經驗の再生である。而して知覺は感覺と再生觀念の兩要素を含む認識作用である。換言すれば、現實の刺激より起る神經傳流が腦髓に達するや否や、毫も過去の經驗と連合せずして直ちに意識に上り來る結果が感覺である。此現在の結果と過去の經驗と連合して起る結果が知覺

である。さは云へ感覺と知覺とは峻別されるものではなく、程度の差に過ぎぬとは純粋の心理學に於いて一般に認めらるゝところである。嚴密な意味に於ける感覺即ち毫も過去の經驗を混へざる感覺は、具體的事實として決して存することなく、唯思想上の抽象に於て存するものに過ぎない。従つて具體的に感覺と知覺とを區別せんとするときは、再生の要素の極めて少なきものを感覺とし、多きものを知覺とするより外はないのである。

尙、今一つの感覺と知覺との區別の標準は、吾人が單に或る刺激に關して何事も知らぬ時は感覺であり、若し刺激を感じると共に其刺激に關して何事かを知るときは知覺であるとするのである。例へば睡起するに當つて唯何となく明るく感ずるのは感覺である。十分覺醒の後、夜が明けて日光が室内に流れ込んだことを知るのは知覺であると云ふ如きである。

治警十七條(チケイシューシチジョー)

治警十七條とは治安警察法第十七條を簡略に呼ぶ言葉である。該條項は主として同盟罷工に關する法規が明示されてゐるので、勞働問題の喧しき折柄、治安警察法中で最も論議の種となる項目である。法文を摘記すれば次の如きものである。

第十七條 左ノ各號ノ目的ヲ以テ他ニ對シテ暴行脅迫シ若シクハ公然誹毀シ又ハ第二號ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若シクハ煽動スルコトヲ得ズ

一 勞務ノ條件又ハ報酬ニ關シ協同ノ行動ヲナスベキ團體ニ加入セシメ又ハ其ノ加入ヲ防グコト

二 同盟解僱若シクハ同盟罷行ヲ遂行スル爲使用者ヲシテ勞働者ヲ解雇セシメ若シクハ勞務ニ從事スルノ申込ヲ拒絕セシメ又ハ勞働者ヲシテ勞務ヲ停廢セシメ若シクハ勞務者トシテ雇傭スルノ申込ヲ拒絕セシムルコト

三 勞務ノ條件又ハ報酬ニ關シ相手方ノ承諾ヲ強ユルコト

耕作ノ目的ニ出ヅル土地ノ貸借ノ條件ニ關シ承諾ヲ強ユルカ爲相手方ニ對シ暴行脅迫シ若シクハ公然誹毀スルコトヲ得ズ

第三十條、第十七條ニ背シタルモノハ一日以上六日以下ノ(罰禁錮)ニ處シ(三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加)ス、使用者ノ同盟罷行ニ加盟セザルモノニ對シテ暴行脅迫シ若シクハ公然誹毀スルモノ亦同ジ以上によりて明らかたる如く、第十七條は勞働爭議に對して直接の交渉を持つが故に、そ

の廢止もしくは改正を目的とする運動が頻りに起されてゐる(『治警撤廢運動』参照)。

治警撤廢運動(イウインド)

治警撤廢運動とは治安警察法を時代錯誤の惡法なりとし、これが廢止に運動するをいふ。然し今日一般に運動されてゐるのは、實は撤廢と稱してその一部改正の運動である。主として呼ばれてゐるのは、同法十七條の正文中『誘惑若シタハ煽動シ』といふ文字を除去すべしといふのである。蓋し治安警察法は明治三十三年の制定に係り、當時の企業は小規模であつて職工の知識程度も低く、従つて該法は政談集合、結社等に關するものを主とされてゐた。従つて又四十七條の運用が經濟界に及ぼす影響如何等に就ては、當時一般的に注意が拂はれてゐなかつた。然るに我が産業状態は急激に達し、大生産組織に進化すると共に賃銀労働者の數も激増し、資資階級間の問題も漸やく複雑になつて來た。然るに治警十七條は労働者の團結を禁じると同様な効力を有するために、労働者に取つては頗る不利なるものとなつてゐる。即ち先づその點に於て該法の撤廢若くは改正の要求が起されるのは當然で、労働運動といへば符節を合する如く『治警撤廢』を旗印とするやうになつた。労働

團體としては、友愛會が大正三年三月十五日五千六十八名の賛成を得て、請願書を議會に提出した。同議會に於て小山松壽外二名が主文中『又ハ』以下を削除すべしといふ改正案を出したが、通過しなかつた。政府は同條を以て『抜かぬ寶刀』と號してゐる。

賃銀(チンギン)

【概説】労働力が商品として交換される價値の、貨幣に實現したものを賃銀と言ふ。それ故に、労働力が商品としての形態を帯びて表はれる場合の外は、如何なる労働に對する報酬も之を賃銀と言ふ事は出来ない。例ば自作農の労働力などは商品でなく、従つてその労働に對する報酬は賃銀と言ひ得ない。彼等にとつてはその労働に成る生産物の一切が、直ちに報酬として彼等自身に屬するのである。この場合の報酬が賃銀でない事は、何人も明かに理解することが出来るのである。是に反して工場労働者などの労働力は、全然商品であると言はなければならぬ。従つてその労働力の提供に對して與へられるものが賃銀である事は言ふまでもない。彼等は自己の労働力を消費する事に依つて成る生産物に對して全く何等の權利をも持たない。一定の價格を以つて労働力を賣り渡した以上、その生産物

が如何なる徑路を以て、如何に處分されて行くかと言ふが如き事は、全く關知する事の出來ぬものである。かくの如き場合、彼等の労働力は、明白に商品であり、その代價は必ず賃銀でなければならぬ。それ故に賃銀なるものは交換が普遍化し、生産物の多くが商品化して來て以來、始めて表はれたものである。即ち經濟的發展の段階が進んで、労働力も亦商品としての社會的關係に投入されるに至つて以來始めて生じて來た所の現象である。此賃銀は支拂ひの方法に於いて必ずしも一樣でない。時間賃銀、箇數賃銀、請負賃銀、利潤分配付賃銀等數種の區別があるが、如何なる方法に依つて支拂はれるにせよ、労働力の價格として支拂はれる限り、これ等のものが一樣に賃銀である事は勿論である。

【賃銀決定の法則】然らば賃銀は何に依つて決定されるであらうか。それは實に労働力の價値を水準として常に當時の社會的事情に依り動搖せしめられてゐるものである。一切の商品の價値が、その生産に要せられる社會的労働の量に依つて決定される以上、労働力の價値も亦その再生産に要する處の社會的労働量に依つて決定されなければならない(『價値論』参照)。然し乍ら、労働力なるものは、勞

働者の肉體から離す事の出來ぬものであり、従つてその生産に必要な労働量も商品の場合に於けるが如く容易には計算され得ないものである。労働力の生産に要する労働量は、兎も角も先づ労働者の肉體から労働力を生み出すに要する量でなければならぬ。然し労働者の肉體は永久無限に労働力を生み出し得るものではない。老衰、老死と云ふ事は、何人にとつても避け得ざるもので、労働者の肉體が労働力を生み出し得るのも、彼等が猶健全である間である。それ故に彼等が労働力を生み得る期間は略一定してゐて、労働者をしてこの期間あらしめる爲めには、それ以外の期間即ち少年、老年時代なる間をも生活せしめなければならぬのである。故に労働力の生産に要する労働量は、労働者とその生活を營み得る生産物に必要な労働量と同一であると言はねばならぬ。彼等が自己の肉體の衰減を補ふ爲めには、子供を生み且つ育て行かなければならぬのである。彼等の普通の生活費は直ちに彼等がその労働力を絶えず生み出して行く爲めに必要なる労働量を表言ひはすものである。斯くの如く、彼等の生活費が直ちに労働力の生産に要する労働量であるとして見

ると、今度はその生活費の程度が甚だ疑問にたるのである。マルクスはこの生活費の程度を、社會上習慣上必要とされる労働階級の一般生活費と言つてゐるが、この程度なるものは處と時に依つて常に異つてゐるものであつて決して一定してゐるものではない。生活費なるものは一定の範圍に於ては常に伸縮自在のものである。一月月五十圓宛の労働者の生活費は四十圓三十圓にも引下げることが出來れば又六十圓七十圓にも引上げる事が出來るのである。それ故に一般的に必要とされてゐる労働階級の生活費なるものは、決して明瞭な數を以て表はす事は出來ない。然し乍ら多くの場合略一定してゐるものであつて長期間に互り一定線以下の賃銀を以つて生活することの出來がたいのは、即ちこの理由に依るのである。賃銀が斯くの如く労働力の價格に基いて決定される事は、文化程度の高い國に於ける賃銀が一般に高く、是に反して文化の低い國の賃銀が一般に低いと言ふ事が證明してゐる。文化程度の高い國民間では、労働階級が一般的に必要とする生活資料が、文化の程度の低い國民に比べて著しく多量だからなのである。歐米の労働者に比べて、日本の労働者の生活費は著しく低廉であり、支那朝鮮の

労働者は日本の労働者よりも更に低廉な費用で生活し得る。従つて賃銀額も略同様の比例を以つて相異してゐるのである。

【賃銀の變動】賃銀はかくの如く労働力の價値を基準とし、他の種々なる關係に形勢されて變動してゐるものであるから、その變動も労働力價値の變動に依つて行はれる場合と、他の事情が變動する事に依つて行はれる場合とがある。

一、労働力の價値變動 労働力の價値の變動は、労働階級の習慣の變化、及び労働生産力の變化に依つて行はれる。労働階級の習慣が變化する事に依つて、労働者の生活資料が一般的に減少する事となれば、即ち労働力の價値は下落する。資本家階級が労働者に對して節儉、禁酒と言ふやうな『美風』を造らしむ可く望んでゐるのは、即ち此が爲めである。然し國民の文化生活が進み、労働階級が更に豊富な生活を送る習慣を有するに至るならば、労働力の價値は著しく増加し、他の事情に變化のない限り賃銀も亦増騰して來なければならぬ。労働生産力が進む事は、労働者の生活資料に要する労働量を多くの場合低下せしむる事となる。一定量の生活資料に含まれる價値が低下する以上、他の關係が同一なる限り

労働力の価値もそれだけ低下しなければならぬからである。

二、一般価格の變動 然し乍ら労働力の価値が變動する事は、直ちに労働の価格の、即ち賃銀の變動とはならぬ場合が多い。實際の取引市場では、他の商品と同様に需要供給の關係等に支配されるので、需要が多く供給が少い場合には賃銀が高騰し、その反對に供給が多く需要の少い時には平時の標準以下に低落して終ふ。是は一切の商品の生産と消費、労働力の需要と供給との間に何等の脈絡も統一もない現在では、常に價格に重大な影響を與へてゐるものである。また一般的商品の價格即ち物價が變動する事も、賃銀の高低と密接な關係を持つものであり(物價と賃銀の關係、參照)、貨幣の價格が變動する事も、亦他のすべての商品價格と一緒に賃銀を變動せしめるのである。これ等の理由の外に、労働階級の賃銀値上げ運動等、労働取引上の關係から賃銀が變動せしめられ得ると言ふ現象も、また吾々の見逃すことの出來ないものである(賃銀闘争、參照)。

【名目賃銀と實質賃銀】 賃銀即ち労働力價格の貨幣額は、假りに變動しないとしてみても、一般物價が變動するならば、貨幣の價格が變動

されてゐるものである。スミス以來シマルツフルダ、クラウス、サートリウス、リューデル等多くの學者が、此説の紹介敷衍に努めてゐたが、何れも何等獨創の見解を持つものではなく單なる祖述者たるに過ぎなかつた。後ち正統學派の殿軍の驍將とも言ふ可き、ジョン・スチュアート・ミルが出でるに及んで、始めて完全な學説たる體系が與へられたのである。ミルの説く處に依れば「凡そ賃銀なるものは労働の需要、即ち人口と資本との比例に依つて決定される。それは或る國の或る時代に於いて、賃銀の支拂ひに當てられる爲めの資本は、あらかじめ一定されてゐるからであつて、この資本額はその國に於ける總資本額の一部を爲すものである。この賃銀に向けられる資本額は、産業の狀態社會の習慣等によつて、時々變動するものであるが、然し或る一定の時間をとつて見れば必ず一定してゐる。それ故に一の労働者が多額の賃銀を得る事があるならば、他の者はそれだけ低廉な賃銀を受けねばならぬ事となる。即ち労働問題を解決するには、賃銀基金を増加するか、或は労働人口を制限するか、この二つの方法に依る外はないのである」と。

【賃銀基金説の誤謬】 これに對して最も早く

する場合にも)賃銀は必ず變動する(物價と賃銀の關係、參照)。同一の賃銀に依つて購ひ得る生活資料の分量は著しく相違して來る。此貨幣名に表はされた賃銀を名目賃銀と言ひ、實際上生活資料を購入し得る賃銀を實質賃銀と言ふ。名目賃銀と實質賃銀とは一致し得ない場合が多い。例へば物價の騰貴が三割なり四割なりの率で行はれてゐる場合に、賃銀の騰貴は一割乃至二割に止るやうな事があれば名目賃銀は高騰しても實質賃銀は却つて低落した事となる。また名目賃銀が以前と同様であるにしても、物價が低落する事となり同一の名目賃銀によつて購入し得る生活資料が多くなれば、實質賃銀はそれだけ、騰貴して來る事になるのである。

賃金奴隷(チンギンドレー)

十八世紀の終り、十九世紀の初期頃から、奴隷若くは半奴隷制度は全く文明諸國に跡を絶つた。労働者は法律上完全な人格を認められ自由契約によつて雇主と労働關係を結ぶに至つた。今や労働者は何處に赴き如何なる雇主に對して、如何なる條件の下に其労働力を賣らうとも、彼れの自由である。以上の樂天的な意見に對して今や次の説が提唱されてゐる。即ち今の労働者は如何にも法律的には奴隷で

ないであらうが、彼れは生産に必要な條件を所有せず、之を所有する資本家に雇はれて、労働賃銀を獲るよりほかに生きる道がない。或る資本家が提供する労働條件が不満足であるとして、そこに労働することを拒むとも、労働者は結局何處かで賃銀を得るのでなければ、餓死する外はない。労働者は常に實力に於て資本家に劣り、飽く迄で自己の意志を伸ばすことは出來ない。結局資本家が欲する所の條件の下に雇はれて、働くより外はないのである。斯かる状態は、云はゞ一生を賃銀の爲めに縛られたるに等しく、之を賃銀奴隷と呼ぶのは、實際に合致したことである。かくて賃銀奴隷なる名稱は、現今の労働者を云ひ表すものとして使用されたるに至つたのである。

賃銀基金説(チンギンキケンセツ)

【概説】 賃銀基金説とは、一定の時一定の國民經濟に於いて賃銀に差し向けられる資本の部分は豫め一定して居つて、一般労働者の賃銀は、總て此基金中より分配せらるゝものであり、賃銀の高低は、此基金の量と労働者の數とに依つて決定されるものであると説く學説で、アダム・スミスの國富論に始まり、多く彼の亞流を汲む正統派經濟學者に依つて主張

攻撃を加へた者はロージであるが、ロドベルトス、ブレンタノ等が反對するに及んで、此説は根柢より破壊された。それ以來、賃銀基金説の信奉者は次第に減少し、現今では殆ど稀であり、正統派經濟學者の中には、スミスは決して此説の提唱者でなかつたと辯護してゐるものさへもある。一定の賃銀基金が前以つて確定されてゐると言ふ事は全く誤謬であつて、労働人口の制限によつて賃銀が引き上げられるとの説は、かかる誤つた前提の生むものである。今日の生産は資本の増殖を最高の目的として行はれてゐるものであつて、營利の目的が達せられ得る見込のある場合にのみ資本は投じられる。その場合に於いて、賃銀に宛てられる資本即ちマルクスの所謂可變資本と、生産機關に用ひられる不變資本との比率が如何に行はれるかと言ふ事は多くの場合一定してゐない。何故ならば生産力の發達一即ち機械の發明、生産組織の改造等が絶えず行はれてゐるからで、資本の組成はその場合々々に應じて、異つて行くからである。

それ故に資本の組成の絶えざる變化が、可變資本額を常に動搖せしめてゐると共に、營利の目的の達せられる機會の多少が、また社會の資本額を決定してゐる。即ち賃銀として支

拂はれてゐる金額は、あらかじめ決定されてゐるのではなくて、その時々の上に二個の理由に左右されてゐるのである。「一定の時」なる言葉は元來甚だ曖昧であるが、これを假りに一瞬間と解釋すれば、労働賃銀の總額が一定してゐる事は明かである。然し此事は何等基金説の實在性を説明することにはならない。此説の説く所は、一定時代の賃銀に向けられる資本は豫め一定してゐるもので、何等の伸縮性もないと言ふ所にある。資本が常に流動し伸縮してゐる以上この説は遂に一顧の價値もないものだと言ふ外はない。

賃銀鐵則(チンギンテツク)

【意義】 労働階級の人員は、マルサスの所謂「輕卒なる習慣」によつて、社會の生活資料が増加する以上に、即ち労働力の購買に用ひられ得る可變資本の増大率以上に膨脹して行く労働の取引市場には、かくて實際上資本家が雇ひ得る以上の労働力提供者が現はれて來るのである。その結果は失業を生み飢餓を生み、それ等のものに基く種々の悲惨と罪惡とを生む事となる。かくの如き状態が繼續すると、結婚の困難營養の不足等の原因が重なり、労働階級の産兒は自然に制限される事となり、その人員は從つて減少するのである。労働人

口の減少が進むに伴って、労働取引の市場では需要、供給の關係が逆轉し、労働力の供給が需要に伴はなくなる結果、労働力の價格、即ち賃銀が著しく昂騰する。賃銀の昂騰するに従つて労働者の生活は一般的に向上し、その場合に於ける社會の可變資本額は、實在する労働者を養ふ以上の餘剰を生ずるので、産兒は増加し人口増殖の勢ひは再び盛になり、労働力の供給が増大する結果、賃銀は再び下落するに至るのである。斯くの如く絶えず循環しつゝ労働階級の消長を支配して行く法則を、賃銀の鐵則と呼ぶ。この名稱は獨逸の社會主義者フェルチナンド・ラッサレが、一八六三年三月ライプチヒ労働團體に與へて、此冷酷なる法則の支配から遁れる事の出来ない労働階級の悲惨な運命を説き、この極端の下から放たれるには、生産組合を組織し總ての労働者を企業家たらしめ、現在の賃銀制度を根柢から驅逐しなければならぬと論じた公開狀の中に、初めて用ひられ、それ以後かゝる法則に對して一般的に用ひられるに至つたのである。尤も賃銀鐵則説の萌芽とも見る可き思想は、十七八世紀頃の英國經濟學者の間にも見る事が出来た。然し乍ら當時に於いては賃銀の鐵則の依て來る資本制生産が完全に行

はれてゐない時代であつたから、この思想が尙獨立の學説と言ひ得るものでなかつた事は勿論である。次いで佛蘭西の經濟學者チユルギー、ネッカー、ケネー等によつて説かれたけれども、これに學説としての組織と統一とが與へられたのは、マルサスを経てリカルドに至つてからである。それ故に賃銀の鐵則と言へば、マルサスの精神を汲んでリカルドが創説するに至つたものと考へられてゐる。【賃銀鐵則説に對する批評】この説に對しては各國學者の間に、種々贅言の論議が取り交はされたが、其賛成者として、辯護者として最も代表的なのは英國のマーシャルである。然し乍ら彼の主として庇護してゐたのは、リカルドの所謂「自然價格」である。労働賃銀の自然價格は、労働者の生活に必要とされる生活資料に依つて決定されると言ふ説についてである。これはリカルドの後、マルクスが嚴密な學理的組織を與へて、労働力の「價值」と稱へた處のもので、マーシャルの辯護はリカルド説の根本的缺陷に對して、何等の庇護をも與へ得なかつた。マルクスを始めとして社會主義者の側から放つた攻撃の矢は、マーシャルの庇護した點とは全く異つた處へ向けられてゐたのである。ラッサレが彼れ一流の

細網な辭句を並べて、此鐵則の冷酷を高唱してゐるので、社會主義の唯一根據は賃銀鐵則にあると思惟してゐる者もあるが、この法則は何等社會主義説の根據となり得るものでない。一八九〇年獨逸ハレーの共産黨大會で、リープクネヒトが賃銀鐵則説の網對に存在し得ない事を刀説したのは、即ちその爲めであつた。【賃銀鐵則説の誤謬】賃銀鐵則説は社會に於ける資本の總額が一定不變のものであり、且つその組成に變化が行はれない事を條件としなければ想像し得られないものである。資本の組成とは、即ち一定資本の内不變資本即ち生産機關と、可變資本即ち労働力價值との比例を言ふので、労働力の價值とは換言すれば賃銀の總額である。かくの如き場合には、賃銀に當てらる可き社會の資本額が一定してゐる限り、或は賃銀鐵則が行はれ得る事があるかも知れないが然し事實上絕對にあり得ないことである。資本制生産の目的が資本の増殖にある限り、資本は次第に増加し蓄積されて行く事は當然の事實である。それと共に、機械の發達、生産組織の改良等が行はれて來るので資本の組成は時と共に變動してゐる故に労働人口がマルサスの所謂「輕率なる習慣」

に依つて増加されるとしても、資本の増殖がそれ以上の速力を以て行はれて行くならば、賃銀は低減する事のない計りでなく却つて増騰して行くのである。また労働人口が、労働階級の窮乏乃至死亡によつて低下するとしても、資本の組成に變化が生じ、可變資本即ち賃銀に當てらる可き社會の資本總額が低下して行くならば、個々の労働力の價格は一向に高騰し得ない事となる。更に産業界に於ける實狀を一瞥するならば、賃銀鐵則説の論據は全く失はれて終ふのである。それは實際上の賃銀の動搖は、賃銀鐵則論者の言ふが如く、甲の時代から乙の時代へと云ふ長い時間の間に動搖するのではなく、常に動搖してゐる事である。甲の時代に於ける賃銀の昂騰は、前の時代に於ける労働階級の窮乏に依つて生じたものでもなければ、又次の時代の労働人口を減少せしめるものでもない。賃銀は労働力の價值(賃銀)参照)を中心に労働力の需要供給の作用を受けて刻々變化してゐるのである。労働力の價值は、労働階級の習慣の變化及び労働生産力の變化するに従つて變動する。即ち労働階級の一般的習慣が變じ、又は労働生産力が進んで、労働階級の標準的生活に要する生活資料に必要な労働量が減少すれ

ば、労働力の價值が低下する。この場合に若し需給關係の變化がないとすれば賃銀は低下するのである。また労働力の需要が供給を超過し、而も労働力の價值に變化がないとすれば、賃銀は自然昂騰せざるを得ない。故に賃銀鐵則説は今日全く顧られぬのである。**賃料(チンリョー)**賃料とは使用財の貸借に對し、借入者が該使用財の使用價值を享受しこれを減少せしめた事に對する報償、並に、貸與それ自身に對する報償として支拂ふものを指す。財には使用財(又は續用財)と消費財(又は處分財)の二者がある。後者は一回の使用に依つて、その使用價值を喪ふものであるが、使用財は一定の期間反覆してその使用價值を享受する事が出来る。しかも使用財は之を使用する間に、使用價值が漸次消失し、遂には全然之を喪失するに至るものである。されば、使用財の貸與を受けた者は、最初借用したものと同量の使用價值を返還しなければならぬ。即ちその財物の損害を報償しなければならぬのである。この損害報償料と財物の貸與に對する報償(即ち利子)との合併したものが賃料である。故に賃料は單なる利子でもなく、又損害報償料のみでもない。財物の貸與に對して支拂はる

るものには、地代利子賃料の三種があるが、前二者には決して損害の報償が含まれてゐないのである(「利子」参照)。**地主(チメシ)**地主には農業地の地主と非農業地の地主とがある。而して農業地の地主は、單に農業地を所有する者を意味する場合と、小作人に對して小作地の所有主を意味する場合とあり、非農業地に於ては、單に土地を所有する者を意味する場合と、借地人に對して土地の所有者を意味する場合とある。外國語では單に土地所有者を意味する地主 Landholder (獨) Landowner (英)、小作人に對する土地所有者を意味する地主 Verpachter (獨) Landlord (英)の區別がある。非農業地の地主、殊に市街地の地主の大小多少及び借地人に對する態度は、都市社會問題に重要な關係を有し、農業地の地主、殊に小作人に對する地主の大小多少及び態度は、農村社會問題に重要な關係を有する。都市の地主に於ては、近年の急速なる都市發展の結果、都市に隣接せる山林田畑の所有者が一瞬にして市街宅地の所有者となれる者あり、又濶大名の邸宅、寺院跡等の大面積を擁有して、周圍の市街の繁昌と共に巨大なる地主となれる者がある。市街が繁華と

たるに伴れて、地價が上り地代が騰貴し、此等の地主は少しも自ら手を動かすことなくして莫大の所得を得る。一種の不勞所得といふを妨げない。市内に於ける大邸宅の所有者が其所有地名義を山林として租税を免れつつある事實は、近年東京に於て問題となつた。歐洲戦争後殊に大都會の人口激増し、住宅の拂底家賃の暴騰を來すや、大邸宅遊地の解放問題が喧しくなつた。土地は元來自然の作れるものにして所有者が作れるものにあらず、高額の地代は都市の繁華といふ社會現象の生み出せるものにして、土地占有者の勤勞の結果生ずるものにあらずといふ見地から、特に市街地固有案を提唱する者も出た。農業地に於ける地主對小作人の關係に至ては一層重大な社會問題を提出する。日本では、徳川時代に於て農業地が農民の間に分割所有され、大名は其領地の支配権を有したが、實際の土地所有は農民に許れてゐた。明治維新に際してそれが名實共に農民の所有に歸したので、外國に於ける如き貴族大地主を生じなかつた。外國では封建社會から近世國家に移る際に、貴族が其領地の大部分を自己の所有としたので、農民が所有すべき土地は少ししか剩されなかつた。革命後の露西亞が、農民の土地私

有といふ、社會主義の原則に矛盾した政策を採らざるを得なかつた原因は、露國の農地の大部分は貴族に占有されて大多數の農民は土地を所有せず、土地を所有せんと欲求が永く強く農民の頭を支配し來つた所にある。土地に對する農民の關係は、工場に對する工業家の關係などと異り、密接不離にして、之を心理的に見れば愛着深く、之を經營勞働の上から見れば土地が唯一の資本であり勞働の對象であり他は之に附隨するに過ぎぬ。耕作地が自己の所有である場合は、耕地に加へられた勞力投資は直ちに自己の收益として歸り來り、他に其利益を分配する必要なく、永久的の改良や設備が貸借關係の解除によつて他人に横奪される憂ひもない、農民が自己の土地を耕すことは、生産を増す上からも土地改良の上からも望ましいのである。土地が如何に農民の間に分配されてゐるかは、かくて重要な社會問題となる。地主の大・中・小は、國により時代によつて、標準を異にせざるを得ぬ。何となれば或國土に於ては十町歩二十町歩をもつてしては生活を維持するだけの農業を営むを得ず、これに反し或國に於ては、二町歩三町歩の田地を以て十分に生計を営み得るからである。日本では農業の經營收入の

状態より見て、五反歩未満を過小地主、五反歩から一町歩を小地主、一町歩から五町歩を中地主、五町歩以上を大地主とすることが出来る。獨逸では二町歩以下を過小地主とし二町歩から五町歩を小地主、五町歩から二十町歩を中地主、二十町歩から百町歩を大地主とし、百町歩以上を一般に過大地主と稱してゐる。過小地主は自己所有の地だけでは生計を維持し得ざるもので、一家の勞働を十分に働かせる餘地なく小作或は他の職業を兼營するものである。小地主は一家の勞働を用ゐて過不足なく収入も亦生活を維持するに足り、一家内の人員が過多でない場合は、小作或は他職業を營むことがない。然し場合によつては一家の生計を維持するだけの収入が得られなくなる。中地主は自家族のみならず雇人を使用し、其大なるものに至つては小作を用ゐる或は主人は直接勞働に従はずして監督のみに當る。大地主に至つては、農經營の監視にさへ人を雇ひ、全部の土地を經營するのは困難であるから、大部分を小作に附する。但しこの區分は、生計費の上から見たものであるから、經濟状態の變化に従つて、多少づゝ變化して行くものと見なければならぬ。

地理學的社會學 (シヤカイガク)

地理學的社會學 (Geographical sociology) は社會地理學或は人類地理學といふも同じである。社會現象殊に社會進歩を、主に氣候、地形、地勢、水利等の地理學的因子によつて説明せんとする學問である。近世の歴史哲學家文化史家、諸學者等の中にも其學問研究上地理學的因子の重要な力を説いたものは多いが、今日の地理學的社會學は主にドゥ・トルゼ、ドラモン等によつて説かれてゐる。彼らの所説は地理學的因子の重要な力を説する點に於て一致してゐるが、その着眼點、問題とせる所もまちまちで、概括することは出来ない。

知識階級 (チシキカイキョウ)

「中間階級運動」を見よ。

地主の取得する土地の收益は、その一部分を國家によつて徴收される。これ即ち地租である。土地より生ずる收益といつても種々あつて、その中でも土地が農業に利用されることによつて人々に與へる利益は、最も重大なるものである。是に次いで直接的なるものは山林として木材を産出するの效用である。この兩者は土地收益の代表的なものであつて、封建時代の終り迄は、それ以外に土地の效用なるものを認められず、従つて君主、封侯は專

ら土地山林に向つて課税したものであつた。然し乍ら現代の資本主義時代に入ると、土地は鑛業、工業、商業等の經營をなす上に必要不可欠からざる效用をなすに至つたのみならず、人口の増殖につれて宅地としても重大なる獨占價値を有するに至つた。従つてこれらの土地は夫々新しき收益を認めらるに至つた故に、國家は宅地、鑛山、工場敷地等、苟くも何らかの效用と、従つて地價とを有する土地に對しては、その所有者から一定の率に従つて租税を徴收することになつたのである。又その徴收の方法に就て見るに、封建時代の方法としては、土地の農産物を實物にて徴收するか、又はその耕作者に勞役を課するか、その何れかであつた。然るにその後貨幣經濟の發達に依つて、現在の國家に於ては他の一切の租税と同様に、貨幣を以て徴收されることになつたのである。税率の點から云つても現在に於ては地方の區別、作の出來不出來によつて變動を來す様なことはなく、一定の原則に従つて規則的に徴收されることになつてゐる。

土地の所有者従つて收益者たるものが、租税の徴收を免れる特別事情は如何といふに、古代に於ては僧侶及び貴族の如きは、文武の公

職に従事する代償として、納税免除の特權を獲てゐたのであるが、近代に至つては斯る特權の廢止さるゝと共に、地租の一般的性質の原理が納税義務の上に擴充さるゝに至つた。尤も道路、學校その他公益を目的とする團體の敷地の如きは、納税義務を免除されることになつて居るが、是に對して公共團體と雖もそれが土地の收益を得てゐる以上地租を支拂はなければならぬと、論ずるものさへ見られるのである。

土地の收益中からその一部分を徴收するといつても、土地の收益を如何様に査定するか、是に對する税率如何等の細目に至つては、時と場合によつて種々の變革を示して居る。耕作地の面積を標準として税額の多少を決定する如きは最も幼稚、原始的のものである。是に近いもので些少の發達を示して居るのは、歐洲の中世に行はれた十分一税の如きものである。これは土地の總收穫を標準として賦課するものであるが、前者と同様唯收穫のみを眼中に置いてそれに要する生産費を顧みないといふ嫌ひがある。其後土地を三四の階級に分つて課税するといふ様な方法も案出されただけ共、餘幾多の缺陷を免れず、結局歐洲十八世紀に至つて、土地の純收益即ち生産費

を控除したる種額に課税するといふ方法が採用され、以て今日に至つて居る。この方法には土地臺帳登録といふことが必要とされる。即ち課税すべき土地の廣さを測量し、収益の性質に依つて宅地・山林・原野・田畑等に分類し、然る上でその収益を標準土地の収益から推算して決定し、之を土地臺帳に記入するといふ方法である。一方各種類の土地には夫々の純収益の程度に従つて、一定の税率が決定されてあるのだから、こゝに各人の支拂ふ税額は比較的公平正確に決定されることとなる次第である。

地租は營業税と並立して、國庫收入の二大財源をなすものである。然し乍ら現代日本の状況に就て云ふと、地租はその重要さに於て遙に營業税にまさつて居る。これは日本の産業が、今の所まだ加工の工業よりも農業を主としてゐる當然の結果である。所が地租は國税として徴收される以外に、附加税として地方官廳及び自治體から徴收される。斯くして土地の所有者、殊に農村地主は可成りの重税を負担することになるのである。近年小作争議の頻發するによつて、地代取得の上に可成りの制約を蒙つてゐる農村地主には、一方この二重の納税が非常な負擔として感じられる次第である。

第である。殊に小中の地主に於ては爲に非常な經營の困難を生ぜしめ、土地を賣却し之を商業資本に換ふるの餘儀なきに至らしめる。斯くて土地兼併の勢は益々助長され、幾多の憂ふ可き弊害を伴ふに至つた。斯る傾向は他に多數の原因があつて、それらの總合結果たるものであるが、地租の二重負擔といふこともその主要なる一原因と考へられる。農村救済の手段として、地租の府縣委譲といふことが、政界に提唱されたことは、斯る事情に基づくものである。但しこの地租委譲といふことは、國家財政の見地よりして輕々に賛同することの出来ぬ政策であるとされる。少くとも地租を以て國家の重要財源としてゐる日本にあつては、之を委譲する前に、それに代る可き相當大きな財源が用意されてあらねばならぬのであるが、營業税の増徴といふことは商工資本家の利害に一致せず、況して間接税の増徴といふことは甚だしく一般消費階級の生活を脅かすものであるとして反對されてゐるのである。

懲役(チヨウエキ)
犯罪者の惡心を懲らしめんが爲めに、一定地域に監禁し種々の工事に使役する刑罰上の一制度であつて、死刑、禁錮、拘留、罰金と區別

される。如何なる時代、如何なる國の社會にも犯罪者の絶えたことなく、之に對する處罰の方法は必ず備はつてゐるのであるが、その中でも懲役の制度は最も有効かつ合理的のものでされてゐる。我國では昔し之を徒刑と稱した。

單に惡心を懲すといふも、その中には二つの意味が含まれてゐる。即ち人が自己に害を加へたるものに對して報復せんとする場合に、社會が代つて、加害者に苦役と監禁とを課するものは第一で、第二は犯罪者を改悛せしめんとして、是に勞働の習慣と靜思反省の機會を與へんとするものである。刑罰の報復的意義は古代に發し社會が文明化するにつれて次第に非とせられ來つたものであつて、現代に於ける懲役の意義は大抵後者によつて代表せられて居る。但し之は理想上の問題として、あつて、懲役の實際的狀態に就て見れば報復思想の猶甚だしきを見る。即ち苦役度を超え監獄の衣食が甚しく粗惡なる、殊に一定の懲役を果したる後も人之を目的に前科者を以てし、惡心猶止まず何時危害を加ふるやも知れずとして警戒する如きはそれである。然し乍ら大體に於て懲役の意味が報復的より教化的に變じつゝあるのは事實であつて、監獄制

の改革、前科者としての特別取扱廢止等のごとが盛に唱道され少しづゝ實現されつゝあるのは、この傾向を語るものである。

徴發令(チヨウハツレイ)
徴發令は明治十五年八月、太政官布告第四三を以て公布され、五十三條より成つてゐる。徴發とは戰時若しくは事變に際し、陸軍或は海軍の全部又は一部を動かすにあたり、所要の物資を人民に賦課して、その所有權又は使用權を徴收又は制限する國家の行爲をいふ。即ち國家命令權の作用により、個人の權利を徴收乃至制限するのであるから、假令これに對して賠償をなすことがあつても、それは契約のごとき私權關係とは性質を異にする者である。徴發は徴發書に依つて行はれるものである。徴發書を發し得る者は、(一)陸海軍大臣、師團長、鎮守府長官、(二)陸軍に於いては特命司令官、軍團長、旅團長、分遣隊長、若しくは演習及び行軍の團長、(三)海軍においては特命司令官、艦隊司令長官、艦隊司令官、分遣隊長、若しくは操縦及び航海の艦隊司令官又は艦長である(徴發令第三條)。そして此徴發書は徴發區(徴發令第三條)として此徴發書の目的物と、その區域とを示す)の府縣知事、郡區町村長又は、停車場長、船

會社の店長に交付することに依つて効力を生ずるのである。大正十二年九月、大正大震災に際して公布された非常徴發令は、憲法第八條に依る緊急勅令であつて、震災救済に必要な食糧、建築材料、衛生材料、運搬具その他の物件乃至勞務を、地方長官の徴發書を以て徴發せるものであつた。そして徴發物件乃至勞務に對する賠償は其地の市場に於ける前三年間の平均價格に依る(平均價格に依り難いものは、評價委員の評定する所に依る)と決定し、非常徴發の命令を拒み又は徴發物件を藏匿した者は三年以下の禁錮又は三千圓以下の罰金に處すべき事を規定されてゐた。

徴兵(チヨウヘイ)
軍事的活動に堪ゆる一般成年男子を強制的に、軍務及びその準備的教育に服せしむる國家の制度である。封建時代に於ては兵事にたづさはるものは武士階級に限らるゝが故に徴兵制度は存在せず、又英米等非軍國主義の諸國に於ては自由募兵制度を採り、職業的軍人のみを養ふが故に、これ亦徴兵制度は存在しない。戰前の獨逸は徴兵制度の最初に而も完全に發達せる國であつて、日本は是に倣つて同制度を採用し、現在では佛國と並んで、最も完備せる徴兵制度を有する國とされて居る。

その社會的効果は大多數の國民に奉仕の精神を以て軍事教育を施すが故に、國民思想の上に軍國的精神を旺ならしめる。募兵制度の職業的利己的なる思想を生むに對比せられる。但し活動力最も旺盛なる國民をして一定の期間産業的活動より離れしむるが故に、國民の經濟的利福に對して少なからざる障礙を齎らすこと云ふ迄もない。

徴兵保險(チヨウヘイホケン)
徴兵保險は兵役保險とも稱し、年少の男子を被保險人とし、彼が他日兵役に服した時、豫定の金額を支拂ふ契約をなすものである。日本を初め多くの國には徴兵の制度があつて、男子成年に達すれば皆徴兵に應ずるの義務を有し、徴兵検査に合格して入營したる場合、二三年の間は生業を失はねばならぬ。彼が一家の生計を支へるのに重要な役目にあつてもる場合は勿論、比較的富裕な家庭にあつても其爲めに損害を蒙る。この損害を擔保すべく生じたのが、徴兵保險である。徴兵保險が現在の形態で現はれたのは一八七八年獨逸ハソパーの『獨逸徴兵保險會社』が成立したのを嚆矢とする。而してこれより先き、類似の事業は久しく佛國に行はれてゐた。佛國ではル

イ十四世以來徴兵に召集せられる壯丁は、相當の代人を差出す時は服役を免れ得との規定を定めたので、商人のうちに代人引受業者を生じた。一八六一年に至り代人制度は改められて、徴兵を免れんとする者より代償金を徴収することとなつたので、代人引受會社は變つて代償金を支拂ふ會社となり、漸く現時の徴兵保險會社に接近した。而して前記の獨逸會社に次いで佛國其他に續々同様の事業が起り、日本には明治三十一年に徴兵保險株式會社が創立された。日本では保險金は百圓以上三千圓以下と制限されてゐる。それは此保險の性質上、保險金を支拂はねばならぬ場合の豫想が困難な爲め、大口の契約をするのが不安であるのと、此保險を利用するものが、比較的富裕ならぬ人々に多いからである。猶ほ瑞西には社會的徴兵保險とも稱すべきものが行はれてゐる。それは現役中にある軍人が疾病負傷に陥りたる時、無料で醫療を加へ、瘳疾となつた時は一定期間又は終身の手當を給し、死亡したる時は遺族に對し扶助料を與へる制度で、保險料は全部聯邦の負擔としてゐる。

直接行動(チヨクセツコードー)
サンチカリストの主張に據れば、労働者が自

己の利益を追求する方法としては、「議會政策や選挙運動の如き間接的行動によらずして、直接の行動による」事を必要とする。労働者相互間から、代表者を選ぶにしても乃至他の階級中の同情者を以て自己の代表者と認むるにしても、これらの被委任者を議會に送つて以て自己の利益が國法の擁護を受けることを期待するといふことは、一方労働者の集團的行動意志を沮喪せしむる怖れあり、加之議會に於ける代表者は自己の名譽心と利己心とに驅られ勢ひ妥協的行動に出ること多く、偶々彼ら代表者の斯る不純なる實態が労働者の心理に反映し後者の團結と戰鬥力を分解するのみにて、積極的現實的の利益が實現せられる望み甚だ少なしとされる。サンチカリストの目には、要するに議會は現代の權力階級たる資産階級が金力と武力とを以て圍みめぐらせる公衆欺瞞の遊戯壇場と映るのである。抑々吾人の生活目的は窮極に於て經濟的のものであつて、この經濟的目的を追求する上に政治的手段を採ることは、合法といひ委託といふが如き既成觀念に囿ひせられて無用の迂迴を爲すものである。只吾人は一刻も早く斯る懷疑的、屈從的態度を棄て去つて、直接目的に没入し行動に醉ふことを必要とする、

されるのである。斯くて所謂合法的手段を棄て去つたサンチカリストの行動は、勢ひ多數労働者の有する物理力を團體的に行使する外はない。即ち彼らが自己の労働條件を改善せんと欲して、而も資本家之を容れざる時は同盟罷工(その最も有効なるものとして總同盟罷工)、怠業等の擧に出でる、資本の運轉を停止せしむる目的を以て有形無形の壓迫に堪へ、故意に労働を中止するといふ意味に於て、それは明に一種の積極的行動であるが、工場を破壊し官憲と衝突する等の、所謂積極的行動に出づる場合に對して、前者を消極的行動と稱するのである。

直接行動なる言葉の本來の意義は、以上の如きサンチカリズムの理論を意識して行はるる労働團體の同盟罷工、怠業、ボイコット、暴動等を指すのである。但し現在に於ては、この言葉はヨリ廣義に使用さるゝこと少なからず、現在の社會組織を改廢せんとする、産無主義、無政府主義等の秘密結社が自己の目的を貫徹せんとして暗殺、破壊等の非合法手段に訴ふる場合、農民及び都市の群衆が一時的に適用されるのである。

サンチカリズムの團體たる佛蘭西のC.G.Tの中の革命派の歴史は、大體に於て直接行動の歴史と見ることが出来る。即ちこの労働組合は總同盟罷工を以て主要なる運動標的とするものであつて、政治的手段を避けて旺に罷工を遂行して來たのである。殊に近年この組合が政府の下級官吏を味方に引き入るゝに及んで、その運動は益々險悪性を増し來り、一九〇九年の春に起した大運動の如きはその性質極めて重大であつた。即ち當時巴里の食料供給は將に杜絶せんとし、巴里の外部との通信交通は、殆んど完全に切斷されたと云はれてゐる。續いて翌一九一〇年の鐵道従業員の大同盟罷工は國家の存在に對して恐る可き危険を暗示したのであつた。佛國に次いで暴動的性質の労働争議が行はれるのは、伊太利である。労働運動の穩健著實を誇る英國に於ても歐洲大戦前に行はれた鐵道大同盟罷工の如きは明にサンチカリズムの影響を立證するものがあつた。我國の友愛會の如き歐洲大戦後、労働運動勃興の氣運に乗じて、非議會主義の精神を以て各種の労働争議を指導し來つたのであるが、最近普通選實施の機漸く熟するに及んで、直接行動を放棄して政治的色彩を濃厚にして來た。然し乍ら斯る労働運動の議

會主義化は獨り我國丈けの傾向でなく、歐洲大戦を轉機として各國の政府が國內統一に意を注いだ結果、労働者の直接行動は極度に鎮壓せられ、佛國のC.G.Tの如き明に革命的性質を喪失して仕舞つた。一方露國獨逸等に於いて労働者が政權に参加したことは政治的行動の効果を暗示し、労働黨の勃興を叫び、最近に至つては英國労働黨の内閣組織といふが如き極端なる現象を生ぜしめたのである。

直接税 チヨクセツゼイ

直接税は間接税に對照される租税徵收上の形式である。今若し甲の納税者があつて、形の上では直接に租税を納附することになつてゐるが、この税金に相當する金額が更に彼の手によつて、納税金を填充するといふ以外には何らの理由なく、乙から徵收されるものだとする。事實上、この租税は、乙が甲を通して間接に納附することになるのである。これを財政學の術語では納税の轉嫁と稱するのであるが、斯る轉嫁が行はれないで、納税者が同時に擔税者である場合には、斯る形式に依つて納附される租税を、前者の**間接税**と稱せられるに對して、**直接税**と稱するのである。但し嚴密に云へば、この區別は便宜上のもの

であつて、或一人の負擔する直接税が何らかの形で他に轉嫁されてゐないかといふことは、絶対に保證するといふ譯に行かぬのである。例へば直接税の典型的なるものと稱せられる地租の如きものが、全部或は一部分地代の不當釣上として借地人の負擔に轉嫁されてゐるといふ現象は、世間往々にして見る所である。

直接税の部類に屬するものとして先づ異議のないものは、地租、所得税、營業税である。これらの税は收益に課せられる税、即ち收益の一部を當然の義務として徵收するものであるから、之れを生産費の一部と見做して更に第三者から支拂を要求するといふことは、表面上許されて居らぬ譯である。これら以外のもの、通行税、相続税、取引所税、營業税、登録税の如きものは普通直接税として取扱はれるのであるが、官制上の便宜に應じて間接税と見做されることもないではない。

鑄貨(チユーカ)

鑄貨とは重量と純分とが刻印によつて證明せられたる金屬片である。古來諸國に於て貨幣として使用せられた物品は種々あり、穀物・貝殻・毛皮・家畜・布・眞珠などはその重なるものであつた。併し金屬はその特性が貨幣に最も

適する所から、遂に他の物品を驅逐して今日の文明國に於ける唯一の貨幣となつた。金屬貨幣使用の起原は甚だ古い、初めは使用財殊に裝飾品の形をとり、漸次環狀・棒狀・楔狀・延板狀等をとるに至り、金は粉狀又は粒狀に於て使用された。是等の貨幣を受授するにはその品質を調べ、重量を量る必要があつた。この手数をよく爲めに、金屬をして一定の重量及び純分を有せしめ、刻印を施してこれを證明し、通用せしめんとするに至つた。鑄造貨幣は斯くして生じたが、其起りは紀元前七世紀東洋と希臘の境なる小亞細亞であるといふ。鑄造貨幣は初め鑄造の一面にのみ刻印を施したが、其裏面を削取られるのを防ぐために兩面に刻印する様になり、遂に全然不正行爲が出来ないやうに縁に凸凹を附するに至つた。而して初めは鑄型で製造されたが、今日では鑄型を用ひず金屬板を打抜いて造る。西洋では、鑄貨は中世に諸侯及び都市で製造されたが、近世には政府監督の下に私人をして鑄造せしめ、近時に至つて國家が貨幣鑄造權を握り、政府の工廠に於て製造するのが通例である。日本では徳川時代に於て、特定の役人に請負はせて金銀貨を鑄造せしめたが(『金坐』參照)、維新後政府の直營となつた。各國

には各々鑄貨に關する法規が存し、數目及び品位が定められてゐる(『貨幣』『貨幣制度』各國別參照)。
中間階級(チューカンカイキョー)
 『中間階級運動』を見よ。

中間階級運動(チューカンカイキョー)
 中間階級とは、經濟的地位がブルジョア及びプロレタリアの中間に位置する人々の總稱である。中間階級の解釋については、學者に依つて種々なる相違があるが、大體において知識階級及び手工業者、小商人などが此の階級に屬するものとされてゐる。知識階級は普通教育以上の教育を與へられ、純粹の筋肉労働をなさず、大なり小なり精神的労働に従ふものとして理解される。即ち獨立自由職業者、月給取等がそれであるとされる。中間階級はしかし、嚴密なる意味の社會階級を構成するものでない。社會階級は經濟的乃至政治的優劣の相對立する社會群を意味するが(『階級』參照)、中間階級は他の階級と對立するものでない。經濟的優劣の相對立するものは、資本家階級と労働階級とであるが、中間階級の構成分子と目せられるものの中、手工業者及び小商人は資本家階級に屬し、月給取は労働階級に屬すべきものである(『資本家階級』『労働階級』參照)。

級(參照)。労働階級は筋肉労働者に限らず精神的労働力を提供して主要生活費を獲得するものをも包含し、資本家階級は純然たる資本所得のみにて生活し得ずとも、資本所得及び他より搾取される事なき自己の労働所得を以つて生活するものをも包含し得るからである。また獨立自由職業者は、資本家階級及び労働階級の何れにも屬せず、全然社會階級の國外に立てるものが多い。知識階級と云ふが如きものも社會階級を構成するものでない。知識的優劣は各階級間に錯綜し衝突しつゝあるもので社會階級構成の基因となり得ないからである。故に中間階級及び知識階級なる言葉は、漠然たる觀念を表す通俗的用語に過ぎない。

中間階級運動とは、事務員組合、教員組合等の如きものの待遇改善運動、手工業者、小商人等の自衛運動等に冠せらるゝ言葉である。然し乍ら事務員、教員等の運動は労働運動の一種として理解されるべきものであり、小企業者の運動は嚴密なる階級運動と目し得ない。中間階級と稱せらるゝこれ等の社會群の間には、階級的一致もなく、従つて中間階級運動と稱せらるゝものも、事實において甚だ微細である。たゞ中間階級を所得の中位に位置する

社會群、又は小中生産業者等として理解する場合には、租税問題等に關し、または大生産業者に對する自衛として起る團體的運動などを中間階級運動と呼ぶことが出来るやう。

中央集權(チューオーシユケン)
 政治的機能、その中でも殊に行政的機能を、單一の權力の下に集中し、行使することを云ふ。此言葉が重大な意義を帯びて來たのは、封建時代から現在の産業の大國家時代に移らうとする時であつた。乃ち一國の政治的權力が小さな單位に分割されて各地方に散在してゐるものが、相併合するか、或一箇の權力に吸収されるかして、共通な主權の下に統一されるといふ傾向が存在し希求された場合、中央集權といふ言葉が政治上の標語として出現したのである。しかし一國民の範圍に於ける此集中の過程は、現在では如何なる文明國に於ても殆んど完全に達成されてゐるが故に、此言葉の現在に於て持つてゐる意義は行政上の機能を何の程度迄地方政廳に委任することが便宜であるかといふ行政政策上の問題と、斯る權力集中が經濟生活上に如何様の影響を與へるかといふ經濟的効果の問題とに關してゐるのである。

部に存する富及び經濟的機能の上に、至大の影響を與へてゐることは明白の事實である。この點に關して從來多くの經濟學者達は、個人の經濟的活動を拘束する政治的機能及び機關が、如何なる程度に迄制限されるかが適當であるかといふことを論じてゐる。

經濟的活動の自由無拘束なることを以て産業發達の唯一條件であると考へる自由主義的經濟學者は、中央政府の活動に極度の責任を附加する必要上議會の權限を大ならしめることを主張してゐる一方に、地方政府の行政權を擴張することを通して中央權力の活動範圍を縮小しようとする要求してゐる。現代に於て意義を持つ地方分權論は、多く經濟的自由主義から發してゐるのである。例へばミルの如きは其經濟原論に於て、數名の大位が一切國務の總括を要求してゐる歐洲大陸の集權國家に於ける經濟上の弊害を指摘して、政治的資本家の專制と産業の固定とがその必然の結果であると論じ、その救済策として地方分權を主張して居る。是に反して社會主義的經濟學者は資本の活動を自然的競争の状態に放棄することを以て、恐慌と失業とのよつて來る所以となし、寧ろ強大なる中央の政治的權力を利用してこの弊害を矯むることの策を得たる所以

を力説してゐる。殊に彼等の見る所によれば各種の産業部門に於ける多數の資本は一箇の強大なる資本に併呑される自然的傾向を有するものなるが故に、この集中された資本を國家權力によつて統制し、各種の企業を官廳の組織的經營たらしめんことを要求してゐるのである。斯くして中央政府の機能の増大と權力の尊嚴化とは、彼等にとつては一面經濟生活の合理化にとつて必須缺く可からざる理想たると共に、また資本集中の自然的結果であるとされるのである。

仲裁裁判制(チューサイサイバンセー)
 【概説】労働争議調停の爲めの制度であつて、廣義に解した場合の仲裁和解制度と、その強制的形態たる狹義の仲裁裁判制度とを含む。一八六九年、英國北部地方の製鐵工場に於て、各部門の労働者が集つて自己の代表委員を選出し、是に労働條件決定の權限を與へて雇主と相協議せしめたことがあつたが、その後この協議方法の便宜が認められて一般に採用されるに至つた所から、『労働和解法案』が一八六七年の議會を通過し、各地に和解局なるものが設けらるゝこととなつた。その後一八七二年に、これらの和解局を統一し、勞資の協調を一層徹底させる必要から、仲裁裁

判所設立法案なるものが實現されたのである。仲裁々判所は首府にあつて、勞働の集合契約に關する一切の争議を裁判し、個々の勞働契約の内容に關する仲裁をも行ふ者であり和解局は地方地方に設けられ、勞働争議の和解に努めるものである。和解局は其の争議に法律上解釋上の疑義ある場合に、これを仲裁々判所に移すこととなつて居り、特別和解局は争議の兩當事者のみに依つて、合意的に造られることとなつて居る。ニュージールランドに於ては、一度び争議が仲裁々判所又は和解局に提起されれば以上、工場閉鎖、同盟罷工等の手段に出づる者を罰することとなつて居り、國家は争議に對して強制的に仲裁、和解を爲さしめる事が出来るのである。

【効果】 ニュージールランドの仲裁和解制度は、最も急進的であり、強制的である爲め、其効果も亦著しく大なるものがある。即ちニュージールランドが『同盟罷工の無い國』と呼ばれてゐるのは、其の爲めである。英國に於いては、その制度が強制的のものでない爲め、和解や居中調停、仲裁等によつて争議が和解されることは極めて僅かであり、多くは兩當事者の商議によつて解決されてゐる。英國以外の諸國に於いても、和解及び仲裁によつて争議が

圓滿に解決されることは比較的少く、その効果は至つて乏しいやうである。

中産階級(チューサンカイキユー)

「中間階級」を見よ。

中産階級運動(チューサンカイ)

「中間階級運動」を見よ。

中世ギルド(チューサー)

【意義】 ギルド(Guild)を語義的に説明すれば、『共同飲食のための寄合』の意味であつて、これが轉じて『共同生活の集團』に用ゐられたものである。このギルドなる言葉が、經濟史上に於ける一種の社會單位を指すやうになつたのは、英國に在つては十世紀頃、獨逸にあつては十二世紀頃、元來ギルドなる言葉の語系は、チューソン語系に屬するものであつて、従つてラテン系の諸國に於ては用ゐられてゐなかつたものである。佛、伊等の諸國にもこれに類すべき社會單位は存在したけれども、これに對してギルドなる名稱は遂に用ゐられなかつた。ギルド組織は決して、チューソン民族特有のものではなかつたが、最も隆昌を見たのは、その諸國であつた。而してギルドが最も發展したのは、中世紀の事に屬してゐるので、今日のギルド社會主義といふが如き、ギルドの新しい概念に對して

これを區別するため、普通『中世ギルド』と呼んでゐるのである。

【起源】 ギルド組織はこれを歴史的に通貫するに、血族團體が崩壊して地域團體が起つたその中間の時期を領有するものであつた。その意味に於て、ギルドの性質は一面に血族團體の特色と、他面に、地域團體の特色とを併有してゐる。蓋し經濟事情の發達に伴ひ、職業に差別が生じ、また住居地域を隔つるに従ひ、在來の血族團體が各自の利害關係によつて分裂し、却つて地域を等しうする者が、一團を形成するにいたるものである。ギルドは未だその新團體が形成せざる過渡時代に生じたる、準血族的他人間の連鎖と見做して差支へはない。血族團體が經濟單位として、又社會團體として、生活と生業を保持する力を失へる時、獨逸に於ては『シュツツ・ギルド』『フリデンス・ギルド』英國に於ては『フリッス・ギルド』が起つて、稍堅固なる社會團體を結ぶに至つた。この意味に於て、ギルドの發生を内容的に觀察すれば、宗教、道徳、私法及政治上の目的を有してゐたものである。後世に於てギルドが發達して宗教的ギルドと非宗教的ギルドとに分れ、非宗教的ギルドが平和ギルドと經濟ギルドの二派に分裂したけれど

も、それは各固のギルドに就ての特色であつて、その性質に於ては、各のギルドは共通の特色を有してゐる。然らばギルドは何世紀頃に現はれたかといへば、英國に在つては八世紀頃すでに存在してゐたといはれてゐる。然しギルドが盛んになつたのはノルマン征服の後、國內の平和が確立されてからである。それは兎に角として、ギルドなる文字が十世紀頃の文書に散見してゐる所を見れば、當時に於ては、確かに存在してゐたものと見て好い。獨逸に於て明らかにギルドが發したののは十八世紀の事であつて、主として工業ギルドであつた。而して英國に在つても、獨逸に在つても、ギルドが明らかに現はれたのは都市に限るもので、村邑のギルドはこれに後れてゐる。斯くの如く、ギルドはその始め、多くは宗教的、道徳的な目的を有して生じたものであるけれども、漸やく十二世紀に入るに及び、英獨兩國共に却つて非宗教的ギルドが盛んになつた。この意味に於て起つたものが『商人ギルド』及び『工業ギルド』である。斯くしてギルドは經濟史上に重要な位置を有するやうになつたのである。

【商人ギルド】 商人ギルド (merchant guild) は中世時代に普ねく存在してゐたもので、ハ

ンス又はハンザとも稱してゐた。これは元來通商の特權を共有する一種の同業組合であつて、ギルドの營む商業はことを獨占事業となし、組合員以外には營業を許さぬ事としてゐた。またギルドの他の主要眼目は他の都市との通商にあつた。ギルドに加盟する者は、相當の加盟金を納入して加はり、ギルドは又その組合員に對して、營業警察及び營業司法の權能を有し、組合員の非違に對しては權威を以て君臨してゐた。而してギルドが組合規約等を制定するに當つては、モロースピーチと稱する會合が定期的の開かれ、これによつて諸種の相談が決せられてゐた。尙ほギルドの組織に關して一言するならば、アルダーマンと稱する最高責任管理者があつて、その下にワーデン、エチエキン、スチュワード等の事務員が置かれてゐる。アルダーマンを補佐する機關としては評議會といふものがあつて、これは十二人乃至二十四人より成り、直接アルダーマン自身が議長の椅子に當る事となつてゐた。この點は商人ギルドたると工業ギルドたるとに大差はなかつた。たゞ商人ギルドの特質として注意すべきは、當時の商業なるものが、一般に農産物、畜産品の賣買に限られてゐたので、土地所有者が生産物の餘剰を

賣出すといふ程度に過ぎず、商人は農業を兼ねたもので、今日意味する商業とは、大分その趣が異つてゐたことである。今日の大商業に屬する範圍は寧ろ工業ギルドに屬すべき領域であつて、自家の生産物に加工して賣出す織物の如きは、この意味に於て工業ギルドと屢々衝突せざるを得なかつた。蓋し、當時に於ては、各ギルドが國土の特許を得て販賣權の獨占を争つてゐたからであつた。斯くの如く、ギルドがその掌中に特權を收め、且つ組合員に對して、峻嚴なる取締を勵行してゐた事は、即ちギルド員の共同利益を目的としたものであつて、品質の良好、取引の正直を期する上には、極めて自治的な訓練が行はれてゐたと共に、またこの非違者を取締るにも周到な用意が規定されて居たものである。ギルドは斯くの如き種々の特權を有してゐるが故に、ギルドに加盟するためには漸次一種の權利がついて來て、何人もこれが一員となるといふ譯には行かなくなつて來た。わが文字でいへば一種の『株』であつて、この株は世襲的なものとなり、且つ新にその株を得んとすれば、莫大な金を必要とするやうになつたのである。以上は單に英國のそれであるが、獨逸に於ても商人ギルドは發達し、中にもゲッ

ンド・シユナイダーと稱する織物商人のギルドが非常なる勢力を占め、後在英國との貿易が行はれるやうになつた時は、率先してその衝に當つたものである。わが經濟史にあつては『坐』と稱したものは、恰もこの商人ギルドに該當すべきものである。

【手工業ギルド】工業ギルド (craft guild) は商人ギルドに後るゝ事、約百年にして出でたものである。このクラフトなる言葉は元來刀の謂であつて、それが轉じて技術、熟練等の意味を生じたものである。これによつて理解し得る如く、クラフトギルドは手工業ギルドといふよりも、日本語的にいへば職人組合の義である。クラフトギルドの發生に就ては、自由公民たる職人の團體として起つたとすものと、諸侯の領内に於ける奴隷民の間に起つたとすものとの兩様なる見解があるが、今日一般的に信じられて居る學説は、前者である。たゞ然し當時の奴隷民の間にも、このクラフトギルドの起原とも見るべき、略々同様の組織があつたことは認められてゐる。假りにその起原が奴隷民の間に發したものと見做しても、クラフトギルドが發達した十三世紀の時代に及んでは、その組合員として奴隷は加へられてゐなかつた事はいふ迄もない。然

らばこのクラフトギルドはマーチアントギルドと無關係に發達したものであるかといへば、それも幾多の議論はあれど、多くの場合前者が寧ろ後者に對抗する必要として生じたものであつた。斯くして中世ギルドに於ける代表的なクラフトギルドは發展して來たのである。併てクラフトギルドは如何なる組織より成るかといふに、大體の組織は商ハギルドと大差はない。職業上の利益を維持するため職業警察及職業司法の組織を設けこの兩様の職務を果たすべく諸般の制度も設けられてゐる。而してこの組合結社の中心となるものは『ギルド會合』であつて、一定の時期を定めて組合全員を招集し、役員選定を始め重要事項を議定した。同職の監督、及び反則者の檢斷に任ずるワーズン、ベリーフ等の役員も任命も、このギルド會合に於てせられた。十四世紀頃からアップレンチスシップ(徒弟制度)が大いに發達し、組合員たる『親方』になるためには、一度は必ず徒弟たる事を必要とせられた。その期間は、英國が七年、獨逸が二年乃至四年、佛蘭西が一年乃至四年であつた。この年期の徒弟生活を勤め上げた上で、一種の『旅務』の時期があつて、諸方を遍歴して腕を磨き、その年限が終つた後、工業上

の卒業製作といふものを拵へた。これを稱してマスター・ピース (Masterpiece) と呼んだのである。今日英語でいふマスター・ピース(傑作)なる言葉は、マスター(親方)になるためのピース(製作品)に發したものである。更にまた Master of arts なる學位の語源の如きも、等しく此時代に胚胎したものであつて、學問上の年期を勤め上げた親方といふ意味である。それは兎に角として諸都市を彷徨して來た彼等がこの卒業製作を認められて、始めて親方となる資格が附與される。而してこの資格が附與されたからとて、直ちに親方の一人としてギルドに加盟出來るのではなく、それが爲めには莫大な金子が必要だし、その上また相當の時間も必要なのである。この親方の資格を有しながら、尙ほ親方となり得ない者を稱してジャーネーメン (Journeyman) といふ。十四世紀以前に於ては、徒弟より直ちに親方になり得たけれども、十四世紀及びその後の時代に於ては、此點に特別嚴重な規則が勵行された。これはいふまでもなく、ギルド員が自己の地位を獨占せんとして突出したもので、成るべく少數の手に於て、ヨリ多くの収益を獲んとした結果である。故に徒弟に關しては何等の制限を設けず(制限を設けたのは十六

紀以後)、ただ親方となる爲に複雑な躰験を與へたのである。これを要するにクラフトギルドは、同職相互の目的の下に起つたものであつたが、漸次獨立的なものとなるに従つてその實を失ひ、後には少數の特權者のみにその利益を壟斷されるやうになつた。雖て自由工業の時代となるに及んで、遂に瓦解するに至つたのは當然の運命であつた。尙ほ商人ギルドたると手工業ギルドたるを問はず、その職業的特色によつて斯く分派したのであつたが、一種の社交機關としての實は、他の幾多のギルドと同様に備へてゐたのである。(『マニユファクチュア』『家内工業』『五人組(参照)』)

中世手工業組合 (ギョークミヤイ)

【中世ギルド】を見よ。

抽象 (テューショー)

思惟が對象を分析して其要素に還元するに際して、各對象に存在する類似の要素を同一と見て之れを一となし、以て其等の各對象を總括して置くことを概念と云ひ、その概念を作る働きを抽象 (abstraction) と云ふのである。例へば甲を分析してイ・ロ・ホ・ニなる要素を得、乙を分析してイ・ロ・ホ・ヘを得、丙を分析してイ・ロ・ト・チを得た場合には、イとロとは甲乙丙に共通である。共通のものが嚴密には

同一物ではないにしても我々の思惟は之を同一と見て、イ・ロを取つて思惟の上に甲・乙・丙を代表させる。即ちイ・ロは一の概念である。この場合に思惟はイとロとを他の要素中より引き出して概念を作つたものであつて、之を抽象と云ふのである。抽象の反面には必ず捨て去られたものが存する。この捨て去られた要素、即ち前記のハ・ニ・ホ・ヘ・ト・チ等に就て云へば、これを捨象と稱するのである。洋語にてはもとの abstraction 一語があるのみであるが、英語では慣例上主として抽象即ち共通の點を抜き出す方にのみ使用し、獨逸語では主として捨象即ち捨て去る方の意味に使用される。凡そ概念を作るに我々は抽象に據る場合と、捨象に據る場合とがある。例へば日常手近かな經濟的事物に就て有する概念は、多くは相互を比較することによつて抽象的に作られ、神、平等、絶對、宇宙、靈魂等の概念は捨象によつて作られる。何となれば是等の概念は比較對象して得ることが出來ず、差別點を捨象することによつてのみ得られるからである。

中等教員 (チュートリーキョーイン)

中等教員とは公私立の中學校、高等女學校、師範學校の教師に對し、其有資格者(教諭、助教諭又は訓導)たるを、無資格者(教諭心得、助教諭心得、教授囑許等)たるを問はず、これを總稱して呼んだものである。その有資格者とは一學課以上に對して中等教員たるの免狀所有者であつて、無資格者とはこれを有せざるものである。大正八年三月の調査によれば全國の中等教員總數は一三・八三八人に及んでゐる。内譯、有資格男教員五・五三七人、無資格男教員二・一七六人、有資格女教員一・七五二人、無資格女教員九三〇人となつてゐる。中等教員たる意味を更に廣義に解した公私立實業學校の教師は、總計五・八二八人で、この内女教員は僅かに一四人を數ふるに過ぎない。

D

大地主(ダイチヌシ)

大地主とはその所有地廣大にして、自ら直接耕作に従事せざるのみならず、寧ろ數多の助手を置いて、その指揮監督を輔佐せしむるものを謂ふ。我國情よりすれば五町歩以上の所有者は、この大地主の中に數ふる事が出来やう。獨逸に於ては更に大地主の上に過大地主なるものを認め、百町歩以上の所有者はこれに充てゝある。わが國に於ては、二十町歩以上の所有者はこれに該當するものと見て好い(「地主」参照)。斯の如く大地主は經濟的に、實力、權力、智力も優秀なものであつて、その經營に關しては、學理を應用した合理的な經濟法を行ひ、新式の農業機械を購入し、優良なる種畜を輸入し、農經濟をして組織的なものたらしめるものである。然しその反面には大地主の土地兼併により、幾多の悲惨なる事象は醸され、中等農にして土地を失ふものが増し、茲に地主對小作人の社會的問題を惹起する事になる。殊に大地主は多く不在經濟

をなすにより、それによつて生ずる禍害も殊少なものではない。近世愛蘭に發生したる事件の如き、また日本に現在頻發しつつある小作人争議の如きはかゝる現象によつて招かれたものと解釋して好い。然らばこの地主對小作人の關係を如何にして圓滑ならしむべきかといへば、國家の保護干渉は元より、地主が直接に小作人保護の施設を致すべきである。即ち地主協會を組織して小作料及び小作契約等の一致を計り、小作農の改良獎勵に協力的手段を講じ、或は小作米品評會、稻作立毛品評會等を開いて優良者を賞典し、或は懇談會を催して談合する等の事業をなすべきである。その他地主が率先して信用組合購買組合等を組織し、小作人の經濟状態を改良する事を始めとして、食料米の貸與、養老、育兒、火災保險等幾多の救急手段を敷へられる。

大英國礦夫聯合會(ダイエーコク)

英國の大なる地方聯合會は何れも發達して自治的に活動して居るが、各委員を選出してこれが中央執行委員會を作る。そして中央集權制の下に活動して居る。委員會は加入組合から最も民主的に選舉された有給役員を以て組織し、個々の加入組合の内部的方針には干渉しないが、一般目的に就ては中央集權的に活動し、地方聯合會も此命令によく服従する。聯合會の活動は主として政治運動であるが、その目的は労働者が代議士となり又は有産階級の仲間入りをするに云ふことではない。從來における聯合會の功績は労働階級に不利な法律を打破して有利な法律を作らせた事である。礦業法の大改正、八時間労働法、最低賃銀法等皆それである。右の中特に注意すべきは最低賃銀法に就てである。最低賃銀法は今より約十年前に制定されたのであるが、大英國礦夫聯合會は其數年前から之を實行政策として掲げて來た。然るに、協議不調の結果、同會は斷然同盟罷業を全國に命令し、莫大の基金と時日を費して大ストライキをやつた。其のため政府は資本家の反對に拘らず、最低賃銀法を發表してしまつたのである。同法によれば最低賃銀額は礦主及礦夫の協議會の決定する所となつて居る。此法律の制定に

依り礦夫の賃銀は一ヶ年に約千五百萬圓増加したと云ふ。

由來労働組合は基礎が固まつて來ると保守主義になり勝である。然るに大英國礦夫聯合會は常に新原則を發見して突進して行くのである。今日同會が根本主義として奉じつゝあるものは炭坑の國有で、炭坑の所有を國家に托し管理を労働者が握らうとするのである。大正九年の炭坑國有問題委員會の席上に於ても、政府、礦山主、礦夫の代表者中、礦夫の見解の堂々たるに反し、礦山主は常に其の言變味で嘲笑の的となつたと傳へられる。炭坑の國有は即ち資本主義の一角が崩壊する事を意味する。礦夫出身の會長スマイリーは英國のレニンの名を有する男であつて、其熱烈素朴な信條は百萬の會員の意思感情を代表すると言はれてゐる。

大逆事件(ダイギャクジケン)

平民新聞の發行停止(明治三十七年)赤旗事件(明治四十一年)等の後に爲された官憲の一層の壓迫の下に、猶ほ幸徳傳次郎(秋水)等は密に無政府主義思想の宣傳に努め、或はクロボトキン等の著書翻譯出版に、或は言論に因りてその主義を主張しつつあつたが、是より先き明治四十一年二月には幸徳外二十五名が發

企人となつて日本社會黨大會を東京神田の錦輝館に於て開催し、公然現代社會組織の變革の爲めに直接行動を執るべきことを決議して以來、行動に於ても漸次過激に赴きつゝあつたので官憲の之に對する壓迫も甚しいものであつた。明治四十三年六月に幸徳等一味の陰謀が長野縣明科に於て發覺したと世に稱せられてゐるが、事件の内容は暴動的行爲によつて急激に社會革命を發せんとしたものであると傳へられるけれども確かなる事實に就いては一切不明である。幸徳等二十四名はただちに捕へられ明治四十四年一月十八日大審院の判決に依り、幸徳傳次郎、菅野須賀子、大石誠之助、森近運平、宮下大吉等十二名は、絞首臺上に命を終へ、阪本、高木、峰尾等十二名は無期懲役に處せられた。これ世に所謂大逆(又は幸徳)事件である。

大逆事件當時の内閣總理大臣たりし桂太郎の斡旋に依つて成立したる濟生會は該事件の副産物なりと世に言はれてゐる。

代理商(ダイリシヤ)

【意義】代理商とは使用人に非ずして特定の商人の爲めに、平常その營業の部に屬する商行爲の代理又は媒介をなす者を云ふ。今商法に従つて簡単にこれを解説すれば次の如くなる。

一、代理商とは平常商行爲の代理又は媒介をなす者である。即ち特定の商人の營業部に屬する商行爲の代理のみをなすも、又媒介のみをなし或は又その代理と媒介とを併せ行ふも代理商たるを妨げない。而して平常と云ふが故に各行爲を個々になすのでなくして繼續的に行ふことを意味する。二、代理商が行ふ所の代理又は媒介は必ず商人の爲めになすものでなくてはならぬ。三、代理商は一人又は數人の特定の商人の爲めに代理又は媒介をなすものであつて、自己の爲めに商行爲を營む商人とは全く性質を異にする。四、特定の商人の營業の部に屬する商行爲を目的とする。假令特定の商人の爲めに商行爲を營むるの營業の部に屬する商行爲の代理媒介をするのでなければ代理商ではない。五、代理人

は一個獨立の商人であつて他の商業使用人ではない。従て代理商は自己の名を以て商行爲の代理の引受をなし、又その媒介を引受く。
(商法第二六四條第一、第二、第一號)

【區別】一、其目的により(イ)商行爲の代理のみを目的とする者、(ロ)商行爲の媒介のみを目的とする者、(ハ)前二者を併せ營行者、二、代理權の範圍により(イ)本店の營業の全部をば代理する全部代理商、(ロ)一部を代理する一部代理商。この區別は時に代理權行使の地域の廣狭によつて定まることもある。三、商行爲の代理又は媒介の委託が本人によつてなされるか又は代理商によつてなされるかにより(イ)代理商(ロ)複代理商の二つに分かたれる。前者は直接本人によつて委託されるもので後者は間接本人によつて委託せられたる商行爲の代理又は媒介を被托者たる代理商が更に之を他の代理商に委託する場合を云ふ。換言すれば、前者は直接委託後者は間接委託である。四、その代理し媒介する商行爲の種類により(イ)販賣代理店(ロ)銀行代理店(ハ)保險代理店(ニ)船主代理店等に分つ。

代替の法則(ダイタイノホソク)

【意義】同一の費用を以て、互に其効果(心的所得と貨幣所得とを問はず)を異にするると

思惟せらるゝ欲望(消費慾と生産慾とを問はず)充足せられ、又同一の効果(同上)を齎らすと思惟せらるゝ欲望(同上)を充足する費用が互に相異なる場合に於ては費用と効果との關係上最も有利な効果を齎らす所の欲望が充足せられ、之れを以て剩餘の欲望を代替するに至るのである。欲望と云へば畢竟酒を飲まんとする欲望と云ふが如く、直ちにその對象物を意味するのであるから對象の互に異なるに從て欲望も亦當然異なるなければならぬ。故に或欲望が他の欲望を代替すると云ふことは結局或る財が他の財の代替物となると云ふ意味に外ならない。

【範圍】欲望に於て意義を有するは、其充足の効果の大小のみである。若し或る充足方法にして最も有利なるものであるとすれば、該充足形態による欲望は、當然他の充足形態の欲望を一切代替して、己れ獨り全く所要の心的所得を獨占するに至る。例へば讀書により無二の心的所得を得る人が他の一切の欲望を斥けて、一意専心讀書に没頭するが如きこれである。併し假令如何なる讀書家と雖も長く寢食の慾を廢する事が不可能なる如く、凡ての欲望は早晩飽充し盡され、かくして快感の遞減より來る利用減減の現象が起る、從て一

定充度の心的所得を獲得するに、同一欲望を反覆充足するを不利ならしめ、必ず他の欲望の發現を促がすこととなるを以て、かの欲望多岐の法則の示す如く所要の心的所得を一欲望に集聚せしむることの難きは勿論、僅少の欲望に集聚せしめて以て他の多數欲望を代表せしむる事すら甚だしく困難となり、代替の範圍は甚しく局限せらるゝのである。

【適用】代替作用は如何にして表現されるかと云ふことに就いて述べれば、今、同一の費用を以つて大小異なる充度の諸効果を齎らし得ると思惟するるとき、その費用を充度の大なると思惟せらるゝ欲望を充足する使途に供せんと爲めに代替が行はるゝとして、この場合同一財を以て現在慾、未來慾の兩者中、何れか多大の効果を齎らすと思惟するゝ欲望が擇ばるべく、假りに未來慾を擇ぶとしても後日の享樂慾の爲めの貯蓄又は貯蓄慾を取ると生産慾を取るとの間に代替が行はるべきである。尙同一の効果齎らすに至る、大小相異なる費用を以てなし得る場合に於ける代替に就いても、上述せる所によりて容易に類推し得るであらう。

男女同權主義(ダンジョドローケンシユギ)

「フェミニズム」を見よ。

ダンピング

ダンピング (dumping) とは、貨物の生産者がその生産物を賣却するに當り、國內市場に於ては高く、國外市場に於ては安く賣る營業方針をいふ。アメリカ及ドイツのトラストやカルテルの屢々行ふ所である。蓋しこれらの國に於ては或種の貨物には重き輸入税を課するので、内國産の其貨物は外國品の競争を受ける事が少ない。従つて國內に於ては、高價に賣却する事が出来るのである。トラスト又はカルテルの國內に於ける獨占的地位は益々此事を容易にする。かくして國內に於て十分利益を得てゐるので外國市場に向つて安く賣放つても損失を被る事なく、却つて販路の擴張に依つて利益を受けるのである。

かかる繼續的ダンピングのほか、ダンピングは生産過剩の際に一時的に屢々行はれる。現代工業は大規模であり固定資本に資金を投ずる事大なる爲、生産過剩の場合にも、俄に轉業、代業によつてこれを救済する事が出来ない。従つて貨物は市場に累積し、其價格は益下落する事になる。かかる場合に、生産者はダンピングを行ひ、内は以て生産物の減少によつて價格を引上げ、外は以て輸出品の増加によつて利益を獲得せんとするのである。

團體移民(ダンタイイミン)

移民には色々の種類がある。これを移民の數によつて區別する時には團體移民と單獨移民との二種となる。團體移民とは、例へば古代に於ける民族の移動或は近世に於てモルモン教徒、清教徒等が一團體學て米國に移住せるが如き、或は一部落の住民が團體を組織して移民を企つるが如きはこれである(「移民」參照)。

團體交渉權(ダンタイコーショケン)

【團體交渉の意義】團體交渉とは、雇主又は雇主の團體と労働者の團體とが相互協議の上、標準賃率、雇傭條件其他を協定する事をいふ。其結果、各労働者はその協定の範圍内に於て雇主との間に個々契約を結ぶこととなる。従つて其協定の最低限以下に下す事は出來ず、又反對にその最高限も固より法外に上ぼす事は出來ない。勞資の折衝は、此の協定の範圍内に於て行はれる。かくて個々的には微力な労働者も、團體交渉のお蔭で、比較的有利な條件を以て就職し得る事となるのである。

【團體交渉の必要】團體交渉の必要は其意義より見るも自明であるが、今勞資の對立状態を一瞥すれば更にその然る所以を知るのである。

る。一體資本家が労働者を雇ふと云ふ目的は出來るだけ働かせ、少しでも利益を多からしむるにあるは言を俟たぬ。従つてその労働條件の決定に當り、労働者よりも自分のみ都合の善いやうに努めるのは當然の事である。而も一方労働者は無資本の爲め、見す／＼損な條件で労働力を賣る、且つ労働力の供給は需要を超過するが常態なる故、労働條件の向上は覺えない。第三に労働力は其身體と分離し得ない爲め、一身をあげて資本家の支配下に置かねばならぬ。かかる事情は自由契約、對等契約の美名を無實にする。此不利を匡正する道は多數の團結である。つまり労働契約に當り従前の各個分離状態から、各個の連合と結合體の運動に入る事である。團體交渉の必要は實に茲に胚胎する。尤も實地に行はれ始めたのは比較的新しい事である。一八二四年英國に於て結社禁止法が解されたのは團體交渉權の調容と目すべく、翌年阻止を受けしたが、事態の進展は遂に一八七〇年に至り政府をして明らかに労働者の團體交渉權を認めしむるに至つた。我國でも法律上はともかく事實上の權利が種々の形式で動いて居る。

【形式】團體交渉權の獲得には強大な労働團體を必要とする。従つて時と處とにより自ら

幾多の階段あるは免れぬ、團體交渉權の最も幼稚な形式は工場契約である。常設の労働團體がある譯ではなく、問題の起る度に、労働者が寄々集まつて代表者を選び、雇主との交渉に當らせたものであつた。然しながら労働者の覺醒は斯るものに満足すべき筈がない。そして必然的に常設的團體を作るに至つた。斯うして労働組合が發達して來れば組合は各自に代り、團體として雇主と有利に職業の全體又はその大部分に互つて共通の規則を取り極め得る譯である。之が今日の所謂團體交渉である。労働者側の事態斯くの如しとせば、一方雇主の間にも團結の發達するは亦當然の勢である。即ち労働團體と資本團體との協定に進むに至る。之を團體的協定と云ふのである。

團體交渉に依つ項目は、一、賃銀及労働時間制定、二、作業、工場設備、衛生施設及福祉増進に關する諸條件、三、非組合員の雇傭其他である。右に對する契約に従ひ事業管理の上は労働組合の及ぼす影響は少くない。而して雇主側が最頑強に承認を拒むのは第三者の非組合員の雇傭に關する協定である。労働組合が以上の條件を得れば、當該産業又は工場は同一組合員のみを以て封鎖せんとするは明

らから、労働者側は大勢力を得、資本家側の脅威蓋し知る可きである。かくする事は、労働者が雇主に何つて團體交渉を爲すに當り最も有效である。米國に於ては資本家側の反對運動たる開放工場又は非組合工場が對抗手段として用ひられて居る。又一方英國に於ては戦時、國家の爲めの名に於て壓制に壓制を加へられた労働者は遂に工場を單位とし工場管理に關する管理權を獲得せんとし、同盟罷業を宣言したので政府はこの形勢を緩和すべく工場委員制を採り委員は勞資双方より選出し、工場管理に關し自由協議を爲さしむることとなつた、所謂ホイットレー案で、團體交渉の一形式たるものである。「工場委員會制度」参照。

【我國の所謂團體交渉權】我國の團體交渉權は英米のそれと比すべくもない。治安警察法による事實上の束縛、會社の組合員壓迫が現狀である我國労働者は、先づ始歩として會社内における組合の自由を認めしめ次で之を交渉團體たらしめんとしたのである。大正十年關西地方の労働争議に於て此の權利の確認に成功せるもの多しと雖も單に意見を徴する程の薄弱なる交渉權たるに止まる。而してその形式たるや、殆んど凡てが工場委員制である

點、團體交渉權元來の意味に及ばざる事遂しと云ふべきである。

ダニエル(デ・レオン)

デ・レオン・ダニエル(Daniel De Leon)は一八五二年ダネズエラの沖なる和蘭領西印度諸島の、クラサオ島に生る。ヨーロッパを経て、一八七二年米國に渡り、コロムビア法律學校を卒業した。コロンビアの經濟學校にて外交の講義を爲し、一八八六年頃にはヘンリー・デューヂの運動を援助した。一八九〇年に至り社會労働黨に加盟し、一八九五年に「ソシアリスト・トレード・アンド・レーバラー・アライアンス」を創立した。彼はその後、社會民主黨に對抗する社會労働黨の首領たる地位にあつた。一八九二年に週刊新聞「ゼ・ビーブル」を創刊し、一九〇〇年に至つて、日刊「ゼ・ビーブル」を創刊した。

チャーキン(チャールス・ロバート)

進化論の創唱者チャーキン(Charles Robert Darwin)は一八〇九年二月十二日シュリユースベリーに生れ、エジンバラ、ケムブリッジの兩大學及びクライスト・カレッジにて修學した。二十二歳の時、軍艦ビーグル號に乗組み、世界探險隊に隨伴して各地を週航すること六年、其間生物學に關する研究に努め、多量の

材料を蒐集して歸つた。その研究の結果は週航日記と共に一八三九年より一八四六年までの間に著書として出版せられた。一八三九年軍艦ビーグル號の船長たりしロイの姪と結婚し、一八四二年セント州なるダウンに居を卜して専ら研究に耽つた。三十四五歳の頃初めて自然淘汰の理に着想し、爾來十數年の研究を重ね、一八五九年有名なる「種の起原」を公刊した。「種の起原」の外「人類の由來」「人類及動物の表情」其他の著書がある。一八八二年歿す。

太宰春臺(ダサイシュンダイ)

名は純、字は徳夫、通稱を彌右衛門又紫芝園とも號した。信州飯田の人延寶八年九月十四日を以て生れ、荻生徂徠の門に入り大に篤學を稱せられた。性剛毅狷介、多くの諸侯に見える機會を得たが、曾て己を枉げて進仕を求めようとはしなかつた。然し生涯處士を以て任ずる事は決して彼の本意ではなかつた。常に經世の學に心を留めて、吾れ此世に生を享け一たび蒼生の患を救はざるを憾みとす、と稱した。享保年間、執政田沼侯に因て封事を上り、時政の得失を論じたことがあつた。延享四年五月晦日、六十八歳で歿した。彼は其著「經濟錄」に於て「食貨とは上天子

より下庶民まで人の治世の道を云ふ」と言つて、當時の學者が仁義のみを語稱するの愚を諷つて、經濟の道徳に先ずべきを明言して居る。富國強兵を覇者の術と云ふは後世の腐儒の妄説なり、聖人の天下を治むる道、富國強兵の本なり、然れば天下國家を治むる人は食貨の道をよく心に掛けて、臣民を養ひ、四維を張り、國用軍用の匱しからぬやうに思慮せらるべき事なり」とは實に政治上に於ける後の根本思想であつて、そこには經濟的史觀の萌芽あることを見逃してはならない。著書には經濟錄、産語、大經略說、聖學問答、論語古訓、論語古訓傳、孔子家語増註等がある。

デアス(ユーゲン・ヴィクター)

ユーゲン・ヴィクター・デアス(Eugene V. Debs)は一八五五年米國インディアナ州の一都會チテラルトに生れた。小學校を終へてから一八七一年より七四年に至る間鐵道火夫として働き、その後一八七五年より七九年に至る間雜貨卸商の店員として働いた。一八七九年町役場の書記に選出されて一八八三年迄その職に居り州會議員に選舉された。一八八〇年より一八九三年に至る間鐵道火夫友愛會の顧問であつたが、後に至りこれを基礎として「米國

鐵道労働組合」を組織するに至つた。その目的は、保守的なる米國労働聯合會に對立して、全米の鐵道労働者を網羅せる一大労働組合を組織せんとする事にあつた。しかして一八九三年より九七年に至るまで、彼は其組合の會長であつた。一八九七年の機關手大同盟罷工を指導して騒擾罪に問はれ一旦は條件付で免されたが、規則に背叛した廉で、此度は裁判を経ずに六ヶ月間投獄された。出獄後は各地に赴いて社會主義宣傳を爲し、一九〇〇年、一九〇四年、一九〇八年、一九一二年の大統領選舉に社會黨の候補者として推薦された。一九一八年六月、米國の歐洲出兵に反對の演説をした爲めに十箇年の懲役を宣告され、アイトランタ監獄に投ぜられた。一九二〇年の大統領選舉には、社會主義大會は全員一致で彼を大統領候補に推薦した。彼は獄中に在つて外部の運動を指揮したが得票は百萬足らずで、一九一二年の得票數よりは少なかつた。一九二一年のクリスマスに、デアスは三十二ヶ月の獄中生活より免れることが出來た。彼の刑期は十年であつたけれども、各方面の釋放運動が遂に政府を動かしたのである。出獄後、彼れは静養のため故郷のテラルトに歸つた。

デ・フリー説(セツ)

デ・フリー説とは和蘭の植物學者デ・フリーによつて唱へられた進化學上の一説をいふ。所謂突變説とはデ・フリー説の謂である。元來ダーキンによれば、生存競争、自然淘汰が生物種を生ぜしむる過程は、非常に緩慢なものであつて、目に見えぬやうな微細な變化が、長年月の間に段々と積り積つて、遂に一の新種を生ぜしむるものだといふ。然るにデ・フリーは三十年間自分の庭で月見草の研究を積んだ結果、その栽培せる五萬本の月見草の中、八百本即ち全體の一分五厘までその親木と全く性質と形狀を異にする新種となつたことを發見した。そしてこの新種から生じた子孫はその種の特徴を承継してゐることを發見した。彼はこの實驗に基づき、生物の新種は決して目に見えぬ程度の流動的な緩慢な變化によつて生ずるものではなく、寧ろ突然の激變によつて生ずるものである。而してその突變により生じた新種は、その次の變種が始まるまで、少しも性質を變へずにあるといふ結論を導いたものである。かくて彼はこの些細なる月見草の實驗から、あらゆる生物の新種もまた、かくの如き短日月の間に突變すべきことを唱道した。然し彼の主張する突變説は常

に何處にも行はれるといふのではない。尤も彼がカリフォルニア大學で試みた四時通講の『定時的突變の假定』といふ講演に於ては、變化の定止期と突變期とは、必ず多かれ少なかれ、規則正しく、相互交代するものであつて、一切の事實が明らかにこの結論を指示する事を説いた。而して尙ほデ・フリーは突變説を眞ならしめる條件として、地質學者と生物學者との意見の不一致を挙げた。即ち生物學者によれば、生物が今日まで經て來た時間は、實に何億萬年を要しなければならぬとなすに對し、地質學者のいふところは二千萬年乃至五千萬年、稀に一億萬年と概算するものであつて、生物學者の要求するところよりは、遙かに短日月のものとな算してゐるたデ・フリーは、かゝる意見の不一致こそ、要するに突變説を基礎としてのみその十分なる調和を發見し得ると主張したのである。

デモクラシー

『民主主義』を見よ。

電氣工業(デンキコギョウ)

ワットの蒸氣力應用の結果、産業革命を誘起し水力産業時代が蒸氣力産業時代に變つた。而して現代の産業は更に蒸氣力に加ふるに電力を以てして、に電力産業の時代を現出する

と共に、電氣力の使用は現代産業の特徴となつた。電氣工業に二種ある。一は一般電氣事業であつて他は電氣化學工業である。前者は主として電氣を機械的工業に應用するものにして、電力供給業、電燈業及び電氣鐵道業の如きものである。後者は電氣を化學的工業に應用するものにして電氣鍍金、電氣精鐵又は電氣分析等の如きものである。而して現今世界を通じて一般に主要なる部分を占むるものは電氣事業である。我國に於ける電氣事業は極めて新しきものに屬するに拘はらず、最近大いに發達し鐵道の電力化すら叫ばれる程になつてゐる。

傳來需要の法則(デンライジユウ)

【意義】傳來需要の法則とは、一生産財の需要價格が、爾餘の共働生産財の需要價格の一部を犠牲たらしめて、之を奪占するに至るの理を説明する法則である。乙生産財に對する需要が甲生産財に對する需要によつて喚起せられ、之より尙來すべき理を説く法則ではなくて、斯く喚起せられたる傳來需要の價格の決定法を説明する法則である。換言すれば甲生産財の需要價格が、乙丙丁等の如き共働生産財需要價格より傳來すべきことを説き、需要價格の傳來を説く所の、傳來需要價格の法

則である。今建築物に對する費用が標準の状態にある時、俄かに漆灰工間に同盟罷工勃發し、又は漆灰工に故障が起つたとすれば、漆灰工の勞働の供給は一時杜絶する。従つて建築物の供給も亦杜絶することとなり、一方建築物の需要價格は、爲めに従前に比して幾分騰貴する。これに反して他方漆灰工の提供する以外の勞働、即ち爾餘の共働生産財の供給價格は、助成財が價值を決定する原理に據り却て下落するをつねとする。かくて新に産出せらるべき建築物は、此等所要生産財の價格以上に、相當の『開き』を生ずべき程度の價格を以て販賣せらるゝこととなる。今前記漆灰工の勞働が必要欠くべからざるものとすれば、建築業者は該『開き』を超過せざる限り前記の勞働に對しその供給の杜絶せる場合に應じて、支拂ふべき代價を引上げるの止む無きに至るべく、該勞働の供給價格は前記の『開き』を限度として騰貴する事を得べきである。即ち一生産物を産出する爲めに用ゐらるゝ生産財の中、その何れかの一種の一定量に對して提供せらるゝ價格は、その生産物の當該定量を賣却するを得しめる價格が、爾餘の共同生産財一切の當該定量を購入するを得せしむる價格

以上に超過せる餘剩額を限度として定まるものであつて、之を經濟學的に云へば、一生産物を産出する生産財の何れかの需要價格表は、その生産物の需要價格表より傳來せしむることを得べきものであつて、之をなす方法は、その生産物の一定量の需要價格より、爾餘の生産財の當該量の供給價格全體を控除するに在ると云ふ事となる。傳來需要の法則とは之を指すものであつて、要するに消費の場合に於て享樂財に對する直接需要を支配する斯の助成財價值決定法則を、生産の方面に於て生産財に對する間接需要の價格決定の上に應用したものに過ぎない。

【法則實現の條件】この法則の實現せらるゝは、左記四條件の完備せる場合に限る。

(1) 第一の條件としては、供給の擾亂せられ居る當該生産財が、當該生産物の産出上、必要欠くべからざるか又は少くとも殆んど欠くべからざるものであつて、相當の價格を以てしては、他に代用品たるべきものを求むる事能はざる時、(2) 前記生産財を以て産出せらるべき生産物が、その需要の弾力性弱く、從て消費者の幾分をして之に對する需要を放棄するに至らしむることは、甚だしく供給價格の騰貴したる隨なること、換言すれば、其供給社

の與、消費者の殆んど全部をして、或程度迄より高き價格の提供を生ずるに至らしむる底のものなること、(3) 當該生産財の價格が、その生産物の生産費中、比較的僅少な部分を占むるに止まること、(4) 爾餘の共働生産財の供給の弾力性小にして、それに對する需要が、少しでも減少すれば、はなはだしく其供給價格を減ずる程度のものなること。

【電信(デンシン)】電信とは電氣を應用して短時間に、遠距離の人に通信する方法又は機關を謂ふのである。之を大別すれば普通電信、海底電信、無線電信の三となる。普通電信は陸上に架設せる電線に依り、海底電信は海底に沈設せる電線にて各電報を送受する機關であり、無線電信は架設を要せず、單に電波のみを應用して通信を交換する機關である。電信は之を經營する者によつて官業、民業の別があるが、北米合衆國及加奈陀を除く爾餘の文明諸國に於ては、概ね官業であると言つて好い。

【沿革】電信の發見は遠く百數十年前でありその發明者と稱する者また數十名の多きに上つてゐるのであるが、今より約八十年前、即ち一八四四年米國人サミュエル・フヒンレー、ブリス・モールズが華盛頓よりバルチモ

アに至る三十哩間に於て通信を開始したのを以て實用電信の濫觴とする。モールズの發明は一八三二年彼が歐洲より米國への航路の途次考案した粗雑な機械に始り、後十二年間幾多の研究を重ね終に完成せるものである。歐洲に於ては、英のホキートストン、ヒューズの如き、またモールズと同時代に一種の電信機を發明した。我國に於ける電信の創業は明治二年八月のことであるが、是れより前即ち嘉永五年ペルリ來朝の際之を幕府に寄贈したるを以て嚆矢とする。明治四年に至り『シーメン』式の『モールズ』機、英國より輸入せられ、その一般に成績良好なりし爲め、廣くこの機械を以て通信の用に供したのであるが、當初は勿論其供給を専ら海外に仰いでゐた。明治六年工務省内に製機場を設け、之を作製せんことを企圖し、外國人を聘してその指導を受けた結果、遂に『モールズ』機の製造に成功した。かくて電信の利用は年々増加し、近年に至り印刷電信機をも使用するに至つた。其他回線を經濟的に利用する爲めに、重單信變信法、結合重單法等の如き通信方式年と共に顯著な發達を見るに及んだ。

田賦(デント)

田賦、地賦に同じ。土地に課する税である。

賦は「歛」又は「實取」である。共に徴集の意である。田より徴集するから田賦と云ふ。租は田賦を宗廟の用に供するによつてかく名づけたものと云はれてゐる。田賦の始めて史籍に見えたのは、『尚書』屬賁編である。同書に九賦を列叙して上上、上中、上下、中上、中中、中下、下上、下中、下下となしてゐる。『周官』にも亦九賦の制がある。但其種類を異にしてゐる。之を田賦と稱せるは『春秋』に、『哀公十有二年春用田賦』とあるに基づく。凡田賦は歴代國家の收入の主部部を占め、或は租、田租錢糧等の名に於て課徴されたものである。その沿革に就いては、元の馬端臨の撰する所の『文獻通考』に特に田賦考の章を設け歴代田賦の制を詳かに述べてある、就いて參考せらるべし。

電話(デント)

【概説】電話とは電氣の作用によりて談話を傳達する方法又は機關を謂ふ。同一都市内の電話機關に由る通信を市内電話と稱し、異なる都市と連絡する電話線に依りて行はるゝ通信を市外電話と云ふ。又電話線に依らずして、單に電波のみを應用して通話を爲す方法を無線電話と稱して居る。

ラハム・ベルの發明に係る。彼は性來特に電信電話の技術の研究に興味を有してゐたが、研究すべき資力を有しなかつたので、岳父ハーパーの會社に入り、會社の爲めに電氣機械の特許を得る契約を以て、研究費を得、大學の職を抛つて、専らその研究に従事し、一八七五年に至つて始めて實用電話機の發明を成就した。翌一八七六年米國政府の特許を得、その年夏これを費府博覽會に出品して、大いに世人の賞讃を博した。其後彼は更に一段の改良を加へ、一八七七年の春を以て初めてボストンに電話線を架設して、電話機の使用を實驗した所が成績良く益々世上の好評を得た。ハーパーは電話事業開始の必要を痛感し、資を投じて紐育電話會社を創立したのであるが、それ以來電話の需要は米國の内地に於て益々盛大に赴いた許りでなく、歐洲大陸にも傳播し、一八八〇年前後に於て各國皆覆つて電話を架設し、以て今日の如き旺盛なる發達を見るに至つたのである。

我國電話事業の沿革

電話機に於ける起源は頗る古く、實に明治十年のことであつて、米人グラハム・ベルが電話機發明の翌年のことであつた。然し公衆通信機關として之が實用を見るに至つたのは、明治二十三年頃であつた。

つた。電話機が始めて渡來した時、直ちにこれが模造に着手した各種電話器械を購入して試用に供し、益々電話の利便を認むるに至つたので、明治十六年時の工務卿は電話交換所新設の議を唱へたのであるが、議の容るゝ所とならず、偶々民間に於て之が經營を策するものもあつて一時は民營に傾いてゐたのであるが、間もなく、電話民營が國家社會に不利なるを認め、斷然民業を排して官業の方針を確立し、遂に明治二十三年四月電話交換規則を發布した。そして同年十二月十六日、東京横濱兩市間に電話業務を開始した。これが我國電話事業の濫觴である。

デパートメント・ストア

【意義】文字通りに解すれば「部より成れる店」の意であつて、店内數十の部に分かれたれ、一堂の下に凡百の貨物を販賣する商店を云ふのである。之は一見我が國從來の勤工場に類似してゐるけれども、勤工場が主として建物所有者の提供する設備を賃借し、各自の計算に於いて全然獨立して小賣業をなす多數の出品人より成るに反し、デパートメント・ストアは、その販賣する所の各種商品が擧て皆一個の大經營者の手に屬し各部に販賣主任はあつるが、彼等は皆同一の經營者に使用せらるゝ

雇員である。

【發達の原因】デパートメント・ストアの設立は歐米の地に治ね、我國に於いても最近主なる都市に漸次發達しつゝある。その理由は(一)大工業組織の結果大量生産が行はれ製品賣捌の爲め特殊の機關を要求するに至つた事、(二)大經營に伴ふ種々の利益が漸次事業家の認識する所となり、一方信用の發達、金融機關の進歩の爲め容易に大資本を左右することをを得るに至つた事、(三)小賣商の不正と不義とに憤焉たる一般消費者が信用するに足る大規模の小賣商を歓迎する事、(四)交通機關の進歩せる結果各地の産物を容易に都市に取寄せる便を有すると同時に、近郊各地の需要者を吸收する事が可能となつて來た事、(五)嗜好の向上及購買力の増加は、小資本を有する小賣業者の力にては到底追従し得ざる所であつて、大經營の事業を要求するに至つた事等である。

【特殊の長所及短所】長所は(一)顧客をして時間を節約せしめること、(二)大經營に伴ふ利益を收得せしめる事、(三)經費負擔の能力の多い事、(四)信用を博し易い事、(五)現金正札實に依りて生ずる利益を占め得ること。短所は(一)經營者を得る事が極めて困難な事

動物虐待防止事業(ドーブツツギヤクダ)

【起源】古來より一般の風習として動物を虐待することはさまで悪事と思はれてはゐなかつた。一八〇九年イリスギン卿が、英國上院に於て動物虐待の不正行爲であることを絶叫した時に多くの人々は寧ろこれを嘲笑冷罵した程であつた。併し時代の進歩につれて長く動物虐待を看過することが出来なくなつたので、一八二二年英國下院議員マーテンが、家畜虐待防止法案を議會に提出して、その必要を唱道したので、多數議員の認むる所となつて、議會を通過した。これ即ち世界に於ける動物保護法の嚆矢である。一八二四年に至つて英國は天下に率先して動物虐待防止會を創設した。英國に次いで同事業に着手したのは北米合衆國であつて、その動機は米國領事館書記ベルフがかつて露國在職中、同國に於ける動物の取扱が頗る殘酷なるを目撃し、之が救済の途を講ぜんとした事で、彼は歸任の時親しく倫敦に於ける防止事業を視察し、歸來熱心にその必要を主張し、一八六六年動物虐待防止會を紐育市内に創設した。更にベルフの努力の結果、同年四月動物を虐待する者は

輕罪に處せられると云ふ法律案が議會を通過した。爾來歐米著名の都市に於ては、いづれもこれに倣ひ同一の目的を以て防止會を設立する者が益々多くなつた。我國に於ても、東京、神戸、横濱等の都市に於て近來著しく盛んになつて來た。

【防止會の内容】 防止會中、斯業の鼻祖にして、内容形式共に完備してゐるのは英國の防止會である。同會に於ては虐待防止の目的を達せんが爲に、次の六箇條を規定して居る。(一)平常家畜を取扱ふ労働者に對し動物虐待防止に關する小冊子を無代で配布し、又は廉價で販賣すること。(二)少年子弟に動物愛護の精神を鼓吹する書籍を小學校に推選すること。(三)冊子又は其他の印刷物を刊行して、一般公衆に動物愛護の必要を訴へること。(四)宗教家に依頼して時々教壇より説教をなすこと。(五)監視員を雇備すること。(六)虐待者を告訴し、其の結果を公衆に報告すること。

上述の六ヶ條は教育、指導、處刑の三つに區別することを得べく、前二者に就いては其の規定の如く必要に應じて時々冊子を印刷し、同會中活動の中心とも稱すべき婦人團體をして専ら其の冊子の配布に當らしめてゐる。經

費は基本金の利子、會員の會費及臨時寄附を以て維持して居るが、英國防止會の如きは最近一ヶ年の收入五十七萬餘圓、其の支出三八萬七千圓であつて、本部其他百餘の支部を經營してゐる。

同業組合運動(ドイツ・イギリス)

工場制工業の上に於て、大經營が小經營を壓倒して、これを工業界から驅逐し去らうとする時には、何れの場合でもこの衰運に向ひつゝある小工業主の間に、昔の工業秩序を復活せんとする運動が起るものである。英米獨佛悉くこの過程を経た。ことにその間に於て、最も勢力を占めたのは獨逸であつた。それはこれら諸工場主によつて起された同業組合主義の復古運動に對し、政治上の保守黨がこれと結んだからである。獨逸にはそれ以前、即ち工業條例なるものが發布される以前に於て親方保護の法案が立法上に承認された事があつた。同業組合運動の目標とせる所もこれと同様のものであつた。即ち彼等はは一八七〇年代の工業事情の發展に伴ひ、大工業者からの壓迫に耐へ兼ねて、十八世紀初葉の手工業時代に復古し、工業經營の門戸封鎖、労働者(徒弟)に對する支離關係を復活せんとしたのである。彼等の見解によれば、現在の苦境は工

業條例の罪過であり、これを廢止して同業組合制度に還元する事が手工業救済の唯一の道と信じたのであつた。政治上の保守黨がこの運動を援助したことにより、多少の勢力を占めることになつたが、彼等の理想とする親方試験の再興、徒弟養成の排他的權利、雇主の支配權確立といふやうな事實は、遂に復活し得べくもなかつた(『中世ギルド』工業的封建主義参照)。

獨逸貨幣制度(ドイツカヘーゼード)

【沿革】 普佛戰爭が終結するまで、獨逸の聯邦各國は何れも銀貨本位制を採用してゐたが、一八七一年及一八七三年の貨幣法により各聯邦は何れも統一され金本位制を行ふ事となつた。これは周圍に於ける各國の事情にも誘はれ、一時は銀單位時代から引續いて流通してゐるターレル銀貨をして、一定の割合を以つて無限法貨たらしむる所の跛行本位制を採らざるを得ぬ事もあつた。然し乍ら一九〇七年の新貨幣法が制定されて以來、純然たる金本位となつて終つた。

【現狀】 現在行はるる幣制は、即ち此の一九〇七年法に依るもので、純金〇・三五八四二二瓦を馬克(Mark)と呼び、その百分の一を、ペンニヒ(Pennig)と呼ぶ十進法である。それか

ら目下流通して居る貨幣は、金貨、銀貨、白銅貨、銅貨、兌換紙幣の五種である。

(1)金貨 は二十馬克、十馬克、五馬克の三種で、何れも無限法貨たる資格が附與されて居る。

(2)銀貨 には新貨幣法に依るものと従前より流通するものとの二種がある。前者は五馬克三馬克、二馬克、一馬克、五十ペンニヒの五種で、九百位の銀を以て、人口一人に對し十五馬克の割で鑄造されてゐる。これは二十馬克を限つて法貨たらしめられ、二百馬克以上を提供すれば金貨との兌換を許されてゐる。後者即ち従來より流通するものは、所謂ターレル銀貨で、聯邦統一前に於いて各國が發行したものであり、一ターレル二ターレルの二種がある。これは新貨幣法制定と共に補助貨とされ一ターレルにつき三馬克の割合で流通して居る。

(3)白銅及銅貨 白銅は十ペンニヒ五ペンニヒとの二種、銅貨は二ペンニヒ、一ペンニヒの二種で何れも一馬克を限つて法貨たらしめ、人口一人に付き二馬克半の割合で鑄造され、五十馬克以上は金貨と兌換する事が出来る。

(4)兌換券 兌換券は國庫證券と銀行證券との

二種で、前者にも尙五馬克十馬克の二種があり、帝國政府の發行に係り何時でも通貨と兌換され得るものである。銀行兌換券は獨逸帝國銀行外四銀行の發行するもので二十馬克、五十馬克、百馬克、二百馬克、五百馬克、一千馬克、二千馬克の七種を許されてゐるが、事實上に於いて二百馬克、五百馬克の二種は發行されてゐない。これ等は何れも強制通用力を附せられて居り、帝國銀行により金貨と兌換されるべきものである。又他の四私立銀行によつて發行されるものも、帝國銀行發行のものと同様で、發行額の三分の一の正準備と三分の二は支拂期限三ヶ月以内に、少くとも二名の署名ある商業手形を準備する事によつて發行を許されてゐるのである。

獨逸革命(ドイツカクメー)

【革命前の形勢】 ドイツに於ける革命宣傳の端緒は遠き以前に溯る。運動の中心たるドイツ社會民主黨は、十九世紀の終末までは労働階級の手で社會主義的革命を遂行することを明白な綱領として居り、且つ信條としてゐた(『エルフルト政綱』参照)。然し二十世紀の初頭に至つて、黨内に漸進主義(修正派)が擡頭して來て革命派の首領キルヘルム・リプタケヒト及アウグスト・ベーベルの死後に至

つては、黨内に於ける決定的勢力となつた。其の牛耳を執つた者はベルンシュタインやダフィット等である。斯の如き狀勢に在るのに一九一四年八月世界大戦は勃發したのであつた。故に其の第二回の軍事公債案の如きも、カール・リプタケヒト唯一人の反對投票があつたばかりで無事議會を通過した。然し一九一五年七月には社會民主派を脱して別に社會主義協會を組織した者もあり、次いで十二月二十日には二十名の社會黨議員が新軍事公債に反對投票をした。一九一六年一月十二日には終に社會民主黨はリプタケヒトを除名した。彼はローザ・ルクセンブルグと共にスバルタクス・ブリーフエ(後の機關雜誌「パルタクス」)を創刊し、ユリアン・ボルヒアルトも「光線」を發行して之に力を添へた。三月二十四日には議員ハーゼ以下十八名が脱黨して一時社會民主黨の労働團體に加入した。之が後の獨立社會民主黨の萌芽である。リプタケヒトは五月一日を期して戰場に向ふ兵士をベルリンのポツダム廣場で引止めようと企て、捕はれて數ヶ月の禁錮に處せられた。十月二十一日獨逸國社民主黨首領の息子フリードリッヒ・アドラーは獨逸首相ステイルゲを銃殺した。かく物情騒然たる中に一九一

六年は暮れ一七年も三月となつた時に、露西
 亞帝國は瓦解して十四日には最初の革命的聯
 立内閣がペトログラードに組織された。露西
 亞革命の影響は甚大であつた。獨逸獨立社會
 民主黨は創立せられて遂に革命を鼓吹し同盟
 罷工は各地に起り、皇帝は急遽選挙法を改正
 し普通選挙を布告するに至つた。然し斯様な
 御機嫌取の策は斯る時に當つて何の役にも立
 たぬ。其間に露國ではボリシエキキが次第
 に力を得十一月七日にはケレンスキーが追は
 れてレニン、トロツキ等一派の労働者獨裁
 主義者の手に政權が歸した。彼等は大規模の
 宣傳を獨逸軍隊に試みると同時に休戦を急ぎ
 一九一七年十二月五日ブレスト・リトウスタ
 に休戦條約を結んだ。

【革命の破裂】レニン等の宣傳に先だつて一
 九一七年七月、獨逸海軍部内に革命運動が起
 つたが首領二人の銃殺で騒亂は鎮定された。
 然しやはり革命の火の手は軍隊中から擧が
 つた。一九一八年十月廿八日第三戰隊所屬の戰
 闘艦マルクグラーフ號で最初の兵員暴動が起
 つた。乗組員は錨を上げる事を拒み、絞車を
 占領して艦の出動を妨げた。皇帝は又急遽憲
 法の變更を實行して海陸軍は議會の政府に従
 屬するものなる事を聲明した。然し水兵等は

そんな手には乗らなかつた。各艦相呼應して
 『若し出動するなら艦内の火は消して仕舞ふ』
 と宣言した。第三戰隊乗組員の逮捕は、革命
 の火薬に火を付けた。キール軍港の練兵場は
 海兵の大集會が催され捕縛者の解放要求の
 決議がなされた。多數の労働者も之に参加し
 獨逸社會民主黨の首領は演説を試み、一團
 となつて捕縛者放免を即座に實行せんとして
 隊伍を組んで行進した。此時始めて行列の先
 頭に革命の赤旗が翻つたのである。この時街
 上で五十人の工兵を率ゐる一士官はこの行列
 に向つて發砲を命じた。立處に四十人の死傷
 が出来た。然しこの市街戦こそ官憲の武力が
 叛逆者の鎮壓の爲めに行つた最後の企てであ
 った。各艦の士官は水兵に降参し、反抗する
 者は殺された。社會民主黨議員ノスケはキ
 ルに至り巧に水兵を籠絡して騒亂を鎮めた。
 キール軍港の運動は傳はつて各地に暴動を起
 させた。ミュンヘン及ブラウンシュウイヒに
 於ても暴動を起し王は退位して國外に逃れ政
 權は革命軍の手に歸した。ベルリンの暴動は
 終に十一月七日首相マックスをして皇帝の退
 位を迫らせた。しかし皇帝は之を駁拒した。
 マックスは同日エベルト(後大統領)に首相
 の地位を讓つた。議員シアイデマンは議會の

窓から『獨逸共和國』を叫んだ。十日には三
 日前の廣言にも似ずウキルヘルム二世は和關
 への落人と姿を變へたのである。
 【皇帝退位後の建設的方面】ドイツ革命の建
 設的方面はロシアの夫の如き社會的の重要さ
 を有つてゐない。何故ならそれは政治的の改
 革に落ち付いてしまつたからである。あく迄
 經濟的革命とプロレタリア獨裁とを主張した
 リーブクネヒトとローザ・ルクセンブルグの
 率ゐるスバルタス團は政府の組織にも除外
 せられ、政府はエベルト、ハーゼの兩社會黨
 領袖の二頭政府の形態をとつた。行政官廳に
 於ても、大體従來通りの官吏を其の僱用ひ
 た。スバルタス團は『全權力を労働會に與
 へよ』と不斷の反抗を持続したが一九一九年
 一月十九日の立憲國民議會の選挙期日を目前
 に控へた一月十四日、終にリーブクネヒト及
 ビローザ・ルクセンブルグは社會民主黨の兵
 士の手によりて暗殺された。
 かくて第一回選挙は人心恟々たる裡に行はれ
 たが、其の結果は次の如くであつた。

黨名	議席
獨逸國民的國民黨	四二
國民黨	二一
中央黨	八八

民主黨 七五
 社會民主黨 一六三
 獨立社會民主黨 二二二
 爾餘の諸黨 一〇

國民議會は二月六日を期してワイマールに召
 集された。議する所は新憲法制定である。八月
 一日憲法に對する最終の投票が行はれ右極の
 二黨及左極の獨立社會民主黨の反對投票七十
 五に對する中庸の二百六十二票で憲法案は愈
 々可決された。憲法に表はれた主要點は三で
 ある。曰く民主主義、曰く統一主義、曰く社
 會主義、但しその社會主義は極めて不徹底で
 之を社會主義とは謂ひ難いのである。かくて
 二月新政府は決して社會主義一派のものでな
 い事を高調し七月には『將來の經濟に於ては
 資本より得る箇人的利益は全然除外されるも
 のでない』と國民議會に於て聲明した。
 これより先、各地に社會主義的運動が起され
 た。例へばミュンヘン市、ライプチヒ、ヘム
 ニツ市の如き一時は社會主義の勢力下に在
 つたのだが憲法制定の頃迄に全部覆された。
 次いで十月八日には獨立社會民主黨の首領ハ
 ーゼが此世を去つた。然し政府攻撃は保守派
 の側からも猛烈で一九二〇年三月十三日リュ
 トキッツ將軍は八千の手兵を率ゐてベルリン

を占領しカッパを首領とする新政府樹立の宣
 言を發した。然し労働者及官吏の反抗に依り
 十七日には、此反動政府は其位置を去らなけ
 ればならなかつた。かくして政權は、中庸派
 の手に納つた。

二〇年六月八日第二回の總選挙は行はれた。
 其の結果前年一六五の議席を得た社會民主黨
 は一〇九に減じ前年二二の議席しか持たなかつた
 獨立社會民主黨は約三倍の七六を得た。
 然し依然として中央勢力は中庸派の手に残つ
 た。社會民主黨は、一九二一年九月二十三
 日、多くの非難を受けつゝ、ゲールリツツの
 大會に於て、綱領の採擇を決議した。そして
 明らかにマルクス主義から脱却した(從來と
 ても實際に於ては脱却してゐた)。其の綱領
 は、世界戦争の結果益々資本の集中は促進せ
 られ貧富の懸隔は増大された事を述べ、我黨
 は『集中された産業を共同經濟に轉移せしめ、
 よつて以て全資本制經濟を社會主義的經濟に
 導き來つたものである。而して又謂ふ『社會
 民主黨はいまや獲得した自由の確保の爲め
 にその任務を盡すべく決意した。それは民主的
 共和政體を以て歴史的進化によつて與へられ

た再び元へ歸へらざる國家形態と思惟し、そ
 れに對する如何なる攻撃も國民の生存權に對
 して加ふる謀殺と見做さるゝであらう』と。
 かくの如く獨逸革命の結着は社會主義とは縁
 遠いものとなり終つた。そして同黨の猶ほ勢
 力を維持する間、獨逸は當分現狀を持続する
 であらうと見られる。

【戰前】近世労働運動の具體的形式は、労働
 組合運動である。獨逸の労働組合は、英佛の
 労働組合が各々労働組合史上典型的特徴を發
 揮せるにも拘らず、初期に於て労働運動は政
 治運動に光彩を奪はれ、宛も社會民主黨の隷
 屬の運動と見做された傾向がある。然し十九
 世紀後半に至つてからは、純然たる労働運動
 として組合運動固有の特徴を發揮することと
 なつた。
 獨逸に於ける労働運動が定形を取つて現れた
 のは、ラッサレ、リーブクネヒト、ペーベル
 等の社會主義運動に相前後するが、眞の労働
 組合と名付けられるものゝ發達も一八六〇年
 代である。恐らくは一八六二年の印刷工組合
 の組織を以て嚆矢とするであらう。
 獨逸に於ける諸邦の組合中最も有力にして、
 且本流とも云ふべき労働組合の設立は、社會

民主黨員の努力に負ふものである。そのはじめに於て、ラッサレ派の設立せる組合とマルクス派の創立せる組合は、一時の隆盛に拘らず、官憲の團結禁止法勵行及び党内の労働運動に對する見解の齟齬の爲め相次いで衰滅した。然し一八七五年社會黨兩派の合同は再び組合運動勃興の氣運を醸成したが、一八七九年忽ち社會黨鎮壓令に逢著して、社會民主黨と共に有力なる労働組合は相次いで消滅の悲運に坐した。而しその精神は依然として凡ゆる假面の下に生き延び鎮壓令が撤廢された後、一八九〇年の伯林大會に於ては、中央集權派は地方分權派を壓倒して中央集權的執行機關として全般委員會を設立し、労働組合運動の宣傳及び労働界全般に互に各種統計の發表をその主要任務とした。當時この聯合に加へる組合數六十二で中央集權派組合と呼ばれたが社會民主黨と密接の關係を有する爲、その中央集權的形式及び階級闘争の思想は共に母體たる社會民主黨の形式及思想に酷似してゐる。是は當然地方分權派組合のサンヂカリズムとは相容れ難いものである。斯くて中央集權派組合は漸次その勢力を増大して一九〇六年に及びマンハイム大會の決議は労働階級に影響する重要な事項に就いて社會黨と

相折衝し歩調を一にするを以て全般委員會の重要な特別職分と定め、獨逸労働運動の本流に於て社會民主黨と中央集權派組合との間に政治上經濟上の活動の分野が明瞭にせられた。此中央集權的傾向に依り加盟組合數は逐減し、組合員數は逐増し、一九一三年末四十七個の組合、二百五十萬人の組合員を數へた。此外獨逸には労働運動の侮り難き傍流として二の労働組合運動がある。一は一八六八年マシネスター派自由主義者のマクス・ヒルシュトフランツ、ドンカーの創立せるヒルシュドンカー職業同盟であり、英國流組合組織を標榜し勞資對抗階級の利害の一致を信じ社會主義の見解を排するもので主として自由主義政黨の活動に依つて生れた。従つて社會黨鎮壓令下にも尙發達を續け、一九一〇年の全盛期に於て組合員十二萬人を數へた。尤も一九一三年には十萬六千餘人に減じてゐた。他の一は前者より遙かに有力な労働團體であるが、専ら獨逸中央黨の指導の下に、一八九三年中央集權派組合に加盟せる労働者中主としてカトリック教を奉ずる労働者(ライン、ウエストフアリア地方の炭坑労働者)等の創立に係る基督教労働組合である。彼等は社會主義の唯物史觀的反宗教的傾向を指彈し、勞

資争闘の基督教の平和解決を主張するのであるが、労働團體たる性質上次第に深刻なる階級的意識を喚起せられ、加ふるに組合員中の新舊兩宗派の軋軋起りその創立の目的に添ふ發達は阻害せられた。一九一三年末に三十四萬人の組合員を包含してゐた。尙此外労働者の團體として八十二萬の會員を有する獨立組合、資本家に由つて設立せられて資本家に由つて資金を支給せられ、十六萬の會員を有する黄色組合があるが、英國の自由労働協會とも稱すべき性質のものである。今獨逸労働運動の本流たり大宗たる中央集權派組合運動を顧みるに、此の獨逸組合運動はマルクス派社會主義を最後の目標とするものであるが、彼等は最後の目標と現前の行動とを峻別するが故に、一九一四年歐洲の風雲急なるを告げた時、佛國社會黨の提議にも拘らず、獨逸社會民主黨及びその背後の労働組合は終に總同盟罷工に由つて戦争防止の舉に出づるを得なかつた。之は勿論その思想的中核たる社會民主黨のブルジョア・デモクラシーへの右傾、及労働組合運動の傍流たる有力なる反對組合員約百萬人の牽制に由るけれ共、最も主要なる原因としては労働組合の官僚的保守的職術に由る事いふ迄もない。

【戦時と革命】 一九一四年八月、産業體戰が獨逸労働組合と資本家團との間に聲明せられ社會民主黨が第一回の軍事費に投票した。獨逸の國は戰時中安んじて卑屈なる官許労働團體奉仕に信賴し得た。労働組合は其訓練せる活動を戰時特別なる社會労働に局限して好戰的資本家を悦ばせた。一九一六年強制的労働法が陸軍大臣と組合の領袖等の商議を経て起草せられた。徴兵の爲中央集權派組合は一九一四年の二百五十萬から一四年末百五十萬に減じ一六年百萬未滿に減じ、一九一三年末の收入八千二百萬馬克は一六年末三千四百萬馬克に激減した。然しこの因循姑息な保守的労働組合の形骸の下に革命的戰闘的新興勢力が擡頭し、内外の戦線(國境と工場)に於ける労働者の間に反政府熱非戰争熱が昂まりつつあつた事は見逃せない。此間御用派社會民主黨と反政府派獨立社會黨と決裂し、後者中の極左翼スバルタクス團は新労働者の力を背後にして革命的煽動に力むる所があつたので、永き戦ひを忌み平和を熱望する民衆の反政府的非戰争的不平は刻々革命的氣運を昂まらせた。一九一八年一月の地國労働者の同盟罷工は獨逸に蔓延し、政界では社會黨員が豪闊に連つた。十一月キール軍港の暴動は俄然全獨

逸動亂の口火となり全獨逸の反亂となり民衆の意氣は明に徹底的革命の遂行を指した。伯林労働兵會が一切の權力を掌握し、獨逸皇帝は廢位され、革命後約變せる社會民主黨と獨立社會黨が政府を組織した。然し前者は漸進的政策を採つて憲法會議召集を主張し後者は急進的に労働者獨裁を主張し、遂に分裂を見たが政府の方針は飽くまで妥協的漸進的社會化に過ぎなかつた。労働兵會は公然社會主義共和國の建設を主張しプロレタリア獨裁を叫び、革命の効果を完成せんとして是に對抗した。スバルタクス團は動もすれば新制度に慣れ平和を來めんとする民衆を警め妥協的憲法會議を排し、労働ロシアとの條交を勧めプロレタリア革命の遂行に焦慮した。政府は民衆運動の武装解除を斷行し、獨立社會黨は連袂政府を辭し、スバルタクス團は益々左傾し、再び騒然たる物情を現じ始めた。一九一九年一月果然アイヒホルン事件を中心に伯林に於て政府軍とスバルタクス團の市街戰が始まり、忽ちエッセン、デュッセルドルフ及その他の都市に波及し全獨逸が動亂の巷となつた。然しスバルタクス團の壯圖も既に時機を失しリープクネヒト、ローザ・ルクセンブルグ外數多の犠牲者を出して挫折し終つた。伯林暴動鎮壓

後直ちに召集せられた國民議會は、社會民主黨、カトリック派、中央黨の聯合内閣を決定したが約束せられた労働兵會組織の準備は顧みなかつた。此後労働兵會内の權力復活を望み労働者兵卒の罷工暴動は絶えず繰り返へされ、遂に八月新政府をして徹底的労働者會議案を通過せしめ、獨逸に於ける暴動も全然終熄した。七月新憲法の制定發布と共に全獨逸が水平に歸し、二十年三月のカップの反亂と、六月國民議會に於ける左黨社會主義者の動搖とは其僅少例外である。【革命後及び現在】 一九一九年六月より七月に互るニールスベルヒに於ける労働組合大會は、獨逸労働組合大聯合會の設立を決議し全般委員會に代らせた。是に加盟せる組合數五十二、組合員數八百五十萬を算した。一九一二年末は人員約七百三十三萬、二萬三千六百個の支部に分れ百六十一萬人の労働者を含んでゐた。組合中最も有力なる者は金屬工組合約百六十萬人、農業労働者組合はに次ぎ工場労働者運輸労働者礦山労働者が順次に是に従ふ。其機關紙として週刊コレスボンデンツブラットを有してゐる。組合は職業別或は産業別であり熟練工不熟練工男工女工を等しく包含してゐる。新組織は従來の地方労働組合會

を廢し地方組合會を以て代へ純然たる組合事務を管掌せしめてゐる。組合大聯合會の代表者選舉は各單位一萬人に就て一人を三年毎に選出してゐる。大聯合會は十五人の執行委員を選び、半年毎に開かれる各組合の代表者會議に事務を報告する。

因に、ヒルシュドンカー職業組合は、一九一八年末の統計に依れば組合員十萬、千七百二十八の支部を有し、基督教労働組合は戦後中央集權派組合と合併したが競争中會員増加して百萬に達し支部約一千を有する。尙獨逸革命中一度組織せられた勞兵會は、政府に由つて次第に去勢せられた事は上述の通りであるが、尙一九一九年四月勞兵會第二大會は遂に社會民主黨の提案に従ひ、是を以て勞資の協調機關たらしむべきを決議し、以後多少の曲折を経て労働會議案は遂に國會を通過し、労働協調機關の成立を見た。

斯くて獨逸労働運動は、戦争以前の狀態に後戻りせる観がある。

獨逸社會主義運動 (ドイツシャカイ)

【概説】 獨逸の社會主義運動は、一八四八年の騒亂を期として科學的社會主義運動に第一歩を進めた。此大轉機に際して獨逸に二人の運動者並に學者が産れた。それはラッサレと

マルクスとである、前者の労働者綱領は後者の共産黨宣言と共に、科學的社會主義の黎明期の運動を象徴するものである。

一八四八年の革命の失敗は獨逸に於ける共産主義者の前に恐るべきクーデターとなつて現はれた。即ち一八六二年ウキルヘルム一世は議會に大高壓を加へんが爲めに、ビスマルクを擧げて總理大臣とした。ビスマルクの威壓は忽ち顯はれて憲法を蹂躪し、豫算を無視して兵制改革を斷行した。茲に於て全國民の輿論は進歩黨に集り、同時に獨逸の労働階級も亦進歩黨の後援者となつた。かくて一方には急進的労働階級を基礎とした社會民主黨が生れ、ラッサレの社會的運動がこの前後から開始されたのである。

【ラッサレの運動】 一八五二年頃には英及び佛に於ては社會主義運動が鎮靜期に入つてゐたが、獨逸にては反之意義多き社會主義の運動が擡頭して來た。獨逸社會主義運動に於ける最も重要な人物はマルクス、エンゲルス、ラッサレである。中でも特にラッサレは獨逸に於ける社會民主主義運動の創始者として、歴史上に記録せられる最初の人である。ラッサレの社會運動の始まりは一八六二年である。同年彼はベルリン市外オラニエンブル

ヒの手工業組合で、有名な労働者綱領を發表したが、此綱領に於けるラッサレの立場は共産黨宣言に於けるマルクスの立場と同一である。この當時、獨逸労働者間に發芽した急進的思想は進歩黨の政治に飽足らずして廢然としてラッサレの下に集つた。一八六三年のフランクフルト労働大會は、大多數を以て彼を迎へた。かくてラッサレの運動は、逐日普遍的となり、同年五月彼は全獨逸労働者同盟を創立し、自ら其總裁に選ばれた。其黨則の第一條は其成立の根本目的を明かにするものである。曰く「獨逸労働者階級の社會的利害は普通直接選舉法に依てのみ、完全に代表せられ、又社會階級の軋轢は是に依つてのみ排除し得らるゝといふ確信に基き、同盟は平和適法的手段に訴へて普通平等直接選舉法の實現を期す」と。黨員は次第に増加し行き、ラッサレは辯論及び著述に全精力を捧げ、就中ロンスドルフに於ける彼の演説は深く會衆を感動せしめた。然るに一八六四年八月廿八日の朝ヂエネバの近郊カールジュに於て、この一代の熱血漢ラッサレは戀の爲めの決闘に破れて永眠した。

【獨逸社會民主黨】 ラッサレの全獨逸労働者同盟の成立と時を同じくしてフランクフルト

に労働組合の聯合會が成立した。この團體は、最初ラッサレ派に對する反對運動として生じたもので、頗る微温的な内容を有してゐたが次第に急進的な形を帯びて來た。この運動の中に二人の中心人物がある。一はリーブクネヒトであり他はペーベルであつた。この聯合労働團は一八六五年普通選舉要求を宣言したが、その後次第に左傾し政治的には民主主義を執るが經濟上には社會主義を容れた。

一八六八年のニルンベルヒの大會でインターナショナルに加入すべきことを決議した。一八六九年、この團體はアイゼナッハの大會を経て「社會民主黨」となり、此處に兩個の社會黨が獨逸に出現した。

【兩黨合同とゴータ綱領】 この兩黨の合同融一に就ては兩派から屢々論議されたが種々なる障害のために久しく實現されなかつた。處が遂に一八七五年ゴータ大會に於て始めて兩黨の結合が成立し、新に獨逸社會主義労働黨が生れた。この大會の出席者は二萬五千と稱せられ、その中九千人はマルクス系の社會主義者であり、一萬五千人はラッサレ系の者であつた。此結合と共に發表されたゴータ綱領は社會主義史上に名高いものである。この綱領の發表と共に獨逸の社會民主主義運

動は漸く一つの勢力に統一された。一八七七年には獨逸社會主義労働黨は十二人の議員を下院に送つた。而してベルリンを始めとしてライン地方には社會民主主義の宣傳が非常な勢を以て行はれた。從て獨逸政府の是に對する禁壓手段が現はれた。即ち一八七八年に社會主義綱領法が實施され、爲めに社會民主主義を標榜する新聞、印刷物、集會は一切禁壓せられ、黨員の罪科に問はれるものが夥しい數に上つた。然し乍ら、社會黨は隱忍自重能く決議綱領を確保し一八九〇年同法の撤廢迄約四回の總選舉中後の三回は益々ビスマルクの確信を裏切り、終に一八九〇年の總選舉には社會黨は獨逸議會内の最大多數となつて社會主義綱領法に止めをさした。

【エルフルト綱領】 一八九一年エルフルトに於ける大會はゴータ綱領に代る新綱領を採用した(「エルフルト政綱」参照)。之はエンゲルスの起草に係り社會民主主義の宣言中最も進歩的であり完全なるものであつた。ゴータ綱領が生産組合及び貸銀規則を二大標識とせるに反し本綱領は歴史的進化の過程に於て集産主義を最後の標識と認め、萬國の労働者との協同に於いて、獨逸労働者階級の自覺あり聰明なる組織せられた運動に依つて、始めて達

成せられ得べしとするものである。社會革命的急進なる主張よりも寧ろ漸進的實際的行動が反覆強調されてゐる。

【一九〇〇年以降】 爾來社會黨は議會に於ける絶對多數を確保しエルフルト綱領を遵守して本質的に何等の變化も見なかつた。然し同黨が絶對多數の威力を振ひ、官僚的資本家の國家の施設に痛烈なる批評的態度に出で社會黨の綱目を發揮したに不拘、一面絶對多數を擁する政黨として次第に微温的妥協的行動に傾くに至つたのは怪しむに足らぬ。此傾向は南部に強く北部に弱かつたが、ベルンシュタインのマルクス修正説出づるに及び修正派は急進派に對して優勢を占め、黨内に妥協的精神が横溢した。國內に労働組合、消費組合運動が激増し、是と結んで社會黨の活動は政界より教育界に擴大し、思想と實行との巧なる結合が、獨逸社會黨の特殊な功業の秘訣と考へられた。併し一九一三年社會黨の古老ベールヘルの死は黨内に急進修正派の外に中央派を生んだ。之は主としてオッポチニニストの立場から修正派を支持し、急進派を抑制して緩びんとする歩調を統整せんとする温和派である。

【獨逸革命】 モロッコ事件バルカン事件等相

次いで大戦切迫の危機を報ずる時、一九一三年獨逸政府の軍事豫算案は社會黨内の大論争を惹起した。カール・リープクネヒト、ローザ・ルクセンブルグ等の反対にも拘らず軍備擴張の新財源たるべき課税法案は社會黨多數の投票にて通過した、併し社會黨の戦争反対運動は飽く迄進行され、機關紙は極力獨逸政府の態度を非難し、英國の調停に依頼せん事を勸告したが、興奮せる國民の示威運動及び官憲の干渉に壓迫され遂に大戦は勃發した。社會黨は戦争反対の主義を抱き乍ら、少數の急進派を除いては大戦の渦流に投じて、提出される毎年の老成なる軍事豫算案に投票した。斯くて勢ひ社會黨とリープクネヒト、ルクセンブルグ、ツエトキン等の急進派の一團が決裂し獨立黨として反帝國主義を絶叫した。勿論社會黨の多數派及び少數派も論反戦争の主張を支持し戦争がその規模と慘禍を増大するに從ひ、民衆殊に労働階級の平和運動も亦熾烈を加へ、議會反対の不平が一般民衆の間に蔓延し、獨逸國に於ける労働者の一般的反戦争的職業と共に國內的不安も亦刻々險惡に超いた。終に一九一八年十一月キール軍港に起つた暴動が全國的暴動と化し、勞兵會が國內の全權を握り社會主義共和國を樹立し社會黨獨

立黨に指導せしめた。然し獨逸皇帝の退位と共に政府を組織した者は、常に革命に反対し却つて反軍國主義的運動に妨害さへ試みた社會民主黨多數派であつた。政府の勢力は三名の社會民主黨員と三名の獨立社會黨員より成る評議委員會に納められたが、社會民主黨は飽く迄進化的過程を辿り階級闘争を避けんとし、反対に獨立社會黨は一切の權力を勞兵會に委せんとしてその態度は共に相容れざるに拘らず、獨立黨はその聯合團の意圖を憚つて急進的態度を次第に曖昧にした。此時ルクセンブルグ、リープクネヒト等のスバルタクス團は飽く迄民衆による革命を成就せんとして躍起した。十二月三日スバルタクス團の全國大會は、遂に獨立社會黨とも離絶し、全會一致を以て革命的共産労働黨を組織するに決した。然しスバルタクス團の奮起は時機を失し一時は革命的精神に燃えた民衆も既に新らしい状態に慣れ始めてゐた。斯して政權を掌握せる社會民主黨の凡ゆる辛辣なる妨害と抑壓との爲に、無慘なる失敗に終るの餘儀なきに至つた。就中ルクセンブルグ、リープクネヒトの惨殺は各國共産黨就中第三インターナショナルの激憤を誘ふものとなつたのである。獨逸革命は遂にブルジョアデモク

ラシーに終り、更に第二の革命を必要とするに至つた。
【革命後の黨勢】 一八一八年の總選挙に依る結果は、社會民主黨得票一一、五〇九、〇四八獨立社會黨二、三二七、二九〇であつたが、翌一八一九年の總選挙に於いては、社會民主黨五、五三一、一五九、獨立社會黨四、八〇一、八六九、共産黨四三八、一九九となり、議席に於いては、社會民主黨百十一にて第一位を占め獨立社會黨は八十にて第二黨、而して共産黨は二例の議席を占むるに過ぎない。

土人問題 (ドジンモンダイ)

茲に土人とは荷も一國が新領土を得たる場合に於て、其領土に先入者として居住し居り、何れの國たるを問はず他國の國籍を有せざる人民を指すものであつて、其人種及文明の程度を問はないのである。西班牙、葡萄牙が新大陸の植民を初めるや單に本國に對する經濟的利益を得るに汲汲たりし結果、植民地永遠の利益は勿論植民地に於ける土人の利害の如きは顧るの餘裕がなく、專制獨裁を逞しうした。其の手段として殊に有名なのは西班牙が行つた repartimiento 及 encomiendas の兩制度であつた。前者は中年以上の土人に對して一定の貴重産物の賦義務を負はしめるもの

で、後者は土着の土人は土地と共に植民者の使役構内に移され、強制的労働に服さしむるものである。前者は殊に近頃に至る迄、諸所に實施を見、特に關領植民地及コンゴ植民地に行はれてゐた。葡萄牙も同様の政策をとつてゐた。英國人も其植民の當初に在つては敢て前二國人に劣らなかつた。捕虜を奴隷として賣買する事を公然法律を以て承認した植民地さへあつた。唯北米に移住したクエーカー教徒は宗教的見解により、さほど亂暴ではなかつた。土人に對して漸く保護の實を見るに至つたのは北米合衆國の獨立以後の事であつた。即ち土人に對し、印度人世襲地城制度 (System of Indian territory) が設けられたに始まる。

東印度に於ては、その政權が東印度會社から英國政府に移されて後に土人の利益を保護する制度が生じた。初め土人に同情あるものも様であつたフランスは中途横暴となつたが、後に其不利を悟るに至つた。佛領植民地問題中興味あるはアルゼリアである。當時アルゼリアの土地は殆ど悉く部落共有地であつて、土人の慣習上之を他に轉賣する事が出来なかつたのであるが、植民者は土地を分割して個人の所有權に移し、個人主義的所有權制度を

作つた。其間に土人の大多數は白人の惡辣手段に罹り生活の根據を奪はれた。以上の如く諸國は初め、植民地に於ける富源及努力を擧げて、本國民の利益に供しようとしたが、斯くては畢竟資源を枯渇させ、延いて結局本國の不利となる事を悟り、恒久的に植民地の資源を養成せんとするのが近時の植民政策上の主流である。然し飽く迄も本國本位である事には變りがない。

獨裁政治 (ドクサイセイジ)

【意義】 全人民の總意によらずして或特定の個人、若くは黨派、若くは階級に依つて行はるる政治は、個人黨派若くは階級の獨裁政治である。古代王權の隆盛であつた時代には君主の獨裁政治があり、封建時代に於ては武士の獨裁政治があつた。而して資本主義時代に於ては町人の獨裁政治がある。社會に於て支配階級と被支配階級が對立する間、政治は必ず支配階級の能動的意志に依つて行はれる。此意味に於いて今日までの政治はすべて、近代のデモクラシーに至るまで、或階級の獨裁政治であると謂ふ事が出来る。
【種類】 獨裁政治を分ちて個人による獨裁、黨派による獨裁及び階級による獨裁とする事が出来る。根本的政治形式としての獨裁政治

は如何なる意味に於ても許さるべきではないが、社會進化の一定の階段に於ける状態として、獨裁政治は許さるべきか否かに就ては異論がある。マルクス主義の立場を取る社會主義者は、資本主義社會から社會主義社會に到る過程として、必ずプロレタリア獨裁政治の状態を通過しなければならぬことを主張してゐる。即ちマルクスは既に千八百七十五年、ラッサレ派のゴータ綱領の批評をした手紙の中に次の如く言つてゐる。『資本主義的社會と共産主義的社會との間には一方より他方に移る革命的變革の時代がある。之は政治的過渡期に照應するものであつて、その國家はプロレタリアの革命的獨裁以外ではあり得ない』と。現代の議會政治の形式を以て、政治の極致であると思ふブルジョア・デモクラットが斯くの如き見解に反対であることは勿論である。現時の國家の行へる獨裁政治がマルクスの言つた意味のプロレタリア獨裁であるか否かに就てマルクス主義の立場を執る主義者の間に議論が交されてゐる。カール・カウツキーは露國のレニン等の行へる獨裁政治を以てプロレタリア階級の獨裁政治——即ちブルジョア・デモクラシーの如く國民中の少數者階級による政治にあらざして、國民中の大多

數による少數者の支配——ではなくして、單にプロレタリア階級中の一黨派のする獨裁政治であると看做してこれに反對してゐる。レニン派が是れに反對してゐるのは言ふまでもない。

獨占(ドクセン)

【意義】 獨占とは競争を杜絶して、獨り其の地位を占むるを云ふのである。經濟上に於て獨占といふときは或一人又は一群の團體が交易上全く競争者なく一定の物件の買手又は賣手として獨り其の地位を恣にするをいふ。故に經濟上の獨占には、販賣獨占と、購買獨占の二種類ある譯であるが、購買獨占の場合其の例甚だ少なく、從て獨占と云へば販賣獨占を聯想するを通常とする。而して獨占の地位は通例一定の個人若くは法人が占むるを常としてゐるが、併し多數人の集團も亦其の集團が當該物件の供給又は需要を獨り支配するの地位にある時は、等しく獨占の實を擧ぐる事が出来る。其他獨占の目的物としては、交易場裡に於ける普通の有形財は勿論、運輸其他の勤務並に各種の勞務等荷も交易の目的物である物は、悉く其の目的物たるを得るのである。

【種類】 獨占には前記の如く販賣獨占、購買

獨占の區別があるが尙此の外に、獨占權發生の由來、有效區の廣狹、存續期限の長短、獨占業其のものゝ種類並に獨占的實權の強弱等に從つて種々に區別せられる。以下重要なものを擧ぐれば

- (1) 自然的獨占と人爲的獨占 自然的獨占とは獨占の原因たる物件の存在が自然的に稀少な場合に其の物件の所有者が供給者として獨占の地位に立つ場合を云ふ。人爲的獨占とは之れに反して、秘密の技術、多數同業者の聯合又は國家的制度等の人爲手段によりて設定した獨占を云ふのである。
- (2) 一般的獨占と地方的獨占 一般的獨占とは獨占の權力の及ぶ區域が廣く交易の行はるゝ區域全體に互るものを云ひ、地方的獨占とは其の獨占の實權が單に一地方の區域内に限りて有效なるものを云ふ。
- (3) 永續的獨占と一時的獨占 自然的獨占は同種物件の新源泉の他に發見されない限り、常に又永久的獨占であるを例とし、政府專賣、其他の他の期間を限定しない國法規定の獨占も亦等しく永久的のものである。此の種の獨占を永續的獨占と云ひ、之れに反して、專賣特許の如き定期の國家的特權並に幾多の企業聯合の獨占等、其性質上獨占の一時的なるもの

を一時的獨占と云ふのである。

- (4) 生産上の獨占と商業上の獨占 生産上の獨占とは生産者自ら獨占の權力をも行使する場合を云ひ、商業上の獨占とは獨占權が生産物販賣の媒介者たる商人に依つて利用せらるゝ場合を云ふ。商業上の獨占は由來商人が獨占の利益を獲得する爲め、投機的に設定する一時的の人爲的獨占に多く見る所であつて、「リソング」又は「コーナース」として知らるゝ所謂獨占の如きは其の著しい例である。
- (5) 絶對的獨占と相對的獨占 絶對的獨占とは一定の個人又は團體が全然市場を獨占して他に全く競争する者のない場合を云ふのであつて、相對的獨占とは、獨占者に對して市場に多少の競争し得るものもあるが、其競争者は生産又は販賣の條件不利なるが爲めに、到底對等の競争を爲し得ない場合に於ける獨占を云ふ。故に相對的獨占は嚴格な意味に於ては獨占と稱し得られない。
- (6) 購買獨占 購買獨占とは、所謂自然的の獨占でなく、概ね國家的制度又は地方的若くは社會的關係から生ずる人爲的のものであつて、國民經濟上に於ける效果も亦重大なものでない。

【獨占と價格】 理論上より見れば、獨占者は

需要者の支拂能力によつて制限さるゝ外、價格の形式に就いて完全なる自由を有するが故に、購買者の支拂能力の許す範圍に於て、其の供給物件の價格を引上げ、總賣高の上に於て最大の利潤を生ずべき價格の何れの邊に存在するやば正確に算定し得られない。從つて大凡の見込によつて任意に供給高を定め、なるべく高價にこれを賣却せんとするを常としてゐる。此獨占的傾向は資本主義制度の發達に伴うて益々助長されるのである。「トラス」ト「カルテル」等の組織は其の主なる實例である。各國政府は多少これ等の組織に對して制限策を講じ、單に利益が一部の人の手の中にのみ壟斷せられることなく、社會一般に普及せしめらるゝよう努めてゐるが、到底十分な効果を擧ぐることは困難である(「トラス」ト「カルテル」參照)。

同盟罷業(ドローミーヒギョー)

同盟罷工(ドローミーヒョー)

【意義】 一企業又は多數の企業に於ける労働者が同盟して同時に其の作業を停止し、當該企業經營の進行が其爲めに妨害せらるゝか若しくは全然停止せらるゝに至る時は、労働者の其休業を稱して同盟罷工といふ。一に又同

盟罷業、又は労働中止、又はストライキとも呼ぶ。其目的は主として(一)賃銀減額反對(二)待遇改善要求(三)監督者反對等が擧げられるが(四)時としては自家直接の利益を目的とせずして單に他の同位者に後援を與ふるの目的に出づる事もある。直接の目的は以上の初志を貫かんとし資本家を屈服せしめんとするのであるから、其手段に隨伴する殺傷等の現象が目的でない事は勿論である。

同盟罷工に對し資本家側は工場閉鎖閉出又は一般解雇を行ふ。又多數企業家が同盟して所謂同盟解雇を行ふ事もある。

【沿革】 十八世紀の末葉から十九世紀の中葉に至る間に起つた産業革命の結果として、資本の集中が行はれ大工業が現はれ、多くの労働者は農園を捨て、手工工場を捨て、都市の大工場に集つた。労働者の數は益々多きを加へ、其の間に在つて資本家は勝手氣儘に労働條件を決定する事が出来た。之に對抗するには労働者は是非團結しなければならぬ事が自覺せられ、此所に労働者は團結して運動を試みることを始めた。英國の労働者が最初採用した手段は、自分達の不平を議會に請願し政治家によつて其救済を求めようとしたのであつたが、然し議會は漸く明瞭に自由主義を意

識的に採用する様になり、契約の自由を尊重するといふ名の下に、この労働者の要求を無視して、資本家の虐使の下に放任するに至つたのである。労働者は古い「公平法」などにより保護を受けんとしたが之も絶望であつた。残る手段は團結して罷工の手段に出るより外なかつた。然し此労働者の團結に對する官憲及世間の態度は非常に壓迫的であつた。一七九九年一八〇〇年には一般的の禁止法さへ出た。かくして長い苦闘を續けた後、漸くにして英國の労働者が同盟罷工をする權利を得たのは一八七五年の事である。以後漸次に労働者の罷工權は歐羅巴諸國に於て認められて來たのである。我國に於ては法律上未だ認められて居ない。然し我國に於ても諸外國と同様労働者の資本家に對する唯一の武器として同盟罷工は盛に起つてゐる。一工場内のみ行はれる事もあるし同一産業を通じて行はれる事もあるし、各種の職業に従事せる労働者が全國的に行はんとする事もある。然し其の資本家を脅す力、及び社會の根本的改革に對する貢獻の程度については、疑を挟む人もないではない。

諸外國の同盟罷工の状態を一々説明する事は困難であるが、概して同盟罷工は國民性に比

例するものといはれる。佛蘭西では曲折多く、サンヂカリズムの人々は之を政治的に使用する事を極度に排斥してゐる。米國は激動的で、一九〇三年の如き三千六百件の同盟罷工をやつた。英國は大規模である。最近大きい罷工として有名なるは米國の鐵道従業員のそれと、英國の三角同盟の動かんとしたる炭礦従業員のそれとである。一般に、同盟罷工は經濟界の好景氣と平行して激烈となり、不景氣につれて減少するが、不景氣に於て一層盛となる場合も有る。

【日本の状態】 日本に於ける同盟罷工は明治三十七年七月「労働組合期成會」が出来た年から數へて、明治四十四年まで 三百〇二件あつた。表示すると次の通りである。又最近六ヶ年の統計も參考の爲めに表示しよう。

年度	件數	罷工人員
明治三十年	三二	三・五一〇
同三十一年	四三	六・二九三
同三十二年	一五	四・二八五
同三十三年	一一	二・三一六
同三十四年	一八	一・九四八
同三十五年	八	一・八四九
同三十六年	九	一・三五九
同三十七年	六	八七九

同三十八年	一九	五・〇一三
同三十九年	一三	二・〇三七
同四十年	六〇	一一・四八三
同四十一年	二四	一四・二一四
同四十二年	一八	七二八
同四十三年	九	二・四三六
同四十四年	一七	—
計	三〇二	五八・二五一
最近六ヶ年の統計		
大正三年	五〇	七・九〇四
同四年	六四	七・八五二
同五年	一〇八	八・四一三
同六年	三九七	五七・三〇九
同七年	四一七	六六・四五七
同八年	四九七	六三・一三七
同九年	二八二	三六・三七一

奴隷問題(ドレーモンダイ)

【意義】 奴隷とは法律上より見れば法律行爲の主體たるを得ないと同時に、經濟上より見れば自由意志に依り自己の勞力及び財産を處理する權限を有しないものであつて、殆ど一箇の物と等しく其の持主たる主人の手に生殺與奪の權を掌握された人間を謂ふ。奴隷は夙に希臘及羅馬其他の古代文明國に存在し、且つ人類の社會發達の或階段には必ず存在した

のであるが、近世に於て其旺盛を極めたのは新大陸發見後に起つた植民地の黒奴に如くものではない。されば現在に於て奴隷問題と言へば直ちに此植民地に關係ある奴隷の問題を意味することゝなつた。十五世紀の末新大陸及び喜望峯航路の發見以來歐洲諸國が競つて新領土を發見し其の富源の開發獲得に志したとき先づ第一に必要を感じたのは勞力の供給であつた。然れども熱帯地方の勞働は白哲人の能く堪へる所でなく而も土人の勞役意の如くならず、其の供給が不十分であつたから茲に亞非利加の黒人を輸入し之を奴隷として使役するの止むなきに至つた。黒人は新大陸發見當時から十九世紀の初期に互つて植民地勞力の最も重要な部分を占め植民政策と分離すべからざる問題となつた。しかし人類を奴隷として使役することが常に人道上看過すべからざる事柄であるのみならず、強制的勞働は經濟上必ずしも有利なる方法にあらざることが明かとなり、十九世紀の中葉に至り奴隷制度は遂に崩壊した。

【解放以前に於ける狀況】 黒奴賣買及び使役の先鞭者は葡萄牙で、十五世紀の後半すでに黒奴を輸入した。しかし黒奴に對する急激なる需要は新大陸の開拓と共に其度を増した。

土人虐待の慘狀は女王イサベラの聴く所となつて、コロンブスを招還してその非を責め、土人でも基督教に歸依するものは、全く自由の權利を享有し得ることゝした。けれども當時の植民者の眼中には一の人道もなく、事實は依然として土人の虐待を持續した。反之西班牙政府は黒奴賣買を公許したから植民地に於ける勞力は黒奴に俟つことになり、國王及び特許者は盛んに黒奴を新大陸に輸入し莫大の利益を壟斷した。最初植民者は公許を得て初めて黒奴を使役することを得たが後には自由に之を使役することを得るに至つた。而して植民地に於ける黒奴輸入權は當時の政府にとつては一種の財源であつて、或は之を私人の手に租借し政府は租借料を得るに甘んじたこともあつた。西葡植民地では最初は別に黒奴に關する嚴密なる規則も設けられず黒奴は雇主に對して純然たる主従的關係を保ち、其の待遇は必ずしも殘酷でなかつたから他國植民地に於けるが如く一揆暴動も比較的極少であつた。英國人も奴隷貿易には夙に關與し十六世紀の中頃以來英國貴族を先頭として西部アフリカから新大陸に向つて黒奴の密輸入を營んだ。英領植民地に黒奴が使用され始めたのは一六一九年である。一六六二年に至つて

は「ローヤル、アフリカ」會社に對して黒奴輸入の獨占權を與へ且つ初めて黒奴規則を制定した。この規則はその後屢々増補せられたが、黒奴の自由を束縛すること頗る大であつた。英領西印度にも甘蔗栽培のために頗る多數の黒奴が使役せられたがその待遇は一層酷烈であつた。蓋し西印度では黒奴の供給大なると同時に代價も安かつたので栽培者は黒奴の壯年時代を遺憾なく酷使して老朽に至れば棄て、之を顧みず、其の給養の薄きが爲に遂に餓死に至つたものが多かつた。主人は殆ど生殺與奪の權を黒奴の上に振ひその虐待は他に比を見ざるほど甚しかつたから英領西印度に於ては一揆暴動が絶え間なく起り、其鎮壓手段も亦酸鼻の極に達した。佛領西印度諸島にも多數の黒奴を使役し政府は黒奴輸入獎勵金すら設けた有様であつた。しかし該地方に於ける黒奴の待遇は之を英領植民地のそれに比すれば尙餘程寛大で、一六八五年に黒人法なるものが設けられて奴隷の殺傷を禁じ、衣食の給與、癩疾者の給養義務を規定するのみならず、自由の身となつた黒人は佛國人同様の權利を有する事を定め、且つ奴隷法に違反した主人に對しては五百法の罰金を課する事とした。和蘭人も夙に黒奴貿易に従事したの

みならず自國領植民地や、ことにスリナムに於て多數の黒奴を使役し、その待遇頗る酷烈を極め政府の禁制をも顧みず植民者は事實上奴隷の生殺與奪權を握つた。されば該地方に於ては黒奴の逃亡反抗絶ゆることなく、そのため拓殖事業を阻害せられた事も少くなかつた。

【奴隷廢止願末】 未だ十七世紀の間に於ては各國政府は奴隷を必要缺くべからざるものとす外、奴隷使役が人道に反することに想到するものなく學者も之を理論上正當とする者が多かつた。しかし他方に於て之に反對する者もあつた。十八世紀に入り、ロック、モンテスキュー、ヴォルテール、ルソー、チクルゴ、アダム・スミス等が輩出して奴隷制度が人道上自然法上、將た經濟上非なることを唱道するや、漸くこの問題に注意するものが増加して來た。佛國に於ては一七八七年に黒友會なるものが組織され人道及び自由平等主義に基いて黒奴廢止運動を開始し本國の輿論を喚起すると同時に、植民地の人心を煽動し、無儀苦闘の結果遂に佛國政府をして、一七九三年黒奴輸送補助金を停止すると共に佛國人の奴隷賣買に従事するを禁じ、黒人も全然白人と同等の地位に立つべきことを是認するに至ら

しめたが偶々一時西印度諸國が英國の手に歸した爲めに之を實施するの違なく、次いでナポレオンが政權を握るに及んで植民地に於ける黒奴制度の復活を見るに至つた。英國に於ても夙に宗教家及學者にして黒奴反對の議論をする者があつたが、漸く議會の問題となつたのは十八世紀の末葉である。一七八七年クラークソン等の奴隷買廢止同盟會は佛國の異友會と協同して奴隷反對運動を開始し、奴隷貿易業者の激烈なる反對にも拘らず、一七八八年奴隷輸送取扱方法改正案が兩院を通過して實行されるに至つた。奴隷買廢止の全廢は下院をすら容易に通過しなかつたが、カンニング等の志士の多年の奮闘が終に奏効して一八〇七年に至つて奴隷買廢止案は兩院を通過し實施を見るに至つた。北米合衆國は曩に奴隷の輸出を禁止したが後には輸入も禁止した。英國は他に卒先して奴隷買廢止を實行したが當時尙ほ英國國民で奴隷密貿易に従事する者が少くなかつたのと、他國中には英國の奴隷買廢止は敢て正義人道よりするに非ずして、其實他國植民地の發展を阻害するを目的とするものだと非難するものがあつたので、誠實ある英國の志士は憤慨して一八四四年巴里及維也納萬國平和會議に於て奴隷買

買廢止の必要を鼓吹し、其結果一八一五年歐洲八大強國の代表者相會して奴隷買廢止に關する根本的同意を見るに至つた。しかし猶爾・佛・西・葡三國は自國植民地の必要上之が實施を欲せざる有様であつた。英國に於てはブックストン、ピール卿等の熱烈なる運動に依り、偶々一八三一年ゾアマイカに起つた奴隷の大暴動に對して天下の同情が集まつた事と相俟つて、一八三三年五月奴隷廢止法案は議會の協賛する所となり、同年八月法律として制定發布されるに至つた。佛領植民地も奴隷制度全廢を見るまでには幾多の曲折を経た。一部の人士殊に植民地に利害關係を有する者は極力奴隷廢止の不可を主張し、政府も亦依然黒奴の輸入を默認してゐたが、大勢は漸次奴隷同情、隨つて奴隷全廢の傾向を生じ、遂に一八三六年には奴隷に對し土地所有權を認め、體身の理由を與へんとする議案が議會に提出された。一八四七年再び議會の問題となるや、當時佛國革命の氣運に乗じて之を可決し、一八四八年遂に奴隷解放の實行を見、佛領植民地に於ける二百五十萬の奴隷は自由の身となつた。英佛兩國が奴隷解放の例を示したので、其の他の諸國も亦是に倣ひ、葡領植民地は一八六九年、蘭領植民地は一八六三

年、北米合衆國南部諸國は一八六三年乃至一八六八年(南北戰爭の結果)西領植民地は一八八一年、普魯西は一八七一年乃至一八八一年に於て奴隷廢止を實行するに至つた。今やマホメット教國を除く外、苟も文明國及びその領地に於ては、最早奴隷制度を認める所は無いこととなつた。

動産銀行(ドーサンギンコー)

【意義及分類】 動産銀行とは主として公債、社債の發行、會社の創立併合等に關する業務を營み、自己の計算を以て株券の賣買に従事し、時には自ら事業經營の任に當り、其の資金を運用する一種の銀行を云ふ。それであるから動産銀行の營む業務は凡て投機的危險の分子を含んでゐるのであるが、此等の業務の外、尙普通の預金銀行の行ふ業務をも併せ行ふを常として居る。動産銀行の名稱は、恰も不動産に關する信用の業務を主として行ふ銀行を不動産銀行と云ふが如くに、動産に關する作用業務を主として營むが故に附與せられた名稱であるが、動産銀行も亦夫と同時に、營む業務の見方の異なるに依つて或は證券或は設立銀行、或は發行銀行、投機銀行等の名稱を附せらるゝこともある。歐洲大陸諸國は別として英國の如く銀行とし云へば直ちに預

金銀行を指す所にあつては動産銀行と同一の業務を營むものを金融會社或は信託會社と呼んで普通の銀行と區別してゐる。

【沿革】 動産銀行は、經濟事情が漸次に發達して株式の募集をなすにも、公債社債の發行並に其の借換をなすにも資力の豊かな仲介者を必要とするに至つた結果生れたものである。其の起源としては、一七一六年ゾ・ンロールによつて佛國巴里に設立されたる銀行、一七七二年普魯西のフリードリッヒ大王によつて創立せられた銀行等を擧げ得るが、前者は紙幣の發行を主なる業務とし、後者は危險な事業に關係せぬから、純然たる動産銀行であると云ふことはできない。其の純然たる動産銀行の起源は一八二二年白耳義ブリュッセルに於て始めて設立せられ當初は Société Générale des Pays-Bas といふ後、Société Générale Pourfavoriser l'industrie nationale と改稱したもの求めなければならぬ。この『ソシエテ、ゼネラル』は今日も猶存在するものであるが、これは單に動産銀行の起源をなしたばかりでなく、債券を最初に發行した動産銀行であつて、國王ウキリヤム二世によつて創設せられ、二千萬『グンテン』の債券を發行する權利を附與されてゐた。この銀行に次

いで盛んに投機事業に従事し、純然たる動産銀行として一時大いに著名であつたものは、一八五二年巴里に於てペレールによつて創立せられた動産銀行である。

我國に於ては有價證券の賣買に従事する動産銀行の如きは甚だ危險なものであるとの考が一般に行はれて居り、且公債の發行に就ても株券の募集に付ても、少くとも今日迄はまだ資金の豊富なる引受人を必要とすることがさまで緊要でなかつた爲め純然たる動産銀行が生れる程度には達してゐなかつたのである。

併し經濟事情の發達進歩は勢ひ動産銀行の業務を行ふものを必要とし、最近に於て普通銀行若しくは資本家、其の聯合團體、『シンヂケイト』等によつて引受の業務を行ふの氣運に向うてゐる。我國の銀行中最も動産銀行に近似せる銀行を求めらるるなら日本興業銀行であらう。

【利害】 動産銀行の經濟上に及ぼす影響に就いて、一般的思想は少くとも動産銀行を以て極めて危険なものとなし、甚しきに至つては、經濟界に投機の氣風を奨勵し、經濟界を攪亂するものであるとしてゐるが、既に獨逸の經濟學者たるワグナー自身も認めてゐる如く、動産銀行は今日の如き私有財産制度に基いて

るる經濟組織を有する時代に於ては、其の存在を否定する事が不可能である。且つ獨逸に於ける動産銀行の如く動産銀行の業務を行ふ傍ら普通銀行の業務をも行ひ其の經營方法宜しきを得せしむるならば強ひて有害のみならず斷ずることは出来ぬ。却つて經濟上甚だ有益なるものとしなければならぬ。要は一國の銀行制度を利用する者の知識、並に道德的觀念の如何によるのみである。

動産税(ドーサンゼー)

凡て一般財産税はこれを類別して不動産税と動産税の二つに分ける。前者は不動産に賦課する租税であり、後者は動産に賦課する租税をいふのである。所謂動産とは様々の種類を包含するも、大體に於て轉轉し得るものである。家具、家屋は勿論、中央及地方公債、社債、個人的貸借證書、差引勘定、年金、利子等の如きものである。我國の租税中、不動産税としての地租はあるが、動産税に至つては、これに相當する税目がない。唯、所得税中に國債、貯蓄、債券及社債等の課税物件として使用せられつゝあるを見るのみである。かくして一般財産税の性質を考ふるに、該税は不動産及動産よりの收入を税源として賦課するものであるから、こ

れを収入税、更に詳しく云へば、不動産収入税及動産収入税と云ふべきである。更に其の所得税と異なる點を擧ぐれば、所得税は不動産より来る収入又は企業或は動産より来る収入との間に區別を設けることなく、之を各個人の人全收入として、其の所得に賦課するものである。而して、不動産収入税及動産収入税は其の収入の種類を區別して課税する。故にこれを特別収入税とも稱することが出来る。それであるから、動産税は動産を課税物件として、其の収入を税源として賦課する租税であるといひ得る。

道徳統計(Doitトクトーケー)

【意義】道徳統計とは一般道徳的行爲に關する社會現象を觀察する統計である。而して其の觀察の對象は人の一般的行爲であるから、單に人口數量の方面を觀察する所の人口統計とは斷然區別あるが如くにして、而も密接な關係を有して居る。即ち殊に離婚の如きは道徳統計として取扱ひ得らるゝのみならず、更に適切に人口統計としても取扱ひ得べきもの又取扱はるゝものである。

【分類】道徳的社會現象に二つの方面がある。一は積極的行爲であつて他は消極的行爲である。右の中、積極的道徳行爲即ち慈善事

業、又は社會改善に關する公共事業等の觀察は、漸く社會に知られたる一部分のみに限られて、其の知られざる事實の全部に及ぼすことは該行爲の性質上困難であるから、普通所謂社會の道徳統計とは消極的道徳行爲に關する一般社會の觀察及び調査であると云つて妥當であらう。而してこの消極的道徳行爲として觀察せらるべき主要なる事項は(一)自殺、(二)私生兒、(三)離婚、及び(四)犯罪等である。

同族結婚(Dröngケケッコン)

同族結婚とは同一の氏族又は同一の血族者の間の結婚をいふ。古代に於ては一般に行はれ之を強制した國又は時代もあつたが、次第に異族結婚即ち族外結婚に移つて行き、現在では大抵同族結婚を排してゐる。我國に於ては三等親内の近親結婚を禁じてゐる。又朝鮮の如く同姓間の結婚さへも排される程嚴重な慣習となつてゐる所もある。

然し現在に於ても、野蠻人種の間には猶未だ同族結婚が堅い規則となつてゐるものが、かなり多い。例へば中央アメリカの種族に行はれ、南印度イェルカラス族に於ては母系の叔父は自分の子の妻として姪を要求する權利を有する。又カレン族に於ても近親結婚が普通

である。ホツテントット族も族外の結婚は決してやらぬ。又ニュージラランドのサンドウィッチ島にも行はれてゐる様である。然し野蠻人種のみならず我が日本に於ても、山間僻地の民族間又は特殊民族間に於ては、或は交通不便の結果、或は氏族の誇として或は周囲の輕蔑の結果として尙ほ同族結婚が行はれてゐる事は明かである。歐洲諸國に於ても部分的に未だ此の古代の習慣を保持してゐる氏族がある。例へばイギリスのサウザンプトンの近くのイッチンフェリー、或はポートルランド島、ヨークシャーのペンザム、マウンツベリーのマウスホールやニューリン等の漁村に行はれ、フランスに於てはローアール・アンフェリユールのル・ブローシの近くのバツツ或はブレターニユの中央諸郡を擧げる事が出来る。其他諸國に行はれ枚擧げない。同族結婚から異族結婚に移り行つた理由に就いては事實上の研究が必要であり學者の説も必しも一致してゐないが、思ふに征服後の同化の必要、交通の發達の結果等を擧げることが出来るやう、同族結婚の利害に就いては諸説異々であるが現在に於ては有害説が有力である。

E

江戸(エド)

【經濟的略史】江戸(即ち今日の東京)の名は古くより現れてゐるが、我國經濟史上に重要な地位を有するに至つたのは、徳川家康の入國に始まる。關原戰後、家康天下の權を握るや江戸は政治上の中心となつた。慶長八年、家康は新開地たる江戸の根本的市區改正を施し、同時に伊勢の商人、京坂の商人、近江商人等に移住せしめ、之に伴ひ諸國の人が續々來集して、漸次都市的發達を見るに至つた。是より先家康は諸國の街道を修築し、一里塚を作り、慶長八年日本橋を架し、翌年之を内國里程の原標とし關東交通の中心とした。慶長十六年諸國の賦税を悉く江戸城に納付せしめたが、之より江戸と諸國の運輸の途が大に開けた。元和六年淺草米賣を建てた。けだし米價騰貴の際、之を開いて物價の昇騰を防がんとしたのである。慶長十七年駿府にある銀座を江戸に移し、又銀座を置いた。

當初、關東地方には永樂鏡が専ら行はれてゐ

たが、その通用を禁止し、凡ての物價は金で以て本位とした。關西の銀本位と異なる所である。金銀座既に置かれた後、明曆二年には更に銀座を置いた。これより金銀座の相場を建て、兩替をなす者漸く出で、その發達につれて大いに金融を助けた。是より後、天明の大風洪水の結果、江戸の米價大いに騰貴し、一般の市民窮乏甚しく遂に『天明のうちこはし』なる騒擾を惹起した。又此の頃に至り、名目銀なる貸附法が始まつた。後、寛政三年に至り淺草に町會所を建て、市民救済の法を講じた。天保の末に至り一般の物價が騰貴したが、其の原因は十組問屋の占賣にありとの説があつたので同十三年一般の間屋組合を停止し同業組合の制を禁止した。然し其結果金融過剰し商業の不振を來したので、嘉永四年更に問屋株式を再興した。

【政治的略史】江戸の市政は初め家康麾下の士をして支配させてゐたが慶長六年初めて町奉行を置いた。同十三年奉行所を南北に分ち奉行二人を定め、市内の行政司法及警察を司らしめた。奉行の監督の下に町年寄あり、政令の頒行、名主の進退其他官民の間に立つて一切の市政を取扱つた。町年寄は俗に三年寄といふ。天正十八年、楳氏、館氏、喜多村氏

是に任せられ以來世襲となつてゐた。年寄の下に名主あり、草分、古町、平、門前、の別があり、町中の事を支配した。その管する所一二町のものあり或は二十二三町に渉るものあり或は二人にて月番年番に交替するものもあつた。幕府の中央集權の實態に及び、寛永十九年江戸に諸大名の邸宅を起し、人質に擬して其妻子を居住せしめ、藩邸には留守居役を置き諸侯をして參勤交代せしめた。此事は素より幕府の重大なる政策として行はれた事ではあつたが、其の副産物として人口の増大、日用品の需用増大、工・商人の江戸集中、地方との交通の發達を來たした。

營業稅(エーギーゼー)

【意義及性質】營業稅の意義を説明するには先づ營業の意義を説明せねばならぬ。營業(Cewerbe)は廣狹二義を有し狹義に於ては單に工業のみを意味するに過ぎないが、廣義に於ては凡ての獨立したる繼續的の企業を包含し其範圍頗る廣い。然し營業稅の場合には通常、農業、狩獵業、漁業、森林業等は包含させない。農業は理論上一の企業には相違ないが、實際上、農業に對して、地租のうへに營業稅を並課する事は煩雜であるし、地租は早くより發達し其主なる負擔者は農業者である

故、其後に發生した營業税は自然農業者を除外したわけである。

【營業税の範圍】營業税は營業の收入に對して課する所の租税をいふのであるが、其の範圍が廣汎漠然たるものであるから、實際上は營業の種類を列挙して其の範圍を確定するのが普通である。従つて理論上の營業は實際に營業税を課せられる營業とは必ずしも一致しない。營業税は其の性質上收益税の一種に屬する。何となれば營業税は營業的企業の收入に課するもので、其の營業即ち課税の客體は課税の主體と分離して存在するを許し得るからである。然し見方によつては收益税の限界に位するといはれる。何となれば營業は常に資本と共に、人の能力に待つ所が大であるからである。故に學者は皆營業税を収益税或は物税(Erlössteuer Realsteuer)の一種として數へるか、又所得税的物税(Einkommenartige Realsteuer)とも呼ぶのである。營業税と所得税との關係はかなり重大な問題である。營業税は全然獨立したる租税として認むべきか、或は所得税の補充として認むべきかといふ問題が是である。實際上諸國の立法は多く後者を採用してゐるものゝやうである。

に純收入に對して課税するものであるが、此の純收入を分析すれば二個の要素より成立せる事を見る。即ち營業資本より生ずるもの、及營業者の勞力若しくは能力より生ずるもの二つである。而して此二個の要素は各個の營業について其の分量を異にするものである。此關係は實際政策上、大いに顧慮する必要がある。課税標準は大別して二とする。一は外標課税法(分類課税法)といつて外形的の標準によるもの、一は純益課税法(直接課税法)といつて、直接に營業の純收入を標準として個々營業者の申告に對して嚴格なる審査決定をして之を標準とするものである。昔は多く前者により、最近の立法は多く後者に依つてゐる。

行營業税法は明治二十九年三月法律第三十三號を以て規定し爾後屢々改正せられ、最近には明治四十四年法律第三十九號を以て改正せられたるもので、別に勅令を以てする營業税法施行規則がある。其の課税法は、一般に定率税式を採り、課税標準に至つては外形的標準に依るを通常とする。

英國貨幣制度(エーコクカヘーゼード)

【沿革】英國では初め複本位制を採用してゐたが、金銀比價が他の諸國に較べて金に有利であつた爲め、銀貨の海外へ流出すること甚しく、十七世紀末に至つては日常使用すべき小額貨幣は全く缺乏する有様であつた。此處に於いて、一六九九年比價を改めて金一と銀十五半とした。更に、一七一七年、一と十五、一四の比價に改めたが銀の流出は止むことなく、實際に完全なる銀貨は殆んど其の跡を絶つた。市場に止る銀貨は何れも磨減の爲め實

價の減少せるもののみとなり、貨幣の流通は頗る混亂して來たのである。かくては到底取引の安全を期し難いので、政府は一七七四年銀貨二十五磅以上を法貨として通用せしめざる事とし、それ以上の銀貨は原價を以つて價格を決定する旨の法律を發した。その後一八一六年に至つて金單本位制が實施され、一八七〇年及び九〇年に多少の改正を経たが、本位制の眼目に就いては何等の變化なく今日に至つてゐる。

【現在】現在では九一六・三分の二位の標準金一三・二七グレン、即ち純金一三・三〇七一グレンを磅とし、之を價格の單位としてゐる。磅の二十分の一を志、志の十二分の一を片、片の四分の一をファイシングと呼ぶ。金屬貨幣は金・銀・銅の三種より成り、金貨は半磅・一磅・二磅・五磅の四種、銀貨は五志・四志・三志半・二志・一志・六片・三片の七種、銅貨は一片・半片・四分の一片の三種に分れてゐる。此の中金貨は英本國は勿論、オーストララシア、カナダ、ケープロニー、モルタ、ナタラ及び西印度植民地の或地方に於いて無制限法貨として流通し、自由鑄造を許されてゐる。銀貨及び銅貨は補助貨幣であつて、前者は二磅を以つて、後者は一志(但しファイシング

銅貨に限り六片)を以て、法定支拂限度とされてゐる。貨幣の鑄造は倫敦の帝國造幣局が司り、造幣局を有せぬ諸植民地の爲めにも貨幣の供給をしてゐる。然し各植民地の鑄貨にはパーミンガムの私立造幣局の鑄造にかゝるものも少くない。

兌換券は英蘭銀行及び四十餘の個人銀行及び株式銀行から發行されてをり、その種類は各行に依つて異つてゐるが、英蘭銀行は五磅を最低限度とし、蘇格蘭の銀行に於ては一磅のものも發行してゐる。然し英國の兌換券發行制度は、一八四四年所謂ビル條例に依つて定められたもので、主義としては單獨銀行發行制を採り、たゞ僅かに沿革上他銀行の發行權を認めてゐるに過ぎない。

【植民地幣制】英領諸植民地のうちに加奈陀は英本國を夫ること遠く、その貿易關係も米國と最も密接な爲め、商業上の計算單位は主として弗を用ひられ、貨幣も英米兩國のものが共用されてゐる。紙幣は政府發行のもの、及び諸銀行のもの二種があり、舊時行はれた州政府發行の兌換券も尚流通してゐる。印度は英領となつて以來、著しい幣制の變化を経たが而も尙從來の習慣より脱する事なく、價格の單位、名稱、實際流通する成貨等は悉

英國労働運動(エーコクカヘーゼード)

【概説】英國は労働組合運動の祖國と稱せられ、最も古き歴史と、最も廣汎なる組織とを以て知られて居るが、之れは英國に於て最も早く産業革命が起つたからである。英國の労働組合運動はその性質の穩和保守的な事、その組織が職業的、分裂的なことを以て高かつた。然るに今やその運動は一面に於て簡單なる労働條件の改善より一步を轉じて、産業管理權獲得の要求に進み、他面に於て、職業別による組合を産業の單位として組織せしめ、同一職業若しくは密接に相關聯せる職業の諸組織體を聯合又は合同せしめんとする運動を以てその顯著なる特色とするに至つた。英國に於ける産業革命が、一七六〇年に初めて呱々の聲を揚げるや、その直接の影響結果として十八世紀の末葉に至つては、英國全土の諸職業に互つて労働者の團結が所々に劫興し初めた。しかし是れ等の團體は概ね孤立分離せる「職工俱樂部」であつて孰れも排他的性質を帯びてゐた。故に今日の労働組合運動の

「特色となつてゐる『労働階級の協力一致』と云ふことはこれに當らない。然しかゝる團體をなすのは殆ど熟練手工職人に限られ、不熟練労働者の間には當時未だ何等の團結も存しなかつた。當時の英國政府は第十六世紀以降確定せる政策として労働者の生活標準を保護する事とし、之に關する法令も施行されてゐたのであるが、第十八世紀後半より社會上の一新勢力として漸次擡頭崛起し來れる資本家階級はこの時遂に國會に不拔の地を占め、次第に舊法令を廢止する等、労働者の要求を擊退するに至つた。時恰も一七七六年、アダム・スミスが、『富國論』を公けにし、自由競争の個人主義的經濟説を唱道するに及び、爲政者、資本家は學理上の一大擡兵を得、自由放任主義政策を採つた。而して一七九九年及び一八〇〇年に一般團結禁止法が制定施行せられるに及び、英國の労働階級は未曾有の屈辱と悲惨の底に陥入れられた。

【團結禁止の期間】 一般團結禁止法は一七九九年及び一八〇〇年に制定されて二十五年間の施行後、一八二四年に撤廢された。この新法律は頗る綿密嚴酷なもので労働者は全く國法の保護を剝奪され、労働史は迫害と處刑の凄惨な記録に充ちた。而も労働者の團結の薄

弱と窮乏とはこの惡法に對する反對運動を微弱ならしめた。しかしこの法律が組合を根絶することは斷じて不可能であつた。むしろ労働團體は秘密結社の形式を以て存立し、一八二四年の該法廢止當時には既に非常に優勢なる職工協會が成立してゐた。この苛酷な法律は倫敦の裁縫師フランシス・ブレイスの巧妙なる運動と、議會内部から之に呼應せるデセフ・ヒュームの熱心なる盡力の結果、遂に一八二四年廢止され、茲に職工の團體を認める法律案が國會を通過した。

【労働運動の革命時代】 一般團結禁止撤廢の結果、新組合激増し所々に同盟罷工或は暴動的騒擾が起つたので、國會は新に委員會を設けて組合の全滅を期すべき新法案を提出せんとしたが、ブレイス其他組合員の努力により僅かに危地を脱した。勝に乘じて労働者の團結は愈々勃興し、若干の労働新聞が發刊せられるに至つた。かくして英國労働運動史上に最も光彩ある革命時代は來つた。即ち凡る職業の組合を全國的に結合せんとする『労働組合』の時代である。この時に當りロバート・オーエンは社會主義的思想と計畫とを掲げて組合運動に乗り出した。かくして一八三四年には全國各地の労働者約百萬を糾合する『大英及

愛蘭全國合同労働組合』が組織されるの盛況を呈したが、不幸にして組合内部の紛争と、罷工敗戦のために四分五裂して一八三七年から四二年に至る暗黒時代を現出した。

【新組合運動の發達】 第十九世紀中葉に起つた新精神は英國労働運動史上に一新紀元を劃した。即ち舊來の『大労働組合』主義を建て、各職工組合を基礎とする聯合主義をとり、戰闘手段としても從來の總同盟罷工を拋棄し、和解、仲裁等の外交手段を執ることゝなつた。かくて職工組合の聯合運動も漸々その歩を進め、一八四一年大英及愛蘭坑夫聯合會の組織を始めとして數多の組合及び聯合會が建設された。一八五〇年から六〇年の間は比較的平靜に進み、組合は孰れも組合員數と基金の増加とに力を盡した。この間に労働組合は漸次相互扶助、階級意識、戰闘精神の涵養に力めた。かくて労働組合は政治上に於ても産業上に於ても無多の勝利を贏ち得たのであるが、一八七九年の世界的大恐慌のため再び一頓挫を來たすことゝなつた。

【不熟練工組合の勃興】 ウェリアム・モリス、ハインドマン等は、一八八三年に社會民主同盟を創立し、後更にフェビアン協會を創立して社會主義を宣傳し、特に不熟練労働者を刺戟

するや、八九年には『一般不熟練工組合』が組織され、其罷工が勝利を占むるに至つた。其後歴史的に有名な倫敦の船渠大罷工の大勝利は不熟練労働者に夥しき刺戟を與へ、組合は二十萬の不熟練工を増加した。

【労働組合と政治運動】 第十九世紀末葉の労働運動は社會主義思想の影響を受けて政治的方面に活動を開始した。即ち一八九二年には三名の組合員が下院議員に當選し、九三年には獨立労働黨の創立を見た。逐年同黨は隆盛となり、一九一〇年には四十人の代議士を得るに至つた。かくして一九一三年には労働黨の努力に依つて職工組合法を通過せしめ、以て職工組合が代議士候補者に對し、金錢を支出する權利ある事を認めしめた。

【經濟運動】 労働組合組合員の數は、一九一三年末に至つて合計四百五十萬に達した。又商店員・船舶司厨・旅館傭人及び給仕・英國函丁及び看護人・會社書記・保險勸誘員・新聞記者・音樂師・郵便配達夫・公共團體被傭人・產婆・女小間物工・女中等の組合さへ漸次に創立されるに到つた。かくて組合の財政的基礎も逐年確固を加へ、又労働争議も一九一三年には一千四百六十二件の多數に上り、争議の結果も次第に組合側に有利に向つた。一九〇

七年及び一一年の鐵道罷工、一一年及び一二年の運輸労働者罷工は組合權の承認問題、團體交渉權の要求にまで進んで來た。

【最近の形勢】 二十世紀の勞頭、英國の労働組合運動に深甚なる感化を齎したのは、一般組合員間に於ける革命的精神の勃興と、産業單位の産業的組合組織を以て、偏狹保守的なる職業別の職工組合の形式に代へんとする新運動の出現であつた。一九一〇年の職工組合大會はベン・チレットの動議に依つて『現在の部分的職工組合は資本家制度と戰つて労働階級を解放するに足らず、故に職工組合は悉く其從事せる産業の下に聯合し、この聯合諸組合が造り出せる一中央執行委員會に依つて労働争議の際一致協同の運動に出でる』ことを決議した。この著しき労働組合政策の變化に與かつて力あつた者はサンチカリストたるトム・マンである。一九一一年には諸種の産業的組合が成立し、一二年四月倫敦エセックス會館に開かれた二十萬の組合員を代表する労働大會、並に同十一月倫敦に開かれたサンチカリスト大會は、共に職工組合を産業單位に聯合せしめる旨の決議をなした。一三年二月鐵道労働者の主なる三組合の合同成立し、組合員二十萬を有する全國鐵道従業員組合が始め

て設立され、同年組合員二十五萬の鐵道汽鐵工聯合會の組織を見、越えて十五年の末には大英坑夫同盟、全國鐵道従業員組合及び全國運輸労働者同盟の、組合員總數百五十萬を算する三角同盟が成立した。一三年以來産業界の宿題たりし所謂『罷工保守同盟』は茲に遂に實現されたのである。

一八九八—一九〇九年の間に組合數は一千七百八十七より一千百十五に減じ、組合員の數は百六十八萬八千より二百三十四萬七千に増加し、一三年末には四百五十萬に上つた。以て組合員増加の傾向と、聯合若くは合同による組合減少の趨勢とを窺知するに足る。歐洲大戰の終結と共に、今や英國の労働組合運動は、産業管理權の獲得に向つて進んでゐる。近時労働黨百領トオマスが議會に提出せる鐵道・鑛山・運輸機關の國有、労働時間短縮、賃銀増加、工場の利益分配要求の法案の如き、又大英坑夫同盟の領袖スマイリーの炭坑國有案の如きは、孰れも之れが表現に非ざるはない。炭坑夫・鐵道従業員・運輸労働者の三角同盟は全労働者階級が一團となるべき將來の運命を豫知せしむるものである。

【英國社會主義運動】 (エーコクシャカイ) シュエギウヅン) 體系を備へた革命的社會主義運動が

英國に勃興したのは第十九世紀末に於ける産業革命以後のことであるが、原始的な社會運動は既に第十四世紀頃から發生してゐた。産業革命の結果救民問題及び工場改良問題が先づ興り、時恰もロバート・オーエンが之に先だつ一八一七年に社會主義的共産制の計畫を下院に提出し、一八三五年には英國に於ける全階級の結社を創立し、其時始めて傳道運動の上に主義といふ言葉を用ひた。茲に注意すべきは、ロバート・オーエンの理想主義が後代の社會主義運動に——特にマルクス派の運動に著しい影響を與へたと共に、オーエンの理想主義は夫自身英國に於て独自の經路を辿つて發達して來たといふことである。

【チャーチスト運動】オーエンの經濟的運動の失敗は労働者を政治的運動に迫ひやつた。其即ちチャーチスト運動である。一八三八年に『ビーブルス・チャーター』が宣布せられ其翌年には百三十萬人連名の請願書が議會に提出された。此運動はロンドンを中心として一八四八年に至るまで十年間行はれたが、政府の干渉壓迫酷を極め遂に終りを告げた。要するに運動の中心項目は選挙權の擴張であつて、運動夫自體を通じては未だ社會主義的思想の發生を見ることは出来ない。

論出版に依る運動を開始したが出版に依る運動が最も功を奏した。即ち數多の小冊子を頒布し月刊のフェビアン新聞をも出した。又地方巡回講演も非常な成果を收め、労働者の啓蒙運動に貢献する所多大であつた。

【無政府主義的影響】英國社會主義運動に現はれた最大の特質は労働組合主義であるけれども、一八九〇年代には無政府主義の強烈な影響を蒙つた一時期があつた。これは當時諸外國より亡命流浪して倫敦に來れる多數の無政府主義者の、熱心なる宣傳に依るものであつた。

【組合運動】英國の労働運動はチャーチスト運動を経過して一轉換を行つた。それは一八八〇年代に於て獨労働組合が無職業労働者の加入を拒み、爲めに無職業労働者の多數が全然組合の外に放置されたことである。然るにこの間に擡頭した社會主義運動が反組合派の労働者に著しい刺戟を與へた。トム・マン及びジョン・パーソンズ等に依る社會主義的運動は、幾干もなくして全土に擴がり、社會民主主義同盟及び社會主義協會の實際運動は、各地方の産業中心地の間に非常な勢力を示すやうになつた。

一八九一年に於ける英國労働組合員の總數は

【キリスト教的社會主義運動】チャーチスト運動以後は是に對する反動としてキリスト教的社會主義運動が起り、英國の社會に非常な感激を與へた。この運動はモリス、キングスレー、ヒュース等の指導する所で、社會的改革はキリスト教の精神に依つてのみ可能であるとし、組合主義を是認主張した。此運動が英國労働組合の發達に貢献すること大であつたのは看過すべからざることである。併し他の一面に於て、英國の労働者が政治的方面に走り過ぎ一般に社會運動を微温ならしめたる罪は、オーエンの空想的社會主義と共にキリスト教的社會主義の負はねばならぬ所である。

【民主主義聯合】一八四九年から一八八三年までカール・マルクスが倫敦に滞在したこと英國の社會主義運動に妙からぬ影響を及ぼした。即ち一八八一年にはマルクス主義を奉ずるハインドマンに依つて民主主義聯合が成立した。此聯合は一八八四年に至つて社會民主主義聯合に變つた。この團體中に於て意見が二つに岐れた。一はハインドマンに依るマルキシズムの運動であり他はウキリアム・モリスを主とする無政府主義的傾向の一派であつた。而してモリス及びバックス等は、社會主義同盟を組織した。兩派分離の原因は主と

九十二萬五千二百人の多きに上り、その中心思想は社會民主主義であつた。一八九三年にケア・ハーデイに依て獨立労働黨が組織され、ブラッドフォードの大會に於て『生産分配交換機關の公有經營を目的とし、その實現手段として社會主義の原理に基く社會教育労働者の政治的及經濟的團結をとる』旨の宣言を發して大いに活動を開始するや、獨立労働黨の勢力は俄かに増大し、數年の後には同黨が英國労働者の間の中心勢力を掌握するやうになつた。同黨は選挙に際して言論運動に依り、新聞冊子に依つて旺盛なる運動を試みたので、全體としての社會主義運動が益々英國に於て普遍化して來た。この時フェビアン協會は依然として啓蒙運動に努力してゐた。

【労働黨】諸種の労働組合、獨立労働黨・フェビアン協會、婦人労働同盟、消費組合其他多數の地方労働團體より成る聯合組織であつて、毎年十六人の執行委員を選出しその一人は會計を掌る。尚スコットランド協會會を設け、最れにも執行委員を任命する。

此の労働黨の援助によつて選出された下院議員の團體として院内労働黨がある。一九一〇年の總選挙に當選した議員數は四十二名、一九一六年には二十五名に減つたが、その後黨

して方法上の問題であつて前者は集黨的中央集權的なるに反し、後者は生産機關の自治的管理を主張した。社會民主主義聯合は各産業中心地に旺な運動を開始した。一八八九年、パームガムに於ける大會の宣言は次の如くである。『生産・分配・交換の機關を共同的所有となし、之を公共の利益のために民主的國家の處理に任じ、労働者をして資本主義の結果より解放せしめ、男女兩性の社會上經濟上の平等を期す』と。一方、社會主義同盟も猛烈なる運動を試みたが、一八九〇年に至つて内訌の爲め分裂した。

【フェビアン協會】フェビアン協會の設立は社會民主主義聯合の設立と同じく一八八三年であつた。フェビアン協會は頗る複雑な内容を有し急進派・温和派の一切を包含し、其成立當初の目的は學理の討究、研究の發表に主要點を置いた。この時英國には三個の社會主義團體があり、一は一八九二年に成立せる獨立労働黨、他は社會民主主義聯合、及びこのフェビアン協會であつた。その中社會民主主義聯合はマルクス主義を基礎とし、他の二團體は大體の傾向としてマルクスの唯物史觀を採用するが價値説を斥けた。

の組織を改正して弘く智識階級をも網羅するに至つた結果、一九二二年の總選挙には一躍百四十二の議席を獲得し、更に最近（一九二三年十二月六日）の總選挙に於いては百八十五名となり、英國政界の第二黨として一九二四年一月、遂にラムセイ・マクドナルドを首相とする純粹労働黨内閣の設立を見るに至つた。

【獨立労働黨】マルクス主義に依らず、英吉利の國情に立脚して社會主義を實現せんとする一派であつて、労働黨中の急進分子を成してゐる。其宣言に曰く『吾人は社會主義國家の建設を目的とする。土地及び資本は、社會各人の幸福の爲めに、社會共同の手に支配されざるべからず。此目的を達する爲めに、吾人は國際的運動をなす』故ケア・ハーデイは、この團體の創立者である。その議會に於ける代表者には、ラムセイ・マクドナルド、フェリッパ・スノーデン、アンダーソン、クライネス、ジェームス・パークカー、リチャードソン等知名の士がある。八百の支部、六萬の黨員を有する。中央機關紙としては『The Labor Leader (週刊)』及び『Socialist Review (年四回)』が發行されてゐる。

【英國社會黨】前身は社會民主同盟にして、

ハインドマン、ジョンバインズ、ウキリアム・モリス、エドワード・カーペンター、ハーバート・パローを主腦とする。歐洲大戦に際し故ウォーター・クレインのなした宣言は黨内に紛争を惹起する原因となり、一九一六年の總會に於て二派に分裂した。即ちハインドマンの率ゐる愛國的の一派は、國民社會黨と稱して、從來英國社會黨の機關であつた「Lions (週刊)を其機關として繼承し、他の社會的一派は、依然英國社會黨の名を以て存続してゐる。然し何れも勢力微々たるものである。

永小作制度(エーコサクセード)

【意義】 永小作(Emphatic)とは權利設定の手續料と年々の小作料を得、相續讓與しうべき使用收益の權利を他人に與へて土地を管理する方法をいふのである。

【沿革】 この制度は、中世に於て就中寺領に廣く行はれたものであるけれども、今日は次第に廢絶に歸しつつある。我が國封建時代の地主なる者は、其實永小作人と見做すべき者であつて、又永小作人は多少の負擔ある土地を所有する地主と見做すことを得る。永小作制そのものは決して悪いものではないけれども、封建時代歐洲に於て領主が永小作人に過重の負擔を加へたため、この制度は廢れるに

至つた。けれどもこの制度にも長所があり、或場合には健全なる土著の農民を作らんが爲めに、此制度によるが適當である。我國に於ては改正民法によつて永小作制度を廢止し之に代ふるに稍や永き期間の年期小作を以てした。けれども我が民法は此年期小作に附するに尙ほ永小作の名を以てし、即ち民法第二七八條第一項に「永小作の存續期間は二十年以上五十年以下とす」とあるから、次に永小作權を説明するに當つては、我民法の所謂永小作權について記すことにする。今に元來の意義に於ける永小作に就いて説明することとする。

【長所】 永小作は最も自作に近いものであつて自作と殆ど同様の利益がある。(一)土地改良が行はれ易い。(二)永小作料が適當な額であれば永小作人をして富裕ならしめる。(三)資本の乏しい者をして獨立の農業者たらしめる。(四)道徳上及經濟上未だ進歩しない階級から健全なる農民を作ることを得る。

【短所】 (一)土地所有者に十分の收益を得せしめない。之は永小作料が一定してゐる爲めであつて、農業の收益が増加しても地主は増徴する事が出来ずして、元の收穫物を基礎とする僅かな永小作料に満足しなければならぬ

い。(二)有爲なる永小作人の經濟上の發展を阻害する。有爲なる永小作人は地主より土地處分に關して種々なる制限をされるので、なるべく速かに完全なる自作人ならんとする。この弊害は地主の權利を買取る事が不可能なとき又は困難な時に特に著しい。(三)永小作關係は廣く且つ永く續くものでない。永小作は主として健全なる土著の農民を造るか、若くは土地廣大に過ぐるが如き場合に地主が大害を避けんが爲に小害を忍ぶものであつて、止むを得ず採る管理法である。又永小作人の側から見ても永小作人が道徳上及經濟上ある程度以上に進歩すれば永小作關係に隨伴する種々の制限を煩はしきものと考へ、完全なる所有者となることを欲するに至るから、永小作は遂に廣く且つ永く行はれることが頗る困難である。

【永小作制度を適用すべき場合】 新開地或は人口稀薄なる土地に農民を土着せしめるに最も適當なるは永小作制度である。廣大なる新開地を分割して賣却し土着の小農民を作ることとは困難である。永小作とすれば初めに多少の資本を要するが故に、永小作人たらんとする者は多く勤勉で且つ多少の資産があり健全なる農民となる可能性が多い。

【永小作制度の實施に關して注意すべき點】

(一)永小作制度を實施する初めに當つて土地分割を禁ずることを要する。蓋し獨立なる自作農として農業を經營するには一定面積の土地を要する。然るに永小作に於て之れが分割賣買讓與を禁じなければ、其土地は多數の人に分與されて過小農場となる。されど、之を永遠に禁ずることも不可能である。(二)永小作權者が永小作地を擔保として負債をなすに制限を設けることは以前に於ては非常に必要であつた、現今に於ても初めて永小作地を設けたるときには一定の年間負債の制限を設けることが必要である。けれども之を永久に制限することは不可能であつて、負債の制限を置けば永小作人は他人の資本を利用して農業經營の進歩を計ることができない。(三)永小作地を設定するに當つて權利設定の手續料及び永小作料の最高額を定めることを要する。永小作地を設定するに當つて不公平を避けるが爲めに、競争によつて權利設定の手續料及び永小作料を定むることは止むを得ないけれども、この競争に一定の制限を置かなければ大なる弊害を來たすもので、永小作人たらんとする者が多くの資産を有してゐれば、其損害に堪へ得るが、然らざる場合には、餘り高き

手續料、或は永小作料を徴收すれば永小作人は土地を荒廢し遂に破産するに至つて其土地を地主に返す。地主はその返されたる土地を再び他人に貸附ける等の困難に逢ふのであるから、むしろ初めから一定の制限を必要とする。(四)永小作權設定の手續料を取ることが必要である。若し之を取らなければ、地主は永小作人の農業經營につき深く干渉せざるを得ない。之れ永小作地の主たる大地主或は國家の能くする所ではない。故に永小作地設定の場合には幾分か權利設定の手續料を取ることが要する。

永小作權(エーコサクケン)

【意義及び沿革】 永小作權とは小作料を支拂つて他人の土地の上に耕作又は牧畜を爲すことを目的とする制限物權である。永小作權の制度は古來我が國に存せる永小作の慣行に基き、ローマ法に於る Emphyteusis (Emphiteutic right) を參照して認められたものである。舊慣と異なる點は之を耕作及び牧畜を目的とする特殊の物權であるとし、且つ其の存續期間を限定した處である。

【性質】 (一)永小作權は土地の上に存する物權である。(二)土地の使用を目的とする制限物權である。使用といふは收益をも包含して

る。而して土地使用權の内容として所有を爲すの權利及び物上請求權を包含することは地上權と同じで、相隣者間の關係に關する定規の準用があるかないかは、學者間にも多數の説がある。

(三)土地使用の目的は耕作及び牧畜に限るものである。其の他の目的のために永小作權を設定することはできない、けれども、耕作及び牧畜の目的を達するが爲めに、建物其他の工作物を設置することは、固より妨げない。

(四)小作料支拂の義務の附着することを以てその存在の要件としてゐる。故に無償耕作又は牧畜をなす權利は永小作權としては之を設定することを得ない。之れが又地上權と異なる點である。而して地上權との間に斯くの如き差異を設けたるは主として舊慣に従つたものである。(五)永小作權の内容たる土地使用權に付いては一の制限がある。即ち土地に永久の損害を生ずべき變更を加へることを得ない。蓋し永小作權終了の場合に於て原狀の儘に土地を所有者に返還する義務を有するものであるが故に、土地に永久的の損害を加へる事を得ないものとしたのである。永小作權者が此規定に反して、土地の使用を爲したる時は、所有者は如何なる權利を有するかについ

ては法律に規定がないから不明である。或は永小作権の消滅を請求し得ることは勿論であるとする學説もあるが、法典上の根據に乏しく、むしろ損害賠償及び妨害除去の請求権があるに止まると解する方が至當な様である。

(6) 永小作権は相續性と並びに讓渡性とを有してゐる。其の讓渡性については民法第一七二條の明文がある。地上權と異つて永小作権に讓渡禁止の物權的契約を認めたのは、永小作権の内容たる耕作及牧畜は地上に於て行はるゝものであつて、財産の融通、權利の移轉をなす必要が、地上權に比して少い爲めである。永小作権者は又永小作権の存續期間内に於て耕作若くは牧畜の爲めに土地を賃貸することを得る。然し設定行爲を以て賃貸を禁止した時は、其禁止は絶對的動力を有するものである。(7) 永小作権者は其の權利を以て質權又は抵當權の目的とすることができ、これが所謂權利質、權利抵當の一種である。讓渡禁止あるときは質權抵當權も亦禁止せられたるものとするのが至當である。

【永小作権の取得】 永小作権は契約・遺言・時効・讓渡及び相續に因つて取得せられる。

【存續期間】 永小作権の存續期間は設定行爲に依つて定まる場合と、然らざる場合とがある。

(1) 設定行爲に依つて存續期間を定むる場合には、之に従ふことは勿論であるが、其範圍に就いては法律上制限がある。即ち二十年以上五十年以下たることを要する。蓋し二十年以上下なるときは、賃貸借の規定に従ふを便利とし、又五十年以上に互する時は、其權利が絶大に過ぎて殆ど土地所有權と違ふ處がないに至ることを慮つてこの規定を設けたのである。

永小作権の設定は之を更新することができ、けれども、其の期間は更新の時から五十年を超ゆることを許さない。設定行爲を以て五十年以上の存續期間を定めたる時は、之れを五十年に短縮する。民法施行以前に五十年以上の存續期間を以て設定せられた永小作権に就いては民法施行法第四七條に特別がある。民法施行の日から五十年以上存續することを許さざるの外尙特殊の規定がある。

(2) 設定行爲を以て存續期間を定めない場合には慣習に依ることとなつてゐる。但し慣習によらざる五十年以上の存續期間を定めることを得ないのは明かである。慣習の時には、其期間を五十年と看做すのである。

【永小作権の終了】 永小作権の終了原因については地上權の終了原因と同じく、存續期間

の終了、權利消滅の請求、權利の拋棄、消滅時効、土地の滅失、混同等の原因に依つて終了する。

【小作料】 永小作権者の有する重要な義務は小作料支拂の義務である。その他土地に永久的の損害を加へざる義務、永小作権終了の場合に於て土地を返還する義務も亦小作権者の義務として擧げられる所であるけれども、前者は永小作権の範圍を認むるもので正當であり、又後者は他人の物の所有者として當然負擔する義務に過ぎない。小作料支拂の義務に付いては、第一に設定行爲に因るべく、第二に慣習に従ふべく、第三に民法第二七四條乃至第二七六條に従ふべく、此等に依りて定まらない部分については賃貸借に關する規定に従ふ。民法第二七六條に『引續き二年以上小作料を怠り、』と言ふのは、支拂を爲さざる事二年以上繼續したことを要するの、或は小作料が二年以上延滞したといふことだけを指すのが不明であつて、解釋上議論の存する處であるが、大審院の判例は嘗て前説を採つたけれども後之を改めて後説を採用した。まづ之を正當とすべきである。

演繹學派(エンキガタハ)

演繹學派とは凡て學理の攻究に際して、演繹

的研究法を使用し、歸納的研究法は全然又は比較的之を重要視しない學者の一派をいふ。演繹的研究法とは、既知の一般原理より未知の特殊事項に推理する方法をいふ。古來の形式論理學は主として此法を論ずるものであつて、その説によれば、まづ諸物を知覺して觀念を得、これより名辭を作り、名辭を組合せて命題を作り、此れを若干(三以上)組合せて推論式を作り、かくて論斷を得るといふ。斯くて純理論者なる哲學の一派は、此方法を以て眞正なる認識即ち哲學研究の唯一方法と考へ、幾何學を以て其の好例となし(現今に於ては幾何學と雖も純粹に演繹法のみによるに非ずとせらる)、全然幾何學方法で哲學を建設せんと試みた。スピノーザの哲學たる *Ethica, more geometrico demonstrata* (幾何學の順序に従つて論證したる倫理學) の如きは此の考の最頂點を示してゐる。ジョン・ステューアートの如きは、一切の命題は皆歸納法の結果と見るが故に、演繹的方法と言へば非常に廣くして歸納法、三段推理及論證法を總稱する。然し之は特別の用法である。又カントが『純粹悟性概念の演繹に就て』といつた場合もカント特有の用法に従つたものである。全體の意義としてはやはり歸納法と對照すべきも

のであらう。經濟學に於けるアダム・スミスの一派のも此派に屬するものである。

演繹法(エンキガタハ)

凡て學問の研究方法は二種に大別せられる。一は演繹法で他は歸納法である。演繹法とは既知の一般原理より未知の特殊事項に推理する方法をいふ。古來の形式論理學は主として此の法を論ずるものである。

エンゲルス(フリードリヒ)

エンゲルス(Friedrich Engels)は一八二〇年十一月二十五日、獨逸ライン地方のバルメン市の製造家の息に生れ、始めバルメンの實業學校に入り、後にエルベルフェルトの高等學校に進んだ。然るに彼は漸やく學校教育の愚を知り始めたとき、恰も家庭の事情あり、一人となるに至つた。かくして、ブレイメン及びベルリンの商店で働き、一八四二年から三年間父の關係してゐる英國マンチエスターのある製造會社に雇はれた。これより先き彼は哲學及び科學の研究をなしてゐたが、マンチエスターに來ると共に、その鋭利なる經濟的哲學的洞察力を以て、直ちに資本制的生産の趨向を看取し、専ら労働者の問題に就て注意するやうになつた。それと共に當時行はれてゐた空想的社會主義の運動、労働者の運動等

に加はり、チアオチアストの機關紙『北星』(チアオチアスト運動)『オーエン・ロバート』(參照)。かくして彼は獨逸に歸り豫て文通してゐたマルクスを巴里に訪問した。これは即ち兩人の生涯の交友を結べる最初の會見であつた。この會見の結果彼はマルクスと全然意見の一致してゐることを發見したので、共に一書を著すことを約したのが『神聖家族』であつた(『マルクス・カール』參照)。これはヘーゲルの唯心論に對する分離の宣言とも見らるべきもので、彼等はその代りに唯物論を取つたのである。その後彼は『一八四四年に於ける英國労働階級の現狀』なる一書を發表し、労働運動に社會主義を産み出す力となり社會主義は労働運動の前に立つ目標とならねばならぬことを始めて明かにした。従つてその後二年を経てマルクスとの共著たる『共產黨宣言』が發表せられて、唯物史觀と、階級闘争の歴史の意義が明瞭にせられ、始めて科學的社會主義が主張されたのであるが、エンゲルスは『英國労働階級の現狀』に於て之れを公にしたのである。これ實に彼が年齢僅かに二十五歳の折であつた。彼がこの書を書いたのは故郷バルメンに於てであつたが、バルメンは有名

なる信仰地であり、且つその家庭は正教派の保守的な家庭であつたため、彼は商業生活と家庭を見棄ててブルジョアセルスに赴いた。ブルジョアセルスにはマルクスが先に巴里を迫はれて滞在してゐたのであるが、彼等は協力して新學説の建設と、その基礎の上に労働運動を置くことに研究を進めて行つた。共産主義同盟の一員となり『共産黨宣言』を發表するに至つたのは、その翌々年一八四七年の冬の事であつた(『インターナショナル』『共産黨宣言』参照)。彼及びマルクスの新生涯はこれから始まつた。彼等は直ちにケルンに於て日刊『新ライオン新聞』を發刊し、巴里の革命運動を應援し、舊制度破壊のために力戦したが、一八四九年五月十九日を以て發行を禁止され、マルクスは國外へ追放された。これより先きエングルスがエルベルフェルトの内亂に赴いた事實があるために壓迫甚だしく、遂にケルンを去るの已むなきに至つた。斯くして彼は英國に渡つてチャーチストの運動に加はり、義務隊の副官として轉戦したが、マルケの激戦に敗れて瑞西に亡命し、また勃に倫敦に入つてマルクスと會した(『チャーチスト運動』参照)一八五〇年彼等はまた『新ライオン新聞』をハンブルグに起し、機會の到来するのを待つてゐ

たが事態にはかに革命を起すのを不利益としたのみならず、獨逸文壇は全く彼等二人を容れなかつたので、彼は父の關係せる毛織會社に入り、自らも編物會社を起したりして工業生活を送る傍ら、軍事、比較言語學、博物學等の研究をなし、幾多それ等に關する小著述を公にした。一方マルクスは倫敦にあつて『資本論』の基礎を造りつつ、彼等は二十年間別れて生活してゐたが、交通は一日も缺くことはなかつたといふ。一八七七年エングルスはブルジョアの社會主義者たる伯林大學講師デューリングに對する攻撃の一書を發表した。これは『資本論』に次ぐ近世社會主義の根本的著作といはれるもので、その一部は後に『空想的及び科學的社會主義』として公にされたものである。一八八三年マルクスの死後に、資本論第一卷の三版の訂正増補をなし、翌年『家族・私有及び國家の起源』を著し、後一年にして資本論第二卷を刊行し、一八八三年に資本論第一卷の英譯訂正といふ難事業を成した。その後八年を経て、資本論第三卷を出版した後、マルクスの諸著書や自著の發行に忙殺されてゐたが、一八九五年八月六日七十六歳で倒れた。

支那時代の學僧、東晉安帝義熙十二年の春八十三で入寂した。追証して圓悟大師といつた。彼は支那浮士教の始祖と云はれた人である。其一生を通じてみれば哲人たるの觀がある。其一人一個の哲學者といふことは出来ないが、其哲學的思想は、支那佛敎史上に重大なる位置を有して居つた。著書には大智論要略問大乘中深義十人科、阿毘曇心序、妙法蓮華序、修行法便禪序、三法度序等がある。

營利(エーリ)

昔、交易的經濟組織が未だ存在しなかつた時代に於ては、貨物を收獲する途は唯貨物を生産する事のみに限られてゐた。然し交易經濟が行はれ出し、殊に貨幣使用が普及し出すや各個人若くは國家は、生産の方法に依らないでも、既得の貨物を移轉する事に依つて、他人の生産した貨物を收得する事が出来るやうになつた。斯の如き貨物の移轉が經濟的交易の方法に依つて行はれる時これを廣義の營利と稱する事が出来る。然し近世の所謂營利は、一に貨物といはれる處の狹義の營利を意味するのである。即ち從前の如く、貨物の直接收得を目的とする事なく自己の生産せざる所要の貨物を購入するに必要なる貨幣を收得する事を主眼とするところの經濟行爲を意

味するのである。

營利資本(エーリシホン)

當今の經濟學上に於ける資本の意義に二種ある。一を營利資本と云ひ、他を生産資本といふ。營利資本は私經濟的資本とも云ひ所有者より見て營利の手段たるに過ぎないものを謂ふことになつてゐるが重要な區別ではない。

營利衝動(エーリシヨード)

【意義】營利衝動とは營利を目的とせる衝動、詳しく云へば吾人を驅りて營利を目的とせる各種の行動に出でしむるの衝動をいふ。所謂營利衝動なるものが衝動分類上如何なる種類に屬し、他の各種の衝動と如何なる關係に在るか、學者の意見の一致しない現今に於て確言する事は出来ないが、ラッセルの所謂『所有的衝動』に屬する事は疑ひない。其他學者の主として列挙する自存衝動・性的衝動・活動衝動・認識衝動・競争衝動に就いていへば、營利衝動は幼稚な社會では自存衝動に屬するが、近世の發達せる社會に於ては競争衝動に屬するといひ得るだらう。

【その起源及發達】シユモラーに依れば、經濟的努力は本來主として飢餓に依つて喚起せられたものであつて、原始社會に於ては、所有其物を目的として努力を拂つたのではな

い。然し家畜・妻妾・奴隸等に對する所有權が發生すると共に、所有物蓄積を目的とする人類の利己心が發動して來た。爾來所有觀念の擴大や、交換の發達、商業の發達に伴ひ此の衝動は益々激烈を加へるに至つた。かくて所有財の増加の爲めに生ぜざる暴力的争闘は爾來幾多の星霜を閲し、幾多の變遷を経て、つひに一定の嚴格なる法律制度・宗教的法則・倫理的法則により制限せられるに到り、此等の法則の認むる範圍内に於ける營利争闘を容認する平和的争闘時代に達した。即ち此の衝動の發生及發達は自我感情自我意識の發生及發達に相並行し、近世的個人性の發展と相並んで實現せられた。

營利衝動と經濟學說

此の營利衝動が人類の經濟に及ぼした影響は頗る大なるものがある。近世經濟學の初期に當り經濟學者が一般に此の衝動を基礎として一切の經濟現象を説明しようとして試みたのもつともな事である。古來、人類行爲の原因として、自愛心、利己心を認めたる思想家は随分多い。希臘の詭辯學者及び快樂主義者は勿論ホッブス、マンデキル、ヘルゴチウス、ベンタム等皆然りである。十八世紀の後半十九世紀の中葉に至る間は特に此等の敷衍者が多かつたので、此間に

エルフルト政綱(——セーコー)

芽を出した近世經濟學も其影響を受けないではゐられなかつた。即ち斯學の鼻祖アダム・スミスより、其の大成者ジョン・スチュアート・ミルに至る迄、皆經濟學の基礎を此の營利衝動に置いてゐた。そして常に其の作用の結果に對して、樂觀的の言説を爲す風があつたのである。

エルフルト政綱は、獨逸社會民主黨が一八九一年のエルフルト大會に於て決定したものであつて、エングルスの起草に係る。爾來、三十年間、ドイツの社會黨の政綱として繼續してきたものであり、世界の社會主義運動史上、重要な文獻である。はじめ獨逸國內に存したマルクス派とラッサレ派との合同の結果、ゴータ大會にて發表されたゴータ政綱には、賃銀鐵則、生産組合等、ラッサレの思想が猶ほ多分に殘存してゐた。エルフルト政綱に於ては明かにマルクス主義のみにて貫かれるに至つた。同政綱は理論と實際要求との二大部に分れてゐる。理論の部には次のやうな事が述べられてゐる。即ち資本主義社會の發達と共に生産力が増大し、小經營が没落して、プロレタリアが増加し、生存の不安・窮迫・壓迫・騷亂が激烈となるのであつて、其結果として階級

争闘が始つてくる。恐慌が頻發する。不安といふことが社會の根本特徴となつて来る。斯くの如き状態を打破するものは階級闘争のみであつて、プロレタリア階級の一大任務である。プロレタリアの解放は全人類の解放を意味するのであるか、然し其事業はプロレタリア階級のみに行ひ得る所である。土地嶺山原料道具機械交通機關等の生産機關の資本制的私有を廢して社會の公有となし、商品生産を變じて社會主義生産たらしめる時始めて萬人の爲の幸福が来るであらう。労働者階級の闘争は必然的に政治的闘争たるべく政治的權力を有せずして經濟的改革を行ふ事は出来ぬ。而して資本主義的生産方法を採れる凡ゆる國を通じて労働者階級の利害は共通である。世界的交通や世界市場に對する競争は必然的に諸國の労働者を一致せしめる。労働者の解放は黨國労働者の共同事業である。而して労働者階級は新しき階級の特權の爲に戦ふに非ずして却つて階級的支配を廢止する爲に戦ふのである。而して労働階級の解放は黨派・人種・男女の區別に拘はるものではない——と。以上の如き原則を掲げたるのちエルフルト政綱は實際要求を掲げてゐる。此實際要求も二個の部分に分れ、第一部には二十歳以上の男女

の選挙權・直接立法・常備軍の廢止、國民軍の設定、言論結社の自由、男子及び女子の法律的平等、宗教を私事たらしめる事、裁判及び辯護の運用、裁判官の選挙、死刑の廢止、醫療の無料、間接稅廢止等を要求し、第二部に於ては即時要求として、八時間労働、十四歳以下の少年労働の廢止、夜業禁止、出來高賃金の廢止、労働局の設立、農業労働者と工業労働者とを同地位たらしめる事、労働保險の實施等を要求してゐる。エルフルト政綱は三十年の長きに亘り獨逸の社會民主黨を律してゐたが、世界大戰後同黨の分裂するや、獨逸社會黨は別に一九二二年その第二回大會に於いて新政綱を發表した。又從來の社會黨は一九二一年ゲイムリックに於て新政綱を發表した。獨逸社會黨の政綱は先づエルフルト綱領の原則を支持することを宣言し、依然マルクス主義を以て貫かれてゐるに反し、本來の社會黨の政綱は議會主義に執着し、マルクス主義を拋棄した形がある。

【その數と大部落】 この社會群に屬してゐる人々は遠隔なる北海道や沖繩を除いては、内地の到る所に住んでゐる。寛政十二年に於ける織多非人の統計表ともいふべき彈左衛門の書上なるものを見るに、江戸・彈左衛門構内・府下各所の小屋・關八州・甲・駿・豆州・東州に於て合計七千七百二十軒の家族があつた。明治四年の解放令布告の當時には全國を通じて其數三十八萬二千八百八十六人あつた。が、今や其數は實に百萬を超過する。近時に於ける其の人口増加率は一年三萬人である。其部落の大なるものは、滋賀縣に於ける南野・虎姫・大町・三重縣に於ける城喜村・宇津田・兵庫縣の長田村・奈良縣の丹波市・御野及大福村の如きものである。

【その發達史】 織多の字の初見は鎌倉期に書かれた『鹿袋』であるといふ。『和漢三才圖解』には『屬兒郡古餌取也』とあり、天智天皇の詔勅にも『佛氏最禁殺生、故忌避餌取者不許同居同火』とあり、織多は餌取の轉訛であらうといふが他に異説がないでもない。

(一)發生時代 特殊部落民の最も遠い起源は是を古代日本の奴隸經濟時代に於ける奴隸群に求むべきであるが、當時に於て既に織多族なる明白な階級的存在して居つたわけではない。又當時に於ける奴隸群の總てが後世に織多となつたのではない。其階級的成立は奈良平安の貴族國家時代に在る。同時に其成分は、萬來の奴隸の外に自由民の一部も加はつてゐる。

大化改新の前後に於ては、職業の分岐も決定的となり、賤民の法律的存在も明となつた。當時の奴隸群は所謂五色の賤民並に雜戸である。また當時、其種類に依つて、山人、うかれびと、傀儡子等の名を以て呼ばれた所の無政府主義的な一種の浮浪民が存在してゐた。彼等は古代の狩獵民の末であらう。兎に角、彼等も亦後代の賤民の有力な成分である。織多族は實に以上の奴隸群のうちか或者が『經濟的進化』に基き『職業的分化』を動機とし、奈良平安の貴族國家の時代即ち自由農民時代に於て、終に其階級的存在を有するに至つたものである。

(二)形成時代 特殊部落民が、鮮明な階級的存在を有するに至つたのは、鎌倉時代乃至室町時代である。此時代に於ける賤民階級は、

本來の賤業(即ち農業以外の陵番・動物屠肉の處分、皮革の製造、動物の飼育等)の外に社寺の掃除夫・井戸掘・駕輿丁・植木職等に從事してゐたのであつたが更に遊藝が彼等の重要な職業となつた事も注意せねばならぬ。即ち鎌倉時代より後は舞廻、マヒマヒ猿樂・千秋萬歳法師・獅子舞等が彼等賤民の職業となつた。鎌倉時代は商業上にも工業上にも『座』——歐洲のギルドに當る——の組織の發生時代であるが、織多族に於ても一種の座の組織が存在してゐたと見る理由がある。即ち『地方凡例録』に彈左衛門の祖先たる宋人が頼朝の爲めに馬徒二十八座の首領に任ぜられたと記してある。この事は社會學上特に注意すべき事である。そして織多族が一の職業團體としての實質を具備するに至つたことを認むべきである。

(三)燃熱時代 特殊部落民の奴隸的地位の燃熱したのは、徳川時代、特に其の後期に於てである。此の時代に於ても、彼等は舊來の如く一種の職業團體たる性質を有して皮革業、竹皮草履、燈心細工等に對し獨占的權利を有してゐた。徳川時代の法制は彼等に對し一定の範圍の自治を許してゐた。例へば遠島以下の犯罪にありては犯人を織多の頭領に引き渡

し、その『織多仕置』に依つて處分せしめた。佛教は鎌倉時代以後、かなり織多蔑視を煽動したものであるが、眞宗は敢然として彼等の中へ入つて行つた。然し織多蔑視の風は取去るべくもなく、その眞宗すらも後には嫌惡の感を生じたやうである。要するに彼等の地位は徳川時代に於て次第に悲惨なものとなつてきた。その原因としては、幕府の冷酷なる政策、同階級内部に於ける人口の増加、職業の範圍の縮小を擧げ得るだらう。

エベルト (フリードリヒ)

獨逸社會黨首領フリードリヒ・エベルト (Friedrich Ebert) は一八七〇年ハイデルベルヒに生れ、小學教育を受けただけで、或る教師の徒弟となり、刻苦勉勵して、一八九二年社會主義機關ブレームル・ビュールゲル・ツァイツングの記者となり、後ち次第に頭角を現はして社會黨中の錚々たる領袖となつた。一八一八年の革命に依り、マックス公に繼いで宰相に推され、一九一九年二月共和獨逸の正式大統領に選ばれ、一九二五年二月二十八日就任中病死す。

F

フランジ

フランジ (Franchise) とは空想的社會主義の先驅者フリーエーが、その著『産業的及び社會的新社會』の中に、一個のユトピアを描き、その社會生活の單位に名づけた名稱である。フリーエーのユトピアはベラミー及びモリス等と共に、社會主義の理想郷を説いた名篇である。殊に彼の理想は建設的で且つ組織的な意味に於て注目されてゐる(『フリーエー』参照)。

フランジは彼が其理想郷の社會生活に於ける單位となるべきものに、假りに名づけた名前であるが、フランテール(又はフランステリー)といふ一つの建物に住み、一平方リグの土地を有する大家族である。この家族の人員は十二の熱情を(彼の心理學は十二種の慾望が人間にあることを説いてゐる)十分自由に發揮させる旨意により、四百人以上千八百人以下と限られ、その組織は共同生活の利益と個人生活の自由とが、巧みに排せられ

てゐる。そして一つのフランジは幾つかの部に分け、其各部は二十四以上三十二以下の組に分たれ、其一組七八人または八九人から成立ち、すべての部や組の所屬は各日の趣味に従ふこととし、例へば果樹栽培に興味を持つた人々が集まつて果樹部を作り其中でも榮果栽培に興味を持つた人々が集つて榮果部を作るのである。かくの如く、各人は皆その好むところに従つて働くが故に、労働は全て快樂となり、殊に屢々組の所屬を代へる自由が與へられるから、生産力も頗る増大する。ことに仕事によつてかくの如く部や組に分れてゐるが、フランジそのものは家族的であつて、一つのフランジステールの中に、一家族が幾室づつかを占領し、炊事や料理を共にするが故に、無駄費用といふものはかからぬ。かくしてフランジには協力と分業が十分行はれ、少ない費用と手数を以て多大の善美な効果も擧げられ、兵士も警官も犯罪者も法律家も必要としない。のみならずフランジの仕事は主として農業であるを以て、商工業は最少限度に縮小され、全収入の一定額を各員に平等に分配し、その餘を労働と資本と才能に對して分配することになつてゐる。故にフランジには強制もなければ

ば、支配もなく、役人は選挙によつて選挙することとなつてゐる。尙ほフリーエーの考へによれば、各のフランジは各々その首長を選んで、相互に聯絡を取り、同盟を結ぶ。その同盟の全首長が一人選出されて、それが世界の首府たるコンスタンチノブルに在るといふところまで説いてゐる。

フラスチ

【概説】フラスチ (Frasci) は、伊太利において社會民主主義から熱烈なる國粹主義者に變じたベネト・ムッソリーニ(ムッソリーニ参照)、ビアンチ等を中心にして、一九一九年三月成立した愛國的政法團體である。社會主義者との抗争を目的として起つたものであるが、次第に勢力を得、一九二二年の十月に至つて遂に伊太利の政權が同黨の掌中に歸した。革命状態に近い伊太利にあつて、社會主義者の暴力に對しては暴力に訴へ、大クーデターを行つて黒衣の制服のまま内閣組織の大命を拜授した劇的な経過は深く世界の興味を呼んだ。フラスチ及びムッソリーニの名は、それ以來世界の隅々まで聞こえてゐる。フラスチ又はフラスチズムといふのは、古代羅馬の將軍たちが征討の軍を進める時に前方に押し立てゝゐたフラスチ(一種の飾杖)

由來せる名稱である。その飾杖は羅馬に抵抗する野蠻人を征伐するための正義の象徴であり、兼つて國權伸長の使命を表はすものであつた。フラスチは黨旗として黒旗を用ひ、制服には黒襦袢を用ひてゐる。彼等を黒襦袢組とか、黒衣同盟とか稱するのは、即ちこれに由來してゐる。彼等はまた、常に『メ・ネ・フレゴ』(水火を断せずの意)といふ標語を記した徽章を佩用してゐる。

フラスチは在郷軍人を主力としてゐる。彼等が熱然たる組織と統一の下に立つてゐるのは、全くこの軍人を中堅とする結果であらう。フラスチの組織は、先づ最少單位をスクワドラと云つて二十名乃至五十名が一團をなして居り、スクワドラが四個集つてセンチュリーを組む、このセンチュリーが四個集つてコホルをなしてゐる。コホルが三個乃至九個集つて一のリージョンをなしてゐる。リージョンは一軍團でコンサルがこれを指揮してゐる。また地理的には全國を四區に分ち、各區に一個乃至數個のリージョンを配置し、各區に一名づゝの總檢閱を置く。この四名の總檢閱の上、司令部があり、一人の司令官が全軍の總帥となつてゐる。現在ではムッソリーニがその總帥である。

フラスチズムの概念は今日尙明かに捕捉することが出来ない。或者は國家的サンジカリズムだといひ、或者は單なる國粹主義であるといふ。また、要するにムッソリーニズムに過ぎないといふものもある。しかしながら、フラスチが繰返し高唱する處は、(1)國家に忠實であること、(2)革命及び國際的紛争を避くべきこと、(3)黨員は革命に依らず、寧ろ教育と組織によりてその目的を達成すべきこと、(4)凡てに歩調を一にして共同すべきこと、(5)個人的能力と努力とに制限を加へざること等の諸點であるから、少なくとも國家主義であることと、自由主義を承認するものであることだけは事實である。ムッソリーニが内閣組織を發表した政綱中には『吾等は小農主義に基礎を置く農民民主主義を唱へる。大地主はその土地を小農者又は組合に譲らねばならぬ。』といふ一句があり、フラスチが始めて議會に現はれた當時の政綱には『國民は國家に超越す。』なる一句がある。これ等を見ると、頗る社會主義的であるが、一九二二年十一月の國會に於いてムッソリーニは、『自由主義は我が伊太利をあらゆる困難より救ふものである。而もその自由主義こそは、我がフラスチの標目として進むべき

ものである。』と演説してゐる。これを見れば即ち彼等は極端なる自由主義者なのである。彼等の言ふところには、絶えず矛盾があり、撞着がある。幹部の中には、かつて社會主義者や共產主義者として活動してゐた人も多く、黨員の内部は多數の小派に分れてゐるので、社會主義共產主義に反對することの外には、必ずしも同一の態度をとることがなく、主義信條は絶えず動搖してゐるのであらう。【起源及沿革】フラスチの起源は一九一四、五年の參戰運動にある。世界的大戦亂に當面して、伊太利の詩人ダンモンチオは猛烈な參戰論を唱導した。これに響應して奮起したのが、當時伊太利社會黨の機關紙『アブアンテ』の主筆だつたムッソリーニである。彼は社會黨本部からの度々の注意にも應ぜず、熱心に開戰論を唱へ、ダンモンチオ等を助けて愛國的精神の喚起に力めた。それがため、一九一五年の春遂に社會黨から除名されたのである。ムッソリーニは、斷然社會主義及び社會黨と縁を切りミランに赴いて日刊新聞『ボボロ・イタリア』を創刊し、愛國主義を高唱し參戰論を唱へたのであつた。ムッソリーニもダンモンチオも、伊太利の開戰以來、戦線に走つて活動した。一九一九年の三

月に至つて、ファススチなるものが組織されたが、この中には戰場歸りの軍人が多く、ダンヌンチオの崇拜者も甚だ多かつた。この時黨員は僅に一萬七千人であつた。その年の九月第一回大會が開かれたが、まだ見る可き組織もなかつた。翌二〇年五月には三萬人となり、二一年には俄然黨員三十二萬に達し、二二年には、天下の權を執るに至つたのである。恐らく今日においては、夥しい黨員があることと思はれる。ファススチが成立すると、其處務處に社會黨との衝突が行はれたが、一九二〇年十一月の暴動は特に大きなものであつた。即ちボロニアの共産主義者が少數派市參事會員を射殺したので、ファススチは直ちに暴徒等を木葉微塵に蹴散らしたのである。この事件は伊太利の上下を震撼させた。殊に一九一九年以來、著しく擡頭し來つて、反社會主義者が財産權を行使することは不可能になつた程、暴虐をつくしてゐた社會黨及び、社會主義者を戦慄せしめた。このボロニア事件がなかつたならば、同年のうちに伊太利全土が革命の巷となつたであらう。以來同市の市民を始め、ファススチに入團を申込み者は夥だしい數に上つた。かくしてファススチは、漸く一勢力となつて來たのである。

る。當時、伊太利の政界は、あまりに理想主義的であり理論的であつて、人民の現實生活とは距離があり過ぎた。例へば、社會黨や労働黨が議席の過半を占めても、労働階級の實際生活とは差したる交渉もなかつた。そこで社會主義運動に投じてゐる者の外は、労働者も亦ファススチに同情を持つてゐた。一九二〇年は社會黨の勢力も、決してファススチに蹴落されはしなかつた。しかし、この年は丁度亂麻の如き状態で、社會黨の内部にも仲間割れがあり、絶えずファススチとの衝突も行はれてゐた。この間に、ファススチの勢力は次第に増大し、社會黨一味を敵手に廻して何事かを爲し得るまでに至つた。そして翌二一年の一月から三月まで、ファススチは社會黨の暴に對して、暴を以つて酬い、伊太利全土に暴威を振つた。さしもの社會黨の勢力も遂にファススチに蹴落されてしまつた。時の首相チオリッチは、ファススチの歡心を得ておいて改選を行へば、政權は當分己のものだとして、議會の解散を行つた。しかし五月の總選挙の結果は、意外にも社會黨の勢力を盛り返させたのである。この選挙においてファススチからは三十五名の議員が出た。のみならず、憲政黨二百七十五

名はファススチの味方であつた。政權はチオリッチから、社會黨のボノミーに移つた。こゝに於いてか野黨はファススチを中心に團結した。そして社會黨とファススチとは益々激しく抗争することとなつたのである。ボノミーの苦心によつて、兩黨は一時表面上妥協したが、しかしかゝる妥協の保持される筈もなく、十月には再び以前にも優る咄み合ひが始つた。ボノミーがゼノア會議の首唱者となつて、露國代表を招致することになつた時、ムッソリーニは躍起となつて反對した。露國代表の宣傳を監視するため、ファススチの代議士パッタイが五萬の會員をつれてゼノアに乘込むといふ物々しい實行になつた。外にも經濟上の失策があつたボノミー内閣は、それでたうとう倒れてしまつた。それは一九二二年の二月である。その後一ヶ月、伊太利には政府がなかつた。混亂紛糾の末漸く成立したのはファクタ内閣である。ファクタは出来るだけ社會黨の意を迎へやうとしたので、ファススチは社會黨や人民黨を日當にして破壊、掠奪、放火、殺人等あらゆる騒擾を敢てした。この時に殺されたものは三千人に及んでゐる。これがため内閣は僅か四ヶ月足らずで瓦解し、再び無政

府状態に陥つた。七月にはラヴェンナで社會黨とファススチの大衝突があり、社會黨の新聞社、俱樂部、事務所、組合建物等は悉く破壊されてしまつた。伊太利政界の二大勢力たる兩派が、かくの如き激烈な抗争を續けてゐては、何人も政局の收拾が出来ない。そこで、八月に入つて兎も角も息つき内閣が出来た。ファクタ改進黨内閣がそれである。然し兩派の軋轢は鎮靜に歸するどころでなく、羅馬やアンコーナは無政府状態であつた。社會黨の方ではファススチの横暴を懲すために總同盟罷工を行つた。ファススチはこれに對して、公共運輸機關の運轉に當り、若し近日中に罷業を熄めないならば、斷然たる報復手段に出ると嚇した。ファススチには武力があるから、かゝる威嚇手段も常に武力があつた。政府は死者狂ひになつて努力し、社會黨首領セラチも密に中止を要請するに至つたので、罷業は遂に終想して一先づ小康を得た。八月から十月まで重大なる問題は生じなかつたが、その間にファススチの勢力が増大するに反比例して、社會黨の勢力は漸次失墜して來たのである。

同月二十四日盛大なファススチ大會がナポリに開かれた。この形勢に驚いてファクタはムッソリーニと會見したが、何等の好結果も生ぜず、二十八日夜總職を敢行した。内閣倒潰と同時に全國に戒嚴令が敷かれさうになつたが、皇帝は堅く署名を拒まれた。この時には、實際上ムッソリーニが伊太利の獨裁的執權者たる觀を示してゐたが、少數の議席を有するに過ぎないファススチが單獨で内閣を組織することは、代議政體上由々しき問題だといふので、皇帝も非常に憂慮された。ムッソリーニはしかし、飽く迄單獨内閣を主張し、何人とも妥協することを拒んだ。そして全國にクーデターを行ひ、何等の抵抗もなく各地を占領した。十一月二十九日、遂に内閣組織の本命はムッソリーニに降下した。翌三十日ムッソリーニ内閣は成立したのである。斯うなつては、天下は完全にファススチのものである。社會黨や共産黨は、這々の體で解散する外はなかつた。三十日の電報は、共産黨が一切の行動を中止し、黨員全部は黨規及び黨務の遵守を解かれ、下院の共産黨議員は全部解職したことを報じた。ファススチは共産黨社會黨の領袖連を逮捕しヒマシ油を大量に呑まして放免した。ムッソリーニ内閣

の觸觸れは左の如きものである。
首相兼内相、外相 ベニトー・ムッソリーニ
陸相 アルマンド・ディアス
海相 タオン・デ・レブアル
植民相 ルイヂ・フェデルゾニ(國民黨)
法相 アルド・オヴィルヨ
蔵相 アルベルト・デ・ステファニ
國庫相 ヴィンツェンツォ・タレゴラ(人民黨)
文相 チェンチレ
工務交通相 カロ・カルナッサ(民主黨)
農務相 ロシー
労働相 ステファ・カヴァツォニ(人民黨)
郵便電信相 チェサロン
新領土相 ジョヴァン・ジュリアチ
ムッソリーニは就任平々各國に對して穩健な挨拶をし、國際關係上の危懼を一掃した。諸官省の冗員冗費を廢止し、多くの公共事業を私人の企業に移すことを計畫し、順次重大な施政方針を確立し、蕪府條約の悉くを批准し對米負債は勿論全部支拂ふつもりであることを発表した。これに依つて英米佛等の關係諸國より甚大な信用を拂はせるやうにした。新政府はまた選挙法の改正を計り、選挙區制を廢止し全國を一選挙區として、最大多數の投票を得たものは、下院において三分の二以

上の議席を占め得る、といふ新法案を上院に提出し一九二三年七月十一日から討議に附せられた。下院は之れを三百三十五對百三十九の多數で可決した。

また労働大臣ロシーが辭職したので労働省を廢止し、事務を工務省に移し、行政整理のためそれを農務省と合併して、國民經濟省を造り、國庫省も之を廢止した。

一九二三年の一月には、陸軍新編成案を決議し、在營年限を一ヶ年(従前は二ヶ年)とし國民皆兵主義を採用してゐるが、財政状態が許さぬため、當分の間特殊の條件を有するもの、及び體格不充分なるもの兵役を免除することに於てゐる。その他、戦後窮乏の極に陥つてゐる財政の恢復に努めるなど、ファシスチは目下盛に活躍してゐる。

扶持(フチ)

扶持とは米を以つて支給される祿であり、一人一日の食料を標準として定められるものである。『贈補家忠日記』に『天正八年七月十二日秀吉北條氏直をして高野に赴かしむ。……秀吉懇意を加へて氏直に百人扶持を賜ふ』と記されてある處から見ると、戰國時代にも既に存在してゐた制度であつて、何人扶持なる稱も、亦當時からあつたもののやうである。

札差(フダサシ)

札差とは旗本御家人の代理となつて彼等が幕府から支給される切米、扶持米、役料、足高などの米穀を請取り、これを賣捌いて一種の手數料を得てゐたものである。札差はまた、この米穀を書き入れとして金銀の貸附けもしてゐたもので、徳川時代に於ける旗本御家人の唯一の金融機關であつた。旗本御家人が自ら切米、扶持米等を受け取つ

て、之を賣捌くと言ふことは不便極ることであつたから、札差同様の業を営む者は慶安頃から存在してゐたが、札差札なるものが制定され、公然の營業となつたのは享保九年の事であつた。札差札の制定された當時には、定員を百九人として片町組、森田町組、天王町組の三組に分けられ、各組に月行司を置いて取締の任に當らせてゐた。この組織はその後度々改正されたが、札差札制度そのものは幕末まで繼續されてゐた。

かくの如き札差營業者は、又札差仲間とも言はれて居り、仲間の人員は常に一定されてゐたので、新に札差を営まんとする者は、その株を譲受けなければならなかつた。この株は千兩株と言はれてゐたもので、札差營業が如何に利益の多かつたかを證明するものであつた。然し蔵米請取りの手數料即ち札差料は、高百俵に就いて金一分、拂米手數料金二分と規定され幕末まで變更された事がなかつたから、手數料だけでは莫大の利益を擧げ得る筈もなく、従つて蔵米風と稱する豪華な生活を營み得る筈もなかつた。彼等の利益は實に旗本御家人に對する米穀抵當の貸金の利息から生じてゐたのである。

フエビアン協會(—キョーカイ)

フエビアン協會は元來政治的團體ではなかつたが、英國の社會主義運動には多大の影響を與へた。一八八九年に創立されたものであつて、その組織はデモクラチックで一般人士の

加入を歓迎したのであるが、會員の数はさまざま増加せず、多くも數千人を出でたことがない。併しその勢力は數字が示すよりも遙かにいづるものであつて、過去及び現在に互り創立者たるバーナード・ショーヤシドニー・ワエブ、ウエルズ、アンニ・ベザント、シドニー・オリヴァー、グラハム・ワラース等の名士を會員に有した。會員の多數は所謂中間階級に屬する人々であつて、彼等の主たる目的は熾急な宣傳に非ず、社會主義の政治的、經濟的理論と實際とを眞面目に研究し、學び得た結果を各自めい／＼に、機會ある毎に宣傳せんとするのである。

フエビアン協會の主張は、『土地及資本を私的階級的占有より解放して總人類の幸福の爲に社會の共有とする。かくする事によつて國家の自然的文化的富を國民全體に公平に配分する。現在に於ては生産的發明や資本より生ずる利益の大部分は資本階級を肥すに過ぎない、労働階級は生活を維持する爲めに資本階級に隷屬しなければならぬ。』『吾人は社會主義思想の普及とその結果たる社會的制度的轉換とを期する。吾人は目的を達する爲めに個人、社會との經濟的、道徳的、政治的關係に對する智識を、一般に普及せんとするものである。』と云ふのである。

夫役(フエキ)

夫役とは自治關係團體が公課の一種として、人の力を強制的に徴收することを言ふ。公課は即ち租税であつて、原則上金錢を以つて徴收する事とされてゐるが、特別の事業の爲めに努力を必要とする場合に於いては、努力を以て徴收することが、却つて公課の負擔者にとつて便利な場合がある。かかる場合には夫役として賦課するのであつて、市町村、郡乃至は縣が公共の安寧を計り、又は公共の事業を行ふ場合に限つて許されるものである。然し急迫の場合以外には府縣は内務大臣、郡は府縣知事の許可を要するものであり、又市は府縣參事會の、町村は郡參事會の許可を受く可きものとされてゐる。夫役の沿革は頗る古く、資本主義經濟以前に於ては何れの國にありても重要な人民の負擔であつた。

フエミニズム

【概説】フエミニズム(Feminism)は直譯すれば『女の主義』又は『婦人の主義』であるが、一般には『男女同權主義』『女權主義』などの意識語が用ゐられてゐる。フエミニズムは一定の綱領を持つてゐるものでなく、常に變化しつゝある複雑な諸種の思

想を含むものであつて、是に嚴密な定義を與へることは不可能である。然し總てのフェミニズムの根柢に流るゝものは、婦人が從來の束縛された境遇を脱して、少なく共男子と同様なる自由を獲得し、男子同様に廣々とした生々とした生活に生きんと欲する精神なることを知るのである。支那に於ける婦人が纏足の風習に反抗したのも、印度に於ける婦人が配偶者への殉死の習慣に反抗したのも、又土耳其に於て、婦人が覆面の風習を破つて男子と同様に素間で街を歩くやうになつたのも、皆フェミニズムの一種である。然し婦人の自覺が一層進歩して來ると、此舊習の束縛に對する反抗運動は、單に殉死や纏足や覆面などにのみ止まらないで、益々社會上の廣汎な影響の強大な問題へと傳播して行くのである。その自由を求め、解放を欲する心は、生活獨立の哲學にまで發展して行き、婦人が獨立の生活を營むために缺くべからざる事柄は、すべてフェミニズムの問題とする所となつたのである。

【近世フェミニズム運動】 フェミニズムなる者は一種の解放運動である。即ち自由生活への革命運動である。フェミニズムは勿論婦人に關することのみを中心問題とするのである

が、男女を通じての近世自由主義運動の一潮流と見ることが出来るのである。自覺せる婦人の運動たるフェミニズムは、他の近代思潮と同じく、十八世紀末の佛蘭西革命以後に出現したものである。佛蘭西革命の父と云はれるルソーは、人間の自由を唱へたといへ、然し彼自身はフェミニストではなかつた。彼れの自由は男子だけの自由であつた。而して佛蘭西革命黨が千七百八十九年に發表した人權宣言中の『自由・平等・博愛』の上には、婦人は與らないのであつた。で、オリソプ・ド・グー

ジュの如き婦人は、婦人の權利を男子と同様ならしめよと主張し、その爲めに捕へられて死刑に處せられた。斯くの如く佛蘭西革命は婦人の自由や權利を在來以上には認めなかつたのであるが、自由の思想は婦人の心裡に侵入し日覺を促す動機となつたことは疑ひない事である。佛蘭西革命の精神は、英吉利に非常な影響を與へた。メリー・ウォールストンクラフトの如きは『婦人權利の擁護』を著し、ルソーを以て毫も自由を解せざるものと非難し、激烈な婦人解放論を主張した。彼女の精神は英吉利の婦人達を非常に刺戟した。その後ジョン・スチュアート・ミルが現はれて婦人の自由を説き『婦人の隷従』を著しは、婦

人の隷従は習慣の結果であつて自然ではないとし結婚・職業・政治に關しても婦人は男子と同等の權利を保有すべき事を主張して、この問題の基礎を堅めた。また議會への婦人參政權運動も彼れによつて導かれたのである。一七六六年に獨立して各人の自由と獨立を宣言した亞米利加は、その宣言の精神からして早くより婦人參政權運動を生ぜしめ、婦人會

職業婦人協會が設立され、婦人の自由獲得運動は益々旺盛に赴いて行つた。獨逸もまた佛蘭西革命の影響を蒙り、英のメリー・ウォールストンクラフトの主張は獨逸婦人中に熱心な共鳴者を見出したのである。かくして、婦人自由の精神や、女權要求の運動は、世界の到る處に、傳播したのである。而して『人形の家』や『海の婦人』等を書いたイブセンを始めとして、文學者や藝術家は好んでこの問題を作品の題材として取扱ひ、氣運を促進したのである。

【フェミニズムの内容】 『近代婦人運動』の著者ゲーテ・シルマツヘルは、その序文のうち、婦人の根本要求は、總ゆる國々を通じて次の四項に分つことが出来ること云つてゐる。

一、教育の領域に於て、男子と同等な教養の可能。

二、労働の領域に於て、男子と同等の労働に對する同等の自由並に同等の賃銀。

三、民法に於ては妻の完全なる權利及び行為能力、刑法に於ては女性に對するあらゆる除外規定の廢止。性の問題に關する男子の法律上の責任。公法に於ては婦人の選舉權。

四、社會的には、婦人の社會的事業の尊敬すべき價値の認識、及びあらゆる獨占的『男子領』の不完全、苛酷、偏頗なることの認識。

以上の各項に就て少しく説明を加へるならば、第一は、婦人の教育上の要求であつて、現在の専門學校大學等を開放せよとか、女子の爲めに斯種の學校を新設せよとかいふ要求は同より、教育内容教育方針等に關して、男子同様の實質を與へよとの要求も含むのである。此要求は現にかなり容れられつゝある。第二は、現に男子の従事してゐる凡ゆる労働乃至職業に對して、婦人をも従事せしめよと要求すると同時に、その賃銀も、男子同様にるべしと主張するのであつて、社會主義的なフェミニストは、此點を特に高調するのである。この主張は歐洲戰後殊に急調となり、現實化されつゝある。第三は法律の改正を要求

するのであつて、例へば夫と妻との財産所有權を同等ならしめるとか、結婚離婚に關する權利義務を同等ならしめるとか、姦通に關しては男女共に同等の法律を適用すべしとか、立法權參政權を男子同様に保有すべしとか云ふ様なものである。此等の要求は、各國に於て未だ充分に容れられてゐない（但し革命後の露國に於ては、ほと男女性同權が實施されてゐるらしい）。

然し參政權は戰後の英吉利、亞米利加等に於て或程度まで許容された。フェミニストのうちで、特に參政權を要求する者は、別にサフラジエツトと呼ばれる。第四は、要するに、社會的道德及び風習等に於て、男女二重の道徳律の存在するのを撤廢して、一元に化せんとの要求を含むのである。以上の四箇條は、總てのフェミニストが要求すると云ふ譯ではない。或者はその内の一を、或者は二ヶ條を、或者は全部を要求するのであるが、フェミニストの運動の總ては、以上の各項に照して考察することを得るのである。

フェミニズムの概要は以上如きものであるが、最初に書いた通りこの主義は年々に變化しつゝあるものである。最近に於てフェミニズムは注目すべき變化——乃至は進化——

一を遂げた。從來のフェミニズムの要求は、専ら男子と同様な地位を教育に、労働に、法律に、社會道徳に獲得せんことを主眼としたのであつたが、近來一部のフェミニストの間では、此自由に關する觀念が變化した。彼等は哲學的に、生物學的に人類學的に、また社會學的に一層深酷な考察を女性の上に加へるに至り、たゞ漠然と男子と同等の權利を與へよと叫ぶことに不満足を感じ出したのである。彼等は、男女の同等を主張する代りに、女性の上に要された女性の自由を要求する。換言すれば、彼等は婦人の性的自由を要求する。この種のフェミニストのうち最も有名なのはスエーデンのエレン・ケイである。彼女は從來の男女同權主義は畢竟婦人の性的自由に到達する爲めの一準備なりとし、終局的に價値を有するものにあらずとするのである。餘りに職業的教育を受け餘りに労働に従事し、餘りに政治に奔走することは、婦人の特殊な性的自由を阻害するやうになる。此等の要求は現在の餘りにみじめな婦人の奴隸的な境遇を打破つて、眞の性的自由を得る爲めの準備として役立つものであると云ふのである。この點に於て彼等は婦人參政權論者、労働權獲得論者とは相反するものであつて、兩者の間

には甚しい意志の阻隔と不和が生起しつゝあるのである。性的自由を主張するフェミニストは心理的、論理的當爲の歸結として、戀愛及び結婚に關する現在の婦人の地位を改革せんことを要求する、即ち戀愛の選擇、結婚の自由を要求する、彼は云ふ。戀愛を自由に選擇する力こそ眞に婦人選舉權と云ふべきである。この力を婦人の手に取り返さねばならぬ。現在の結婚は父家長時代の有害な遺物である」と。

從來のフェミニストの個人主義的なるに對して新らしきフェミニストはより多く社會的である。前者の標語は獨立であるに對して、後者の標語は社會的義務なりと云ふことが出来やう。如何となれば彼等は女性としての自由を得て、その性的使命を果し、男子と共に、また子供と共に全人類の文化を進めて行かうと行ふ信仰を、意識的に、また無意識的に彼等の心に抱いてゐるからである。從來のフェミニストは先づ何よりも自己の樹立に急であつて、家庭をも子供をも犠牲にすることを厭はず、男女の性的差別を呪つて、なるべくこれを抹殺せんとする傾向を有してゐたのであるが、新しきフェミニストは性的差別を誇りとし、益々深めて性的特色を發揮せんと企圖

不具労働者問題

不具労働者は古くから存在してゐたが、其数が少なかつた爲め、最近まで餘り問題とならなかつた。然るに歐洲大戰の結果として、歐洲には甚だ多數の不具者が生じ、それが何れも生産界に流入して來たので、不具労働者の問題は著しく重要なものとなつて來たのである。今歐洲各國における不具労働者の概数を擧ぐれば、大體次のごときものである。

- (1) 英國 百七十萬人 (一九二一年國際労働事務局への報告による)
 - (2) 獨逸 百五十萬人 (一九二一年國際労働事務局への報告による)
 - (3) 佛國 百五十萬人 (一九二〇年年金大臣發表)
 - (4) 伊太利 五十七萬人 (第四回發兵大會への報告)
 - (5) チェック、スロバキア 十七萬五千人、(6) ポーランド 十五萬人、(7) 白耳義 四萬人。
- かゝる不具者は多く戦傷者である爲め、一定の年金を得てゐるのであるが、然し年金のみを以てしては、生計を與へることが出来ぬので、何れも労働者として働くことに依つて生活費を得る外はない。然るに何處の雇主も労働能力の不十分な労働者を喜んで迎へること

はしないので、彼等は健康な労働者なら容易に職業に有りつけられない労働市場に於いて労働の機會を見出すことは甚だ困難である。即ち佛國における一九二〇年中の事實に就いて見れば、三萬三百十三人の公立紹介所に對する求職者の中で、就職し得たものは僅か一萬七百十六人に過ぎぬのである。

斯くの如く就職に苦しむ不具労働者が生じて來た爲め、不具労働者の雇傭問題が盛に論議されることとなり不具労働者の組合は「官私を問はずあらゆる工場雇主は、その使用人中に一定数の不具労働者を加ふ可きこと」を提議するに至つたのである。即ち英國の解雇及復員水陸兵全國聯盟(會員數約百萬人)獨逸の戦傷者從軍者生還者全國同盟(會員數約八十萬人)坤太利の發兵及歸還兵地方組合全國聯盟(會員數約十五萬人)佛蘭西の不具廢疾者組合聯合(會員數約二十萬人)及び不具者並びに傷員労働者全國組合(會員數約四萬人)、伊太利の不具者及び發兵全國組合(會員數約二十萬人)等がそれであつた。

働者の雇用組織に就いても、多くの考案が發表された。その結果不具労働者を一般私工場に於いても、強制的に雇用せしむ可きことを決議したが、何等職工組合の代表者を含まない此種の議會では、かかる問題を解決する力がないので、右の決議も尙現實に於いては行はれるには至つてゐないやうである。然し乍ら、不具労働者に對して、強制雇用を爲さしむる必要のあることは、近來次第に認められて來てゐる様である。

不變資本

「資本」を見よ。
フイヒテ(ヨハン・ゴットリーブ)
ヨハン・ゴットリーブ・フイヒテ(Johan Gottlieb Fichte)は一七六二年獨逸ランメナウに生れ、イエナ及びライプツヒの兩大學に入つたが、貧困の爲めに中途退學した。彼は、家庭教師、賣文などで辛じて生活を續けてゐたが、一七九一年カントの門に入り、翌年その指導紹介の下に處女作『天啓の批判』を著し漸く名聲をあげた。
一七九四年イエナ大學の招きを受けて赴任したが、彼の厳格な態度と大なる名聲とは學生及同僚の反感を招き、また一七九五年に刊行された彼の名著『知識論理』は無神論を唱ふる

ものであるといふ衆論に動かされてワイマル政府は彼を排するやうな形勢が見えたので、一八九九年の春遂に同大學を退いた。同年七月柏林に移り、自由講座を開いてゐたが、一八一〇年柏林大學が創設されるや入つて教授となり、間もなく大學總長に推された。一八一三年獨逸自由戦争が宣戦されるや、フイヒテは講義の傍ら義勇隊を推して、國民義勇軍の教練に當つたが、一八一四年一月、夫人の腸チブスに感染して、同月二十九日遂に柏林の士と化した、享年五十三。

フイヒテは純然たる哲學者であつたが、彼の説はやがてヘーゲルの社會進化説を生み、更にヘーゲルの祖述者たるラッサレ、マルクス、ブルドーン等によつて經濟學の方面に少なからず影響を及ぼした。彼は國家法律の強制を要せぬ圓滿な社會に到達すべく、過渡時代にある所の現在に於ては、個人は國家と云ふ社會組織の一部として、暫く不自由を忍んで國家及び法律を認め、國家はその最善の形として鎖國的商業國家を採るべしと唱へ、一八〇〇年自ら『鎖國的商業國』といふ著書を公にした。

回教

回教は西曆五百年代の末葉に、アラビアのメッカ市で生れたマホメットに依つて創められたもので、マホメット教とも呼ばれ、基督教、佛教と共に世界の三大宗教として數へられてゐる。回教は古くからアラビアの各部落で行はれてゐた多數の原始的自然神を、唯一至上の神に統一してアラール神と稱し、之を世界唯一の神として尊崇してゐるのである。その信條は「人類は平等である。喜捨救恤は回教教徒の任務である」と云ふにあるさうだが、他の宗教が慈悲忍辱のみを唯一の信條として、専ら平和的な傳道に従つてゐるに反し、教へを擴め他教を驅逐する爲めには、常に武器を用ひ來れるものである。これ回教に對して、多くの非難攻撃の聲が放たれる所以であつて、又マホメットに向つて惡魔、邪師などの悪名が浴せかけられる原因となつてゐるのである。事實に於いて回教は血と劍とを以て布教されたもので、アラビアを回教國としたのみに満足せず、印度・中央亞細亞・埃及・阿弗利加・西班牙・東羅馬等を、何れも布教の爲めに攻撃し、劍の力を以て基督教その他の異教を驅逐して來たのであつた。

回教が經典とするのはコーランであるが、之は統一された書籍ではなく、断片的に種々なる言葉が集められてゐるものである。回教

教徒の大部分は無學無識であつて、コーランがアラビア語を以つて記るされてゐるので、世にアラビア語以外の言葉があることを知らず、一生コーラン以外の物を讀む事もなく終るものが多い。彼等はたゞ『我は人間なり、汝等と共に平等なり、神を信ぜよ、我を信ぜよ、神に祈禱せよ、我に之を爲す勿れ』とのマホメットの言葉を信奉し、祈禱禮拜のみを事としてゐる。故に神都メッカの大禮拜殿は、常に多數の教徒が集合して祈禱に耽つてゐるさうで、開教以來千三百何十年の今日も、尙祈禱禮拜の爲めの巡禮の群は絶えないと言ふ事である。

回々教が最も隆盛であつたのは、十八世紀の中葉、土耳其が盛んなる勢力を有してゐた頃であつた。當時はアラビア、ベルシア等の小亞細亞國は固より、バルカン半島・コーカサス・埃及・モロッコ・アフガニスタン・印度・マレー半島・南洋諸島・支那等の廣汎な地域に涉つてその教が奉じられてゐた。今日最も回々教の布教運動が行はれてゐる處は、中部アフリカであり、又回々教を國教として、政教一致の政體を布いてゐる國家は、亞細亞方面に澤山あるやうだが、國家としての獨立性を有するものは、土耳其と波斯のみで、この兩國に於

ける信徒は二千九百十七萬人である。又現在に於ける回々教信徒は、大略二萬二千萬人でその内歐露にあるものが千四百萬、コーカサス・中央アジア等にある者は二千七百萬、爾領アフリカが三千六百萬、埃及が一千三百萬、支那が三十萬、アルゼリアが五百二十萬で、他はそれ〴〵各地に散在してゐるのである。回教は嘗てアラビアの社會的發展に大に貢獻したが、今は却て障礙となつてゐる。彼等は回教以外の何物をも信じ若くは理解しようとしなから、其結果として何時まで無智の間に取り殘されざるを得ないのである。

フィジオクラット

經濟學が眞に一個の經濟學として呱呱の聲を揚げたのはフィジオクラットの學說に始まる。その學說は一七五八年佛王路易十五世の侍醫ケネーの著『經濟表』の發表に始まる。當時ケネーの門には俊秀相集つて一團を爲し彼等自ら呼んで『經濟學者』(Economistes)と稱し、後世、彼等を名付けてフジヂオクラットと云つた。フィジオクラシー (Physiocracy) なる語は二つの希臘語より出で、自然の支配と云ふ意味がある。是れ此派の學者が社會に於ける自然的秩序なるものゝ存在を認め、之を以て政策の最高理想としたるに基づく。邦譯に於て

重農學派とするは、マーカンチリズムを重商主義と譯すると等しく妥當を缺く嫌がある。之は同學派が上述の基礎に於て農業を司んだ事のみを觀たものである。フィジオクラット學派はルウソー、モンテスキューの影響を受けて、經濟學上に干渉主義のマーカンチリズムと全然反對なる次の如き二種の新思想を提供したものである。

第一 人類の社會には、其本質に基いて生ずる自然の秩序がある。吾人はこの秩序を認識し且つ是に相應すべく徒らに法律を立て、干渉を加へ制度を設くるを無用とする。要は只成るに任せ、行くに任せるにある丈である。第二 農業は商業及び工業に優る。土地以外に純生産物を齎すものなく、その源泉は土地即自然である。従つて社會に於ける農業階級以外の階級は皆不生産的である。右の思想は此學派の流を汲むミラボー、メルシエ、デュボン・デュヌムール、ボードー、テュルゴール等によつて擴張され完成せられたものである。

右の第一の原則は爾來一世紀に互り經濟學の確定不動の基礎となり自由放任主義の名の下に幾多の偉業を成就した。蓋し事實はその儘にては科學の基礎となり得ず、その本質に基

いて生ずる自然の秩序を認識するに至つて初めて科學の成立を見るのであるからである。次に第二の原則はマーカンチリズムの誤謬を匡正するに與つて効果あつた事は否定し難いが、又自ら一個の謬想たるを免れない。其學派が倒れた所以は又此に在るのである。然し乍ら經濟學上、自然の秩序の認識に於て行論明晰、論理精確なる抽象的思想を輸入し、單に國富の充實のみを以て研究の任務とせず、貧者の研究や其救済の研究に重きを置き、後に至つて起つた人間性質の高揚の傾向に、幾分の準備たる礎石を置いた効果は甚だ多い。猶ほフィジオクラシーの功績没し難いものは其アダム・スミスに及ぼせる影響である。此影響あればこそ、フィジオクラットは經濟學的發展史上に其地位を保つを得るのである。此意味に於て、フィジオクラシーの時代を以て科學としての經濟學成立の時期と呼ぶを得るのである。アダム・スミスが起らず、アダムスミスがフィジオクラットの學說に學ぶ所無かつたならば、フィヂオクラットも亦マーカンチリズムと等しく只一個の時務論たるに止まつたであらう。

フィリップ・ボヴィッチ (フォン・フィリップスベク・オイゲン)

オイゲン・フィリップ・ボヴィッチ・フォン・フィリップスベルク (Eugen Philippovich von Philippi) は、オーストリアの經濟學者でウィenna大學の經濟學正教授である。ロレンツ・フオン・スタインの指導の下に學んだが、後カール・メンガー、ベーム・バベルク等一派の所謂オーストリア學派の感化を受け斯學研究上抽象理論に偏せず歴史的研究のみにも馳せず折衷的態度を取るの風がある。その著『經濟原論』は教科書の讀本として推稱せらる。一八五八年の生れである。

婦人解放論 (フジンカイホーロン)

「フェミニズム」を見よ。

婦人問題 (フジンモンダイ) 【概説】 婦人問題を廣義に解すれば、婦人に關する一部の問題を意味するものであるが、特に婦人問題といふ場合は、婦人の奴隸的地位を向上し、現在の男子中心の文明を改造して、男女の相互支持になる社會を建設せんとする目的を有するものである。従つてこの意味に於ての婦人問題は、勞働問題と同じく一の階級の問題と見做すことを得る。在來及び現在の社會生活が、男子の專制に成るものであることはいふまでもなく、従つて、かかる男子中心の現代に於ける婦人の地位は、全く

一個の被支配階級として待遇されてゐる事は必然である。勿論、在來の社會生活が男子中心のものとして發達して來たに就ては、幾多の理由の存することいふまでもないが、健全なる人類の生活は、男子と婦人とによつて相互的に支配されねばならないものである以上、男子中心の社會生活が、不健全なることいふまでもない。是に於て婦人の奴隸的環境を打破し、男女の相務支持に成る社會を實現するといふ婦人問題の目的は、單に婦人のみに限局さるべきものではなく、全社會の問題と見做されねばならない。かくして、婦人問題は如何にして婦人の地位を向上せしむべきかといふ點に於て、種々の部門に分れることになる。例へばこれを政治的手段によつて達せんとすれば、勢ひ婦人參政權の問題を中心とするやうになり、教育的方法によつて達せんとすれば、婦人教育の問題が論ぜられるといふ如きものである。更にまた婦人の地位を高めたための理由とする所の條件に於ても、母としての婦人の權利を擁護せんとする母性主義もあり、單純に男女の機會均等を主張する女權主義もある。(「婦人參政權問題」『フェミニズム』参照) 【婦人問題の諸方面】 これまで婦人問題を解

決せんとする運動の主潮を形成して来たところのものは、婦人参政権を中心とする問題及び性保護に關する問題に外ならなかつた。参政権運動は主として英米二國に華々しく發展し、パンカースト母子等のサフラジェット(Suffrage)によつて、支持され、母性運動は獨逸スカンヂネヴィア等の北歐地方の婦人(例へばエレン・ケーの如き)によつて導かれて来た。而して前者は多く男子と同等にして同種類の女權を主張するものであり、後者は主として戀愛問題を中心とし、婦人が母としての責任を完全に發展せしむる必要に基づきたと社會的、政治的權利を主張するにして、その母としての權利に出發點を置いてゐた。然し一般の傾向は男女の性別を無視すること、即ち生理的に女子が男子に比して幾多の弱點を有することは否定し得ない事實であるから、單純に男女の同權を主張し、同質同種類の權利を求めんとすることは誤まりとされ、参政権の要求をなすにしても、母權を基礎として論ぜられるやうになつて来たのである。然るに一方に於ては、かかる觀念上の方面ばかりではなく、實際上に於ても婦人の職業範圍は擴張され、労働婦人の數が激増して來ると共に、特に職業婦人のみに關する問題、

労働婦人のみに關する問題等が、實際上の問題として重要なものとなつて來た。殊に婦人労働に關する問題は、一般の労働問題が喧しくなると共に、諸種諸方面の婦人問題中、殊に重大なる意義を有することとなつたのである。『婦人職業問題』『婦人労働問題』(參照)。かくの如く婦人問題は様々の種類に分つことが出来るが、一個の實際問題として現在注目すべき運動は、婦人参政権運動と婦人労働運動との二者である(『婦人運動』參照)。故に婦人問題の解決については、既にその根本觀念に於て母權主義によるか、單純なる男女同權主義によるかによつて區別され、またその解決の方策として政治的手段を取るか、教育の普及もしくはその他の手段によるかによつて區別され、更にその屬する社會階級の如何によつて區別されるものと見られる。

男子が家庭外の大工場に職を求むるの必要に迫られたばかりでなく、婦人も亦之に伴はれるに至つた(『産業革命』『婦人労働問題』參照)。かかる事情は更に家庭生活の基礎にまで動搖を與へ、男子の收入がその妻子を養ひ得ざるために、獨身生活を送るの已むなき有様に立ち到らしめた結果、婚期を失ひたる女子の數が甚だしく増加して勢ひ女子が經濟的に獨立せざるべからざる必要が生じて來たのである。殊にこの不幸なる境遇を最も痛切に感じたのは、中間階級の婦人であつた。労働階級の婦人にあつては、比較的容易に新なる關係に甘んじて適當なる職業を見出し得たけれども、中間階級婦人にあつては賃銀生活者としてその身を束縛する事はざるに俾らず、文明の進歩は容赦なく彼等に壓迫を加へて來た。これが即ち婦人問題の最後の叫びが、階級婦人によつて叫ばれた所以に外ならない。而して第二の原因は經濟的原因と内的關係を有するものであつて新に成立したる社會問題が、婦人教育に對する要求を増進した事に由來する。既に婦人も經濟的に獨立しなければならなくなつた必要は、かかる要求に應ずべき教育制度を樹立せしめ、従つて婦人も高級の智識を受くる様になつた。それと共に自己

の奴隷的地位を自覺し、これを改善せんとする希望を有するに至つたのである。婦人問題の論ぜられるやうになつた初期時代に於て、或は母權主義といふが如く、觀念上の問題のみに就て論ぜられたのは、かかる理由に基づくものであつた。然し婦人に對する經濟上の壓迫は年と共に増さり、工場制工業の發展と共に盛んになると共に、婦人労働者もまた純然たる労働者としてその數を増すに至つたことは、特に婦人労働に關する問題を漸次重要なものたらしめて來たのみならず、やがて中間階級婦人によつて支持されて來た参政権運動、及びその他の諸運動とは、まつたくその性質を異にしたるものを形成するにいたつたのである。

婦人労働問題(フジモンロー)

廣義に於ける労働なる言葉が、頭腦的労働と筋肉的労働とを含むと同じく、婦人の労働問題の範圍も、廣義に解する場合は俵給生活者たる職業婦人をも含むこととなるが、一般に労働婦人といふは、工業上の婦人労働者のみを意味する。それは、労働問題なるものが主として工業労働者に關する問題を意味すると同じく、婦人労働者とは工業労働婦人、特に女工に對して用ひられてゐる。而して工業上の

婦人労働者以外のものは多く職業婦人なる言葉をもつて呼ばれてゐる(『労働問題』婦人職業問題一參照)。

工業上の婦人労働者の發生する社會的原因はこれを二つと見られる。その一は、産業革命以來、諸種の機械が使用されるやうになると共に、労働者は器械の附屬として取扱はれる様になり、特定の熟練を要すべき手工業以外には、特殊の技術を必要としなくなつたので、男子に對して賃銀の比較的低廉な女子が使用されることとなつたのである。それと共に他の原因は、大規模の工場制生産が發展するにつれ、以前の複雑した労働様式は漸次分化し、分業が一般に行はれるやうになつた結果、全體の仕事の中で、比較的精神力及び肉體力を要求する事の少ない作業を抽出し、その作業は女子あるひは幼少年労働者に分擔せしむる様になつたのである。而して女子をしてかかる労働に引き入らしめた他の原因は、労働階級がその妻子の労働力を賣らざるを得なくなつたことによ來する(『産業革命』『産業豫備軍』『不熟練労働者』參照)。かくの如く婦人(及び幼少年)までも労働に加はるやうになつた結果は、労働階級が根本から家族生活を破壊すべき原因をなさしめた。その上に、婦人

婦人参政権問題(フジモンロー)

は男子に比較して肉體上に貧弱なるのみならず、月經、妊娠等の生理的弱點を有するが故に、婦人労働者を轉使する結果は實に婦人自身の過勞困憊を招くのみならず、その結果妊娠不能の状態に陥り易いので、特に婦人労働者に對して保護を加ふる必要ある事が論ぜられるやうになつた。然しかかる保護政策論の如きも、多くは婦人労働者に自身の保健衛生の問題としては訴へず、ただその結果子孫に及ぼすべき悪影響が、體て國家の盛衰にも關係するものあるべきを以て、第二國民の保護といふ趣旨より、婦人労働者に對して特別な保護を國家が加ふべしといふにあつた。その結果婦人労働者は第二國民の母たるべき資格を以て、國家から立法上の保護を受けてゐるのである(『保護労働者』『工場法』參照)。

婦人参政権問題(フジモンロー)

【概説】 婦人参政権問題は廣義の婦人問題中、重要な位置を有する者であつて、母權保護問題と共に、その重要な内容を成して居り、この十年以來實際上の問題となつてきてゐる。婦人参政権問題とはいふまでもなく、婦人に男子と同様なる議員投票權を附與すべきか否かといふ問題であつて、この問題に就ては少くも希臘時代から論ぜられてゐた所で

ある。然しながら殊に重大な問題として取扱はれるやうになつたのは近世の事に属する。即ち佛蘭西革命は婦人解放の祖先なりといはれてゐる如く、佛蘭西革命以來、新しく婦人参政權に關する注意が喚起せられたといつていゝ。殊に歐洲戰爭が開始さるゝと共に所謂婦人の後方勤務が完全に奏效した結果、歐米の各國は政府當路者を通して、新しく婦人の参政權に就て考究し、これによつて、英・米・獨を始め、婦人が参政權を獲得するに至つた國は數國を加へたのである。

【實際運動】 婦人参政權に關する運動の殊の外に激烈であつたのは英國である。英國は國民としても智識的に進歩の程度が高く、且つ工場工業が最も早く發達した國であるだけに、婦人の職業問題に關しても幾多の運動が起されて居た。従つて参政權問題も最も早く提起されてゐた。即ち同國に於ては既に一七九二年にメリー・ウォルトン・クフト夫人によつて、『女權の要求』なる一書が發表され、一八一九年の『改革運動』は、一の實行運動にまで移されてゐた。而して彼等の理由とするところは社會で男子と女子とが協同生活をして行く上に於て、兩者は平等な待遇を與へられねばならないのみならず、健全なる社會を

建設せんとすれば、女子が女性としての特權及び責任を完全に保有するに至る必要とする。而もその一步は女子に選挙權を分配し、男子と同等の義務と權利を附與せしむべしといふにあつた。然しながら當時に於ては、英國も亦謂ふところの賢母良妻主義を採り、多くの男子は女子に参政權を與ふる事により、善良な家庭を破壊せしめ、女性としての本來の性質を失はしめると考へてゐた。従つて参政權論者の主張は顧られなかつた。是に於てバンクハースト夫人の母子を中心とするサフラヂエトの一味は、暴力手段に訴へてまで、幾多の迫害を受けつゝ奮闘したのである。かかる事實は一面に社會の輿論を刺戟し、一面に當路者の反省を促す所となつたのである。が、歐洲戰爭が開始さるゝと共に女子は男子によつてなされた職業まで完全に果たし、女子の必ずしも社會的に無力でない事も實證せられ、戰爭終結と共にロイド・デローデ内閣によつてこの問題は解決さるるに至つた。それと共に米國も在來は十三州だけに行はれてゐた婦人の参政權を全國に及ぼし、革命後の獨逸及び埃太利では満二十歳以上の女子と男子に等しく選挙權を與へたのである。勞農露西亞は十八歳以上の女子にこれを認めてゐる。

以上は戰爭後に與へられた諸國であるが戰爭前既に婦人に参政權を與へた國も、幾分あつた事を記さねばならない。即ちこの先驅をなしたのは和蘭であつて、同國に於ては既に一九〇六年婦人に完全なる選挙權及び被選挙權を與へ、丁抹は一九一五年六月五日の法律を以て婦人に参政權を附與し、その他諸國及び瑞典(同國は自治體のみ)も之を認めてつたのである。以上記したる諸國は何れも婦人の被選挙權をも認めてゐるのであつて、少數ながら婦人代議士が各々その議席を有してゐるのである。然し乍らこれ等の諸國とて完全に男子と同等なる選挙權及び被選挙權を認めてゐるとは限らず、そこに多少の制限を加へてゐる。それらの制限は主として婦人が財産を所有するか、ある一定の營業に従事してゐるか、乃至は自由職業に従事してゐるかによつてなされてゐるのである。

【日本に於ける婦人参政權問題】 日本に於ける婦人参政權に關する問題は、それ等の諸國に於けるものとは全然比較すべくもない程度に遅れてゐる。夫は一面に男子の普通選挙制度さへ、まだ實行されない政治的狀態にあるを以て、誠に當然の理由であるかも知れないが、婦人が選挙權又は被選挙權を有せざるは

愚か、治安警察法の規定するところによれば、婦人は政治的結社に加盟することが出来ないのみならず、政談演説を傍聴する資格さへも認められてゐなかつたのである。新婦人協會を中心とする婦人運動者の請願により、大正十年度の議會には治安警察法第五條、即ち婦人の政談集會の禁止の條項撤廢の建議案が提出され、衆議院は通過するに至つたけれども、遂に貴族院に於て否決するところとなつてしまつた。これは大正十一年度に至つて通過したが婦人の参政權に關する問題の如きは、未だ社會的の輿論を起す程度に至つてをらない。従つて婦人参政權問題は單に一部の婦人運動者の間に論議されてゐるに過ぎないのである(『普通選挙』参照)。

婦人職業問題(フジシヨク)

【概説】 婦人の職業は今日では頗る多様になつてゐる。而して家庭より出でて職業に従事するところの婦人が、著しく増加しつゝあると云ふ現象は、今日最も注目すべきものの一つであらねばならぬ。此事は一面に於いて社會生活の不安を語るものであると共に、他の一面に於いては自由に對する婦人の要求が熾烈となり、彼等が個人主義的となりつゝあることを語るものでなければならぬ。今日の

社會に於いては、生活の不安が漲り渡つてゐる。生活の困難は次第に進んで行くのである。従つて結婚年齢は、一般に晚れることとなり、從來は極めて容易に結婚し得、同時に生活の扶助を受けることの出来た婦人が、結婚の機會を見出すことも困難となり、且つ結婚後も男子の扶助を離れねばならぬ不安が多くなつて來たのである。

つて増加して來たのであつた。主として中流以上の婦人が従事するところの自由職業に於いては、また他の理由がその増加を扶けてゐる。それは性的索引によつて男子の自由業よりも隆盛なるを得ることである。此理由は、シドニー・ウェッブ氏の極めて重要視するもので、今日婦人の文學者、美術家、音楽家等が男子のそれよりも極めて有利なる地位にあるのは、全くその爲めであり、従つてまた多くの婦人をしてかかる職業に就かしめるところの誘因ともなつてゐるのである。

尙、近世工業の發達と共に、工場労働は頗る分化されて専門の習練なしに従事し得る部分が増加し、賃銀の低廉なる婦人労働者を要求することとなつたのも、見逃す可からざる重大原因である。下層階級に於ける労働婦人は實にかゝる要求に應じて現はれたもので、その結果は男子労働者と競争し、父たり夫たる労働者の賃銀を低下せしむるに至つた。故に今日では男子労働者の中に、その収入のみを以て妻子を養ひ得ざるものが増加し、家計不足を償ふ爲めに労働せざるを得ぬ婦人がまた從

【「原草」】 初めて婦人が職業を有するに至つたのは、家長的大家族經濟が亡んだ當時であつた。即ち都市發生の當初において、歐洲では一般に婦人が過剰であつた結果、都市繁榮の爲めに外來者を歓迎し、職業上何等の拘束をも加へることがなかつたので、婦人の職業に就く者が生じた。斯く都市が發生し手工業が發生した當時に、婦人が過剰であつたのは一には男子の數も一般に少なかつたからであるが、徒弟制度が行はれて居り、徒弟に獨立の機會が少く、獨立するまでは結婚し得ないことも重大なる原因であつた。當時の手工業中最も多く婦人の労働力を使用したのは、パン

製造業者・毛皮業・皮帶業・革具業等であつた。その後近世の初頭に至つて、手工業組合の生産が過剰となつたが爲めに、婦人労働者は一般に排斥されることとなり、従つてその賃銀は低下して来たのであつた。故に十六世紀より十八世紀の終りに至るまでは、婦人の職業が殆んどその影を没してゐることとなつたのである。

然るに産業革命が行はれ、近世的工業が勃興すると共に、生産労働は次第に單細化され、且つ續々と起る新産業に於いて労働力の需要が盛となつた爲、婦人及び少年の労働がしきりに行はれて来たのである。中流以下の婦人は、かくて次第に工場に流入するに至つたのである。また十八世紀の中葉以來發達し来たつた此近世工業は、十九世紀に入るに至つて、各地に大工場が設けられ、資本の集積と生産増進とが進んだ爲めに、甚だ隆盛となつて来たのである。かかる近世工業に依つて生じた思想は即ち資本主義思想である。而してそれは甚だ自由主義的、個人主義的のものである。自由主義と個人主義とは、常に資本主義に表裏するところのものである、婦人も亦、此一一般社會を風靡してゐる資本主義思想の影響を免れることが出来なかつたのである。

百六十三萬六千三百八十一人の中、婦人労働者の数は七十九萬八千四百八十三人に上つてゐるのである。

その他教師・事務員・家婢等の數も甚だ多く、女子教育の發達の著しいこと、文化の發達は、婦人の新職業を増加せしむるに至つたので、婦人職業者の數は甚だ多いこととなつて來てゐるのである。

【影響】かくの如き婦人職業の隆盛は、婦人の母性を破壊し、家庭生活を衰減せしめんとしてゐる。今日に於いては、温かなる家庭生活を樂しむ得る餘地が甚だ少なくなつて來てゐる。男女ともに終日職業の爲めに追はれるやうな家庭は、恰かも少なき合宿所のごとき趣きを早するに至つた。一と度び労働者町に赴くならば、何人も、かゝる冷かなる家庭を瞥見することが出来るであらう。合宿所のごとき家庭は、必ずしも労働階級のみの特有なる現象ではない。中流階級に於いても、この傾向の外部に立つことは、極めて困難となつて來たのである。母性保護の叫びは、即ちこの傾向に對する反動の一である（『母性保護論』参照）。

婦人職業の勃興に基く此傾向は、もとより呪ふ可きものとも、忌むべき弊害とも呼ぶべ

近世婦人の感情が甚だ主我的、個人的になつて來たのは全くその爲めであつた。この傾向は、貧富の懸隔が甚しくなるに伴つて生ずる、中流以下の男子の晩婚化と共に、多くの婦人をして職業人たらしむる原因となつた。然し乍ら婦人には、好んで家庭的城塞にとち籠らんとする傾向もある。それは社會に對する自誇の然らしむるところであつて、近世婦人はこの二様の矛盾せる感情に苦しめられなければならなかつたのである。今日でも尙社會に出でて職業に従事することを厭ふ婦人があるのは、全く此爲めである。

然し中流以下の、殊に労働階級の婦人に對しては生活上の必要が、中流以上の婦人に對しては一種の優勝欲に對する要求が、職業に就かしめるに至つて來た。即ち近世に於いては唱歌者、俳優等を初めとして、非生産的なる職業が中流以上の婦人の爲めに開かれ、それぞれの社會に於いて、名聲を博することも出来るやうになつて來たのである。

【現状】今日婦人が従事してゐる職業の數は極めて多い。宗教・科學・藝術等の各方面から官公吏・教師・醫師・産婆及び看護婦・事務員・労働者・賣年婦等その種類は千差萬別であり、殆んど大部分の職業部門に於いて男子の競争

とが出来るのであるが、然し社會は常に原子化せんとしてゐる。人類の生活單位は次第に縮小されつゝあるのが社會の傾向である。原始共產團體から大家族團體へ、大家族團體から近世的小家族へと人類の生活單位は變遷して來たのである。職業婦人の續出、性的結合の浮動に依つて、今日の家族生活が崩壊されることも、亦避け難き現象であらう。

現在に於いて家族生活が動搖し、脅威されてゐると云ふことは悲惨なる現象である。然し乍ら、かゝる現象の生ずることが、社會進化の一過程である以上、是非善惡の評價は結局無意義である。吾々はたゞ斯くの如くして家族生活の亡び行く傾向の中に、次代社會に於ける男女關係の萌芽が育まれつゝあることを知り得るのみなのである。

婦人運動（フジツウन्द）

【概説】婦人運動は之を大別して婦人参政權運動と、婦人労働運動との二種とすることが出来る。勿論、婦人運動の範圍は、婦人の社會的地位改善に關する一切の運動を意味するものであるけれども、婦人運動の中軸を形成し、その解決の急を告ぐるは、此二問題である。婦人運動そのもの歴史としては、参政權運動が最も早く、ある時代に於ては婦人間

者となつてゐるのである。然し乍ら、今日に於いても尙、軍人、過激なる身體的労働等の如く、婦人の侵入し得ざる職業があり、従つてまた必ず婦人に待たねばならぬ職業もある。唱歌者、俳優等の一部・産婆・看護婦、タイピスト・賣年婦等の如きものがそれである。この内自由職業に於いては、婦人の収入は決して男子に劣らないけれども、家婢、女工等の肉體的労働者が受くる賃銀は、今日尙甚だ低廉である。即ち何れの國に於いても、女工の賃銀は男工の賃銀の二分の一より、多きも三分の二を越えぬ有様である。事務員の中にもタイピストの如く、比較的高給のものもあるが全體の平均においては、矢張り男子の半額を越ゆる程度のものに過ぎない。又官公吏、教師等も男子より報酬の少い場合が多いのである。

我國に於いて、今日婦人労働者の最も多數を占めてゐるのは染色工業である。大正八年末の調査によると、男子労働者數は十三萬二千六百三十一人に過ぎぬにも拘らず、婦人の労働者の數は五十六萬七千九百九十三人である。その他の労働部門に於いても、婦人の占める數は甚だ多く、大正七年における十五人以上の労働者を使用する全國工場に於いて、總數

題の解決が参政權問題に懸るものとさへ考へられてゐたけれども、現在に於ては、單に婦人運動の一部たる位置を與へられてゐるに過ぎない。

【佛・英・米の婦人運動】婦人運動の曙光は佛蘭西革命に求める事が出来る。勿論、ルネサンス、宗教改革以後に於ては、婦人の地位は幾分か在來の社會的地位を改善せしむる所もあり、且つ婦人解放に關する主張もピサノ、グーネル、ダアラ等の著述によつて公にされてゐたが、これに口火を點じたのはルソールの民約説であつた。彼の婦人觀なるものは中世紀的見解を脱しないものであつたが、その自由平等の思想は、女子をして男子に服従する義務なきことを考へしむるに効果があつた。この時佛蘭西にはガージェユなる女權論者が出でて、人權宣言に對して女權宣言なるものを草し、婦人は經濟的にも、社會的にも、政治的にも、男子と平等なるべきを主張した（『人權宣言』参照）。哲學者コンドルセもまた熱心なる解放論者であつて、ストランクラフト（英）及びヘッベル（獨）等と呼應し、國際的運動を起しつゝあつたが、時恰もナポレオンのために全歐洲が蹂躪されてゐる際であつたが故に、耳を傾くる者が少なかつた。殊に

デエーチ・サムドがその餘りに急進的な思想を小説に托して、婦人解放の主張をなして来たがため、一般からは好感を以て迎へられなかつた。かくして十九世紀の中葉に到り、有力なる婦人運動が米國に起された。當時米國婦人等は熱心なる婦人解放運動者として盡くしてゐたが、彼等の地位は畢竟奴隷と何等操ぶところなきを悟るに到つた。尤も米國の婦人は既に職業と教育に於ては、十分なる男女同權を獲得してゐたるを以て、かゝる運動は先づ参政權運動に傾注された。即ち一八五〇年ウィスターに世界最初の婦人大會を催し、政治上に於ける男女同權を宣言した。この運動は一八六九年に至つて二個の同盟を組織せしめ、後兩同盟が結合して米國婦人選舉權國民協會が成立し、その第一回大會には二十州より二百六十七人の代表者を集會せしむるに及んだ。然るにこの運動は更にジョン・ミルによつて英國に移植せられ、此處に漸く勢力を得て遂に近世婦人運動の母胎たるに到つた(「婦人参政權運動」参照)。佛蘭西に於ては、ラブレールによつて婦人運動が先導され、婦人の道德修養を目的としたる幾多の會合の外、その政治的解放を所期する協會も發生するに至つた。

【獨逸の婦人運動】英・米・佛のかゝる傾向に反して、獨逸の婦人運動が最初から經濟問題を主眼とした事は注目する事實である。即ち一八六五年レツテ協會、及び全獨逸婦人同盟會なるものが組織せられ、前者は中流階級婦人の就職難、生活難を救済する目的を有し、後者は主として婦人の教育的向上に盡くして来た。其後南北獨逸にはこれを模倣する多數の協會が組織せられ、これら二百を數ふる協會は一八九五年に合同し、獨逸婦人協會同盟と稱した。この大なる協會は、その後會内に二派の傾向が生じて来た。その一は労働階級に屬する婦人によつて支持され、社會民主主義を基礎とするものであり、他は中間階級に屬する職業婦人によつて支持される一派である。而して前者を指導するものはクララ・ツェットキン女史であつて、九萬の購讀者を有する機關誌「平等」を有し、社會民主黨に屬し、これと提携するものである。これに反して後者は、前者の反動派として生じたもので、その勢力もまた弱小であるを免れない。獨逸には尙ほ進歩的協會同盟と稱する参政運動派があるが、該同盟は機關誌「婦人運動」を有し且つ一八九七年には首唱者となつて十二ヶ國の婦人協會と聯盟し「婦人参政權運動」

なる機關誌を發行した。
 【露西亞の婦人運動】露西亞の運動は十九世紀中葉に於ては智識階級婦人の虚無黨に投ずる者多く、流刑・死刑に處せられるといふ悲惨なる出發點を有するに係らず、注目に價すべき組織的運動はない。僅かにバルチック地方に見られたのみである。スカンデネヴィアの二國及丁抹の運動は起原を等しうしてゐる。即ち瑞典婦人は十八世紀より既に大臣選舉權を有してゐたが、一八六一年に市會議員選舉權、一九〇九年には被選舉權を獲得した。同國は有名なるエレン・ケイを有する關係上、母性主義に基づける道德的運動も相當に盛んである(「母性保護論」参照)。
 【澳・伊の婦人運動】澳・匈國の婦人運動は澳國の婦人労働問題を主とし、匈國は婦人教育問題を主としてゐる。即ち前者はシュレジンゲル、ホツプ等の女子社會主義者が指導者となり、社會黨と協同の運動を以て發達して来た。後者は、幾多の女子職業學校及び職業婦人俱樂部を有する外に、婦人労働者の團體は中央地方に數個を算し、五萬の婦人労働組合員を有し、それらの多くは社會主義組合に屬するものである。伊太利の運動もまた教育方面にのみ注がれて見るべきものは少ない。

が、一九一〇年以來社會黨が婦人労働組合のために盡くす所あつた結果、八百有餘の婦人組合と十五萬の會員とを數ふるに及んだ。最近に於ける伊太利の婦人運動は参政權運動と廢娼運動が提携して、その中央機關婦人俱樂部を有してゐる。丁抹は参政權運動に目覺しく展開し、一九〇八年には市會議員の選舉權、被選舉權を獲得した。婦人の選舉權を最初に得たる和蘭はヒーローによつて指導され、一八九四年には政黨加入の權利を得、一九〇八年の萬國婦人参政權大會に於ては、大規模なる示威運動をヘーグに催した。社會黨の運動にはローランド・ウエスを首腦とする組合主義の運動が奏效してゐる。白耳義は中産階級と労働階級の運動が明らかに區別されて發達し來たり、前者はホリベン女史、後者はゾアンダーベルト、カンムドの二女史が社會黨員として指導して来た(「婦人労働問題」参照)。
 藤田幽谷(フジタユウコク) 水戸藩の儒者、名は一止、次郎左衛門と稱した。藤田東湖の父である。立原東里に學んで絶才を賞せられ年十五にして彰考館生に擧げられた。爾來永く大日本史編纂の事業に従事して、史館の總裁となつた。人と爲り豪邁、

大節を持して下らず、爲に青年時代には建議した事が累をなして不敬罪に坐した。久しく史局に衝つて、修史の業大に見るべきものがある。また、勸農或間を著して藩政の五弊を發して、革新の急務を説いた。要旨は矢張り一般學者と同じく農本主義で勸農を以て唯一の富國政策となして居る。著書には正名論、修史始末、勸農或間等がある。
 不熟練労働者(フジユクレン) 【意義及び其發生】不熟練労働者とは、特別の教養乃至技術的訓練を有することなく、人間各自が平均的にその身體組織中に具備する労働力を提供する労働者を云ふ。マルクスはかゝる労働者の労働を「單純労働」と呼び、其形成に特別の修練を要する労働力、即ちその再生産に單純労働力よりも一層多量の労働を要するところの労働力の消費を「複合的労働」と呼んだ。
 不熟練労働者は、近世的機械工業が起るに及んで著しく勃興して來たものである。手工業が工業の主流を爲してゐる時代においては、各労働者の有する手工的熟練が、工業労働の基礎となつてゐた。従つて當時の労働者は大抵、熟練労働者であつた。即ち徒弟制度なるものがあつて、數年間修業を積んだ後、始め

て獨立の労働者(即ち年期上り職人)となり、進んでは親方となるのであつた。
 マニユファクチュアの時代においても「マニユファクチュア」(参照)、手工業的熟練は尙重要なものであつた。總ての作業はまだ人間の手によつて行はれてゐたのであつた。然るに近世的大機械工業が出現するに及んで、機械は人間の作業にとつて代つた。發達せる機械と分業とは、次第に労働を單純化して來た。機械工業によりて、特殊の熟練を要する労働は次第に減少して來たのである。
 【賃銀に對する影響】労働の單純化従つて不熟練労働者の増加は、近世的機械工業の大特色である。機械工業が現はれてからは、工業労働に従事し得る者は、必ずしも成年男子のみではなくなつた。婦人や小兒も工場に入つて夫たり父たる労働者と地位を争ふことになつたのである。されば労働階級の賃銀は一般に低下することゝなつた。労働賃銀なるものは、由來その労働力の再生産費によつて決定されるものである(「賃銀」参照)。換言すれば、當時において社會的に普通とされるところの生活を營み、妻子を養つて行く生活費によつて決定されるものである。然るに、労働が單純化し、年少にして既に獨立の労働者と

なり得る事や、婦人も小兒も共に勞働し得る事實は、勞働者の早婚を促し、その再生産期を短縮せしめるのみならず（『産業豫備軍』參照）、從來は夫たる勞働者の賃銀を以つて、一家の生活を支へることが普通とされてゐたのであるが、婦人も小兒も勞働に従事することが普通となつた爲め、それ／＼の勞働賃銀は、全家族の生活を支へるに不十分となり、漸く各個人の生活を支へ得るに過ぎないものとなつた。

【家庭に對する影響】かくて、勞働階級に對する資本階級の搾取は彌が上にも増加した。而して勞働階級の家庭は次第に破壊されて來たのである。父も母も、姉も兄も、それ／＼工場に赴いて終日の勞働に服し、いたいけな小兒と立居も不自由なる老母のみが残されると云ふ勞働者の家庭が、家庭的情味を生じ得ざることは云ふまでもない。それ／＼のものが、それ／＼の賃銀を得て歸るところの家が、恰も合宿所のごとき、下宿屋のごとき空気を生んで行くことも、亦避け難い勢ひである。

勞働の單純化と不熟練者の増加とは、また勞働階級における男女關係を自由にして、各々獨立の勞働者たる夫と妻との間には、昔乍ら

の庇護や服従は見る可くもない。彼等の結合は昔乍らの永續的全人的なものではなくなつたのである（『婦人職業問題』參照）。

【新社會の萌芽】然しこの家庭生活崩壞の傾向は、勞働の單純化によつて、勞働者が甲の産業部門より乙の産業部門へ、絶えず流動しつゝある傾向と共に、次代社會に於ける人類の生活を暗示する者である。父家長制大家族より近世の小家族へ、更に小家族より個人の獨立へと變轉し行くことは、社會原子化の傾向が齎らす必然の勢ひであらう。而して單純化されたことに依つて、次第に著しい苦痛となつて來た勞働は、勞働部門の絶えざる變化の爲めに緩和されて行く可きものである。されば資本制工業の熾熱によつて、益々勢を甚しくするところの勞働の單純化と、それに附隨するところの不熟練勞働者の増加とは、却て次代社會の地ならしをするものであると言はねばならぬのである。

不換紙幣（フカンシヘー）

【概説】不換紙幣とは政府が強制流通力を附した紙幣の一種であり、兌換紙幣と對立するものであつて、所有者が正貨との兌換を請求するもこれを許されない紙幣を指すものである。即ち一片の紙片に對して、政府が保證を

あれば、價格は下落し忽ちグレシヤムの法則によつて良貨を驅逐し去り、物價を奔騰させる。然し乍ら、不換紙幣に對する需要が旺盛な場合、その需要を充し得る程度に行はれるとすれば、價格の低落する處もなく、鑄貨を驅逐する處もない。それは我國で目下行はれてゐる五十錢、二十錢、十錢等の小額不換紙幣が最もよく説明してゐる所で、補助貨幣が拂底して小取引に際し甚だしき不便が醸されてゐるので、之を緩和する目的の爲めに發行されたものであり、需要額以上に發行される事のないものであるから、聊かの弊害も生ずる餘地がないのである。若し、これが財政上の困難から、乃至は需要額以上に發行されるとすれば、忽ちグレシヤム法則の支配する所となつて、正貨はその影を潜めて終ふのである。

不換紙幣は最初から不換紙幣として發行されるものと、兌換券として發行されたものが、政府に兌換能力が失はれる等の理由に依つて不換紙幣となつたものとの二種がある。何れにもせよ、不換紙幣の流通は通貨を紊亂せしめ財界を惑亂せしむる事が多いもので、各國ともに、その苦い經驗を味はされた事のあるものである。

【實例】不換紙幣の發行は、何れもその國の經濟上の困難、従つてその社會状態を反映してゐる者で、各國に於ける實例の主なるものを調べて見る事は、必ずしも興味の無い事ではない。不換紙幣の弊害の最も大なるものは佛蘭西革命當時に於ける佛蘭西のそれであつた。當時佛蘭西の政府は國內の動搖が絶えない爲、極度の財政的困難に陥つてゐた。其處で政府は、國內の寺領を全部沒收して之を保證にし一種の紙幣を發行した。これは將來寺領の賣上金を以つて償却することを約束した者であるが、一七八九年から一七九六年までの間に、政府は四百五十五億ルーブルと云ふ巨額の紙幣を發行したので兌換の見込は全く失はれ、紙幣價格は著しく低落して一七九六年には額面價格の千分の三、三三にしか通用し得ない事となつたのである。政府は、此紙幣の市場價格を、額面價格同様に引上げる爲め、百方策を回らしたけれども、何分にも巨額の紙幣の事故、政府の權力を以つてしても遂に回復する事が出来なかつた。然し政府がかくして焦慮してゐる間に紙幣價格は益々下落して、最早貨幣として通用し得ない事となつたので、この不換紙幣は自然に市場から驅逐されて終つたのである。英國では十八世紀

の末に外國との戰亂の爲め、巨額の資金を英蘭銀行から借り入れなければならぬ事となり、英蘭銀行發行の紙幣は兌換の可能を失ふ事となり、一七九七年には政府の命に依つて其兌換を停止する事となつた。この状態は一八二三年まで繼續してゐたが、同年以後は不換紙幣の發行を制限する事とした爲めに、價格の下落は間もなく防止し得た。米國に於いては一八六二年南北戰爭の戦費を支辨する爲めに發行された不換紙幣が、最も著しい弊害を齎らしたやうである。これは發行總額四億五千萬弗に達し、金に對する打歩が十六割四分に上つた事さへあつた。然し一八七九年以來、兌換の途が開かれてから、次第に整理され、今日尙兌換券として通用されてゐる。露國も亦不換紙幣に悩まされる事の多い國であつた。一七六八年に銅貨と兌換されるルーブル紙幣が發行されたが發行額が常に過大たつた爲め、價格は甚だ低廉となり額面同様の鑄貨と引き換へられる事はなかつた。然も一八五四年クリミア戰爭の開始されると同時に兌換を停止されその後兌換券として復活しても、正貨と同様の價格が維持された事はなかつた。近年ソヂキエツト政府が樹立され、從來有産者の所有に屬した貨幣價值を消滅させ

與へその信用を以つて貨幣としての職分を果さしめるものである。然し貨幣が價値の尺度として、交換の媒介として役立ち得るのは、貨幣それ自身商品であり、一定の價値を有し、従つて額面に表示されてゐる價格を代表してゐるからなのであつて、不換紙幣は此點に於て商品としては無價値である。不換紙幣は多くの場合、政府が財政上の困難を切り抜ける爲めに、當面の彌縫策として發行するものであり、その權力を以つて通用せしめるものであるから、國の信用を超越して、若しくは不換紙幣に對する需要を越えて發行される際には、勢ひ價格が低減し額面に表示された價値を以つて通用する事が出来ないものである。金爲替本位、跛行本位に於ける銀貨や、總ての補助貨や、或は又兌換券等は、表示價格丈の實質を有してゐないにしても、兎も角も材料となる金屬の價格を基礎とするものであつて本位貨幣と兌換されるといふ保證の下に流通するものであるが、不換紙幣に至つては、根據とす可き何等の價値をも有せず、且つば、兌換され得べき可能性をも持つてゐないのである。それはたゞ國家の權力に依つて支持され、その信用に依つてのみ流通してゐるものである。故に一朝その信用が失はれる、ことが

る爲に不換紙幣を濫發してからは、從來發行されてゐたルーブル紙幣は全く無價値となつて滅亡して終つたのである。獨逸は不換紙幣を發行する事の最も少い國であつたが、一九一四年の世界的戦亂が開始されると共に、巨額の不換紙幣を發行する事となり、マーク相場は著しく低落し、目下の處では容易に恢復し得る見込も立たぬやうである。

我が國も亦明治の初年に太政官札なる不換紙幣を發行したが、維新前に行はれてゐた藩札の下落に懲りた國民は、容易にこの紙幣を信ぜず、之を受取るのを好まなかつたので、正貨に對する六割餘の打歩を支拂はねばならなかつた事もある。當時の政府は維新後の財政的困難に遭遇してゐたので、この紙幣は總額四千八百萬兩に及んでゐた。次で七百五十萬兩の民部省小札が發行され、明治四年には獨逸制の新札を發行して、太政官札、民部省小札と引換へた。而してこの新札を以つて引換へる事の出来なかつたものは、兌換券と交換したが、明治十三年頃迄は依然として正貨と不換紙幣との均衡を得るに苦しめられてゐた。然し十五年に日本銀行が設立され不換紙幣の整理償却に努めるやうになつてからは、不換紙幣に依る弊害も悉く驅逐されて終つた

のである。

父系(フケー)

父系とは、母系と反對に、血統上、父方のみを認めて、母方を認めないのをいふ。即ち亂婚時代は元より、多夫多妻、多夫一妻等の婚姻關係を有する場合には、多く父親の系統が不明であるばかりでなく、子は母の生家に止まるが故に母の姓氏を繼いだのであるが、その後種々なる事情によつて父系の制が起されたのである(『母系』参照)。その種々なる原因に就ては定説がないが、(A)男子の權力が増大して來た事、(B)掠奪結婚が行はれた結果、女子は男子の許にあつて所有物として取扱はれ、従つてその子も男子の所有とせられるやうになつた事、(C)小兒は父の種なりとの觀念が發達して來たこと、(D)母系時代には有事の際父母の民族が相敵視する事があり得るを以て、その團結が頗る薄弱であつたので、生存競争上の必要からして、團結の鞏固なる父系團體に變遷した事等、凡そこれらの必要に基準したものが見られる。即ち斯くの如く父系制度がおこされると共に妻は夫の財産として取扱はれるを以て、妻及びその子は全く男子たる夫及び父の所有物となり、一族は全く父の氏族に屬する事となつた。従つ

て一家の團結力は鞏固となり、一旦事ある時も、母系時代の如く同民族内に敵味方を生ずるが如き事がなくなり、氏族としての戰鬥力が増大したのである。

不景氣(フケーキ)

不景氣とは長期に亙る産業特に商工業の沈没をいふ。その意味に於て不景氣とは事業界の慢性病態と解されてゐる。故に不景氣は工業的不景氣、商業的不景氣、産業的不景氣といふやうに呼ばれてゐる。その原因は經濟的、物的なものであつて、恐慌を伴ふことが多い。(『恐慌』参照)。

父權(フケン)

父權とは家父權の謂であつて、家族の支配者には其家族の家父が任じ、家族の全員が彼の家父權に服従するをいふ。父權は原始時代の大家族制度の場合にも既に確立されてゐたものであつて、家父は家長としての絕對命令權を有し、家族の全員に對しては生殺與奪の權能を有してゐた者である。(『家族』『家族共產體』参照)。然るにかゝる父權説に對して、現在の原始民族の婚姻事情、及び族制が研究されると共に、新に母權の主張が起された。この説によれば、プロミスクイテートの論據から、父權的支配に先行して母權的支配の時代

があつたとするのである。然しプロミスクイテートの主張は一般に架説たる事を承認せられるに至り、母權説もまた架説として斥けられるに至つた(『母權』『プロミスクイテート』参照)。此に於て人類の家族生活は、その最原始時代より父權的支配が確立されてゐたものであるとの説が認められるやうになつた。即ちこの時代にあつては、婚姻關係の成立の有無に係らず、妻は永くその生家に止まつて夫の家には入らず、夫が妻の家に通ふことが行はれてゐたと解され、妻並にその子は妻の生家の家父權によつて支配されてゐたものとされる。然し經濟生活の幼稚な時代にあつては勞働力として有用な女を夫の家に引かせる事は、その生家の經濟上の損失であつたが爲に、女子は永くその生家に止まり、その夫が妻の許に通つたのである。之れが必然の結果として、夫妻の間に生れた子は、母の生家の家族の一員として取扱はれ、父の權力は何らこれに及ばなかつた。然しその母が權力を有してゐるのではなく、その子は母の生家の家長たる家父の權力の下に置かれてゐたものであつた。故にこの場合は母方の姓を繼ぐ母系時代であるが、決して母權的支配が確立されてゐたものではなかつた。かくの如く母系は

必ずしも母權を伴ふものではないばかりか、嚴密な意味に於ては母權的支配の存在は認容されないものである。故に原始時代の母系法の存在してゐる事は事實であるが、母權もしくは母長なる事實は存在してゐなかつたと解すべきである。たゞその場合に注目すべき事は、生子が直ちにその父の權力に支配されてゐたといふのではなく、母の生家の家父の權力、即ち母の生家の父權の下に置かれたのであつた。家長權の最も強大であつたのはローマであつたが、古代日本にても家長は「いへぎみ」と稱せられ、家族に對し絕對權を有してゐたらしい(『母系』参照)。

復興院(フコウイン)

『帝都復興院』を見よ。

復興審議會(フコウシンギカイ)

『帝都復興審議會』を見よ。

富國論(フコクロン)

富國論はアダム・スミスの『國民の富の性質及原因に關する研究』(An Inquiry into the Nature and Causes of Wealth of Nations 一七七六年出版)の異稱で、或は『富國論』とも云はれ、自由主義經濟學の基礎を築いたものである。全篇を五に分ち、第一編には主として勞働、

服役結婚(フタエケツコウ)

服役結婚とは一種の賣買結婚であつて、妻を娶る報償として、女子の家の僕となり、ある期間だけその家族のために勞働して、然る後に女子を連れ歸つて妻となす事をいふのである。つまり妻を購ふに物品を以てした代りに自らの勞働を以つて之を購ふ制度である。何が故に物品を以てせずして勞働を以てしたかといふに、その多くは經濟的原因に由來してゐたものであるらしい。即ち女子に對して

ある報償を拂ふ事の出来ない者が、その負債を自己の勞働を以つて支拂つたのである。故に服役結婚の行はれたのは、主として賣買結婚の行はるゝ所に於て、而も同時に相並んで行はれたものである。されば或る論者は服役結婚を以つて賣買結婚と同一の範疇に入れて論じてゐる。

複合國(フクゴク)

複合國とは國家を國土によつて類別する際、これを法律上の解釋によつて區別したものであつて、單一國に對立する名稱である。即ち同君國家、國家聯合、聯合國家を總括したる名稱である。即ち奧地利匈牙利の如き同君國家、舊ライオン同盟の如き國家聯合、獨逸、瑞西の如き聯邦國家等は、日本の如き單一國に對して、これを複合國家と呼ぶのである。然るに二國以上の數國家が、一君主の下に結び、國際上の聯合をなす同君國家は元より、國家聯合と雖も政治的同盟關係の一層親密なるものに過ぎず、而もこの國家聯合が一層醇化したものが聯邦國家に過ぎないがゆゑに、國家發達の順序よりすれば、複合國家は單一國家の過渡状態にあるものと斷ぜられる。その一般を英國に求むるに、いふまでもなく現在の大不列顛帝國は單一國家であつて複合國家で

ないが、それが United Kingdom なる名稱を以て呼ばれてゐる事實は、同國が嘗て複合國家であつたことを語るものといはねばならぬ。即ち英蘭、蘇格蘭、愛蘭の三國が融合して今日の單一國家を形成したのである。故に英國は現在でこそ單一國家であるが、歴史的には複合國家であつた事を語つてゐる。此關係は殊に歐羅巴諸國には多くの事例を求めることが出来る。その意味に於いて、複合國は政治的同盟國が融合して、單一國を形成するまでの過渡的状态といふべきである(「國家聯合」「聯邦組織」参照)。

複本位(フクホンイ)

單本位が一種の金屬のみを本位貨幣とするに反し、複本位は二種の金屬を一樣に本位貨幣として流通せしむるものである。即ち金貨と銀貨とを一定の比價の下に本位貨幣たらしむるもので、十八世紀から十九世紀末葉までの間歐米諸國に行はれてゐた所の幣制である。これは國民經濟が今日の如く發達せず、貨幣の流通も亦從つて今日の如く頻繁でなかつた時代には、不便を感じられる事も少なかつたが、通貨の量が次第に増加して來ると共に、世人の貨幣に對する要求は、容量に比して價値の大なるもの、即ち重量容積の割合に多く

の價格を表章する物へと移つて行くので、遂に金單本位乃至は跛行本位に征服されて終つたのである。(「單本位」「平行本位」「跛行本位」「貨幣」参照)。

複選舉制(フクセンキョセー)

複選舉制とは普通の選舉投票によつて選舉人を選定し、而してこの選定されたる選舉人によつて、その目的とするところの選舉投票をなさしむる二重選舉法をいふ。米國の大統領及び副統領選舉、並に佛蘭西元老議院選舉は、かかる複選舉の制度によつて行はれてゐる。かくの如く複選舉制なるものは折衷的方法によるものであつて、本來の原則としては一人一票制度でなければならぬのであるが、國家の權機に任ずべき重大人物を選舉する事は、多數の民衆によつて成されるのが困難なる事情あるを以て、二重選舉制による折衷的方法を案出したに過ぎないのである。加ふるに野心家もしくは煽動者の如きものが現はれて民衆を欺く危険があると稱し、茲に一般公民をしてその投票權を行使せしめ、更に少數の選舉人をしてその人物の選擇を行はしめるに外ならない。この方法は普通選舉を行つて人物選擇の實質を行はしめんとするものであるが、その目的を達するには諸種の困難を有

する。蓋し、二重投票はその手續が困難であるのみならず少數の選舉人に對しては買収、結託、干渉等の事が行はれ易いため、結果に於ては極端なる制限選舉制度と變ることなき事實を招き易いものである。殊に合衆國の如き政黨政治の發達したる所に於ては、選舉のことは黨内の元老またはボスの手によつて定まり、憲法及び法律上の選舉投票は、たゞ形式を追ふに過ぎない有様を呈してゐる。故に複選舉制を單に結果に於てのみ觀察するならばデモクラシーの標語に對して一般公民を除外する事が出來ず、さり乍ら一般公民による直接の普通選舉制を採るならば、勞働階級に屬する政治家が、國家の權要政務に參画する危険あるを以て、看板はデモクラシーの原理を實行するが如くに見せて、その實制限選舉を行ふ必要に出でたものと見るのが妥當である。

福澤諭吉(フクザワユキチ)

【傳記】天保五年十二月、奥平藩士福澤百助の第五子として、大阪の倉屋敷に生れた。年少、新井白石に就て歴史を修め夙に長崎に赴いて蘭學を修めた。大阪に歸つて緒方洪庵に學び、安政五年江戸藩邸の蘭學塾の教師に擧げられた。これ後年に於る慶應義塾の濫觴で

ある。安政六年十二月、幕使木村攝津守の從僕となつて渡米し、親しく彼の地の文物に接觸するの機會を得た。その時始めて日本にウェプスター英字典を持歸つたのは彼であつた。歸朝して幕府の翻譯官となつた。その後、數度の洋行を終へて歸朝するや、先の藩塾を新錢座に移して慶應義塾と稱し、明治四年に至つて現在の三田に遷した。茲で彼が四十五年に互る生涯を通じての獨立自尊の教育を始めた。明治三十四年二月三日、病を以て歿するや、國を擧げて哀惜した。病中、明治天皇は功を賞して金五萬圓を賜つた。享年六十八。

ある」と、その見識を見るべきである。(2)著譯事業 彼の慶應義塾の事業と相對して、日本文化開發の導火となり、木鐸となつたものはその譯著と著述とである。萬延元年より死去の前年に至る四十年間、その著譯の數は、五十七種一百餘冊を計へる。彼が一生の心血は殆ど此事業に凝がれたと云つてよい。總括して福澤全集に收めてあるが、洩れたる者にも、福翁百話・同百餘話・新女大學・女大學評論・福翁自傳・丁丑公論・癸我慢之說等少くない。(3)時事新報 明治十五年、三田出身の俊才を率ゐて「時事新報」を創刊した。當時の新聞の多くは政黨の機關かさもなければ特殊の目的の爲めの新聞であつて、眞に社會の木鐸たるに足るものは一としてなかつたのであるが、時事紙の出づるや、彼自ら主筆となつて社説を擔當し、常に堂々の論陣を張り、極めて平民的の筆を執つた。公正健實の意見を吐いては一世を率ゐるの概があつた。一外人は之を英のタイムズ紙に比した。多くの著書に依て個人及び社會の經濟法を説いた彼は、時事新報に於て、時に應じて國家の財政經濟に關する諸問題を論ずること屢々であつたが、就中、西南役後政府が不換紙幣を濫發して戦後の財政を愈々擾亂させてしまつた時、彼は極力そ

の非を攻撃して止まなかつた。而して彼が常に論ずる國家經濟の主張は、自由貿易を重じた非干渉主義であつた。是れは彼の獨立不羈の立場にも由るが、また自己の修めたマンチユスター學派の經濟論に影響された所が少くない。

複稅制度(フクゼーセード)

租稅に國庫上の法則を始め、國民經濟に關し納稅者が遵守すべき法則が規定されてゐる。而してこれらの法則に適合すべき租稅を良稅といひ、然らざるものを惡稅といふ。然し一の租稅を以て悉くこれらの法則を具備する事は至難であつて、一方に長所あれば他方に短所があるといふ風である。例へば所得稅の如きは頗る良稅であるが、地方に於ては脫稅の行はれ易いものである。既に脫稅の危險があれば、能力適合の原則に反するばかりでなく、國庫の收入をも減少せしむる結果となる。故に諸國の租稅制度は斯る單獨の租稅による事を避け、種々の特色を有する租稅を併立せしめ、以て一國の租稅制度全體の上に適用せしめ多額の收入を擧げんとしてゐる。斯くの如きを複稅制度といふ。故に複稅制度は單に歷史的結果によるばかりでなく、實際上の必要が自然に多數の租稅を併立せしめた結果に

よるものである。即ち租稅の法則の要求に従ひ各種租稅の性質を研究し、その最も優良なるものを選んだのである。然し複稅制度がその組織の妥當を缺くに於ては、徒らに課稅の複雑を増すのみであつて、實際に公平を期し難い憾がある。殊に租稅制度は動もすれば極端に走り易く、その結果重復課稅の弊に陥り易い故に、課稅をなす上に於ては理論上、實際、幾多の注意を要する。

フランクリン(ベンジャミン)

ベンジャミン・フランクリン (Benjamin Franklin) 一七〇六年一月六日米國ボストン市に生れた。最初同市の高等學校卒業後、家事を繼いで蠟燭製造業に従事したが、兄より印刷術を習ひ一七二八年フィラデルフィア市で印刷業を開業し、新聞を發行した。彼はなほ本業の傍ら電氣學を研究し、避雷針を發明した。一七三六年フィラデルフィア植民議會の書記官となり、一七三七年には同郵便部長官に任命されたが、一七五七年より一七六三年に至る間、及び一七六六年より一七六七年に至る間、同植民地を代表して倫敦に駐劄し、印刷稅法撤廢運動に参加して大貢獻をなした。また一七七六年の米國獨立宣言は主として彼れの筆になつたと云はれてゐる。一七七六年より八

五年に至る間公使として巴里に駐在したが、一七九〇年四月十七日ベンシルヴァニア州知事在任中、フィラデルフィア市で逝去した。フランクリンは政治家、外交家たるに止まらず、深き學殖を有した。アダム・スミスに先だつ五十年前に於て、勞働が最も公正なる價値の標準なることを指摘し、又マルサスと殆ど同一なる人口論を唱へた。

佛蘭西貨幣制度(フラン)

【沿革】十八世紀の終りまではリーグルを單位とする制度が行はれてゐたが、一八〇三年に至り、ナポレオンに依つてフランを價格の單位とし、一フランを百サンチームとする十進法が制定された。これは金銀共に無限法貨たらしむる複本位制であつたが、金銀價格の變動に依つて、通貨の紊亂を生ず事が頻りであつた。一八六六年に至つて、等しく佛蘭西の幣制に則つてゐた白耳義、伊太利、瑞西の諸國は、何れも佛蘭西同様の通貨難に苦しめられた結果、共通の苦痛を逃れる爲めに、羅典貨幣同盟なるものが結ばれ、複本位制の確立と、小銀貨の流出とを防ぐ可き條約が締結された。又、その翌年には世界の幣制を統一する爲めに、巴里に於いて國際貨幣會議が開催されたが各國とも當時既に經濟的發展が、重

量容積に比して價値の大なる貨幣を要求する状態に達してゐたので、多くの商業國は金貨を世界貨幣たらしめんとする意向を持つてゐた。佛蘭西も亦、此形勢に動かされて、一時は金單本位制を採用するかに見えたが、恰も普佛戰爭の勃發を招き、且つ戰敗した結果多額の償金を支出せねばならぬ事となつたので、經濟上の疲弊甚しく、更に苦痛を増す可き金單本位制の施行は全く望む可からざる事となつた。而も戰捷の獨逸は佛蘭西より得た償金を以つて、金單本位制を採用したので、銀貨は急激なる勢ひを以つて流出し始め、その多くは佛蘭西及び白耳義に流入した結果、銀價格は著しく低減して佛蘭西も亦甚しき打撃を蒙るに至つた。斯くの如き通貨上の難關は佛蘭西のみに限らず、他の羅典貨幣同盟參加諸國も等しく逢着してゐた所であつたので、同盟國の意向は次第に銀貨鑄造の制限に傾き、一八七八年の同盟會議に於いては遂に五法の銀貨及金貨の鑄造禁止が決議されるに至つた。かくて銀貨の自由鑄造が禁止され、金單本位に近き跛行本位の採用されて後、金價格の變動はしきりに行はれ、その間に開きの生ずる事も一切でなかつたので、一八八五年に至つて同盟條約は再び改訂するの必

要に迫られる事となつた。同年の會議に於ける主要の問題は、同盟脫退の際に於ける五法銀貨の處分策であつて、遂に「同盟を脱退したる國は他國內に流通する自國の五法銀貨を回收す可し」と一條が加へられるに至つた。その後一八九七年及一九〇八年に兩度補助貨幣の増鑄が定められ、人口一人に付き十六法の割合で補助貨が鑄造され得る事となつた。これが今尙引續いて行はるる幣制であつて、要するに一八〇三年に確立し一八〇六年からは、複本位制より跛行本位に移つて現代に及んだものである。

【現状】現在行はるる幣制は、一八〇三年法の規定を基本とするもので、金貨・銀貨・銅貨及び紙幣が流通して居る。

- (1) 金貨 は四十法、二十法の二種で、金の品位は九百の純分と百の雜分とより成つてゐる。
- (2) 銀貨 は五法、二法、一法、七十五サンチーム、五十サンチーム、廿五サンチームの六種で、品位は金貨同様九百の純分と百の雜分とより成つてゐる。
- (3) 銅貨 は五サンチーム、三サンチーム、二サンチームの三種で純銅によつて造られてゐる。
- (4) 紙幣 は千フラン、五百フラン、百フラン、

五フランの四種で、何れも佛蘭西銀行からの發行されて居り、最高制限額を五十八億フランとし、發行準備に就いては何等の制限もないが、實際に於いては發行額の七八割は兌換可き正貨が用意されてゐる。

佛蘭西革命(フランスカクメー)

【原因】佛蘭西革命の內面的原因と見るべきは、いふまでもなく在來の被支配階級たる商工階級の勢力が増大し、これと支配階級たる僧侶、貴族の階級との衝突せる結果に外ならなかつた。故にそれらの社會的、經濟的なる原因は頗る複雑なるものがあるけれども、直接の政治的原因となつたものは、ルイ十四世以來の專制主義と、それによる人民の苦痛に外ならなかつた。即ち、佛蘭西はルイ十四世以來、歴代の君主が專制主義を勵行し、重稅を賦課し、人民を殺戮すること甚しかつたが故に、怨嗟の聲が漲つてゐた。加ふるに當時の土地分配の制度は甚だ不平均極まるものであつて、納稅の義務を負はざる少數の貴族僧侶が約その三分の二を領有し、驕奢を極めてゐた。これに比較して平民階級は、土地を有するものが稀であつたのみならず、徒等の負擔は頗る重く、民權は抑壓せられてゐたのである。然しまた一方には十字軍遠征以來、交

通運輸の状態が開かれ、従つて商業取引も各地に行はれるやうになつて来たので、商業が盛んとなり、これに従事する人間の數も増して来て、商工業を中心として發達したる諸都市は發達たる意氣を示して貴族階級の階級と對峙することになつてゐた。つまり一般市民の階級は壓制を蒙りつゝも、尙ほ新興階級としての發達たる勢力をば、一方に貯へつゝあつたのである。加ふるに十八世紀後半に於ては、ルソー、ヴォルテール、モンテスキュー等の革新文學者の一團が現はれ、自由平等の說を主張して君主特權の打破を叫び、民主主義の思想は一般の人心を促しつゝあつたのであるが、かゝる要求は一七七六年合衆國が獨立して共和政治を布くに至るや、直ちにこの政治主義を自國に採用せんとする傾向を馴致するやうになつたのである。内外の關係がかかる状態に置かれてゐた時、ルイ十六世は即位した。當時、佛蘭西の財政状態は紊亂の極に達し、負債は山積してこれが整理の急を告げてゐた。即ち彼はチュルゴ、ネッケル等を擧げて局に當らしめ、次でカロリヌを擧ぐるに及び、却つて失策を重ね、收拾するに由なき有様を現出した。茲に於て、國民議會を招集することを以て最後の解決をなさんとし

たが、遂に議場に於いて貴族僧侶を代表する議員と、市民階級を代表する議員との間に紛擾を醸し、大革命の導火となるに至つた。これ一七八九年のことである。

【國民議會】 佛蘭西革命の經過を説くに當つては、これが平靜を見るに至るまで多年を要したが故に、國民議會、立法議會、國民集會、督政官の各時代に分つて見るが便である。その第一期をなすのが國民議會時代であつて、一七八九年六月より一七九一年九月までを指す。ルイ十六世が窮餘の一策として案出したる國民議會は、一七八九年五月ベルサイユに開設せられたが、劈頭に於て一院組織となすべきか、兩院組織となすべきかに就て、貴族僧侶と平民との兩代表者間に議論が沸騰し、結局平民議員は分離して會議を續け、自ら國民議會と稱し、ラファイエット、ミラボー等の有名なる政治家を中心として會議を續けた。ルイ十六世は最初之が中止を命じたけれども、その團結が意外にも鞏固なるを知り、却つて貴族僧侶等を諭してこの會議に出席せしめた。然るに王后マリー・アントアネットは國王を勧誘して兵力を加へんとしたので、ミラボー等が王兵の撤回を要求して容れられなかつたことにより、遂に兩者の衝突は現出さ

れ、國土の壓制と貴族僧侶の横暴を憎める平民の一團は、國事犯人を救はんとしてバステール牢獄を破壊し、看守數十人を殺害するに至つた。これ佛蘭西に大革命が起された最初の目であつて、實に一七八九年七月十四日の事件である。この影響は佛蘭西全國に及び、放火殺戮の悲惨は所在に現出された。然るに國王はまたも兵力を以つて暴動を防遏せんとしたるが故に、四萬餘の暴徒はベルサイユ王宮を襲撃し、正に國土及び王妃を捕縛せんとしたるも、護國軍長官ラファイエットの解放によつて僅かに事なきを得、デュレリー王宮に幽閉されることとなつた。こゝに於て議會をパリに開き、ミラボー等が首領となつて改革を斷行し、貴族僧侶の特權を放擲せしめ、一七九〇年より翌年に至るまで、大いに行政司法、宗教上の改革をなした。即ち從來の州制を廢して縣郡制を布き、民選の裁判官を以て曲直を判せしめ、寺院の不動産を沒收し、信仰の自由、出版の自由を許して民權を伸張せしめた。一七九一年ミラボーは病歿したけれども、國民議會は溫和共和說を主張するジロンド黨と、過激說をなすジャコピン黨によつて占められたが故に、國王も身の危險を憂ひて國外に遁走せんとし、捕へられて上宮に

幽閉された(六月二十日)。間もなく國王は國民議會と妥協するを以て得策なりと考へ、議會が制定せる憲法に認可の調印をなしたるが故に、國民議會は同年九月を以て解散することとなつた。

【立法議會】 立法議會は一七九一年十月新憲法下に開かれた議會であつた。その議員總數七百四十五人の多くは少壯有爲の代言人又は文學者であつた。而してその黨派別を見るにラファイエットを首領とする立憲黨が右黨をなし、ローラン、デウムリエーを首領とするジロンド黨が中央、マラー、ダントン、ロベスピール等のジャコピン黨が左黨をなした。その中で中央黨が最も勢力を有し、立憲黨は最も少數であつた。然るにこの時、埃太利及普魯西の二王が、佛蘭西王救援を名として來寇したるが故に、立法議會は一七九三年四月兩國に宣戰を布告し、デウムリエーを總大將として防備せしめたが、兩國軍の勢力盛にして到底敵すべくもなかつた。然るに兩國の外寇は偏に國王の要請なりと解したる國民は、同年八月王宮を圍まんとしたので、國王は、驚愕して議會に投じて救助を求めた。然るに議會は國王を捕縛してタンブルの獄中に幽閉し、加ふるに王黨、立憲黨の國事犯人二千人

を虐殺するに及んだ。斯くして敵國への内通者をなからしめ、軍兵を徴發して聯合軍を退去せしめた。茲に於てジロンド及びジャコピンの兩共和黨は、共和政治を目的とする新憲法を定め、一七九二年九月二十一日を以て立法議會を解散し、同日新に國民集會を招集することと決した。

【國民集會】 國民集會の時期は一七九二年九月より、一七九五年十月までの期間である。國民集會は議員數七百四十九人を有し、立憲黨、王黨は一人の影も止めず溫和過激の兩共和黨のみであつた。然しこの時も立法議會と同じく溫和派たるジロンド黨が多數を占めてゐたが、ジャコピン黨にはマラー、ダントン、ロベスピール等の前議會以來の諸名士を有したるが故に、議會の輿論は却つて後者によつて代表された。即ち先づ王政廢止を宣言し貴族の稱號を沒除し、共和政治の成立を公にし、一七九二年十二月に至り、議會が法廷となつて國王の罪跡を審議し、出席議員七百二十一人中、三三四對三八七の多數を以て死刑を宣告し、一七九三年一月二十一日遂に國王を死刑に處するに至つた。然るに國民集會のかゝる處決は、痛く内外の反感を招き、國內動王黨が内亂を起すと共に、埃・普・英・蘭・西・獨等

の諸國が聯盟して、四方より佛蘭西共和國を討たんとする議を策したので、共和政府はマラー、ダントン、ロベスピール等、九人を以て保安委員會を設定し、行政上の大權を掌握せしむると共に、革命裁判所を起して反革命運動を鎮壓する方針を採らしめた。然るに保安委員會は過激黨によつて組織されてゐたが故に、彼等は内は國民集會の統一を企てんとして溫和黨を壓迫し、外はカルノーをして義勇兵の總督たらしめて敵を驅逐し、苟も新政府に反抗せんとするものは、革命裁判所を通して刑罰し一大恐怖時代を招致したのである。然るに同年七月過激黨の首領マラーがコルデーなる一少女のために暗殺されるに至り保安委員會は壓制のかぎりを盡くし、マラー、アントアネット王后以下、一千餘人を捕縛して、悉くギロチンにかけて殺戮したのである。以上は新政府の恐怖政治の一斑であるが、然し地方に於ては著々として新制度を樹立し、度量衡制を採用し共和曆を實施し基督教の信仰を迷信なりとして禁止し、道理崇拜教を閉いて風教の改善を計る等、幾多治績の見るべきものがあつた。これによつてジャコピン黨は大いに勢力を増したが、之れとともに黨内の意見が二派に別れ、ダントン等の右傾派と